

平成23年第1回長瀬町議会定例会会議録目次

| | |
|----------|---|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |

3月10日(木)

| | |
|-------------------------------|----|
| ○開 会 | 5 |
| ○開 議 | 5 |
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介 | 5 |
| ○諸般の報告 | 5 |
| ○町長あいさつ | 6 |
| ○議事日程の報告 | 7 |
| ○会議録署名議員の指名 | 7 |
| ○会期の決定 | 8 |
| ○町長の施政方針 | 8 |
| ○町政に対する一般質問 | 14 |
| 1番 関口雅敬君 | 14 |
| 10番 渡辺強君 | 25 |
| 7番 大澤タキ江君 | 36 |
| 6番 新井利朗君 | 47 |
| 3番 大島瑠美子君 | 55 |
| 8番 梅村務君 | 61 |
| ○町長提出議案の報告及び一括上程 | 73 |
| ○議案第1号の説明、質疑、討論、採決 | 73 |
| ・議案第1号 長瀬町住民生活に光をそそぐ基金条例 | |
| ○会議時間の延長 | 75 |
| ○議案第2号の説明、質疑、討論、採決 | 77 |
| ・議案第2号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第3号の説明、質疑、討論、採決 | 79 |
| ・議案第3号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例 | |
| ○延会について | 81 |
| ○次会日程の報告 | 81 |
| ○延 会 | 81 |



3月11日(金)

| | |
|------|----|
| ○開 議 | 85 |
|------|----|

| | |
|--|-------|
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介 | 8 5 |
| ○議事日程の報告 | 8 5 |
| ○議案第 4 号の説明、質疑、討論、採決 | 8 5 |
| ・議案第 4 号 平成 2 2 年度長瀬町一般会計補正予算（第 4 号） | |
| ○議案第 5 号の説明、質疑、討論、採決 | 1 0 1 |
| ・議案第 5 号 平成 2 2 年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） | |
| ○議案第 6 号の説明、質疑、討論、採決 | 1 0 3 |
| ・議案第 6 号 平成 2 2 年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） | |
| ○議案第 7 号の説明、質疑、討論、採決 | 1 0 5 |
| ・議案第 7 号 平成 2 3 年度長瀬町一般会計予算 | |
| ○会議時間の延長 | 1 4 8 |
| ○議案第 8 号の説明、質疑、討論、採決 | 1 4 8 |
| ・議案第 8 号 平成 2 3 年度長瀬町国民健康保険特別会計予算 | |
| ○議案第 9 号の説明、質疑、討論、採決 | 1 5 1 |
| ・議案第 9 号 平成 2 3 年度長瀬町介護保険特別会計予算 | |
| ○議案第 1 0 号の説明、質疑、討論、採決 | 1 5 3 |
| ・議案第 1 0 号 平成 2 3 年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算 | |
| ○議案第 1 1 号の説明、採決 | 1 5 5 |
| ・議案第 1 1 号 長瀬町公平委員会委員の選任について | |
| ○議案第 1 2 号の説明、採決 | 1 5 6 |
| ・議案第 1 2 号 長瀬町公平委員会委員の選任について | |
| ○閉会について | 1 5 6 |
| ○町長あいさつ | 1 5 7 |
| ○閉 会 | 1 5 7 |

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第10号

平成23年第1回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年3月4日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成23年3月10日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

| | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|-----|---|---|-----|---|---|
| 1 番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君 | 3 番 | 大 | 島 | 瑠美子 | 君 | |
| 4 番 | 齊 | 藤 | | 實 | 君 | 5 番 | 野 | 原 | 武夫 | 君 | |
| 6 番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 | 7 番 | 大 | 澤 | 夕キ江 | 君 | |
| 8 番 | 梅 | 村 | | 務 | 君 | 9 番 | 染 | 野 | 光 | 谷 | 君 |
| 10 番 | 渡 | 辺 | | 強 | 君 | | | | | | |

不応招議員（なし）

平成23年第1回長瀬町議会定例会 第1日

平成23年3月10日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長あいさつ
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長の施政方針
- 1、町政に対する一般質問
 - 1番 関 口 雅 敬 君
 - 10番 渡 辺 強 君
 - 7番 大 澤 夕キ江 君
 - 6番 新 井 利 朗 君
 - 3番 大 島 瑠美子 君
 - 8番 梅 村 務 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第1号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第2号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第3号の説明、質疑、討論、採決
- 1、延会について
- 1、次会日程の報告
- 1、延 会

午前9時開会

出席議員（9名）

| | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|----|---|---|-----|----|
| 1番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君 | 3番 | 大 | 島 | 瑠美子 | 君 |
| 4番 | 齊 | 藤 | | 實 | 君 | 5番 | 野 | 原 | 武夫 | 君 |
| 6番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 | 7番 | 大 | 澤 | 夕キ | 江君 |
| 8番 | 梅 | 村 | | 務 | 君 | 9番 | 染 | 野 | 光 | 谷君 |
| 10番 | 渡 | 辺 | | 強 | 君 | | | | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|---|------------|---|---|---|---|---|
| 町長 | 大 | 澤 | 芳 | 夫 | 君 | 副町長 | 平 | | 健 | 司 | 君 |
| 教育長 | 新 | 井 | 祐 | 一 | 君 | 会計 事務代理 | 染 | 野 | 真 | 弘 | 君 |
| 総務課長 | 大 | 澤 | 彰 | 一 | 君 | 税務課長 | 野 | 原 | 寿 | 彦 | 君 |
| 町民課長 | 福 | 島 | | 勉 | 君 | 健康福祉 課長 | 浅 | 見 | 初 | 子 | 君 |
| 地域整備 観光課長 | 中 | 畝 | 健 | 一 | 君 | 出納室長 | 染 | 野 | 真 | 弘 | 君 |
| 教育次長 | 大 | 澤 | 珠 | 子 | 君 | | | | | | |

事務局職員出席者

| | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|--|---|----|---|---|--|---|--|--|
| 事務局長 | 若 | 林 | | 実 | 書記 | 野 | 原 | | 徹 | | |
|------|---|---|--|---|----|---|---|--|---|--|--|

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（齊藤 實君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成23年第1回長瀨町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回長瀨町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（齊藤 實君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（齊藤 實君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（齊藤 實君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成22年11月から平成23年1月にかかわる現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

12月22日に、秩父市役所で「秩父地域議長会役員会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

平成23年1月7日に、秩父消防本部で「消防出初式」が開催され、副議長関口雅敬君、広域市町村圏組合議会議員新井利朗君、野原武夫君ともども出席いたしました。

1月13日に、埼玉県知事公館で「県と市議会議長会・町村議会議長会との新年懇談会」が開催され、出席いたしました。

1月17日に、農園ホテルで「JAちちぶ新年祝賀会」が開催され、出席いたしました。

2月1日に、秩父市役所で「第7回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

2月2日に、秩父地域議長会の「正副議長及び事務局長合同視察研修」が開催され、川島町の埼玉県防災航空センターと上尾市の埼玉県総合リハビリテーションセンターを副議長関口雅敬君、事務局長ともども視察いたしました。

2月15日に、埼玉県県民健康センターで埼玉県町村議会議長会の「正副議長及び事務局長合同研修会」

が開催され、副議長関口雅敬君、事務局長ともども出席いたしました。

3月1日に、埼玉県県民健康センターで埼玉県町村議会議長会の「平成22年度定期総会」が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。本日、3月定例議会が開かれるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、平成23年第1回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

先月22日にニュージーランドのクライストチャーチで巨大地震が発生し、大きな被害がありました。数多くの邦人留学生等も被害に遭われ、犠牲になられた方々のご家族に心からお見舞いを申し上げます。

さて、国の2011年度予算案は、1日未明の衆議院本会議で、民主党、国民新党等与党の賛成多数で可決され、参議院に送付されました。憲法の規定により予算案は、参議院へ送付後30日で自然成立するため、年度内成立が確定いたしました。が、予算関連法案は、依然、成立のめどが立たず、年度を超えても、この状況が続いた場合、国民生活や企業活動に幅広く影響が出るのが懸念されております。

特に関連法案のうち特例公債法案が成立しなければ、国の借金である赤字国債を発行できず、歳入不足で予算執行に大きな支障が出るのが予測されます。最悪の場合、与野党対立のまま6月22日の通常国会会期末が迫ると、政治不信から財政不安が高まり、国債が投げ売りされ、国債価格が暴落する可能性もあり、リーマンショックを上回る悪影響を国家経済に与えることになるのではないかと懸念をしているところでございます。

こうした事態を收拾するためには、菅内閣が内閣総辞職が衆議院解散を約束し、早期退陣をしていただくしか方法はないのではないかと考えておるところであります。

町では、こうした国の情勢に左右されず、町民の皆様を少しでも解消していくため、安心・安全に暮らしていけるまちづくりを進めることが必要と考え、日々、取り組んでいるところであります。

なお、町政の基本方針は、施政方針の中で述べさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

さて、ここで12月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、地域整備観光課関係について申し上げます。長瀬中学校校舎耐震補強及び大規模改修工事は、本年1月に完成の運びとなりました。この工事については、夏休み期間に集中的に進めてまいりましたが、一部工事については、2学期中にずれ込んだ状況にありました。しかしながら、事故もなく無事に完了することができ、改めて関係者の皆様のご協力に感謝申し上げます。

園地「四季の丘」整備事業は、埼玉県緊急雇用創出基金を活用し、宝登山県造林伐採跡地にロウバイの

植栽や遊歩道などを設け、園地として整備したもので、昨年末をもってシルバー人材センターへの委託事業が完了しました。おかげさまで、園路の整備や満月ロウバイなど500本を植栽することができました。既存のロウバイ園や周囲のロケーションとあわせて多くの観光客の皆様にご堪能いただいているところであります。

3月6日に恒例となりました「長瀬火祭り」が宝登山山ろくで行われ、大勢の観光客の皆様に来町いただきました。この祭りは、秩父路に春を告げるお祭りとして、観光シーズン本番に向けての誘客に期待をかけているところであります。

最後に、教育関係でございますが、毎年恒例の成人式を1月9日に行い、新たに109名が成人の仲間入りをしました。今年度は、諸般の事情から会場が変わるなど心配した点もございましたが、ご案内のように大過なく盛大に実施することができました。議員の皆様にはご出席を賜り、ともに成人の門出を祝っていただき、ありがとうございました。

例年実施しております「長瀬町スポーツ賞授与式」を去る2月26日に行い、功労賞1名、本年度各種大会で優秀な成績をおさめた金賞、個人13名、団体2団体15名、銀賞、個人4名、団体で中学校の運動部5団体40名に対し、その功績をたたえました。

次に、中学校体育館外トイレの新築工事でございますが、1月中に完了し、体育館利用者と運動場利用者の両方が使用でき、身障者用も備えた使いやすいトイレに整備できました。

最後に、今後の予定でございますが、3月13日には、恒例の公民館・ホーム祭りを中央公民館で開催します。日ごろの練習の結果を作品展示や舞台発表等で行い、また利用団体による模擬店も出店されておりますので、議員の皆様にも、ぜひ時間をつくっていただき、お出かけいただきたいと存じます。また、小中学校の卒業式、入学式については、既に各学校からご案内が届いているかと存じます。児童生徒の成長した姿をご激励いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

以上、今定例会までの主な事業等についての報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例の新規案1件、一部改正案2件、補正予算案3件、新年度予算案4件、人事案件2件、合わせて12議案であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。いずれも町政進展のため重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。

◇

◎議事日程の報告

○議長（齊藤 實君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齊藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

6番 新井利朗君

7番 大澤タキ江君

8番 梅村 務君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（齊藤 實君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から14日までの5日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から14日までの5日間とすることに決定いたしました。



◎町長の施政方針

○議長（齊藤 實君） 日程第3、町長の施政方針。

町長、施政方針をお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） 本日ここに、平成23年第1回長瀬町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、日々町政の推進にご尽力いただいていることに対し、敬意を表しますとともに感謝申し上げます次第であります。

平成23年度の当初予算案を初め諸議案のご審議をお願いするのに先立ち、新年度に当たりましての町政運営に対する基本的な考え方や主要な施策などについて申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成20年のアメリカの金融危機に端を発した景気の悪化は、海外経済の改善や緊急経済対策の需要創出・雇用の下支えにより、一時持ち直しの兆しが見えてきましたが、急速な円高・デフレ状況に対して、昨年の夏以降先行きの不透明感が強まり、雇用も依然として厳しい状況になっております。

地方財政計画では、地方税の伸びを前年度に対し微増と見込んでおりますが、地方経済では景気低迷が続いており、町税の伸びは期待できない状況にあります。

一方、歳出においては、人口減少・少子高齢化社会に向けた社会保障経費、学校教育施設の耐震化、大規模改造等の建設事業や臨時財政対策債の発行に伴う公債費の増加が見込まれています。しかしながら、非常に厳しい状況下においても、的確に住民ニーズを把握し、限られた財源の中でサービスの維持・向上に努めていかなければならないと考えています。

平成23年度当初予算の編成に当たりましては、住民生活に直結した、優先順位の高い事業を中心に、限

られた予算を効果的、重点的に集中させ、第4次長瀬町総合振興計画を着実に推進することといたしました。

特に少子化対策については、少子化の克服に向け、若者の町内定着、子育て・教育の充実など、さまざまな施策を進めることといたしました。

また、「最少の経費で最大の効果を発揮する」ため、職員一人一人が危機感と経営感覚を持って事業に取り組み、歳入の確保やコストの削減、既存の事業につきましても継続的な見直しを行いました。

それでは、平成23年度における主要な施策をご説明いたします。

初めに、「町民と行政の協働によるまちづくり」について申し上げます。

今後「地域主権」の推進や少子高齢化の進展などに伴い、ますます複雑多岐にわたる町民ニーズに対応するとともに、効果的、効率的な行財政運営を行うため、行政と町民の皆様の創意と活力ある協働のまちづくりを進めてまいります。

窓口業務の開庁につきましては、引き続き住民サービスの向上を図るため、毎月2回、金曜日の夜間と毎月最終日曜日に実施してまいります。

さらに、納税者の利便性を高める納税機会をふやすため、コンビニエンスストアでの収納業務を開始します。取り扱い税目は、固定資産税、軽自動車税、住民税及び国民健康保険税の4税目であります。

「行政情報の提供」では、「広報ながとろ」や町のホームページなどを活用した情報提供を推進してまいります。

「まちづくり推進体制の整備」では、まちづくりの主役である町民の皆様から幅広く町政へのご提言などをいただき、町政に反映させるため、「町への提案制度」を行うとともに、各種委員の公募や女性の積極的な登用、審議会などの会議の公開、町民の皆様が心豊かでふれあいのある住みよい地域社会を築くためのコミュニティ協議会への活動支援、各行政区が行う環境整備事業に対し助成する地域振興対策事業補助金制度、さらに町民の皆様が自主的に行う地域づくり事業や社会福祉事業などの公益性のある事業を支援する共催・後援事業補助金制度などを引き続き実施してまいります。

「定住自立圏構想」では、「集約とネットワーク」の観点のもとで、秩父地域1市4町がさまざまな分野で相互に連携・協力し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培うことで魅力あふれる地域づくりを目指します。

本年度は、圏域全体の生活改善機能の強化を図るため医療体制の充実を図ります。また、圏域内の自治体職員の資質を向上させ、マネジメント能力を強化するため、専門家の方をお招きして、圏域全体を活性化する取り組みを推進してまいります。

次に、「快適な環境と安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。

まず、「交通体系の整備」は、町民生活に最も密接した生活基盤として重要な役割を担うものであり、その整備、改良は快適な生活を送る上で必要不可欠なものであります。町内の全域にわたり、町道の改良、舗装、側溝整備などを積極的に実施し、人にやさしい道路整備を行ってまいります。

また、産業の振興や活力あるまちづくりのためにも、国道140号を初め県道の改良促進を県に要望してまいります。

「交通安全対策」では、町民の皆様交通安全意識への高まりや関係団体の皆様の啓発活動のご努力などから、平成18年7月18日から平成22年11月13日まで、町内の交通死亡事故はありませんでした。しかし、11月14日に大字長瀬地内で軽貨物車と歩行者の交通事故が発生し、歩行者が亡くなるという事態となって

しました。

この事故原因などを検証した結果、現場付近に道路照明を設置いたしました。

最近では、交通事故件数も減少傾向にありますが、交通事故の撲滅・抑止を目指して、引き続き、各種交通安全推進団体との連携による交通安全の啓発に努めるとともに、通行危険箇所や交通事故の発生が懸念される場所にガードレール、カーブミラー、道路照明灯を設置するなど、交通安全施設整備に努め、交通事故のない、まちづくりに取り組んでまいります。

また、国・県道の自歩道整備の促進も要望してまいります。

「防犯対策」では、町民一人一人の防犯意識の高揚や自主防犯組織の育成・支援に努めるとともに、警察や関係団体との連携により地域防犯機能を強化し、地域の自主防災・防犯組織や交通指導員、各種ボランティア団体などによる防犯パトロール活動を行ってまいります。

また、県の緊急雇用創出基金を活用し、防犯灯を蛍光灯からLED防犯灯に交換し、省電力、省エネルギーという地球環境への貢献と経済効果を図ってまいります。

「住環境の整備」では、住宅に困窮している低所得者が、快適な環境の中で安全で安心して暮らせるよう町営住宅の適正な維持管理を行います。このため、長寿命化計画を策定し、効率的で快適な町営住宅の供給と多様な住宅ニーズへの対応を図ってまいります。

また、生活道や排水路の整備など、良好な居住環境整備を計画的に行ってまいります。

さらには、定住人口の増加を図るため、町が造成した宅地の分譲を行う「長瀬町若者定住促進宅地分譲事業」を推進してまいります。

「危機管理対策の推進」では、当町は自然環境に恵まれている一方で、河川の護岸の侵食や崩壊なども多いことから、地域住民の生命や財産を守るために、水路整備・護岸整備を行うとともに、荒川や砂防指定地の護岸工事、流路の整備改修の促進を要望してまいります。

また、土砂災害から町民の皆様方の生命、身体及び財産を守るため、県による「土砂災害防止法に基づく基礎調査」が町内各地区で予定されております。井戸地区では急傾斜地崩落対策工事も予定されておりますが、町としても地域住民の安全確保のため、県の事業に協力してまいります。

さらに、町民の皆様方の安全な暮らしを守るため、消防防災設備や資機材の充実、消防防災活動の支援に努めてまいります。特に火災発生時に有効な消火活動が行えるよう、地域防災の中核として活動する消防団の活性化を図ってまいります。

また、台風や地震などの自然災害に備え、非常食などを備蓄するとともに、地域防災体制を強化するため、町民の皆様に対し、防災意識の啓発や自主防災組織の育成・支援に努めてまいります。

特に今年は準備ができ次第、自主防災組織を主体とした、避難訓練の実施を地元の区長さんを初め消防関係団体のご協力を賜りながら推進してまいりたいと考えております。

「自然環境の保全・景観形成」では、当町は全域が県立長瀬玉淀自然公園に指定されており、歴史や文化を踏まえ、水と緑を生かした美しい景観の保全に努めるとともに、ハナビシ草園を初め多くのボランティアや町民参加による花いっぱい運動を展開し、地域景観を花と緑で美しく保ち、年間を通して花を楽しむよう、美しいまちづくりを推進してまいります。

また、国際的な環境問題となっている地球温暖化の大きな要因の一つの温室効果ガスの抑制に努めるため、当町では住宅用太陽光発電システム及び高効率給湯器の設置に対する補助を行うなど各種事業に取り組んでまいります。

「環境衛生の推進」では、行政区の協力を得ながら春と秋に行う「ごみゼロ運動」により、地域美化清掃運動を実施するとともに、不法投棄パトロールによる撤去作業なども実施し、美しいまちづくりに努めてまいります。

また、ごみ処理につきましては、生ごみ処理機の購入補助を初め、アルミ缶などの有価物回収奨励金制度により、ごみの減量化、資源化を引き続き図ってまいります。

下水道区域以外の生活環境の向上と水質保全を図るため、既設の単独浄化槽やくみ取り式から合併浄化槽への転換、また新設を行う方に対し、補助金を交付いたします。

次に、「健康で生きがいのあるまちづくり」について申し上げます。

まず、「高齢者の福祉」では、当町の高齢化率は29.2%と毎年高齢化が進展しており、運動機能低下や認知症により日常生活を行うことが困難になっている高齢者が増加しているため、介護保険制度などを活用し、福祉の充実を図っていく必要があります。

このため、現在の「第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を改定し、各種の高齢者施策を推進してまいります。

特に「地域包括支援センター」では、高齢者や家族に対する相談や介護に必要な情報の提供を行うとともに、要介護者に対する虐待防止や権利擁護などの機能強化が求められており、今後も介護保険サービス事業者や医療機関等との連携を図り、高齢者が住みなれた地域の中で安心して暮らしていけるよう、サービスの充実に努めてまいります。

「障害者福祉」では、障害者が、適切なサービスを受け、安心して自立した生活が送れるよう、障害福祉サービスの充実を図ってまいります。

平成23年度は、障害福祉計画の改定時期であるため、障害者のニーズに的確に対応したサービスの提供ができるよう、第2期障害者福祉計画を改定し、身体障害者・知的障害者・精神障害者の3障害を一括してサポートする障害者自立支援制度の推進を図ってまいります。

「児童福祉」では、少子化対策が最も重要な課題であると認識しております。このため、平成21年度に改定した次世代育成支援行動計画に基づき、全庁を挙げて子育てを総合的に支援してまいります。

まず、保育の充実でございますが、平成21年度にたけのこ保育園、平成22年度に高砂保育園の園舎の改築が終了し、2園とも新しい園舎で保育が実施できるようになりました。そこで、町では、子育てにかかる経済的な負担を軽減し、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、平成23年度も保育料を据え置きといたします。

さらに、公設公営の放課後児童クラブ2カ所の運営と、民設民営の放課後児童クラブ1カ所に対する助成を継続し、保護者が安心して働くことができるよう子育て環境の充実を図ってまいります。

また、子育て中の保護者が孤立することなく、安心して子育てができるよう、子育て支援センター事業を充実させ、子育て総合窓口の設置や子育て相談、子育て訪問事業を実施してまいります。

さらに、中学校卒業前までのお子さんを養育している保護者に対し、3歳未満の場合は月額2万円、それ以外の場合は月額1万3,000円の子ども手当を支給し、生活の安定に寄与するとともに、次代を担う子供たちの健全育成を図ってまいります。

「こども医療費支給事業」では、平成22年度から医療費の一部助成を小学校卒業から中学校卒業までに拡大いたしました。引き続き、乳幼児、児童生徒の保健向上及び子育てにかかわる経済的な負担軽減を図ってまいります。

「健やかな健康づくり」では、平成22年度に改修した保健センターを各種がん検診や予防接種、乳幼児の定期健診、母子保健事業の拠点として活用してまいります。

今年度から子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を全額補助で実施いたします。

さらに、75歳以上の高齢者には、高齢者肺炎球菌予防接種の一部補助を実施することにより、疾病の発病や重症化を予防してまいります。

また、インフルエンザ対策として、65歳以上の高齢者や中学3年生に対して、引き続き、予防接種の一部補助を実施してまいります。

人間ドックにつきましても、昨年度に引き続き、40歳以上の国民健康保険加入者と埼玉県後期高齢者医療保険加入者を対象に一部助成を実施してまいります。

「介護予防対策」では、介護保険認定で非該当となった方や虚弱な方を対象に、転倒予防のための筋力アップや栄養改善などを取り入れた事業を引き続き実施してまいります。

また、元気に日常生活を営んでいる高齢者には、地区公会堂などの身近な場所を会場として、元気モリモリ体操の普及や認知症予防講習を実施し、これからも地域の中で元気に生き生きとした生活を送れるよう、元気高齢者の育成を図ってまいります。

「地域保健福祉」では、本格的な高齢社会に対応した、だれもが心豊かに安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する必要があります。そのためには、町民一人一人が共助の精神を持ち、地域ぐるみで福祉活動に参加していただくことが重要であります。このため、地域福祉の担い手である社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体の育成や活動を積極的に支援してまいります。

また、大量退職した団塊世代の活躍の場の確保も重要であります。このため、今まで培った技術や経験をフルに発揮できる環境の整備を図り、高齢者が就業を通じて健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、シルバー人材センターへの支援も引き続き実施してまいります。

「保険制度の適正な運営」では、特定健康診査と特定保健指導の効果的、効率的な受診、指導を推進するとともに、だれもが安心して医療を受けられる保険体制の安定化を推進してまいります。

次に、「活力のある産業を育てるまちづくり」について申し上げます。

まず、「農林業の振興」では、生産体制の強化や生産構造の改善により、特色ある農業を推進し、所得の向上と労働条件の緩和を図るとともに、後継者の育成と遊休農地の解消を促進してまいります。

また、近年多発している有害鳥獣による農産物の被害を最小限度に抑えるための防護施設の奨励や有害鳥獣の捕獲を実施し、農業の活性化を図ってまいります。

林業においては、適正な除伐・間伐を行い、森林の持つ多様な公益的な機能を発揮させるとともに、再生産が可能な環境にやさしい資材の木材を利用するため、多様な分野での間伐材の有効利用を促進してまいります。

また、森林の総合利用の推進、生活環境の整備、地域産業及び観光振興を図るため、林道の管理を実施いたします。

宝登山「四季の丘」事業では、平成22年度までに9団体のご協力により、広葉樹約1万本を植栽していただきました。平成23年度は、植栽後の下草刈り等の育樹作業を各団体がボランティアで実施していただく予定となっております。

また、昨年10月、宝登山山頂付近の県造林伐採跡地に長瀬中学校の3年生がロウバイを植栽した、園地

「四季の丘」事業につきましては、県の緊急雇用創出基金を活用し、引き続き整備を実施してまいります。

「商工業の振興」では、県や関係機関と連携し、新たな雇用の創出や町内産業の活性化を図るため、企業誘致や経営の近代化を促進するとともに、町内の商工業者の経営の安定や育成指導などに当たっている商工会に対し、支援をしてまいります。

また、厳しい経済状況下にある中小企業の経営の安定を図るため、各種公的融資制度の活用を促進するとともに、中小企業者が商工業施設の整備拡充、経営改善、その他経営に必要な資金を日本政策金融公庫から借り入れた場合、町が利子補給を行い、商工業の健全な発展を支援してまいります。

「消費者の保護」では、関係機関と連携し、消費者生活相談などの業務の充実や消費者としての権利意識の高揚を図るとともに、消費者団体の育成に努め、消費生活に関する自主的活動を支援してまいります。

また、雇用の拡大と安定を図ることを目的に、地域の特性や民間活力を生かした地域開発を推進している労働団体に対し、支援をしてまいります。

「魅力ある観光地づくり」では、地域活性化・きめ細かな交付金を活用し、宝登山並木参道観光トイレの改修を行います。また、県の緊急雇用創出基金を活用し、ハイキングコースの整備や新たな観光資源の開発など、埼玉県を代表する観光地として、さらなる魅力アップを図ってまいります。

また、長瀨町観光協会と連携を密にし、きめ細かい情報発信や観光宣伝イベントを通じて、長瀨町の魅力を広くPRし、観光客のさらなる誘客を図ってまいります。

次に、「心豊かな人をはぐくむまちづくり」について申し上げます。

まず、「ふれあいと個性を伸ばす学校づくり」では、新学習指導要領が全面実施されることを踏まえ、趣旨の徹底を図り、理解を深めるための指導を行い、小中学校教育の改善及び充実に努めるとともに、地域全体で学校教育を支援する体制を構築し、子供の成長過程に即したきめ細かな教育支援策に取り組んでまいります。

「教育支援」では、保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園への就園奨励費の助成を引き続き行うとともに、就学児童生徒に対しては、経済的に恵まれない家庭への補助制度等を実施してまいります。

今年度から、新たに学校給食費の補助制度を導入するとともに、中学生の電車通学における通学費の補助についても制度を改正し、補助枠の拡大を実施し、保護者の経済的負担を軽減してまいります。

「学習補助・人的支援」におきましては、不登校児童生徒や児童虐待等、問題を抱える子供たちへのきめ細かな人的支援策として、引き続き、中学校へ「さわやか相談員」を配置するとともに、「特別支援教育学校支援員」と「学習生活補助員」を小中学校に配置し、集団生活において個別に支援が必要な児童生徒に対して生活支援、学習補助などを実施してまいります。

「教育施設整備」では、学校施設の耐震化及び大規模改修工事として、長瀨第一小学校屋内運動場と第二小学校校舎の改修工事を実施いたします。

第二小学校の改修工事におきましては、空調設備の設置工事をあわせて実施し、これにより、懸案でありました学校施設の空調設備が、3校ともすべて設置されることとなります。

また、太陽光発電システムについては、第二小学校に設置工事を実施し、これらも3校すべてに設置されることとなります。

「社会教育・文化財施設」では、岩田総合グラウンド、国指定重要文化財「旧新井家住宅」につきまして、一部修繕を実施し、町民の利用や公開に利便を図ってまいります。

また、国指定重要文化財「旧新井家住宅」の公開事業では、さらなる周知と活性化を図るため、施設の特質を生かし、民間活力を導入したさまざまな催しを行ってまいります。

「青少年育成活動」では、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、「青少年健全育成長瀬町民会議」を核に、関係機関と連携した地域ぐるみの取り組みを推進してまいります。

また、地域の人材をボランティア活動の一環で組織化した「学校応援団」を3校に設置しました。今後一層の充実を図るとともに、学校・家庭・地域との連携をさらに強め、「地域みんなで育てる子供」「地域みんなで支える学校」の具現化に向けた活動が展開されるよう努めてまいります。

「人権教育の推進」では、さまざまな人権問題に対する理解と認識を深めるため、教職員を対象にした研修会の開催を初め、児童生徒を対象とした学校人権教育、町民を対象とした社会人権教育の充実に努めてまいります。

「歴史と文化の伝承」では、町民の自主的、創造的な文化活動を育成、支援していくため、文化団体への活動支援を実施するとともに、文化展など活動成果の発表、利用者同士の交流の機会を提供してまいります。

また、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、近代の貴重な写真資料を後世に伝えるため、郷土資料館資料収集事業を行います。

以上のような施策を盛り込み、平成23年度の当初予算案の編成を行いました結果、その規模は一般会計30億5,710万5,000円、対前年度伸び率0.6%の増、国民健康保険特別会計8億6,431万5,000円、対前年度伸び率3.3%の減、介護保険特別会計5億8,300万6,000円、対前年度伸び率3.3%の増、後期高齢者医療特別会計8,318万4,000円、対前年度伸び率1.3%の減となりまして、一般会計と国民健康保険特別会計などの3つの特別会計を合わせ、45億8,761万円、対前年度比0.1%の増となりました。

以上、平成23年度の予算編成と町政運営の基本的な考え方、主要施策の概要につきましてご説明申し上げます。

今後も、社会情勢の変化に的確に対応できるよう、あらゆる工夫を重ね、財源の確保と歳出削減に取り組むとともに、町民のニーズや新たな行政課題に適切に対処するため、改革の実践と行政サービスの向上に全職員と一丸となって取り組んでまいります。

議員の皆様を初め町民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（齊藤 實君） ただいまの町長施政方針について、町長より写しをお預かりしておりますので、後ほど事務局に配付いたします。



◎町政に対する一般質問

○議長（齊藤 實君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

それでは最初に、1番、関口雅敬君の質問を許します。

1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

職員の定数について町長にお伺いいたします。現在長瀬町職員定数条例では、職員の定数は90人と規定されています。しかし、以前から90人では多いとの町長の発言がありますが、将来的に職員は何人が適正とするのか、お考えを伺います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

職員数につきましては、平成14年度の97人をピークに年々減少しております。実は、私が調べたところによると、97人はあくまでも表面的な数字で104人いたことが事実であります。97人をピークといたしまして、年々減少しております。平成22年4月1日現在では88人となりました。また、平成23年4月1日現在では86人となる見込みであります。10年間で、公式な数字としては11人の11.3%の減となっております。しかし、これは平成14年度から実質的に新規採用職員の採用を見送った、そして退職の補充をしない中で職員数の減少を図ったという、その結果だというふうに考えておまして、これがいいかどうかということにつきましては大きな問題があります。それは職員の高齢化が進んで、内部の硬直化、新陳代謝がないというようなことになるというふうに考えておまして、これは大きな問題を抱えたというふうには実は反省しているところであります。将来的には、県からいろいろな仕事がおりにきておまして、数えると50を超えるような事業があって、これをどうするかということが、大きなテーマとなっております。

このように事務量の状況の変化、それが少なくなるのではなくて多くなるという現実から考えますと、そして定年が60歳ということ、これが65歳になるだろうというようなことも予測をされているわけでございますが、そういう中で具体的に今何人ということが、なかなか言えない状況でございます。ただ、80人台いっぱいぐらいまで減少する中で、職員の活性化と合理化を図っていくしかないのではないかと。人件費は固定費で、ある意味では大きな組織の中での負担になっていることも事実であります。これが負担にならないような職員の活動ということを私たちは期待しているわけでありまして、そういうことを考えますと、具体的に数値をとらうというご質問であれば、80ということの一つのテーマにして、これからもスクラップ・アンド・ビルド、スクラップとはまことに失礼な言葉ですが、おやめになった職員の補充を、5人やめれば3人にするというようなことで、職員のレベルアップを図ってやっていくしかないのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（齊藤 實君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） 町長、今具体的に数字は80という数字を発表していただきました。私が、これを質問をなぜしたかと申しますと、町長はいろいろなところで65人でいいのだと。町長は、解雇権が欲しいという話をあちこちのあいさつの中でしたり、あっちこっちで私は耳にしている、職員が、ちょっと資質に欠けているとか、いろいろなことをこの議会でも聞かされました。だけれども、私が、この庁舎中で職員と応対する中で、以前にも発言させてもらいましたが、悪い職員ではなくて、指導ができていないのですよ、はっきり言いますと。今町長も答弁したとおりで、私はもう一回聞きますけれども、職員の定数条例で定める90人の根拠と整合性についてもう一回お聞きします。

それで、私が言いたいのは、90人という規定があって、町長は65人でいいのだというあいさつをしている中で、随分差があるなと思ったら、きょうは80人ということと言われる。各課の配置がきちんとできていないのではないですか、町長、聞いていますか。職員を割り当てる、人事に携わる責任者、職員がいる

わけですね。その職員が、各課の配置人数を全然わかっていなくて、理解ができていなくて、ただ、割り振っているから、忙しい課があったり、暇なところがあって、暇なところがあると、町長から見ると、職員が多い過ぎる、要らないと言っているのではないですか。

私が具体的に聞きたいのは、将来80人だというのであれば、今までの発言は、町長は違うというのが、ここではっきりするので、お答えをお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 私が急な前任者の死亡ということがあって町長選挙に出ました。そのときに最初のあいさつで、たしか65人ということは申し上げました。この基本的な考え方については、私は間違っていないと今でも考えています。ただ、先ほどから申し上げていますように、県からの事業が、現実には平成14年ごろからどんどん下がってきた。下がってきたという言葉が正しいかどうかわかりませんが、県でやるべき仕事を地方の町村に任せるといって、それが50とか60とかという数字があるわけですね。その中で、それを平成14年、平成15年から、そういうことが多くなってきたという現実、後で資料として関口議員にごらんいただきますが、そういう状況を考えますと、65人というのは、私になったとき、今でも65人でやれば、町は財政的に非常にゆとりが出るというふうを考えて、それは間違っていないと思います。

ただ、そういう状況を勘案いたしますと、それが65人で本当にできるのかなという思いは、今反省の中で考えています。今80という数字を申し上げましたのは、私は80でなくてもできるような体制をとる、そういう職員教育をすることが前提でなければいけない。ただ、職員の資質の問題等々を考えますと、そういうことだけで、それがクリアできるかどうかというのは非常に難しい状況にあります。関口議員も時々役場においでいただいていますから、多分おわかりいただいているのではないかと。みんな一律で優秀な職員だけがおいでになるということであれば、それは65で十分できると思います。そういう状況にないことと、県からの仕事がどんどんおりてくるという状況を考えますと、80ぐらいをステップとして、そこでもう一度精査して、もっと減少できるかどうかということを考えていくというふうな2段階方式を考えていけないのではないかと。

これから四、五年たちますと、1年度に6人、7人というような職員の定年が参ります。これが65歳定年になると、多少変わってくると思いますが、そういう状況の中で考えていくということは、いかに人材を確保するかということが大きなテーマになってくる。前にも申し上げましたように仕事が、上司が見ると、全くそれを全部やり直すようなことがいっぱいあるという職員が、まだいるわけです。そういうことから考えると、そういう人たちが、ただ、人数の中に加わっているだけで、実質的にはプラスの仕事になっていない。まことにお恥ずかしいお話ですが、そういう現実も私たちは直視していかなければいけないと考えておまして申し上げたわけでありまして。ですから、当面としては、私は80というものを、もう一回テーマとして掲げて、それ以上に数が減らせるかどうかというのは、職員の資質の向上にかかってくるというふうを考えておりますので、その辺も懸命に努力をしております。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 町長、今の答弁をよく覚えていてくださいね。この1番の最後の質問になりますが、町長は、前回の私の12月議会、私の質問で、町民まつりをやったほうがいいのではないですか、区長さんは反対してだめで、職員がやったらいいのではないですかと私は投げかけをしたところ町長の答弁は、職員は忙しくて、それをやっているどころではないという答弁をしているのです。今言うように、いろいろな県から仕事が回ってくる、それをやらなくては、そんなのは民間だったら当たり前の話なのですよ。

町だから人数がどうこうではなくて、何人でやるかという、この条例がつくってあるのだから、その条例できちんと人事を発動する方が、きちんと配置ができていないという証拠なのですよ、それは。やらないのではなくて、指導ができていないということは、指導、監督する責任のある方は、ここにいる方は皆さんそうではないですか。そういう方がいるのですよということは職場放棄ですよ、指導ができないのだから。雇っているのだから、指導しなくてはだめなのですよ。だめだ、だめだと言っているだけだったら解決できないのですよ。

今町長が言いました、私が事前に人数をとってありますけれども、今54歳の方、53歳の方、ここの固まりが定年で60でなったときには、ぽっかり4人ずつあくのだから大変だと思いますよ。今ことし4月1日から何人入れるのだから知りませんが、徹底的に指導していかないといけないのですよ。各課にすごく負担になっている職員の方、だめだ、だめだという方、私は、どの方がそうかわかりません。見て話をすれば、きちんと対処してくれて、アドバイスもしてくれます。ですから、私が言いたいのは、指導、監督ができない。今町長が発言するように、きちんとやっているやつとやっていないやつがいる。それは職場放棄につながっていると思いますが、いかがですか。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 見方はいろいろあると思います。ただ、私たちは、多分関口議員もおわかりいただいているのではないかなと私は思っています。そういう指導が足りないとか、そういうことについては、私たちも謙虚に反省して、これからも努力していくことをお約束いたします。ただ、私が今まで言ってきたことも確かに事実の中にあります。これは私は自分の責任を逃れるために言ってきたわけではありません。多分議員の方たちも大筋でおわかりいただいているのではないかなと思っています。ですから、それはそのときの採用の仕方に大きな問題があったというふうに思っておりますが、それを今ここでとやかく言っても始まりません。努力をして指導する、それは上司の部下に対する当然責任であります。

しかし、指導しても、なかなかそれがうまく言うとおりに動いてくれないという苦悩は上司もみんな抱えて、日々やっているわけでありまして。そうしますと、結局与えられた仕事も期限があれば、それに対して期限の中で報告したり、結果を出したりしていかなければいけないということになれば、だめな職員に預けておいて時間が過ぎてしまうのよりは、やはり上司がそれをフォローするということが大切なことになってきます。それも一つの組織の中の責任のあり方だというふうに考えています。ですから、考え方はいろいろあっていいと思いますが、そういうことで、現実に働いている数イコール人数ではないということとは、関口議員もおわかりいただいているのではないかな、そういうふうに思っています。

そういう中で活性化をする、中年になって、その資質を変えていくというのは、これはなかなか難しいものだということを感じて痛切に感じる場面があります。私になってから現実に定年前に、本人の意向等々もありましたが、3人退職をしていただくことがありました。それは本人が、それにこたえていただいたということがあってやったわけですが、そういう状況にならない苦悩というのを私は抱えながら日々やっている、そういうのが現実であります。ですから、お話としては、私たちの責任だと言われれば、確かにそうであります。これからも、そういうことについては課長会議等々を行って、私のほうからもお願いをし、当然課長としても、その責任の一端を感じているわけですから、この職員はどういうふうに使ったらいいかな、どういうふうに使うのが一番効率的で効果的なのかなということについての意見も交換していきたいと考えております。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今の1番の質問は、皆さんも聞いていて大体わかったかと思います。引き続き、私
は見届けていきたいと思いますので、しっかり対応してください。

では、2番目の質問に移らせていただきます。議会での答弁後の対応について町長にお伺いいたします。
議会で一般質問や質疑の中で「実施します」と答弁されたものの、いまだ実施されていない状況が多々見
受けられます。これは議会終了後に答弁されたことを実行に移すための動きがないからだと思われま
すが、どのような対応がなされているのか、伺います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

議会では、一般質問や質疑の中で、議員の皆さんからさまざまな提案やご意見をいただいております。
これらの提案や意見を整理するため、議会の終了後に、いただいた提案や意見そのものの対応策について
各課に調査を実施させております。この調査は、懸案などの概要、対応策について担当課から報告を受け、
総務課で取りまとめ、各所属長へそれを周知するわけであります。特に複数の課にまたがっているものや、
共通の認識をすべき提案などにつきましては、課長会議等でも、先ほど申し上げましたように取り上げる
ということであります。また、このほかにも主立ったものは随時担当課長等に進捗を促したり、確認も行
っているわけであります。提案されました内容によっては、関係機関との連携、調整、そういうものが必
要で、時間を要する場合もありますが、いただいた提案等が実施されていないものもあることは事実でご
ざいます。できる限り実現できるよう担当課を中心に頑張っていきたいというふうに考えておりますので、
ご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今町長が答弁をしてくれて、わかる方はわかっていると思いますけれども、私が、
なぜこの質問をしたかという、先ほどの1番で町長が答えた資質のない職員、それを検証するために、
ここに入ってきました。町長が、「やる」という答弁をここでしてくれていて、それがなぜできないので
すかという私の質問は、町長が言うように課長会議を開いてする、例えばちょっと細かい話で申しわけな
いのですけれども、わかりやすい例で、前回の12月議会ですよ、私の質問に対して町長が、「参事のポ
ストはどうするのですか」という質問を私はしました。「副町長をつくって、もう一人の参事はどうするの
ですか。立場がはっきりするのですか」と聞きましたら、町長は、当時の齊藤参事をすごく褒めていま
した。「いろいろなところに精通している。いろいろなことがすべてわかっている人物だから、それなりの
ポストを用意している。今ここで発表したいけれども、副町長を可決させてもらったら、最後のあいさつ
で発表します」という答弁をここで私にしているのですよ。

もう一つ、8番議員が、前回の質問で、「参事の手当はどうですか」と聞いたら、町長は「以前からず
っと3,000円でやってもらっている」という答弁をされていて、私もここで聞いている、町長の答弁が正し
いのだと思ったから、参事3人つくったときも3,000円という話だから、ずっと信じていたのですよ、
3,000円というのが。そうしたら、前回の12月議会で、町長はそこで、おれはそういうふう聞いていた
だけだという言葉が、議事録に書いてあるかないか、私ちょっとそこまで、議事録が届いてから見てない
のでわからないのだけれども、聞いた覚えはあるのです。だから、町長の答弁を私はしっかり信用して聞
いているのです。やる、やらない、だめ、それをはっきり言ってくれていいのですよ。だめなものはだめ、
いいものはいい、ここで傍聴の人だって聞いているのだから、町長が、こういうふうにするのだと。さっ
きの町長の施政方針なんかも、すごくご立派なことが書いてあります。以前にも言うように、私は災害計

画も絵にかいたもちで、全然できてないからずっと質問してやっているのだけれども、町長が間違えたことを、ここで答弁で発表して、ここにそろっている方は各課に戻れば重要な人物ですよ。その重要な人物が、町長、間違えていますよという進言もできない。町長がやると言ったのだから、こっちといっても、課長会議でどういう発言が出ているか、今聞きますけれども、課長会議をやったって、課長連中は、町長がこっちと言ったってあっちを向いていますよ、やっていないのだから、実際に。町長の言うことを聞いていないのですよ。

ということは、さっきの1番の質問で、何もできない、ぼつとした職員、違いますか、ここにいる人が。私に言わせれば、そうですよ。町長が間違えたこと、3,000円と言ったら、「町長、違います」と何で言えないのですか。私はずっと信じていました。だから、今度は、私は、きょうのこの議会から、町長が言った言葉は丸飲みして頭に入れないようにしました。一生懸命メモしたって違うことを町長が思い込んでいて言ってたって、職員はだれもとめないではないですか、町長。町長だって、この職員が1年生で入ったときから一緒にずっとやっているのではないのだから、何年か前に上司になっただけなのだから、ここにいる人は、私はスペシャリストだと思ったのですよ、行政の。それが町長が違うことを言ったって、とめることもできない。課長会議で一体どんな発言をされて、例えば総務課が健康福祉課に、健康福祉課に教育委員会でも、どこでもいいですよ、課長会議に出る人に。活発な課長会議ができていますか。ちょっと町長、何点かになったけれども、お答えをお願いします。そういう部下なのだから。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 参事の給与の差額というのは、3,000円というのは、私も確かに何回も申し上げました。そのことに対する、それが私は後で聞いたら、最初の差はそうだったという話だけで、それから先にどれだけ開いているかというのは知りませんでした。まことにうかつな発言だったし、勉強不足だったということを今反省しています。しかし、そういうことを申し上げたことは事実であります。職員も町長に言いづらいという部分があるとすれば、これは私の大きな責任でありますから、そういうことのないように風通しのいい会議を開くということが、私に課せられた仕事だと思いますので、また心を入れかえてやっていくことをお約束いたしますが、課長会議の活性化ということにつきましては私も考えています。最近は多少意見が出てきたようでありまして、その辺はもっと積極的にやっていく必要があるのではないかというふうに考えております。

関口議員からご指摘のことにつきましても、いろいろ参考にさせていただいて、上の職員がしっかりしなければ部下も育たないということは事実であります。私が見て、評論家みたいなことを言っていたという事実もありますが、これは現実の問題として、お恥ずかしい話だけれどもという前提のもとには私は申し上げてきたつもりであります。ですから、そういう職員ももう一度改めて勉強の機会を与えていかなければいけないというふうに考えております。いずれにしても、町民から負託された仕事を町でやる、そしてその小さな町の風通しのよさというのを皆さんみんな考えていただいております。でも、全員ではないということは事実でありますから、その辺は全員ができるような、全員野球をこれからも心がけていくことが私の責任だと思います。改めて考えを皆さんにお聞きいただいた上で、私も努力することをお約束いたします。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 町長、今のお答えが本心で、本当にこれで改革をしてやっていくという、私さっきも言ったように、今急にそういうふうに言われても信用できないのですよ。しっかりやってください、本

当に。この長瀬町のために町長が、こっちに行くのだといたら、ここにいる連中がね、もう連中でいいですよ。ちゃんとこっち向かって、しっかりやってくださいよ、声をでかくして。私にばかりソフトトークでやれではなくて、町長がもっと熱くなったほうがいいですよ。町長が、私はここにいる職員に対しては優し過ぎるのではないですか。もっと強く言ったほうがいいですよ。

〔何事か言う人あり〕

- 1番（関口雅敬君） どうも済みません。それで、今本気でやっているの、ちょっと待ってくださいね。前回は渡辺議員さんが「職員がこういうふうに言っていますから」と。町長は「だれが言ったのだ、言ってみろ」と言ったけれども、それがだめなのですよ。

〔「そうだ」と言う人あり〕

- 1番（関口雅敬君） それがだめなのです。職員は、いい考えを持っている。若い職員は話をしても、本当にいい考え方をやってやっているのですよ。ちょっと上がぼっとしているのだよ。ここにいる人、もうちょっと気合いを入れて職務をやってもらったほうがいいですよ。それなりにいい給料ととっているのだから。

- 議長（齊藤 實君） 言葉に気をつけて。

- 1番（関口雅敬君） はい、済みません。では、町長、本当にやってもらえますか、お願いします。

- 議長（齊藤 實君） 副町長。

- 副町長（平 健司君） 12月定例議会で、お礼申し上げたいので、この場所をおかりいたしまして……

〔「時間がなくなってしまうから、お礼は後にしてくんない」と言う人あり〕

- 副町長（平 健司君） 関口議員にこれからお話はします。去る12月定例議会で議員全員のご賛成をいただきまして、副町長に選ばせていただきまして、これからも一生懸命頑張りますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

それから、関口議員に、今の回答とは、先ほどやろうと思ったのですけれども、1番の一般質問のときに。関口議員が、先ほど資料があって、54歳何人、それにつきまして、ほかの議員さんは知らないで、経過をちょっと申し上げます。3月8日水曜日午前9時30分ごろ、関口議員より電話にて大澤総務課長に下記についての問い合わせがありました。対応について、私のところにすぐ相談に参りました。関口議員は、今回人事の関係の一般質問をしているので、資料として使用したいので、主幹、課長の氏名及び年齢をファクスしてください。また、農業担当の主幹の下の職員の氏名、年齢もあわせて知りたい。そんなものはすぐ出せるだろうと。出せないのであれば、提出に際しては議員調査権があるので、出してくれと。議員調査権を行使するような言動がありました。どう対応しましょうかと相談があったので、個人情報保護法等の絡みがあるので、県に相談して対応するようにと。

その後、議員調査権について調査いたしましたところ、調査権は、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。第100条、いわゆる百条委員会ですね。調査権の行使をゆだねられた委員会は、地方自治法の条項から百条委員会とも呼ばれると。国会の国政調査権を参考として、戦後、改革の際に設けられた権限である。ただし、国会の国政調査権は、議員のみならず委員会も行使できるとされていると。この後が問題なのです。地方議会の調査権は、あくまで議会の議決により行使され、委員会に調査権の行使をゆだねる際も、その旨の議会の議決が必要であると。資料提供に対して、議員の調査権をちらつかせ

て資料の提供をさせたと。今、関口議員は、ここにいる課長以上の職員の資質を大分言っているようですが、議員さん個人も、そういう法律、条例等しっかり勉強していただいて、言葉のあやということではなくて、調査権、重い権力ですよ。こういうことにつきましては、逆に勉強していただいて、そういう発言がないようにお願いしたいと思ひまして、この席をおかりしまして、注意したいと思ひます。

以上でございます。

〔「注意をお受けします」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今のお話は重く受けとめて、後日また対応したいと思ひます。

では、さっき町長、しっかりやっってくださいねという決意表明が出るかと思ったら、手が挙がらなかったもので、3番目の質問に、時間がなくなるので、入りたいと思ひます。

中学校の制服について教育次長にお伺いをいたします。長瀬中学校の生徒の制服は、義務教育であるにもかかわらず高価であるため、中学校入学を控えた子供のいる家庭では、制服代の用意も大変で、大きな負担となっています。経済情勢が厳しい今のような時代には、安くてよいものを選ぶことも必要であると思ひますが、考えを伺ひます。また、制服の購入先、購入方法をあわせて伺ひます。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 長瀬中学校の制服が、義務教育にもかかわらず高価であるというご指摘がありましたので、初めに制服代金についてご紹介させていただきます。

現在の制服を採用したのは平成9年度からで、ことしで14年目でございます。価格は、採用当時とほぼ変わらない価格で、男子がブレザー、ズボン、ネクタイ、ワイシャツで3万4,500円が、現在3万6,225円となっています。女子は、ブレザー、スカート、ベスト、リボン、ワイシャツで3万6,800円が、現在は3万8,430円となっています。これはいわゆる冬服ですので、これに夏服の上下、ズボン、あるいはスカートとポロシャツ、ブラウス等です。男女ともに約1万6,000円、運動着やかばん、スポーツバッグ、上履き等が約3万円、トータルいたしますと、男女ともに約8万4,000円以上になります。

参考に、秩父管内の中学校を紹介しますと、同じブレザー型を採用しています吉田中学校では、トータルで男子約8万4,000円、女子は約9万4,000円です。他の皆野、横瀬、小鹿野、秩父市内の中学校は、男子が学生服、女子がセーラー服ですので、単純比較にはなりません、参考に申し上げますと、男子の学生服が約3万円から3万5,000円、女子のセーラー服が約3万円平均、運動着やかばん等についても長瀬中学校とほぼ同額の3万円平均かかっているようですので、入学時にかかる制服を初めとするかばんや体操着を含めた準備には高額な金額がかかり、ブレザー型と学生服とで多少ブレザー型のほうが高い金額になっているものの、大体どこの中学校においても同じような準備が必要となっているようです。

以上、長瀬中学校の制服が、特別に高価であるということではなく、制服を初めとする入学準備には平均して高額なかかりがするということをご紹介させていただきました。

大量生産のもので、一般的には外国で生産、縫製されるなどにより価格も安くできることは可能かと思ひますが、制服のようにオリジナルなデザインで、使いやすさや耐久性といった点を十分に考慮すると、この価格になっているのが現状のようです。

制服につきましては、学校が保護者や生徒等と決めているものですので、今後も業者との価格交渉に際して、入学時の負担軽減を図られるよう価格の引き下げ、あるいは据え置きなども視野に入れ、教育委員会として学校に対して指導してまいりたいと考えております。

ご質問の制服の購入先、購入方法ですが、制服の購入先は長瀬衣料部会、これは町内業者であります丸和洋品店と堀江メリヤス、それと八木橋でございます。購入方法は、中学校入学説明会、これは例年1月末に小学6年生とその保護者を対象に中学校で実施しておりますが、そのときに採寸を行い、小学校ごとに3月中旬ごろに代金と引きかえに制服を渡しています。秩父管内の中学校は、いずれも同様な購入方法をとっているようでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 私が、これを相談されたのは、父兄の方から、知り合いの方が長瀬中学校に入学する子供のために、今仕事が大変で、あの方はお金を借りてまで子供の入学準備をしてあげているという話を聞いたので、これは取り上げたのだけれども、今言うように学校や父兄で決めた制服だから、今後は考える余地があるような答弁をしていますけれども、例えば今言う八木橋と長瀬衣料部会で、こういう購入先はいいかもしれませんが、もっと安くできるところを考えるべきだと私は思うのですよ。今言うように耐久性があって長くもつ、いろいろな父兄の方に私聞きますと、学校の制服は確かに丈夫で切れなないと。そんな10年ももたなくていいのだと言ってくる父兄の方がほとんどです。この前、教育次長も、古い制服は知り合いにやって、みんなが着ていると。だけれども、入学する最初的时候から人の古いのをもらって、自分ちの娘や息子に古で入学させる、そんな考えを持つ親は、まずいません。一生懸命自分ちの子供にはいいのをそろえて、みんなと同じ制服なのだから、そろえてやりたい。

それと、今の父兄の方の年代では、高過ぎるとか、自分ちにお金がないとかって堂々と言えないのですよ。私ぐらいの年になると、はっきり言えますよ、お金がねえから買えないとかなんとかとは言えるのだけれども、若い父兄の方だったら、高いとか言えないのですよ、もう決まっているのだから。6年生になってくると、はい、制服の寸法はかりやりますよ、値段も決まっている、紙をよこされて、それでやるしかないのだから。今言うように、では学校と父兄で決めていいのだったら、では、毎年やりますか。ことしの制服は、こういうふうにしますかって。だから、教育委員会が間に立ってでも、ある職員の方は言っていますよ。この職員の方は、長瀬町の若いお父さん、お母さんのために意見を言っていました。その人が言うのは、1人二、三万円、教育委員会が予算をとって、一小と二小を合わせたって100人足らずなのだから、200万円、300万円の予算をとれば、子供にかばんの2つ、3つプレゼントができると。そうすれば、今言うように制服、値段、随分安いように言っているけれども、全部そろえれば約9万幾らになると私によこしたのは、そういう資料だったわけですね。だから、着がえだって必要なのですよ、ワイシャツだって。だから、そういうのを踏まえて、教育委員会にもっと予算を、教育元年にするって何年か前に村田教育長時代に町長、言ったのだから、あいさつで。いろいろ予算をとるのだから、教育委員会もしっかりとれって、村田教育長、当時頭を抱えていました、私の前で。

そういうのを町長にどんどんお願いして、さっきの町長の施政方針の中だって結構あるではないですか。違う課でいえば若者定住促進住宅だとか、そういういろいろな事業をやっているのだから、教育委員会ももっと子供たちのために、制服で決まり事があって、決まった値段でやるのだったら、もっと安くなる方法を何とか考えて、手助けになってやらなかったら、町が、町長が、安心・安全な子育て支援だとかなんとかってやってたって教育委員会がそういう方向を向いていたのでは、さっきの議論の話でいったって、町長の、こっちこういうふうにやろうねといったって教育委員会は全然見てないではないですか。教育次長、もう一回お願いします。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 幾つかご質問がありましたので、順にお答えしたいと思います。

もっと安くできる方法があるのではないかという、まず最初の質問かと思いますが、先ほども申し上げましたように大量生産でしたらあると。制服につきましては、オリジナルなデザインなので、やはり特注になろうかと思えます。そういった面でも安くできるのであれば、それは改良の余地があるかと思えます。ただ、この制服を導入するに当たりましては、平成7年度から平成8年度にかけてPTAの方、あるいは学校側とで検討に検討を重ねた結果、もちろん業者選定についても見本とか、価格についても十分に検討した結果、この現在の制服になっておりますので、価格の面でも競争しております。そういったことを知っていただきたいと思えます。それと、先ほど言いましたように特筆して長瀬町のが高いというものではなくて、制服そのものが、学生服にしても3万円からするものになっておりまして、1万円の学生服というのは私も聞いたことがないので、そういうものが可能ならば、それは検討の余地があると、ないとは私も言っていません。そういうふうなことでございます。

それと、このぐらいのお子さんを持つ若い親御さんは、高いたの何だの言えないというのですけれども、別に言っていていいと思えます。うちの職員にも、そういったお子さんを持っている親はいますけれども、本当に入学するときは大変なのだよな、皆さん言っています。なので、逆に親は頑張れる、頑張らなくてはと思えます。

それと、父兄が決めるのだったら、毎年やりますかというお話ですが、先ほどの回答とちょっとダブるかもしれませんが、そういう声上がるのでしたら、それは検討することに対してはやぶさかでありません。それは学校、あるいは保護者の意見、生徒の意見を尊重してやっていくべきものだと思いますが、ここに平成8年、平成9年に検討した制服検討会の記録が残っております。平成9年度から導入したわけですが、ここでなぜ今の制服にしたかと話しますと、時間がかかりますので、省かせていただきますけれども、本日議席におります新井議員が、当時PTA会長でしたね。ここに記録も残っておりますが、大変苦勞なさって、生徒指導上のことを考慮して、今の制服になったいきさつがここにありますので、そして今現在、このデザインになった制服に長瀬中の生徒は誇りを持っているという話も伺っております。それをかえるかえないは強制ではありませんので、そういう声が上がれば検討していく余地はありますが、現在のところ、そういった声があるというのは聞いておりません。

教育委員会として、そんなにかかるのだったら、補助したらどうかというご質問でしたが、ちょっと議員さんが言うのとは外れるかもしれませんが、本当に経済的に困難なご家庭に対しましては、ご案内のように要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給制度というのがございます。これは申請方式で、認定審査を受ける必要がありまして、主に年間の収入額や生活形態、家族構成等を判断資料として教育委員会にかけ、認定しております。また、生活保護の認定を受けているご家庭のお子さんは、要保護認定、限りなく生活保護世帯に近いご家庭のお子さんが準要保護の認定を受けるという制度になっております。仮に認定されますと、要保護、準要保護、多少違いはございますが、学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費、通学費、医療費の援助が受けられます。その中に小中学校の新1年生については、入学に際して必要な学用品の補助というのがございまして、補助金が支給になります。わずかなのですが、小学1年生につきましては1万9,900円、中学1年生については2万2,900円の補助がつきます。現在新年度の申請を受け付けているところでございます。

以上で説明を終わりますが、教育委員会としても子育て支援策については、これから出てまいります。

平成23年度につきましては、給食費、あるいは通学費、中学生の電車通学ですが、そういったものに対しての新設並びに補助額の拡大を導入したいと考えておりますので、順次検討材料にさせていただきたいと思います。ただし、現在のところでは、制服等に対する援助の制度等は考えておりません。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） すごくがっかりする考えで、本当に子供を持っている家庭の気持ちが伝わってこないのですよ。今準要保護だとか、いろいろなことを言っているけれども、さっきも言ったように今一生懸命若い人が働いて、民間は来月の給料だっただうなるかわからなかったり、会社だっただうなるかわからなかったりする、こういう経済情勢の中だから、何か考えが、制服を安くする方法を考えられないか。それとか、そういう子供たちに職員がいい案で、私に言ってくれた、1人二、三万円の予算をとって、そういう子供たちの少子化で、これから子供たちがどんどん少なくなるという、前回12月議会で教育長の答弁だと、子供がすごく少なくなってくるという発言の中で、この制服を安くする方法、これは何としても訴えたいし、表へ出てきて意見を言えるような人が、制服が高いという人が、そういう役職になんかついてこないのですよ。末端にいて声が出せないような人が、大変苦しんでいる人が多いのです。

町長、どうですか。子供たちに立派な支援策をやってくれて、教育、耐震からいろいろよくしている町長が、今答弁を聞いていて、町長、子供たちに思い切って力をかしてくれる方法をお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

実は、今度の補正で第二小学校の校舎と第一小学校の体育館については補正予算で計上しました。これを皆さんにお認めいただくと、平成23年度は学校の大規模改修、耐震工事が予算の中でなくなるわけでございます。そういうこともあって、総額で10億円近くかかった工事が、平成25年までかかる予定だったのが、平成22年度の予算で終わるということは非常にうまく予算が組めたのではないかなというふうに考えておまして、平成23年度につきましては、これからご審議いただきますが、学校の給食費の補助、それから子宮頸がんの補助、そういう子供の少子化に対する対策、それから高齢者に対する対策の予算化が見込まれています。それは皆さんにお認めいただいて、初めて実現できるわけでございますが、今話をお聞きしてしまして、確かに教育委員会の範疇としては非常に難しい状況にある。ですから、町全体として考えると、例えば80人だとすると、1件で3万円だとすると三八、二十四という計算ですよ。

ですから、これは補正でも組めるように、とりあえず平成23年度の予算は、そのことについては入っていませんから、今切実なお話は、教育委員会でも学校とのいろいろな対応等々については時間がかかるということであれば、ある程度の補助金は6月の補正あたりで組ませていただいて、平成23年度の1年生から負担に対する緩和策を考えていいのではないかとこのように思っています。例えば3万円にしても三八、二十四、250万円あればできるわけですね。学校の耐震工事というのは、第二小学校は2億幾らかかるとこの計算になっていますので、そういうことから考えれば、当然自己資金を使うわけでございますから、皆さんの税金をお認めいただくという議会のご承認がないとできません。しかし、今のお話は、私も真剣に深く受けとめさせていただいて、それが本当に必要であれば、6月までに結論を出して、予算を組むような形がとればというふうに考えております。また、それも皆さんの議会のご同意がいただけないと話は前に進まないわけでございますが、教育委員会ともよく相談をさせていただきますので、よろしく

お願いいたします。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（齊藤 實君） 次に、10番、渡辺強君の質問を許します。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今11時ですから、12時まで私の時間で質問したいと思います。

まず初めに、給食費の無償化について質問したいと思います。まず、私は教育長に、これは新聞の切り抜きですけれども、滑川町、人口約1万7,000人が、学校給食費の全額無償ということで新聞報道されまして、私切り抜きで、先に教育次長と教育長に新聞切り抜きを渡しました。ご存じのように今の民主党政権は、子ども手当ということで、15歳以下の子供に1人当たり月額1万3,000円をくれようとしております。しかし、野党や自民党……

○議長（齊藤 實君） 渡辺議員に申し上げますが、通告の順序を言ってください、質問の。

○10番（渡辺 強君） はい。ごめんなさい。これは、また言いますけれども、済みません。子育て支援の一環として、保護者負担の軽減のため、小中学校の給食費を無償にすることはできないかを伺います。また、小中学校の給食費と滞納額をあわせて伺います。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 渡辺議員の質問にお答えします。

子育て支援の一環として給食費を無償にできないかというご意見ですが、平成23年度の予算案に教育委員会といたしまして2つの提案をさせていただいております。1つは、給食費に対する補助金、それからもう一つは、通学定期に対する補助金ということで考えさせていただいております。給食費につきまして少し説明させていただきますと、渡辺議員のご意見では、無償ということでございますけれども、私は保護者の責任として、ある程度は負担していただくと、そのほうがいいのではないかとこのように考えております。無償としますと、年間約3,000万円ぐらいの予算が必要になってくるわけでございまして、これは1年限りではございませんので、財政的な負担を考えますと、ある程度ということが必要ではないかなというふうに考えております。秩父郡市内の市や町でも給食費に対する補助制度を実施したり、あるいは計画中という町もございまして、それぞれが第2子以降、あるいは第3子、3人以上の場合はとか、いろいろな制限がついておりますけれども、現在長瀬町にて計画しておりますのは、小中学生全員に対して幅広く補助することで、公平感の持てる制度にしたいというふうに考えております。

次に、給食費の滞納額についてでございますけれども、3月1日現在で59万9,300円が滞納額でござい

ます。このうちの平成22年度分、今年度分につきましては4万9,000円です。残りが昨年以前、過年度の分となっております。現在小中学校に在学している家庭で滞納のある家庭は2家庭でございます。そのほかの過年度の滞納のある家庭につきましても督促に伺っておりまして、毎月定期的に、額はそれぞれでございますけれども、納入していただいております。

以上でございます。

〔「答えてないですよ、給食費の値段、長瀬小中学校の」と言う人あり〕

○教育長（新井祐一君） 失礼しました。給食費ですが、小学生が1回3,500円を年間11回集金でございます。中学生は1回4,200円を年間11回集金でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私も性格的にせっかちなので、すぐ言ってしまうことなのですけれども、問題は、今民主党政権になって、子ども手当の問題で支給、そして来年度予算についても15歳以下の子ども手当、1人当たり月額1万3,000円ということで、その中で財源の問題やら、所得制限があったほうがいいとか、いろいろ論じられて、今どういうふうになるか、国の動きはわかりませんが、私は今なぜこういう問題が民主党政権でも出ているかというのは、皆さんも言っているように少子化で子供の数が少ない。将来日本の国はどうなってしまうのか。そして、若者の雇用がない。そして、若者の働く場がなければ結婚もできないし、子育てもできないということで、今の政権が変わり、そしてそういうことを本気でやらねばならなくなったわけですね。だから、今度の問題では、長瀬町も、先ほど言った3月6日の新聞によりますと、学校給食の制限なく無償化するというのを決めて、これが報道されて、大変うれしいことだということで話になっております。

特に滑川町は人口1万7,000人、学校給食費の無償を盛り込んだ予算が、今度の3月議会で提案しましたということで、この中でも一生懸命一議員が、子供の医療費を高卒まで無料にしようかということ、それがすごく波及します。今秩父郡市でも皆野町や横瀬町、そういう中でも今度の横瀬町の町長選挙で、また当選した加藤町長が、学校給食の父母負担の軽減というので約束して、選挙でまた再選されました。ですから、この問題は、私は給食費は無償化して、まねするのではなくて、いいことは、先ほど町長も1番議員の制服の問題でも、今後前向きで考えたいという答弁をして、私は、うちの町長は自慢することが随分あると思うのですよ。だって、小中学校、そして保育園を2つ、一生懸命になって協力してつくってくれた、つくってくれたというか、予算化してくれた。だから、私は、この問題で、9月の議会で、教育費の不用額が2,770万1,572円出たということで、私は、この問題では監査委員である、議会選出の新井利朗議員、そして一般選出の中畝攻佳さんが、この中で言いましたように単年度予算ですから、不用額については2,770万1,572円を残すのではなくて、予算化するためには、やはり計画的にやってほしいというふうに意見書も出されたのですよ。不用額という、いかにも切り詰めてやったから、こうなったのではなくて、予算を立てるときが悪いのですよ、予算の立て方が。

〔何事か言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） いや、考え方もいろいろありますけれども、予算について、将来どうお金がでるかわからないから不用額だということもあるのですけれども、私は、そういう問題も含めて、ぜひ学校給食費は無償化が一番いいのだと。義務教育というのは、考えてみますと、アメリカを見習って、みんな規制緩和で、医療費もくっつけてあれですけども、今カナダとか、イギリスとか、義務教育は無償化

という国は随分あると思うのですよね。だから、無償化でぜひやってほしいのですけれども、再質問ですけれども、このことについてどういうふうを考えているのか、お願いします。教育長に再質問です。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 再質問にお答えしたいと思います。

先ほど不用額の話がございましたけれども、昨年度につきましては、2,700万円のうちの1,400万円は工事費の入札差額でございます。これをゼロにしろということは無理でございますので、その辺もご承知おきいただければと思います。

給食費に関しまして、横瀬町の話も出ましたけれども、横瀬町の方針は、多分こんなことだろうなというふうな感じで、伺った内容でいきますと、対象になる生徒の数が約3割でございます。皆野町に関していきますと、対象の生徒はもっともっと少なくなっています。そういった中で長瀬町は、できるだけ多くの家庭に助成できるようにということで、全員を対象にということで考えております。そういった意味で、どちらかということではないですけれども、無償化ということは考えておりませんが、できるだけ多くの家庭に助成できる範囲でということでございます。これも財政的な部分がございますので、ただ、無償にすればいいというわけではないだろうというふうに考えております。継続的な施策でなければならぬだろうというふうに思いますので、その辺の財政負担を考えての、できる範囲での努力という形で今考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 教育長、今1カ月給食費が小学生が3,500円、中学校の生徒が4,200円ということで、軽減ということで、補助は、金額的には、私は、教育長が3割補助するということですから、今度は小学生が1,200円、中学生が1,500円ぐらいになるのだと思うのですけれども、それでいいのでしょうか。

それで、私は、この金額は、別に私は、町の行政に、すべて無償なんていうことは言いませんけれども、これは1カ月3,500円を1,200円にすると……

〔「3割減」と言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） 3割減ですから、1カ月どういうふうになるのか、きちんと答えてもらえますか。1カ月、今度は4月から……

〔何事か言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） いや、予算が通ったとして、ちょっと待っててくれる。通ったとして、通ると思いますけれども、小学生が1,200円、中学生が1,500円ぐらいで、それをちょっと答えてください、この議場の中で。

そして、それにあわせて年間の支出が、今度無償にした場合はどれぐらいの金額が、準要保護とか、そういうのに関係なくどうなのか答えてもらえますか。私の計算では年間9万2,400円ぐらいに全体でなるのではないかと思うのですけれども、答えてください。これは記録に残りますからね、どういうふうになるのか。お願いします。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 済みません、よく理解できなかったのですけれども。補助額としまして、平成23年度の予算の中に、予算審議のときをお願いすることになりますけれども、880万円ぐらいの金額になろうかというふうに思うのですけれども、予算案を出ささせていただいております。これは先ほど申し上げましたように金額をということですが、長瀬町の場合には1カ月幾らではなくて、1回の集金が3,500円

を年間で11回集金させていただいております。その1回の集金につきまして、小学生の場合に1,200円の補助をとということでございますが、その補助の仕方につきましては、今検討中でございますが、集金する額を減らすということを意味してはおりません。後から補助するということを考えておりますので、その辺は誤解ないようによろしくお願いいたしますと思います。

中学生につきましては、先ほど1,500円というふうに議員のほうから言葉がございましたが、4,200円の1回の集金に対して補助額としますと1,500円を今考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 情報化社会ですから、先ほどの私の質問に対して小学生の給食費は1カ月3,500円でしょう。違うの。

〔「1回の集金」と言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） 1回の集金が3,500円でしょう。だから、それでいいのではないですか。私は、そういうふうにとっていますよ。中学生が4,200円。だから、それは今度どういうふうになるかといえば、教育長は、3,500円だから、今度小学生の給食費は1,200円でいいのでしょうか、そうではないの。私は頭が悪いから、ちょっとわからないのですよ。では、1カ月は幾らになるのですかと、今度予算が通った場合、どうだと言えないですか。

〔何事か言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） だから、それがわかりづらいのですよ。後で補助するのかなんとかといっても、1カ月幾らなのですかと言われたら、今までやってきたのは1カ月の給食費、小学生3,500円、中学生が4,200円ということで、報道していいのですか。どういうふうに答えるのですか、今度は。

〔何事か言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） 答えてくださいよ。理解できない人にちゃんとわかりやすくするのが、そちらの任務ではないですか。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 1カ月幾らというふうに給食費の額を変更するものではありません。ですから、給食費はあくまで1回3,500円の集金、中学生は4,200円の集金でございます。

〔「1カ月と言ったのが悪いのですね」と言う人あり〕

○教育長（新井祐一君） 集金する額は……

〔「だから、大体どのぐらいになるかというのは、1カ月わかるでしょうに。だめなのですか、そういう報道では」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） それですと誤解を招くと思いますので、そういうふうにはお知らせできないと思いますので、ちょっとややこしいかもしれませんが、その辺は理解をしていただければというふうに思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 次いでください。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 町民は、学校給食というのは、準要保護、要保護の人には補助を出すということで、全額だか何だか知らないですけども、わかるのですけれども、どれぐらいになるかということは、わか

りやすく広報なんかで説明をお願いしたいと思います。私も議会報告する都合がありますので、きちんとわかりやすく教えてもらいたいと思います。傍聴している人も、何かちょっとわからないのではないかなと思います。そういう意味で、よろしくお願いします。

それで、町長、監査委員が単年度予算で、町はあれなので、意見書を出したでしょう、この前9月議会の決算のときに。それについての考えをお願いしたいと思います。教育費の不用額について。今1番議員が……

〔何事か言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 通告に従ってやってください。ぶれないでください。

○10番（渡辺 強君） ぶれてはけませんよ。だから、要するに町の予算を何に本気に使うかということになると、子供の問題については1番の関口議員も言ったように、今本当に困っているのは若者の子育てなのです。それで、制服の問題も出ましたけれども、給食費一つとっても、前は300万円ぐらい滞納があったのですよ。今59万9,300円という滞納になっているということについてどういようなことで、こういうふうに努力したのかについて、私は当時300万円近くあって、変わってきたということですから、それについてちょっと意見を聞かせていただけますか、この努力のやり方について。

〔何事か言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） ちょっと黙ってください。

○議長（齊藤 實君） もう3回過ぎたのですよ。

○10番（渡辺 強君） えっ。

○議長（齊藤 實君） 3回過ぎていますよ、だめですよ。次にいってください。

○10番（渡辺 強君） では、答えられないですね。

○議長（齊藤 實君） あなただけいくわけにいかない。

○10番（渡辺 強君） わかりました。

〔何事か言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） いやいや、教育長ではなくておたく、町長。

〔何事か言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 何を言っているのですか、渡辺議員さん。次いってください。

○10番（渡辺 強君） では、2番目の質問をしたいと思います。

2番目の質問は、農地の宅地並み課税について。近年、農業の担い手不足や農業従事者の高齢化により荒廃農地が増加する傾向にあります。長瀨町では、こうした荒廃農地に雑種地として宅地並み課税されているものがありますが、課税された町民から、税負担が大変で何とかしてほしいとの声があります。なぜ耕作できなくなった農地が宅地並み課税されてしまうのか、その理由をお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（齊藤 實君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 渡辺議員のご質問にお答えします。

農地の宅地並み課税についてのご質問にお答えします。評価については、地方税法の固定資産の評価の基準並びに評価の実施方法及び手続を総務大臣告示である評価基準を地方税法第388条第1項にゆだね、「市町村長は、評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならない」と地方税法第403条第1項に定めております。また、地目の認定基準としては、農地とは、耕作の用に供される土地をいい、適正な

肥培管理、耕うん、整地、播種、これは種をまくことです。かんがい、水を引いたりすることです。あと、排水、施肥、肥料を上げること、農薬の散布、除草等を行って農作物を栽培する土地をいうものとされています。また、農地法における農業の基準を見ると、耕作の目的に供される土地といい、耕作とは、土地に労資を加え、肥培管理を行って作物を栽培することというものとされています。したがって、農地法上の農地と固定資産評価上の農地の認定基準は同様なものと考えられます。つまり、固定資産税上の農地として地目に認定すべき土地は、原則的には現に耕作されているものであり、例外的として容易に農地に復元できるものとされています。また、固定資産税は、固定資産の資産価値に注目して、その所有者に課せられる財産税であります。今後も公平、公正な課税に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひします。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 時間も限られているので、簡単というか、簡単にわかりやすく答弁していただきたいと思います。

まず、この農地の宅地並み課税については5年経過したと思うのですけれども、それで5年の中で、私はいろいろな人から、農地なのだけれども、だんなさんが死んで耕せない。また、高齢で耕せなくて草ぼうぼうだ。そして、今度課税された。全くこの問題は、何で長瀬町だけこんな税金を負担させるのだからということで、苦情が出されまして、私は土地が30坪で、自分の宅地しかないから、ある意味では、ある人の悩みだなんていうふうな気持ちもあったけれども、考えてみますと、これから5年後、10年後、耕作ができなくて、草ぼうぼうで、そしてひとり暮らしが亡くなって空き家になって、宅地と農地が結局はだれも管理されないで、子供がいても遠くに行ってしまったと。そういうことが、これから5年後、10年後は深刻な長瀬町、これは日本の国がいろいろな意味で大変だとは思っています。

そこで、私は今、日本のTPPなんて難しい言葉を使っていますけれども、環太平洋戦略的経済連携協定、TPP、参加を、今農協から、農業従事者から、日本の食料の自給から、すべて大変な問題になっております。今度の問題については、私は税金の問題ばかりではなくて、長瀬のまちづくりをどうするかということで、本気で考えていかなければならない状況なので、私は5年前に隣の美里町が、耕作放棄地をどうしていくかと考えて、美里町荒廃農地管理条例というので、町で条例をつくって、要するに耕せない草ぼうぼうの畑や田んぼや、あと山林なんかですね、その中で何か条例をつくって、町と農業委員会が本気になって管理条例で、大木になった木とか、あと他人の土地が草ぼうぼうで日陰になってしまうとか、あと草ぼうぼうのところにハクビシンかすんだり、タヌキが出たり、イノシシが出たり、これは現実に私の家の近所でも起きています。そういう問題について、あと子供たちの通学路が、桑が物すごく大きくなって、そして子供の通学路の安全の問題をどうするかとか、問題点がいろいろできて、この問題で美里町は条例をつくって頑張っている。そういう姿を見ています。

それで、美里町商工会の小林さん、私は5年前も議会で言ったのですけれども、小林さんが言うには、なかなか大変な問題ですねということで、しかしその条例ができたおかげで、幾らか荒廃農地に対して人の土地、日照権の問題とか含めて、口を出して切ってくださいという指導ができるということがあります。それで、美里町では10年前に美里町の町長が、株式会社の社長となって、荒廃農地を大体把握したので、一緒になって耕したり、会社をつくったということを聞いております。今、美里町は有限会社でみのりという会社をつくって、町が主導のもとに共同で耕してやると、そこでブルーベリーとか、いろいろつくったりしているという話を聞きます。私も直接そこへ行って見たわけではないですから、こういう問題に対

して、ぜひ町も今後のまちづくりのために力を出してもらいたいと思うのです。

ことしの予算に固定資産評価替え事業ということで、予算案を見ましたら1,396万5,000円ということで出ております。それで、3年に1度の固定資産の評価替えをするということで、毎年3年ごとに航空写真を撮って課税をするのですけれども、そういうわけで町長に質問なのですけれども、この問題にどういふふうに、この美里町の例をとって、どういふふうにしていくのかについて、町長は答えられたら教えてください。答えられたではなくて教えてください。どうも私気持ちが良いから、関口議員みたいに厳しく言えないのですよ。あなたもいいことをいっぱいやっているからね。ぜひお願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 私の基本的な考え方は、日本人が、農地の所有権を非常に強く保護してずっと来たということが、大きな問題になっているというふうに思います。食料というのは、人間の生活の一番の基本になるものですから、それが30%台の自給率なんていうのは国家の体をなしていない、これは自民党のときもそう思いました。米の減反政策をやって外国から輸入する。日本の農地を荒らしておいて外国から米を買う、TPPなんか、その最たるものですよ。税金が撤廃されれば、日本の農業の生産単価は高い。ですから、外国、アメリカからヘリコプターで種をまいて、米をつくるようなところからだったら全く勝負にならない。それはアメリカの戦略に日本はひっかかっているのです。それを民主党が改善すると思ったら、民主党はもっと悪い政策をとっているわけです。TPP、まず関税を撤廃する。関税を撤廃すれば日本の農業の全滅ですよ。そういうことを、農家の実態を知らない人が政治家になっているという大きな問題点が私はあると思います。現場をわかっていない。理屈だけ、頭がいいだけで政治はできないと私は考えています。ですから、これは日本がだめになる大きな第一歩を踏み出したというふうに思ってもいいのではないかと。そんな思いを持って、これは注視しています。

それで、小さな町が、それをではどういふふうにしようかといっても限界があります。だから、私たちも先ほどから言っているように学校の耐震補強・大規模改修が、皆さんでお認めいただければ、平成22年度で予算が組めると。その先にいろいろな若者の生活に対して補助したり、高齢者の生きがいのある生活に対して補助したりということを考えて始めました。これは平成23年度がスタートになります。そういう中で、私もこれは考えていきますけれども、来年度の予算は組めませんでした。税金の面からいえば、当然農地として使われていない雑種地の問題に対しては税務課長のほうからお答えをいたしますが、そういう決まりがあるわけでありまして。その決まりは、地方自治体としては守らなければいけない。ただ、財源がいっぱいあれば、先ほど言ったように株式会社をつくってもいいし、農地法人もつくってもいいと思うのですね、農業法人を。でも、それをやるのには相当すごいエネルギーと人と、それから資金が要ると思います。ですから、これを計画は立てますが、来年度からやる、平成23年度からやるというような状況に長瀬町はなっていないことは事実であります。そういう状況を考えてやる。

それから、農地の統合、大規模な農業をやっていないと、人を頼んでやる農業というのは成立しないと思います。5畝歩、1反歩というようなものではなくて、一つの畑で最低でも3反歩以上のものがないと機械を使つての有効な農業栽培はできないと。私の身内にもそういうのがありますが、そういうのは最低でも3反歩、多ければ5反歩、1町歩というような一つの畑にして機械化するということが大きなテーマであります。そういう農業政策を日本がとっていない。これは国家の政策です。ですから、それは様子を見ますけれども、この農地が荒れているものについて、そのまま放置していいとは思わない。ただ、税金の課税をしっかりとやって、農地として復元ができるような形をとっていただいて、農地の税金を納めても

らうというのが、私たちでできる今までの仕事でした。これからは変えていかなければいけないというふうに、そういう意味では渡辺議員さんと同じであります。

ですから、渡辺議員さんには、予算を組んだときに今度は賛成していただきたいと思います。予算に反対しないでください。そういうことを前提ではありませんが、そういうことをやっていかないと、確かにできません。ですから、まず国の基本的な方針についての、はっきりしたものを出示してもらおうということが大切だと思います。

それから、先ほど教育委員会で予算を組んで、監査委員からご指摘をいただいたということでございますが、それは主体的には工事に対する入札の差金であります。半分はそうだと思います。長瀬町が、その差金が多いという話については、入札の落札率が、設計をして予定価格を組んで入札したときの差金が億の金が出るわけですよ。それは私たちが一生懸命やって、業者にも協力をしてもらって、例えば中学の耐震補強・大規模改修は3億円近い設計でありました。それが現実に落札したのは、その51%で落札してあります。そうすると3億円のうちの1億円ちょっとの金が余るわけですよ。そういうことの積み重ねなのです。ですから、見方によっては、予算の組み方が甘いというご指摘はあると思いますが、そうではなくて、私たちは、それなりの努力をしているつもりであります。

だから、今までのように予定価格の98%で落札をするということが現実に行われていけば、それは予算が余ることはほとんど出てこないですから、それはそれで結果的には監査委員のご指摘を受けない。しかし、我々とする、それが例えば3億円の設計をして入札したら、1億6,000万円で落としたという業者が出てきて、それもちろんとやっていただけたということになれば、それは一つの方法だというふうに考えています。無理にこちらからお願いして下げさせてもらったわけではありませんから、業者ができるという自信を持って、赤字かもわかりませんが、やってくれたということはあるがたいことだというふうに思っています。そういうものの積み重ねで財政調整基金もだんだんふえてきたのが現実であります。ですから、見方、考え方によって随分差が出てくるというふうに考えております。しかし、安ければいいということではありませんということになれば、それはそれでまた考え方を改めていかなければいけないというふうに考えているところであります。

○議長（齊藤 實君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 渡辺議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

先ほど固定資産税は資産課税と言いましたけれども、要するに資産を持っている人にかかる税金でございます。それと、宅地と畑に対して、なぜこのような価格差があるのかと申しますと、私どもでやりますと、宅地については不動産鑑定士の価格、これは正常な取引、多分資産課税としては、資産価値を見る上では一番正確な数字だと思います。ただし、畑については、3年に1回、先ほど渡辺議員からの質問がありました、評価替えというお話がありました。その中で固定資産評価審議会というものがあります。その中でも、当然農地が安いので、どうにかならないかというお話も毎回の評価替えごとに伺っています。そのたんに現在の価格というのは、うちのほうで埼玉県のほうに小麦、稲ですね、小麦だとか、田んぼだとか、その中の土地に対する収益価格、どのくらいで小麦が売れて、この畑はどのくらいになるという土地を決めて、そういう不動産鑑定価格というのをうちのほうも畑でとっておりますが、その価格で引いてしまうと、当然とてもではないけれども、農業はやっていけないような数字になります。

ただし、先ほどお話ししましたように、あくまでもこれは特別な価格で、長瀬町で一番高くても10アール当たり9万8,000円程度、1平米当たり直すと98円ぐらいだと思うのです。実際その98円が、その土

地の本当の値段かといいますと、実際ご存じのように土木事務所だとか、そういうところに土地を売る場合は、宅地に批准した価格で多分売れていると思うのです。その価格を保つ上でも、せっかくの農地なので、農地として利用して、できないときは休耕地として、先ほど雑草、雑草と出ていますけれども、実際うちのほうで判断して、1年、2年休んだからといって、そういうこともないし、草むしりとか、いろいろしてもらえば、それほどのことではないと思うのですけれども、ただ、実際にその価格帯を守るためには、どうしても農業をしていかないと、先ほども外国からの、そういうこともありますけれども、ただ、国民の皆さんや、そういう審議会の皆さんが、農業の収益性の少なさということをかんがみて、価格的には、そういう設定になっているのです。ただ、純粋に資産課税になっていくと、うちのほうでも鑑定士からの畑、田んぼとかの土地を見ますと、今の宅地に近いぐらいの数字が場所によっては出てきますので、そういうことにならないためにも、ぜひとも農地として活用していただきたいと思います。

あと、もう一件、件数ということだったのですけれども、実際のところ、ここで荒廃農地が幾らとか、そういう数字というのは持ち合わせておりませんので、全体的に平成18年から5年間について、今、渡辺議員さんの質問の荒廃した畑から雑種地になった土地というのは数字的には出ないのですけれども、全体的に畑から宅地になったり、家を建てたり、転用したりという土地を含めまして、おおよそですけれども、1,500件程度を地目変更いたしております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 5年間たったわけなのですけれども、確かに私が、この5年前に、これは雑種地を宅地並みにしたということは、議会にかけないでどんどん進んでいたのですけれども、町民から、うちの木が生えているから宅地並みに課税されたというので、不満があるというので、私は税務課長も知っているように一緒に行ってくれという役場に行ったのですよね。それで、税務課長がごめんなさいということで、そういう税金をかえたことがあるのですよね、宅地並みではなくて畑に。だけれども、私は、この5年間、固定資産税はどんな状態なのかといいますと、昨年9月議会の決算で、固定資産税が収入未済額という形で1,409万6,830円出たのですよね。今度の固定資産税の問題については、今どういう傾向なのか、この5年間。私は、美里町の役場の課長に電話したら、長瀬町はそういうふうに行っているでしょうけれども、うちのほうは宅地並み課税のやり方はしていないので、そういうことはないということなのです。そして、税金を上げてひとり暮らしや、よそにどこか行ってしまった人については、持ち主が東京にいるとかという人については、課税してもなかなか取れないという話なのです。ですから、長瀬町だけが、私は何も悪いと言っているわけではないですよ。皆野町も横瀬町も秩父市も、こういう雑種地を宅地並み課税していないのだということを聞いて、何かちょっと合わないのですよ。

それで、我々は、一番言いたいのは、この問題が、先ほど言いましたように今通学路の問題で、私がある人の土地を見ますと、桑の葉っぱが物すごくはえて、切ってもらいたいということで、言ってもらったおかげで、小学校の通学路のところの桑の木が切られて、毎年切られている。明るくて見通しがいい。あと問題は、私の家の近所では、先ほど言いましたようにハクビシンが出て、私は鳥獣保護の問題では余り言えませんが、わなにかかったのも見えますので、それで深刻です。それで、イノシシをとっているのを見まして、とった肉をもらったこともあります。私は、この問題というのは、子供の交通安全とか、犯罪、あともう一つは、地域の防犯も含めて交通安全の問題です。カーブミラーを幾らつけても、桑の葉っぱやなんかでどんどん、どんどん育っていきますから、そういうことについても町が目をつけて

もraitaisi、みんな人の土地に桑の葉っぱが出ても言いつらいのですよね、近所では。そういう問題とか、あと土地利用の問題があるのですけれども、これから総合計画書、地震や大雨、いろいろなことで、よく1番議員が言っているように避難場所というものも広場が必要なので、小まめに広場を確保して、町が必要な土地は確保していかなくてはならないという問題もあるから、ぜひこの問題について総合的に振興してもらいたいのですけれども、そういうことを総合的に考えていく窓口ですね。例えば子供の通学路は教育委員会だ、鳥獣被害については地域整備観光課だというのではなくて、総合的に考えてもらいたいのですけれども、その辺について、やはり地域整備観光課の立場からすれば、副町長に、これについてどう考えているのか。これはまとめ役ですから、町の行政の。

○議長（齊藤 實君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 渡辺議員の質問にお答えをさせていただきます。

前回の議会でもお答えしたと思うのですが、鳥獣の被害と空き家バンクの質問があったときにお答えしていると思いますけれども、総合的には、窓口は総務課がやりますよと。空き家バンクと荒廃した農地等につきましては地域整備観光課が窓口になりますと。通学路については、当然教育委員会が窓口になりますので、そちらのほうにいろいろ問い合わせさせていただければありがたいと思います。だから、質問が、私もちょっとよく理解できていないのですけれども、前回空き家バンクのときにお答えしていますけれども、そのときと全く変わっておりませんので、総合的には総務課のほうにお尋ねください。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） では、次に入ります。

3番目の質問ですけれども、緑の村プールの活用について質問したいと思います。地域整備観光課長になっております。緑の村のプールは、休業してから10年以上経過しました。その間、周辺では花の里、四季の丘、権田山のホテルの里が整備され、観光客が楽しめる場所がふえていますが、老朽化したプールが美観を損ねています。

そこで、観光客の増加を図るために観光施設などに活用する考えはないか、伺います。よろしくお願ひします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、渡辺議員の質問にお答えいたします。

緑の村プールの活用についてのご質問でございますが、緑の村プールは、昭和54年から農水省の農業構造改善事業補助金を受けて建設された施設で、開設当時は年間5万人を超える利用者がある人気の施設でしたが、時代とともに施設の老朽化や余暇活動の多様化などの理由から、利用者が年々減少し、町の厳しい財政状況もあり、平成14年度から営業を休業している状況でございます。これまでも、このプールの再利用については、民間企業を初め多方面から問い合わせやご意見をいただく中で、何とか施設の有効利用が図れないか、担当レベルで県当局と協議した経緯がございます。しかし、施設の耐用年数が残っているため、取り壊しや貸し付けを行うと補助金の返還が生じてしまうことや、再利用の目的が補助事業の趣旨に合わないなどの理由から、手つかずのまま今日に至っております。今後につきましては、地権者であります秩父鉄道を初め関係団体のご意見もお聞きしながら、再利用について検討してまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） この問題で、私は、この前友達とロウバイを見に行ったとき、ちょうど課長も仕事でロウバイのほうにいて会いましたね。私が思ったのは、あの中で感じたのは、今ロウバイを見学する方が相当遠くからも結構来ています。それで、私は、そのときは、一番下のホテルの何とかという駐車場に車を置いて、それで友達と上がったのですけれども、今度のロウバイの景観は、その行った友達が、うんと感激していました。長瀨じゅうを見て、武甲山、美の山から全部見て、そしてこんなすばらしいのかって喜んでおりました、また来ようという形で。私は和田に住んでいますから、秩父を歩くということで、ロウバイのときは集団で、うちの万福寺の横を上がっていくのですよ。どこから来ましたかということ、千葉のほうから来ましたとかね。すばらしい観光施設だということで、友達も言っていました。しかし、残念ながら、ロープウエーから見ると、また上から見ると、目立つのは旧のプールなのです。旧のプールは、私は宝登山に上がると思うのは、花の里、四季の丘ができたときも、結局年間長瀨町に観光客が来てということで、花の里ができたわけですから、あそこに、これは私個人の考えですけれども、要するにあそこに子供の遊び場とか、小動物が見えるようにすると、子供たちが来て大変喜ばれるのではないかと思っています。

そして、私が思ったのは、猿山に行ったけれども、本当に普通の日でしたけれども、閑古鳥が鳴くようで、あの施設を下へ持ってくると、今度はロープウエーへ上がる人が年間少なくなってしまうのではないかと思っています。どうですか、町長。この問題について鉄道さんと話して、何かうまく考える行動を起こしてもらえませんか。それで、町長、プールができたときは、秩父鉄道に年間500万円も使用料を払っていたと思うのですよ。今500万円という金があれば相当のことが、お金のことは余り知りませんが、何かできるのではないかと思うのですけれども、その点について町長、考えをお聞かせ願えますか。私が言うのは、鉄道さんともっと話し合う必要があると思うのですよ。観光協会も含めて、その問題について会議を開いてほしいのです。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 緑の村のプールについて、私が就任したのが平成13年、そのときに、あのプールの浄水施設が3つあって、1つの機械が2,400万円かかるのがだめになっているから、それを直したいという事務局からの提案がありました。では、幾人入っていて、幾らかかるのかという話をしましたら、委託をして管理するのに840万円かかっているはずで、そのシーズンだけで。そして、入場者数は金額でいうと100万円程度。そうしますと、それだけで750万円ぐらいの赤字が出て、それでポンプを2,400万円で直すということについて、これは将来にわたって入場者が減っているわけだという説明をいただきましたので、これはポンプを直して、また次の年、次の年と3本直すと7,000万円以上の金になるわけですから、それは町としては負担に耐えられないと。2,400万円で直さないで、あそこを閉鎖したわけでありまして。その管理委託で840万円だかかっていた金は出さなくて済んだ、その機械は直さなくて済んだ。だから、それでいいというふうに思っているわけではなくて、地元の人を初め大勢の人にいろいろなご意見を伺いました。ハスを植えて観光資源にしようとか、魚を放流して魚を釣ろうとか、いろいろな意見、提案をいただきましたが、どれも利益につながるようなことにならないという状況の中で、そのまま閉鎖して、ずっと放置してあるわけでありまして。

これは大きな問題だというふうに考えておりますが、しかしそれを実際やっていると、年間で2,000万円ぐらいの総額で赤字になるというような状況を、長瀨町の財政を私見たところ、そんな状況ではないと

いうふうにして、あえてそれを閉鎖した。非常に苦渋の選択でございましたが、今になってみれば、あながち間違っていたのではないかと。ただ、あのままに置くということは、先ほど担当の課長から説明がありましたように補助対象になっておまして、30年までということになりますから、例えばそれを壊すとか、ほかのものに利用する場合には補助金の返還ということがあるというようなことで、今まで来たわけでありまして。しかし、せっかくのご提案でございます。いい使用の方法、アイデアがありましたら、ご提案をいただければありがたいというふうにご検討しております。

秩父鉄道にも、もう少しという話でございますが、秩父鉄道と長瀨町は、お互いにしっかり手を組んでやっております。宝登山のロウバイにしてもそうでありまして、いろいろなことについてお力添えをいただいたり、こちらからもできる協力はさせていただいております。そういう状況で、あそこのことにつきましては、先ほどの補助制度の期限等々があつて、なかなかいい提案がいただけなかった。あの下では地元の人たちがホタルの里というのをつくって、毎年にごやかなお祭りをやっております。私も例年参加をさせていただいて、楽しいひとときを過ごさせていただいておりますが、そういうようなめぐりからやることはできても、その本体を壊すことについての決断ができないで今日まで来たわけでありまして。もしいいご提案があつたら、ぜひよろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） では、最後の質問というか、意見を述べて終わりたいと思います。

私は、今度の予算を見ますと、第4次総合振興計画後期基本計画策定が57万2,000円組んで、今度の予算に出されました。私は、プールが盛んなときは、もう議員でいましたから、要するに500万円かけて秩父鉄道に委託したわけなのですけれども、毎年ね。この問題は、町長以下我々町民が、この問題を解決するには声を出して、県や国に働きかけて、今後やっていかないと、壊すだけでも物すごいお金がかかるし、何か知恵がないかということで、この第4次総合振興計画・後期基本計画策定事業に何か文書を入れてやってほしいのですけれども、よろしくお願い申し上げます。これで終わります。

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 正 午

再開 午後1時00分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（齊藤 實君） 次に、7番、大澤タキ江君の質問を許します。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、ボランティア団体について町長にお伺いいたします。当町には多くのボランティア団体があり、さまざまな活動をしているため、町としても大変助かっていると思っておりますが、このところ、高齢化による活動停止や解散を余儀なくされている団体も出てきているようです。年々厳しさを増す財政状況の

中では、「住民との協働による町政運営」が迫られるため、この事態は喫緊の問題だと考えますが、町長にそのご所見をお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

高齢化による活動停止や解散を余儀なくされるボランティア団体についてのご質問だと思います。ご指摘のとおり、行政改革実施計画では、町民と行政の協働の推進を行政改革の主要事項の一つに掲げておりまして、今日の多様な町民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、町民と行政の役割分担を明確化し、町民や企業、ボランティア組織、NPO、非営利組織などの地域社会を構成するさまざまな主体が協働してまちづくりを進めることが必要であると考えております。現在社会福祉協議会では、組織的なボランティア活動の育成、援助を行い、社会福祉の向上、発展を促進することを目的としてボランティアセンターを設置しておりまして、個人、団体を問わず、ボランティアの登録ができるようになっております。また、各ボランティア団体の横の連絡機関として長瀬町ボランティア連絡協議会も設置をしているところであります。ボランティアの活動は、小さなことでも、それぞれの方ができる範囲、無理のない範囲で活動していただけるのが本来のボランティア活動ではないかというふうに考えています。

高齢化による活動停止や解散される団体が見られるというお話でございますが、大変寂しく、残念なことでありますが、それぞれの団体の自主性や活動方針を尊重して考えますと、町が直接的に働きかけることは、本来の姿ではないのではないかというふうに考えております。できる限り組織の中での若返りを図っていただくなど、団体の主体性に期待したいと思っております。

なお、決して強制にならないよう、また負担にならないよう育成、支援することが重要であると考えておりますので、今後ともボランティア活動を希望される個人や団体に対しまして、活動しやすい環境を整えるため、社会福祉協議会を通じて啓発と広報活動に努めてまいりたいというふうに考えております。いろいろなご助言をいただければありがたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ボランティア団体、社会福祉協議会のほうでボランティアセンターを運営しておりますというお話をいただきました。社会福祉協議会のほうは町長がトップなわけでございます。そういう中で、長瀬町にはたくさんのボランティアがあります。町のほうが事務局となっているものもあるようですし、また社会福祉協議会、それから商工会が事務局になっているところもあるわけですね。そういう中で、横の連携がとれていないのではないかなという思いがしております。現在ボランティア団体の中には社協にも属するし、商工会にも属するし、また町にもというような団体もあるようですけれども、この連携がなかなかとれない中で、ボランティアの活動が停滞してきたというような思いがしてなりません。特に新井利朗議員さんに本気でやっていただいておりますラビッシュさん、これは商工会が母体だそうです。それが高齢化ということで、今回やめられるというお話をお聞きいたしました。今まで町としてラビッシュさんにお手伝いしていただいた部分というのは非常に多かったわけですね。空き缶回収もそうですし、また特に長瀬町の玄関である、ヤオヨシの手前の信号機ですか、あそこのところのお花の植栽、これは本当にラビッシュさんに本気でやっていただきました。ああいうものが、今後どういうことになるのかなと非常に心配でなりません。

そういった中で、先ほど町長からいただいた、この施政方針、これを見ますと、ボランティアさんの重要性というものが、いろいろなところに出てきております。町行政もこれから年々も非常に大変になって

くる中で、財政的にも非常に大変になってまいります。子供さんがふえなくて、少子高齢化の中で財政が厳しい状況の中で、ボランティアさんに担っていただくものというものが、どんどん、どんどんふえてくるわけですね。そういう中で、今町長さんが、こちらから、町のほうからお願いするというものでもないというお話でしたけれども、私は、町のほうももう少ししっかりかかわってほしいなと思うのですよ。特に町長さん、先ほども申しあげましたけれども、社会福祉協議会のほうのトップでもあるわけですから、町のほうと社会福祉協議会のほうと連携をしながら、いろいろなものを把握しながら、少し停滞ぎみなような団体さんには、もうちょっと底上げをしたほうがいいのではないかと、そういう部分で、町長のほうからも、どんどん発言をしていただきながら、町の人たちの一翼を担っていただける、そういうようなものに持っていかないと、長瀬町も本当にこれから困ると思います。

そういう中で、先日、「地域貢献の職員に後押し」という新聞記事が出ておりました。3月8日の記事ですけれども、自治体職員が有給休暇を使って、地域の社会貢献活動に参加しやすい環境をつくらうということで、埼玉県など9県の知事と市町村長ら計40人が地域に飛び出す公務員を応援する首長連合を発足させるという記事が載っておりました。過疎化や高齢化でお年寄りの見守りなど、地域の課題がますますふえる中で、財政難で行政の支援には限界がある。そういう中で、社会貢献活動をしていただく職員を、これから一生懸命つくっていくという、そういう新聞記事が載っておりましたけれども、こういうことは町長も多分読まれておると思います。そういう中で、長瀬町は、こういうものに入って行って、職員にも、そういう地域貢献を担っていただく、そういうようなお考えがあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほどの答弁の中で、社会福祉協議会が窓口になっているというお話を申しあげました。今議員からも商工会だとか、いろいろな団体のところが窓口になっているところもあるというお話であります。1度ご提案をいただきましたので、そういうところとの連絡協議会みたいなものを立ち上げてみたらどうかというふうに今考えておまして、議会が終わり次第、社協を中心として、お声がけをさせていただいて、いろいろなことについての現状の把握からまず始めて、ボランティアを本気でやっていただく方たちの高齢化というような問題、それから財政的な問題もあるのでしょうか、時間的な問題等々も含めて討議をしていただいて、どういうふうにやったらいいのか。先ほど新聞の記事を議員にお読みいただきましたが、それは私も読みました。そういう形がいいのかどうか、一つの方法ではあると思いますが、決定的なものではないのではないかという思いを持っておまして、長瀬町で特色のあるボランティア活動の組織が再構築できるようなものを、せっかくのご提案でありますから、社協を中心として立ち上げてみたいと考えております。ぜひご助言をいただきたいと思っております。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） これから検討していただくというお話のようですけれども、何か手を打たないと、このままでいきますと、本当に先細り状態になってしまうわけですね。そういった中で、町長の施政方針を読ませていただく中で、大量退職した団塊世代の活躍の場を確保するというのがあります。町民一人一人が共助の精神を持って、退職された方が、町に貢献していただきたいということだと思っておりますけれども、いろいろな方にお聞きしますと、今本当に厳しい状況の中で、退職されたからといって、すぐボランティアをしている暇はないというようなお話も伺っております。そういった中で、これから非常に厳しい状況になっていくわけですね。その中で、この中にもコミュニティという話も出ておりました。コミュニティ

協議会ですか、毎年コミュニティ協議会ということで、定期総会をやっていただいておりますけれども、これを見ますと、非常に大勢の団体さんが、この協議会に参加しているわけですね。この中でいろいろな部会に分かれております。ただ、私も赤十字奉仕団として福祉対策部会というのに入っておりますけれども、総会だけしか行ったことがないのですよね、実際のところ。ほかにどういう活動をしているのかなと思うのですけれども、総会するときだけこれが出てまいりまして、本当に1年間何もなくて総会をしているというような状況でございます。

それで、私は福祉対策部会ということになっているようでございますけれども、この中に生活環境部会というのもあるのです。その生活環境部会というのは、観光協会、保勝会、母子愛育会、くらしの会、食生活改善推進協議会、この中にラビッシュさんが入っていたわけですが、ラビッシュさんには本当に環境ということで、本当に一生懸命やっていただいたわけですが、果たしてほかの団体さんは、この中で活動しているのかなという思いがしているわけです。先ほど花壇のお話をちょっといたしましたけれども、これはラビッシュさんが長瀬町の玄関である、あそこのところが草ぼうぼうの状態では本当に困るということで、最初に始めていただいたようでございます。そういう中で、観光協会の会員さんに、あれは観光のために皆さんが頑張ってくれているのだからというお話をしますと、なかなか理解をしていただけないという部分がございます。長瀬町の中学校の前、役場の前もそうですけれども、道路サポーターですか、そういう人たちに本当にきれいに町を飾っていただいております。

しかし、それがまちづくりであると同時に、長瀬町が観光の町であるということで、皆さん一生懸命頑張ってくださいっているわけですね。そういう中で、これから町長さんは話し合われてくださるということですが、そういうことも念頭に置きながら、長瀬町の観光にとって何が一番いいのか、どういう方たちが活動するのが一番いいのかとか、そういうこともしっかり考えていただきたいと思うのです。桜と松等を守る会も本当に本気でやっていただいております。しかし、肝心なところが、なかなか動き出さないようなことでは本当に困ると思うのです。そういうことも町長、観光協会のほうの役員にも多分なっぺいらっしゃると思いますし、そういう部分から長瀬町を、これから観光の町として担っていくにはどういう方法で皆さんに協力をしていただいたらいいのかというようなことも議題の中に入れていただきながらやっていただけたらありがたいと思っております。

それから、先ほどボランティアセンターの運営委員会というのがあるというお話をいただきました。先日、私もこの間会議があったということで、その会議の次第をいただいてまいりました。その中にボランティアの育成と援助及び広報活動に努め、みずからボランティア活動の実践に当たるという文言がございます。育成もしていかなければならない立場なわけですね。だから、です、町長からのトップダウンでもできるのではないかなという思いもしております。こういった意味で、それをやっていただいている方たちを、それを当然と思っている方たち、そういう方たちには、当然ではないのだということも知らしめながら、町長のトップダウンで、こういう人たちにも声をかけていただけたらありがたいと思っております。

また、ボランティア協議会も計算してみましたら127名いらっしゃるのです。9団体あって、今度ラビッシュさんと、それからやまぼうしさんですか、やまぼうしさんも何か少子高齢化でやめられるというお話でございますけれども、廃止になるようでございますので、今度この9団体が7団体になるようでございますけれども、昨年6月29日に総会を開いたときには127名会員さんがいたようでございます。しかし、総会に出たのは29名しか出なかったと。それは横の連携が密になっていないのではないかなというこ

とだと思のです。だから、活動にしてもしかりだと思のですよ。しっかりした横の連携がとれていれば、今度のラビッシュさんにしてもそうですけれども、やめられるというようなことはなくて、何とか皆さんにお諮りしてご協力願いながらやっていけたのではないかなというような思いがしております。そういったことも町長にはしっかりお考えいただきながら、社会福祉協議会の長でもございますし、また町の長でもあるのですから、皆さんにお願いして、こちらからお願いするものでもないというお話でしたけれども、これはぜひお願いしたいということでやっていただかないと、先が続いていかないとしますので、ぜひそういうことでお願いができたらなと思っております。

また、定住自立圏、この次に質問させていただきますけれども、その中でもえんでんべえさんに今一生懸命やっていただいておりますけれども、定住自立圏の中に出てまいります空き家バンクですとか、そういうものにつきましても、いろいろな皆さんからご協力をお願いしながらやっていかないと、無理かなという思いがしております。ジオパークの問題ですか、えんでんべえさんはジオパークのほうですね。ジオパークの問題につきましても、非常に高度な能力が必要になってくるわけですが、そういうものに関しても、これからしっかりやっていただきながら、その能力があっても消極的で、表に出てこれないという方もいらっしゃると思います。そういう人を発掘しながら、ぜひ長瀬町が、これから住民との協働でやっていかないと困る時代でございますので、そこのところも、ぜひお願いしたいと思っております。定住自立圏につきましては、この後ですので、社会福祉協議会のボランティアと町のほうと商工会ですか、その連携、これをしっかりやっていただきたいということで、もう一度町長に、しっかりしたお答えをいただけたらありがたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今いろいろなご指摘をいただきましたが、社会福祉協議会、それから商工会、今度新しくできて盛んに活動が進んでおります観光協会等々いろいろな事務局といいますが、そういうものを含めて、町の中でも課長等々に話して、担当の課はどこになりますか、地域整備観光課かな。そのところで1度役場にでも皆さんにお集まりいただいて、ご指摘のことにつきまして協議をし、どういうふうにしたら活性化ができるか。そして、自分の担当しているところのボランティアグループをどういうふうにしたらいいのかということについても話をして協議した上で皆さんにお話ししていただきたい。せっかくのご提案でございます。私たちは、今まで耐震補強・大規模改修について夢中でやってきたものですから、ほかのところ目が回るといのが、なかなかおろそかになっておりました。そういう意味で、皆さんにご指摘いただいたことを一つのきっかけとして、これから改めて再出発という気持ちを持ってやらせてもらいたいと思います。よろしくご指導をお願いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 本当にこれからますます厳しい、何かお聞きしましたらば、昨年4月から今年の3月までに生まれた子供さん、これから生まれる子供さんもいるわけですが、40人に満たない。そういう中で、これからますます本当に厳しい状況になってくるわけですので、住民の皆様の協力をしていただかないと町が成り立っていかない。これは本当に目に見えているわけでございますので、皆さんの力をいただきながら、これにはどうしたらいいかということトップに一生懸命考えていただきながら、私たちが当然考えるべきですし、また町の方たちにも考えていただかなければならない問題ですので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次の2のちちぶ定住自立圏形成協定について総務課長をお願いいたします。昨年の12月定例

会以降の協定項目の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、大澤議員の12月定例会以降のちちぶ定住自立圏形成協定項目の進捗状況についてお答えいたします。

まず、医療分野でございますが、医療分野の専門家から助言を受け、圏域内の医療機関や秩父郡市医師会との連携を図り、さまざまな議論を行う場であります秩父医療協議会の設立に向け、準備を進めていること、また福祉保健分野では、口腔機能向上事業として秩父郡市歯科医師会と連携し、口腔機能の普及啓発に取り組むための基礎資料とするようアンケートを実施していること、また観光分野では、観光連携に向けた体制づくりを行うため、外国人観光客の増加や観光資源を再発掘するための勉強会を開催するとともに、観光案内人などの要請を行うと伺っております。ジオパークの関係では、シンボルマークの発表がありました。県内外の153人から応募があり、応募総数は231点で、シンボルマークは関連イベントのチラシやポスター、また長瀬駅前1基を含め、秩父郡市内に8基設置される予定のジオパークの内容を説明するための看板などに活用すると伺っております。交流分野では、空き家バンクの推進を図るため、ホームページを立ち上げるとともに、秩父地域の住民にも周知するため、チラシを作成し、新聞折り込みが行われました。水道分野では、広域的水道整備計画の原案が県から提示され、その内容について説明をいただいております。人材育成では、第2回秩父まちづくり塾が開催され、ジオパーク推進員の吉田健一先生により、ジオパークと地域振興についてご講演をいただきました。この研修会には当町より3名の職員が参加しております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 今のご答弁ですと、空き家バンクは入っていませんでしたね。空き家バンクの、こういうチラシが先日出ましたけれども、これは入っていませんでしたか。長瀬町でいいますと、ジオパークと空き家バンク、こういうものが非常に重要な項目になってくるのかなと思います。お医者さんは大きな病院、岩田にありますね。しかし、入っていませんので、秩父市立病院と秩父病院ですよ。それと、あとは小鹿野病院ですね、皆野病院も入っていましたか、ですので、そちらは余り権限がないといたらおかしいですけども、そういう中で、これは入っていませんでしたね。

○議長（齊藤 實君） ちょっと待ってください。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 空き家バンクの関係でございますが、先ほど交流分野というところで、ちょっと申し上げました。交流分野で空き家バンクの推進を図るため、ホームページを立ち上げましたと。それで、チラシ等で新聞折り込みも行いましたということで、お答えは一応させていただきます。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 済みません。私が聞き漏らしてしまったのです。この空き家バンクなのですが、宅建協会がやられるわけですよ、との連携ですね、空き家バンクというのは、埼玉県宅地建物取引業協会秩父支部というのが真ん中に入るというか、仲立ちですか、されるのですけれども、長瀬町で、この協会に入っている業者さんはいらっしゃるのでしょうか。それとあと、先ほどのジオパーク、前回12月の議会でも質問させていただきましたけれども、こういうものが始まると、必ずロゴマー

クですとか、看板ですとかというものが、必ず一番最初に持ってこられるわけですけれども、そういうものよりも、もっともっと大切なものは私はあるのではないかなといつも思うのです。先ほども町長がお話をいたしましたけれども、人材育成、これはともかく最重要な課題なわけですね。特に長瀬町の場合には、自然の博物館があって、最高に勉強できる場所があるわけです。そういう中で、先ほどこよっと申しあげましたけれども、えんでんべえさんが観光分野で一生懸命協力していただいております。しかし、えんでんべえさんも、なかなか先細りのような状況のようでございます。ボランティアさんがやりがいがあるというのですか、そういうような状況に持っていけないところに私は問題があるのかなと思うのですけれども、そういった中で、勉強会はどのくらいやっているのでしょうか、そういう人材育成の勉強会。それと、空き家バンクの協会に入っている業者さん、それをお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、宅建協会の秩父支部に加盟されています長瀬町の業者さんがいらっしゃるかどうかについてのご質問なのですけれども、協会さんの名簿等こちら持ち合わせておりませんので、詳しい状況は把握していないところなのですけれども、長瀬町では秩父支部に加盟されている業者さんは多分いらっしゃるのではないかと考えております。改めて調べさせていただいて、ご提示させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 大澤議員の人材育成ではどのくらいの勉強会をしているのかというご質問でございます。

先ほどもちょっとお答えいたしました、先日も2月15日に秩父の文化伝承館におきまして3名の者が出席しております。その前に何回あったかというのは、ここで回数的なものは把握しておりませんので、ご了解いただきたいと思います。平成23年度からは、この人材育成の職員及び議員さんとの合同研修会なんかも二、三回行われるという予定にはなっております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 先ほど2月にあって3名行きましたというお話は聞きました。でも、回数がちょっと少ないのではないかなという思いがしています。それと、内容なのですよね、どういう内容なのか、中身。専門的な分野の勉強をしているのでしょうか。それとも協議会をつくりましょうというような話し合いだけなのでしょうか。その3名の方が、内容についてしっかり勉強していただいているのならば、これは本当によかったな、ありがたいことなのですけれども、そうではなくて、ただ、そういう先ほどの話、ロゴマークをつくりましょうとか、看板を設置しましょうとか、そういうことであると、ちょっと不安というのですか、もったいないなという思いが、ただただ時間ばかり経過してしまって、最終的にはなし崩し的なものになってしまうのではないかなというような思いがしております。

今回の予算の中にも、人材育成のあれが出ていたと思うのですけれども、それは職員の人材育成というのかなと私は解釈したのですけれども、ジオパークの人材育成なののでしょうか、今の課長のご答弁ですと、平成23年度予算の中で人材育成というお話がありましたのはジオパークのほうかなと、今のご答弁で、ここにありましたね、定住自立圏の663万1,000円がのっています。専門家を招聘するということですので、それがジオパークに使うお金なのか、それとも職員の資質の向上を図るために勉強会を開くものなのか。

当然職員の資質の向上というのも定住自立圏に入っていますので、そちらなのか、ちょっとわかりませんが、いずれにしても定住自立圏の中のジオパーク問題というのは奥が非常に深いと申しますか、今までのようにえんでんべえの皆さんにお願いするようなものでは、私は絶対に無理だと思っています。そういう中で、先ほどのボランティアの話の中にも出しましたけれども、町もしっかりとした態度を示しながら、住民にボランティアをお願いし、育成していかないと無理なのではないかなと私は思っておりますけれども、そのところをどのようにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、空き家バンクの問題ですけれども、実は長瀬町のしにせである某不動産屋に私は行ってみました。たまたま私の友達が、空き家が欲しいという話だったものですから、それを聞きながら、長瀬町に空き家はどのぐらいあるのですかということで、いいところはありますかということで行ってみまして、この話をしましたらば、その不動産屋さんは、この話を全く知りませんでした。あらっと思ったのですけれども、そのお話を聞く中で、長瀬町あたりは、空き家は余り利用がないというのでしょうか、奥のほうに行きますと、古い家がたくさんありますので、大滝ですとか、小鹿野の奥のほうですとか、そういうところに行きますと、そこに住みたいという都会の人が結構いるようですけれども、長瀬町あたりでは、それほど需要はないというようなお話もお聞きしております。そういった中で、これから長瀬町の古い家に住みたいという人も出てくるかもしれませんが、実際長瀬町の業者さんが入っていないということになると、よその業者さんをお願いしなくてはならないのかなという思いがして、今質問をさせていただいたわけですけれども、長瀬町に不動産屋さんはたくさんあるのでしょうか。私も把握していないので、よくわからないのですけれども、どのぐらいあるのですか。そのところをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 大澤議員の再々質問になるのでしょうか、お答えさせていただきます。

勉強会の関係でございますが、先ほどの2月15日につきましては、確かにジオパークの関係でございます。表題が「目指せ！ジオパーク秩父」ということで、講師が吉田先生という方で行っていただきました。それに参加してきていただいております。秩父は、素材が豊富であると言っていたことや、レジュメにも書かれているのですが、ジオパークは地質学に限られたものではないというようなお話を伺ってきたようでございます。

それから、そのほかに専門家の招聘ということでございますが、共生ビジョンに掲げる事業を推進するために専門家を招聘して、平成23年度から3年間来ていただいて、そこで勉強をさせていただくということでございます。来ていただく期間ですが、1カ月か1カ月半に1回程度来ていただいたりするようでございますので、その分野が医療、交通、情報、観光、交流、産業、環境、その他というようなことで、多岐にわたった、全体にわたった分野での専門家をお招きしての勉強会になるというふうに把握してございます。

以上でございます。

〔「不動産屋さんはわかりませんか」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大澤議員の不動産業を営まれている方の業者数は把握しているかということなのですが、地域整備観光課では、特に業者数を把握している状況にはございません。長瀬町で行うようであれば、はっきりした数字というものもご提供できるかと思うのですが、

こちらで登録させてもらっている状況ではありませんので、申しわけないのですが、そういう状況だけお話をさせていただくということで、ご了解いただきたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 今までは宅建協会にどこが入っている、そういうことは問題ではなかったと思うのですが、今度の定住自立圏で空き家バンクというのが出てくる中で、宅建協会というのが当然出てくるわけですから、宅建協会に長瀬町のどの不動産屋さんが入っているとか、これがわかっていなくて困ると私は思うのです。会議で話を進める中でも、あそこの不動産屋さんがどのぐらい把握しているのかなとか、そういうものを頭の中に描きながら会議にも臨むべきではないかなという思いが私はしております。そういった中で、長瀬町では入っている業者さんがいないのかもしれないかもしれませんが、そうしますと、また状況も変わってくるような気がいたしますので、そのところもしっかり行政のほうで把握をしておくべきだと思います。

それから、吉田先生が、長瀬町は地質学の宝庫ですよというお話をしたそうですけれども、これはどの先生も、みんなそういう話をするのですよね。だから、私が言いたいのは、もう少し中身の濃い、突っ込んだ内容で、専門分野、そういうお話を吉田先生がしてくれたのかなと思ったのです。これから会議が3年間にわたってあるということですのでけれども、これを町の職員さんが、これからも3名ぐらい入っていくのでしょうか。そうなっていくと、その人たちが専門的な知識を身につけて、それをジオパークのために活用していただけるのでしょうか。先ほどボランティアのほうでちょっと触れましたけれども、こういうものも、これからできるようですので、地域貢献ということで、職員さんがジオパークの問題をしっかりと勉強してやっていただけるのかなという半分期待をしながら、そのところもちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 専門家招聘での勉強会ということのご質問だったかと思います。先ほど言いましたように医療、交通、情報、観光、交流、いろいろな分野にわたりまして、専門家を呼んで、専門的な知識をいただきながら、そこで共生ビジョンの項目がございますが、その分野の実施、実現に向けて行っていくというところで、当然職員が参加していくという形になると思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ともかく空き家バンクの不動産屋さんの話もそうですけれども、このジオパーク問題、本当に奥の深い事業でございますので、職員の皆さんも一生懸命勉強していただきながら、長瀬町は地質学の宝庫、どの先生もみんなそういうふうに言うのですよね。秩父は地質学の宝庫ですよ。特に長瀬は地球の窓で、長瀬ほど地質学の勉強ができるところはないですよというお話を講演などに行きますと聞きますので、それに恥じないよう一生懸命勉強していただいて、ジオパーク問題を進めていただけたらありがたいと思っております。

それでは、3の特定健康診査について健康福祉課長にお伺いいたします。平成20年度から特定健康診査が始まり、3年が経過しますが、この間の成果はどの程度あったと見ているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大澤議員の特定健康診査についてのご質問にお答えいたします。

まず、特定健康診査とは、健康の維持や疾患の予防、早期発見を目的とする平成19年度まで実施していた基本健康診査、いわゆる住民健診とは違い、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの危険性がある人を早期に発見し、生活習慣病を予防、改善しようという平成20年度から開始された新しい健康診査の制度でございます。また、特定健康診査の対象者は40歳から74歳までの医療保険加入者となっており、町で実施する場合は40歳から74歳までの国民健康保険加入者となります。特定健康診査の成果ということでございますが、制度が開始されて、まだ3年目であり、総合的に評価するには、まだまだ年数を要するというのが現状でございます。基本健康診査と特定健康診査を制度的に比較してみますと、特定健康診査の実施が医療保険者に義務づけられたと同時に、特定健康診査の成果により、生活習慣の改善が必要な方に対して特定保健指導を実施しなければならなくなったことが大きな違いでございます。

特定保健指導は、特定健康診査結果の危険要因の度合いに応じて動機づけ支援と積極的支援に分類されます。この特定保健指導の実施により、対象者個人に対してきめ細やかな指導が行われるようになり、生活習慣病の予防と改善に大きな効果をもたらすものと期待しております。また、受診率の観点から見ますと、基本健康診査として実施しておりました平成18年度は18.8%、平成19年度は17.8%でありましたが、特定健康診査が開始された平成20年度は39.3%、平成21年度は29.9%であり、基本健康診査と比較して受診率が向上したことは一定の成果を得たのではないかと考えております。平成20年度と比べ、平成21年度を受診率が低下してしまった原因といたしましては、同年度に流行しました新型インフルエンザの蔓延により、受診が遠ざかったのではないかと考えております。また、平成22年度を受診率につきましては確定していませんが、昨年の猛暑や熱中症などの影響により、最終的には28%弱となる見通しでございます。来年度におきましても、多くの方々に受診していただくよう積極的にPRや受診勧奨を行い、受診率の向上に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） これは74歳までということですけども、75歳以上の方は基本健診なのですか。75歳以上の方も受けていますよね、基本健診。この方たちは別に受けても受けなくてもということはないですよね。74歳までの方の、このあれはペナルティーがありますよね、5年でしたっけ、開始から、4年でしたか。

〔何事か言う人あり〕

○7番（大澤タキ江君） 5年でしたよね。開始から5年で65%以上にならないと、幾らか補助金ですとか減らされますよというお話をいただいておりますね。では、75歳以上の基本健診というものは、別にそういうペナルティーだとか、何%以上受けなくてははいけませんよというような規定はないのですか、それはないのですね。

〔何事か言う人あり〕

○7番（大澤タキ江君） 平成21年3月議会のときに、私もこれをちょっと質問させていただいておりますけれども、そのときに実は私たち夫婦みたいに農協で受けているという、そういう人たちが、この中に含まれないのかと聞いたら、含まれませんという話だったのです。それでは、これを65%に持っていくのは無理ではないかなというお話をしましたけれども、私たちは役場からいただいたので、1,000円で受けられるのですけれども、農協の場合には、そうではなくて、3,000円プラスオプションもいろいろありますから、五、六千円かかるのですけれども、そういうものを個人持ち出しでやってもらったほうが、町と

してはお金を持ち出す必要もないし、助かるわけだと思うのですよ。ですので、そういう個人的にやって、そういう役場からいただいたのではなくて、個人的に血液検査を定期的にやっているとか、そういう方たちも結構いらっしゃると思うのです。それは多分加算されていないのではないかと思うのです、当然私たちもそうですけれども。そういうものも加算をするような方向に持っていければ、65%のあれをクリアできるのではないかなと私は思うのですけれども、そのところはどういうお考えでいるのでしょうか。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大澤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

幾つかあったと思うのですけれども、まず初めに75歳以上の方の健診の関係ですが、これは特定健康診査と同じような形でやらせていただいております。町民課のほうからいただきました資料によりますと、平成21年が31.4%、それから平成22年の関係では、平成23年の1月末で28.7%という数字が出ております。

それから、健診の結果ですね、国保の場合、一番初めの年が39.3になっているわけなのですけれども、こちらのほうの反映の関係ですけれども、今年の議会でしたっけ……

〔「一昨年」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見初子君） 一昨年ですね。ご質問いただいたときには、農協のほうの関係は入らないということで、お答えさせていただいております。なぜかといいますと、個人情報をもそのまま本人の承諾なしに町のほうにいただくことはできませんし、もちろんそういうシステムもできておりませんので、これは国保に加入されている方が、ほかの特定健康診査に相当する健診項目があるわけなのですけれども、その項目をクリアしている健診を受けて、町のほうにその情報を個人の承諾のもとに、同意のもとに提供していただいた場合には数に加えることができるということになっております。ですから、一概にどなたでもということではありませんし、個人の重大な内容がありますので、そこら辺は大丈夫だよと行ってくださる方については受診率のほうに反映をさせていただきたいと思っております。これは、あくまでも長瀬町の国保に加入している方ということですので、それぞれの保険者が、先ほどもご質問にありました、5年たった平成24年度に65%の受診率でないと一応ペナルティーがかかるということになっておりますので、一生懸命やっておりますけれども、後期高齢者のほうの関係の見直しもありますので、そこら辺が、これからどうなるかは、ちょっと未定の部分もあるかと思っております。今のところは、10%のペナルティーがかかるということで、各保険者ともに受診率の向上に努力をしているところです。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 今の状況でいきますと、5年後に65%は非常に無理な数字だなと私も思います。そういった中で、町民も知らないのではないかと思うのです。そのところも、やはり町のほうでも情報発信が不足しているのかなという思いがしていますけれども、今のお話を聞きますと、私どものような農協で受けている人たちが、自分の情報を出してもいいですということで、町のほうに持ってきていただければ、それが加算されるということですので、これも知らしめる必要があるかなという思いがしています。ともかくペナルティーということは、要するに補助金が少なくなるということですので、私は非常に問題だなと思っています。その期限が迫ってきていますので、ぜひ町民の皆さんにもご理解いただきながら、情報を提供してもいいよという方たちには協力していただいて、何とかこの数字をクリアできるような努力をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（齊藤 實君） 次に、6番、新井利朗君の質問を許します。

6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 質問させていただきます。

1番、町道の愛称について地域整備観光課長にお尋ねいたします。現在町で管理している町道は、担当職員しか知らない番号がついていますが、わかりにくいのが現状です。そこで、主な町道の愛称を募集して、起点と終点到愛称の入った道標を立て、親しみと環境美化向上に役立てるようにはどうかと考え、お伺いする次第です。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、6番、新井議員のご質問にお答えいたします。

現在町道は、道路法により規定する道路台帳の管理、また地方交付税の算出の基礎となる路線ごとの道路面積などの算出のため、路線ごとに番号により整理されております。道路に愛称をつけ、親しみやすく、道路に愛着を持っていただくことは大変有意義なことと思いますが、町では既に主な町道に愛称がつけられております。観光パンフレットにも記載されておりますので、一例を申し上げますと、幹線4号線の光安寺手前の交差点から長瀬駐在所の間は蔵前通り、交差点から先の上長瀬交差点までは小路通り、幹線2号線の長瀬駅前から岩畳までは岩だたみ通り、見晴から南桜通りまではいろは通り、高砂団地わきの幹線6号線は弁天通り、幹線5号線の野上長瀬間は北桜通り、ほかにも宝登山表参道や恋文横町などの愛称がついておりますので、これらの愛称の定着をこれから図ってまいりたいというふうに考えております。今後新しい愛称ですとか、道標につきましては、地元との合意の上、地区からの要望でもございましたら、設置に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 今現在愛称がついていると、パンフレットに載っているというふうなことでありました。前に確かに観光パンフレットに恋文横町というのがあって、なかなかすてきな、しゃれた名前だなと思いつながら、どこが恋文横町なのかなと思いつながら歩いてみても、それらしいものは何もない、感じられないものであったので、ですからその辺の定着というのは全然ないし、道しるべもないし、お知らせもないわけですね。先ほど言われた蔵前通りだとか、小路通りとか、いろは通りとか、これも本当に定着していないと私は認識します。番号をつけて管理するのは、もちろん大事なことですけれども、それに対して先ほど私が提案したように、起点、終点のところに標示をしてもらいたい、標示を考えてもらいたいということなのです。この通りは、あくまでも観光に直結したような道路のところが多いのですが、実際には子供の通学路なんかに関しても子供たちが6年間通う、また3年間通う、合わせて9年間通ったりするような道についても、知らず知らずに、あ、この道はこんな名前がついている、あ、こんな花が咲いていていいなとか、こんな遊び場がありそうだとかということ考えていった名前をつけていくと、もっと楽しくなる。だから、この名前の定着と親しみ度、それから愛着がわいての保護活動にかかわると、そういうふうな面での提案なのです。ですから、今現在もうついているというふうなことでなくて、さらに踏み込んだ回答を期待しているのですけれども、課長、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、新井議員の再質問にお答えさせていただきます。

愛称をつけて、愛着を持った道路管理をしていこうというようなご提案になるかと思えますけれども、町が愛称を決めていくということにも、一概にこういう愛称がいいのではないかという提案をさせていただくというのは大変難しいというふうに考えます。実際には地元で近所の道路について、それなりの名称が使われているようなところもあると思えますので、これから愛称をつけていくということになれば、先ほどもお話ししましたように地元の方のご意見とか、そういうことを聞いていかないと、地元で愛されるような名称はなかなかつかないのかなというふうに考えております。ですから、今の時点では、先ほどお話ししたように観光パンフレット等でも愛称をご提案させていただいておりますので、その辺の名称を早くわかっていただくように改めてパンフレット等に載せるなどの周知を図っていただければというふうに考えます。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 私の提案を読んでいただくとうわかれると思うのですが、質問が。町が名前をつけて、すぐやれということではないのです。主な町道の愛称を募集してというふうに言っておりますので、その辺のところ、町がつけてやれということではないのですね。そういうことで、募集することによって、より親しみのこもった、地域に根差した、そういうものがつくのではないかなということによっておるわけですので、その辺の認識をしっかりとって回答していただきたいし、取り組んでいただきたいというわけなのですけれども、どうですか、副町長、ちょっと振りまして失礼ですけれども。

○議長（齊藤 實君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 新井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

基本的には地域整備観光課長が申し上げたとおりで、今現在愛称を使っているところが、まだ定着されていないと。この辺の定着が、まずできるのであれば、他の町道、いわゆる幹線道路ですね、全部に愛称をつけたらわからなくなってしまうので、逆に。幹線道路につきましては、そういう定着度を見ながら、いい相性があれば募集するなり、地元で聞くのが一番いいと思えますので、地元が、ここは何々通りなんて使っている場合が結構ありますので、その辺は地元と話し合いをしながら、もしいい愛称があれば徐々につけていきたいと。とりあえずは、先ほど課長が申し上げたとおり、今現在愛称として使われている何路線かについて定着させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 今副町長にちょっと振って、急な答えでびっくりしたのかもしれないのですが、限られた地域の観光に面したところがついているだけで、町全体では考えられていない、町には幹線道路もありますし、主要道路もありますので、その辺の地域の人たちが親しんでいる名前を改めて聞くなり、募集して、それをつけてほしいと。そして、親しんでもらいたい、整備してもらいたいということで提案しているわけですので、ひとつよろしく願いいたします。

2番にいきます。子育て広場の設置について町長にお尋ねいたします。「町内に子供を遊びに連れていけるような子育て広場が欲しい」と子供を持つ親や祖父母世代の方からの声をよく聞きます。設置についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 新井議員のご質問、本当に全くそのとおりだと思っておりますが、今までは、先ほどから申し上げておりますように学校の大規模改修、耐震等々に全力を挙げてきたところでございます。その中で幾つかやっているということがあれば、少子化、核家族化が進んでいるというようなこと、それから仕事と家庭の両立、子育ての経済的負担の軽減等々につきましても多少のことをやってきたわけでありまして。例えば世代間交流支援センターのひのくち館というのをつくって、これは第二小学校ですけれども、その整備をやって、子供たちが大勢集まって、私たちが行ったときにランドセルをしょった子供が「ただいまっ」て帰ってくるのです。感動して涙が出るような思いをしました。そういうようなものが第一小学校にもできました。それから、たけのこにもつくっていただいております、子供の保護とか、そういうものについては少しずつ準備をしております。ただ、先ほどから申し上げておりますような、そういう状況にありまして、財政的な余裕もなかったし、手が届かなかったというのが現状でございます。先ほど1番議員からのご質問も、制服の問題等々につきましても、多少の財政的なゆとりが出てきたというふうに考えておりますので、積極的にやっていきたいというふうに考えております。

それで、公園の広場につきましても、全く手がついていないというような状況でございますが、これも平成23年度を過ぎて、例えば学校給食の補助金とか、子宮頸がんの補助等につきましても優先的にやらせてもらいました。その後の考え方として、子供の遊び場所というのは大切なことだというふうに考えておりますし、それが防災の拠点にもなるというようなことがあるとすれば、これは一挙両得ということになるわけでございますから、そういうことも含めて検討していきたいというふうに考えております。子供が1年間で40人ぐらいしか生まれえないというような現状の中で、長瀬町が高齢化が進んで、過疎化が進むという現状を危機的な状況というふうにとらえまして、年度は遅くなりましたが、平成24年度あたりからは、そういう各地区の、ここをどうですかというようなご提案をいただければありがたいと思います。それについて私たちが順番をつけるというのはいかがかと思いますが、利用価値のあるところから、1年に1つか2つぐらいは整備をして、例えば農地であった場合は農地の転用等々の必要が出てくるというふうに思いますが、そういうことを踏まえて、時間がかかる整備だというふうに考えておりますし、地権者の同意ということが第一の問題だというふうに思っておりますので、1年ぐらいかけて、平成24年度の予算で一部組めればありがたいのではないかと考えています。どのぐらいの面積をもって子供の遊び場とするかという問題は一つのテーマになるというふうに考えています。

それから、そのときに子供に対する問題点が出てくると思います。新聞等、テレビ等で報道されているような状況の問題が起きると、これもまた大きな問題になりますので、遊び場ができたということは、それを管理、見守る人たちの人的な資源が必要になってくるのではないかと。そういうことも考えまして、そういうもののクリアできるところから手をつけていくような形になろうかというふうに思いますので、その辺も皆さんのご意見、ご指導等、それから人的なものについてのご協力もいただくような状況の整備が整ったところから手をつけていくようにしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 前向きな回答をいただいたのですが、もう少し質問させていただきます。

先ほどの話の中にも出てきましたけれども、世代間交流施設ひのくち館というのは大変好評で、利用者も多くいます。いいものをいいときにつくっていただいたというのが率直な意見であります。それと同時に、あれは室内版というふうに考えて、あれの今度は室外版的なものが、国のほうなんかでも何か探し

てみると、補助金制度であったりとか、そのものもあるのではないか。何も室内ばかりのものではないのではないかということも考えています。ですから、世代間交流施設にもなるし、子供の遊び場にもなるし、いわゆる子連れで来られた観光客にも喜ばれるとか、親しまれるとかというものもあります。長瀬では、ああいうふうな遊びをしたなというものも非常に大事なことでありますので、そういうふうな面から、より考えていただきたい。そういうふうなことで、先ほど来ちょっと出ていましたけれども、遊休農地の活用なんかにももちろん役立ってくると思うし、本当に土地を持っていて、町が買い上げてくれるなら、使ってくれるなら提供したいという地主さんも前におられるというのをよく聞きましたけれども、そういうふうなこともあると思います。そういうふうなことで、今平成24年度からということでもありますけれども、これから平成23年度が始まりますので、少しずつ検討を加えていって、ひのくち館が室内版として、あんないいのができましたので、探せばきっと室外版的なものがあるかもしれませんけれども、ぜひ探しに探し取り組んでいってほしいなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（齊藤 實君） 副町長。

○副町長（平 健司君） もうちょっと努力せよというお話だと思うのですが、10番議員から緑の村プールの話が出たと思うのですけれども、流れるプール。秩父市は今児童公園にしているのですね。秩父市については、うちより後に建てて、児童公園にして、今子供たちの遊び場として使っていると。工法的には10番議員のときに地域整備観光課長が答えたように耐用年数だとかの問題がありますので、管理棟、それとプールのコンクリート部分については壊すことができないのです。ただ、プールを埋めることはできます。秩父市は、プールの流れるところだとか、いわゆる窪地になっているところを埋めまして、児童公園にしたと。児童公園にするのに申請して2年ぐらいかかって、国の許可をもらって児童公園にしていますので、今町長とその辺もどうだろうという話はしているのですけれども、ただ、場所が児童公園として適しているかどうか。車社会ですから、そこまで来られるということはあるのですけれども、立地条件がどうかという話は今しているところでございます。あと、防犯上の問題も、流れるプールだとフェンスが張ってありますので、管理棟のところをしっかりとすれば防犯上も安全かなというような考えをちょっと持っているのですけれども、ただ、これは申請してみないとわかりませんので、ここではっきり、そこが児童公園だとか、子供の遊び場にできるかどうかというのは、もうちょっと研究させていただきたいと思います。ただ、秩父市は、間違いなく児童公園として流れるプールを埋めて、掘り返せば、また同じプールになるようにして児童公園にしていますので、そういう工法であればできるというようなお話も農林振興センターからはちらっと聞いていますので、まだまだ詰めるところはありますけれども、その辺で地域性、立地、あと駐車場の問題等々考慮しながら考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） お答えいただき、ありがとうございます。先ほどの話も、宝登山の山頂にある動物園も人が余り入っていない状況の話がありましたけれども、実際にあれを楽しみに登っていくといいますが、ロープウエーに乗っていく親子連れというのも大変いるようなのですが、行ってみたら、ちょっとがっかりしてしまったような話はたくさん聞きます。動物園というふうにしてあるから、期待して行くところがあるのですよね。それも含めてなのですけれども、秩父鉄道ともその辺の協力を詰めながらプール跡というか、プール地を使うとすれば、駐車場のあるゾーンは無料化とか、また動物園的なものは小さいのがあるとか、あといろいろなおもちゃ、下には駐車場兼広場もありますけれども、そういうふうなもの

もあります。そういうふうなことで、子育て広場、長瀬町には楽しいところがあるよというものも実現して欲しい、そういうふうな思いを持っての質問でありましたので、ひとつよろしく願いいたします。

では、3番のほうにいかせていただきます。県道上長瀬停車場線の踏切拡幅について町長にお尋ねいたします。町長及び秩父県土整備事務所長あてに上長瀬区から踏切拡幅についての要望書が提出され、昨年の6月定例会でも質問しましたが、その後の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 答えいたします。

昨年の6月の定例会でも答弁申し上げましたように平成21年1月10日付で、上長瀬区からの要望書につきましては、早急に行政措置がとられますよう埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父警察署に進達をしたところでございます。要望項目の3点のうち踏切から町道幹線9号線への右折禁止につきましては、地域住民の皆さんのご協力によりまして、平成21年6月に禁止規制は解除となりました。ご承知のとおりだと思います。また、2点目の町道幹線9号線の駐車禁止標識の設置につきましては、現在秩父警察署と公安委員会で協議を進めておりまして、今年度中に駐車禁止になるとの回答をいただいているところでございます。3点目の県道上長瀬停車場線の踏切部の土地収用と早期拡幅化につきましては、町としても秩父県土整備事務所に対し、再三にわたり工事の早期着工を要望しているところでございますが、ご承知のとおり一部地権者と秩父県土整備事務所との交渉が難航しておりまして、国道からの工事に着手しない状況では用地交渉には応じられないという回答のため、踏切拡幅が実現していない状況でございます。そういう状況でございますので、今後とも秩父県土整備事務所と連携をとりながら、早期に踏切拡幅が図られますように協力をしてまいりたいと思いますが、議員ご存じのような地権者ということでございますので、なかなか難しいというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 前回質問しましたときにも、もうしばらく時間が欲しいという回答が、2回、3回、4回お聞きしているところなのです。確かに時間が欲しいのはわかるのですけれども、町長もしっかりと頑張っていくというふうに約束してくださった。その結果、時々には交渉していただいているのだと思うのですけれども、秩父県土整備事務所のほうが、国道から直接乗り入れることを、まだ捨て切れていないというか、最初の計画は、そういう状態だった。石屋さんとお茶屋さんのところから入っていくのが最初の計画のようだったのですけれども、それにこだわっている間は、なかなか進まない部分もありますよね。そして、町としては、新設した9号道路を県道にしてもらっても、寄附してもいいから、こういうふうな状態でやってもらってはどうかということも言ったというふうに伝えてもらっています。

ですから、その辺のところも押しながら、あの9号の新設してもらったところの信号を使っての出入りは、ちょっと複雑ですけども、安全に出入りされているのを見ます。特に秩父方面に出たり入ったりというのは、さほどではないようですけども、直進してきたりとか、熊谷方面に出るについては、みんなが安心して、幼稚園バスなんかも上ってきたまま右折信号に従って出ていけるという状況でありました。前のときには石屋さんのところで運転手が身を乗り出して確認しながら、決死の運転で出ていたような状態でありましたけれども、今はそのように改良されて、道路が非常に定着してきているというふうに思います。ですから、そういうふうな面で、確かに利用者数で数えると、まだ半々ぐらいかもしれません、旧

の道と新しい道と。でも、右折に関しては、ほとんどあの信号を使って、安心して出ている状況であります。

ですから、そういうふうなことでの交通量調査とか、何かを含めながらも、県道と町道の入れかえといえますか、つけかえといえますか、そういうようなことも含めてやっていくところに、あの踏切部分の土地収用法適用というか、申請なんかもなってくるのではないかと。今の段階ですと、国道から直接入れる県道が整備されないうちは、あの踏切部分については土地収用法の適用申請ができないような回答を前回いただいていますけれども、その進入路を県のほうで受け入れ、つけかえてくれば、今度は踏切部分だけになりますので、そういうふうな状況も踏まえての強制執行といえますか、土地収用申請の申請にかかれるのではないかと思います。ですから、その辺のところをもう少ししっかりとさせていただきたいというふうに思うのですけれども、町長ないし副町長、お願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今交渉が難航している地権者については、先ほど申し上げましたように非常に難しい。私も何回も行きましたが、最後はいろいろなことを言われて、だめになりました。県土整備のほうもあそこに行く人間は、なかなかいないというような状況でございまして、今申し上げました直進の道路のことについて、そっちを全部つくってから来いというようなお話をされたという、県土整備のですね、そういうことで状況が、地権者が、こういうふうに言えばこう言う、ああいうふうに言えばああ言うというようなことで、非常に頭のいい方なものですから、その辺が大きなネックになっているというのが現状のようでございます。県土整備としても、せっかくできた道をしっかりやりたいというふうに考えておりますが、その機が熟さないといえますか、そういう状況になっているというお話を聞いております。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） その難航する相手を攻めるのが、町長は、断られてから始まるのだということをよく口にされて、なかなか頼もしい町長だなというふうなことで、私らも支援してきたところなのですが、断られてからが仕事でありますので、ちょっと行きにくいかもしれませんが、だんだん、だんだん行くにつれて親しむということもありますので、その辺のところは、なかなかそうはいかないよという顔をされていますけれども、その辺のところも含めて、あちらの方面に行ったときには、ぜひ立ち寄って、声をかけてやっていただきたい。とにかく親密に少しでもなっていかなければならないし、そんなに来られたのでは考えるかと言われるぐらいに、時に顔を出していただきたいというふうに思うのですけれども、副町長、答えることができますか、お願いします。

○議長（齊藤 實君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 新井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点、町道と県道の交換ができないかというふうなお話だと思うのですが、道路構造令上、ちょっと難しいと県のほうから言われていまして、要は町道のぶつかりが踏切に近過ぎることなのですね。カーブがすぐ踏切に当たってしまうということだと思うのですが、そういうことで交換は難しいと。あと、交通量調査につきましては、右折禁止を解除するときに職員に朝早くから夜までやっていただいて調べてありますので、ある程度は、状況は違うかもしれませんが、把握はしているつもりでございます。

それから、交渉、ちよくちよく行くよというお話なのですが、私も町長も含めまして、1年、2年の交渉ではなくて、暇あるごとに五、六年交渉していまして、なかなか進展がないと。交渉していて一番悪いのは、あくまでも県道なものですから、一たん条件が出ますと、持ってきて、また県土と話し合っ

そして交渉するというようなことが何度かありましたので、町はバックアップしますよと、県のほうで行ってくださいということで、副所長が中心になって、今地権者とは交渉に当たっているところでございます。そのほかに、この中では1番議員さんも地権者に当たってくれて、こういうふうになれば踏切改良に協力するよというお話もいただいたのですけれども、地権者の出す条件が、町だけで解決できる問題、県だけで解決できる問題ではなくて、第三者が入ってきてしまうのですね、全く関係ない地権者というのですか。そういうことは、その人に交渉しても、なかなか応じてくれないと。そんなような状況がありまして、今現在では県のほうで、副所長を中心に交渉してもらっているところでございます。あとは、交換地等々につきましては、長瀬町が廃道敷を持っていますので、それとの交換も条件としては、うちのほうは協力しますよというお話は県のほうにしてありますので、これからどっちの方向へ進んでいくかはわかりませんが、よい方向に進んでいくことを期待しながら、強力なバックアップは町としてしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時45分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 休憩前に引き続き質問させていただきます。

4番目、地域支援活動ポイント制度の創設について町長にお尋ねいたします。長瀬町では、社会福祉協議会を軸にさまざまなボランティア活動が定着しています。しかし、最近はボランティア人員の減少や団体の休止等があるのも事実です。

そこで、他の自治体で実施している介護支援活動ポイント制度を参考に、介護支援、作業支援、育成支援（スポーツ指導者等）、健康支援（健康優良者）、これは年間無診療等を含みます。それから、寄附支援、協賛支援（商工会等の協力）、その他社協・町で設定募集する支援、これは船玉まつり等のボランティアもありますけれども、そういうふうなものを含んで、設定募集する支援などの総合的な支援活動に特典を付与することにより、ボランティアをふやすとともに、活動した評価がわかる制度として「地域支援活動ポイント制度」を創設してみてもどうかということで、お考えをお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問にお答えいたします。

他の自治体で実施している介護支援活動ポイント制度とは、地方自治体が介護支援にかかわるボランティア活動を行った高齢者、原則として65歳以上だと思いますが、に対しまして実績に応じて換金可能なポイントを付与する制度でありまして、生きがいをもち、介護が必要な状態になるのを防ぎ、介護保険料を実質的に軽減する目的で実施している制度だというふうに思います。この介護支援活動ポイント制度につきましては、ことしの2月末現在で、全国で47程度の市町村が制度を取り入れておりますので、今後とも導入する自治体が多くなるのではないかと考えられますが、導入を検討したものの、ボランティアに対価

はなじまないなどとして見送った自治体もあると聞いております。

今回ご提案いただきました地域支援活動ポイント制度は、作業支援、スポーツ指導者等の育成支援、健康支援、寄附や商工会等のご協力もいただく協賛支援と介護保険該当の65歳以上の方だけでなく、一般の方々も対象にした幅広い方々に参加していただく制度ではないかと思われまますので、他の市町村の状況を参考に、導入をするかどうかにつきまして、今後ご提案でございますので、いろいろ調べて検討してまいりたいというふうを考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） いきなりの提案であったので、ちょっと戸惑った部分はあるし、各市町村の状況を調べてみても、まだ少ない状況というのがあります。今の回答の中で、ほかの市町村の動向を参考に考えてみたいという答えであったのですけれども、ほかの市町村の例は、一部参考になりますけれども、ほとんど参考になりません。長瀬町が、まずこれをやった場合には日本で一番先になるかと思えます。というのは、総合的なのですよ。そして、これの活動ポイントは有償のものもあるし、無償のものもあったりしいいと思う。そういうものを区分けしてやっていく。それから、なぜこういうふうによく書いたかという、作業等には出られないけれども、私は寄附でさせていただきますというふうなことで、その寄附金額に応じて、それらのポイントを与えることも可能だと。それから、商工会等の協力というのは、これはお店等で買い物をするについて、そのポイントがありましたら、5%なり引きますよとかというふうなことで、そのポイントを換金化して、それをもとに町内のお店で買い物をする。その分だけでも町内の活性化にもなってくると思うのです。そういうふうなことで考えてみました。

それから、船玉祭等で募集しましても、割といい席で見られるということで来る人もいますけれども、実際のところ非常に難しくあるかと思うのです。そのほかいろいろな面で社協や町で設定する事業ってあると思います。そういうところで、花植えであるとかというものもあります。ですから、そういうふうなことについていろいろとポイントを考えていく。長瀬中学校の生徒さんはボランティアに熱心であります。県内でもトップクラスであります。そういうふうなせっかくいぐあいに根づいたといいますが、根づきつつある気持ちを長瀬町内で過ごす、または日本国内で過ごすにしても、どこへ行くにしても、そういう優しい精神というものは非常に大事だと思います。そういうものを育成していったら、中学のときにスタートしたものが、ポイントをずっと積み重ねていったら、ある程度になったら、すごいポイントになったというふうなものであってもいいと思います。いろいろな面で、町内で参加する、またそれが評価されると。人というのは評価されると、案外と力が入るものであります。

作業支援といいますが、作業ボランティアをやっているときでも、私より若い人がグラウンドゴルフのスティックをしょって、とことこ、とことこ出かけていくのに会って、時々声かけたりもするのですけれども、やはりグラウンドゴルフのほうがおもしろいといいますが、そっちのほうへ行ってしまうこともあります。でも、そういうふうな人たちにも、できれば何かできることをしてもらいたい。何にもできないけれども、おれは健康だから、健康支援できたよと。無診療であれば、健康保険に関しては貢献であります。スポーツ指導者というのは、親がよくかわることなのですけれども、親は自分の子供がいなくなった後は、今度は育成支援ということで、ポイントになっていくとかというふうなことで、寄附であり、協賛であると。総合的に余りふやすとやりにくいかもしれませんが、先ほど7番議員の質問に対しても、何らかの発展を考えていきたいような状況でありました。

それから、これを運営するについても、逆に言えば事務局員をポイントで雇ったっていいと思うのです。

3時間事務局をやってくれたら3ポイント上げます。1時間1ポイントとすればですよ。そういうふうな形で事務協力する人に対しても、そのポイントをやっていくというふうなことでいえばポイントでやっていく。そして、最後には、場合によっては有償部分があったりして、よその市であるのですけれども、年間5,000円を範囲内で、貢献度によって報償するというふうな状態があります。ですから、そういうふうなことで、場合によったらば、年間100万円ぐらいの予算を報償費として組んでおけば、例えば最高の謝礼をしたとしても、すごい貢献度が5,000円として1回認められれば1回ぐらい食事に行ける、2回ぐらい行けるというふうなことになるかもしれない。そんなの目的でないかもしれない。でも、そういうふうなことで一つの励みにもなるかもしれないので、そしたら大勢の方が、またそれに参加するというふうなことにもつながっていくかと思います。とにかくせつかく中学生にうんと芽生えてきたものを継続して、どこへ行ってもその精神で育ててほしいというふうなことから、この総合的な地域支援活動ポイント制度という名前、私勝手につけさせていただいたのですけれども、そのようなことを長瀬町が多分発祥になると思います。全体的にはですね。そんなふうなことで提案をさせていただきました。いきなりであったので、ちょっと戸惑ったかもしれませんが、その辺の取り組みについて、町長の決意のほどをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほどご質問の中で、答弁しながら思い出したのですけれども、中学生が船玉まつりの後の整理にだんだんふえてきて、今100人近く多分おいでいただいているのではないかと、100人を超えるのかなと思うぐらい、東洋パーツ、日本イスエードとか、シルバー人材センター、そういうところからみんなボランティアで来てもらって、翌日の清掃活動をやっていただく、こういうことも先ほど新井議員さんのご提案の中に含まれているのではないかとというふうに今感じました。そういうことを考えまして、せつかくのご提案でございますから、私たちも、このことについては真剣に取り組んで、いい方向にいろいろご指導いただきながら、いい結論が出れば、それをやることにやぶさかではありませんし、ご提案としては非常に重く受けとめさせていただいて、これを検討していきたいというふうに思いますので、いろいろなことにつきましてご提案いただければありがたいというふうに思います。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 前向きな回答をありがとうございます。日本で一番最初の総合ポイント制度の活用ができますような町になっていきたいというふうな協力もさせていただきます。考えもさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（齊藤 實君） 次に、3番、大島瑠美子君の質問を許します。

3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） それでは、質問させていただきます。

観光施策について、近年、各地で花の名所づくりが行われていることにより、当町に来る観光客も減少しているように感じます。花の長瀬として観光客を増加させ、地域の活性化を図れるような取り組みは考えていないのか、伺います。地域整備観光課長、お願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

花の咲く時期には、花を目当てにたくさんのお客の方が当町に訪れていただいております。大島議員のご指摘のとおり、各地で新たな花の名所も生まれており、観光客が分散化している傾向にあると考えられます。そのため町では、1年を通して楽しめる花の名所づくりや、従来の施設の拡充を図るなど、その推進を目指しているところでございます。事業の一つとしましては、宝登山の通り抜けの桜につきましては、地権者である秩父鉄道のご理解、ご協力のもとに、昨年度観光協会により園内の再整備に取り組みまして、遊歩道の案内標識や品種ボードのリニューアル、わかりやすい園内マップの作成などを行い、来園者の利便性向上を図りました。その結果、ライトアップの見学者からも大変好評を博したようで、観光協会からは、来てよかった、また来てみたいとお褒めの言葉を多数いただいたとの報告を受けております。

2つ目としましては、野土山周辺には県の緊急雇用創出基金を活用しまして、今年度から2カ年計画で野土山にヤマユリの植栽を進めております。数年後には、ヤマユリが咲き乱れる、新たな花の名所が生まれるものと考えております。

3つ目としましては、本年度事業としまして、宝登山山頂付近の県造林跡地にロウバイの苗木を500本植栽いたしました。周辺のロケーションや既存のロウバイ園とあわせて観賞できるため、今後一層の誘客が図れると考えております。

4つ目といたしまして、花の里事業では、町民のボランティアの皆さんのご協力を得まして、花の里の維持管理作業を実施しております。今後ハナビシソウやコスモスの植栽を予定しております。入り込み観光客の少ない6月、10月の誘客を図ろうとしているところです。しかしながら、花をテーマにしまして誘客を図ることは難しいところも多く、例えばその年の天候に大きく左右される、適切な維持管理には多くの手間がかかる。花の種類によっては長い年数が必要となるなどが考えられると思います。今後も年間を通じた、よりよい花の名所づくりに向けて努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き関係する皆様のご協力をいただきたいと思います。と存じます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） それでは、質問したいと思います。

地域整備観光課長が言いましたように野土山周辺、その辺にいろいろしたりとかということはあるのですけれども、今1件、ヤマユリの植栽をするというのですよ。だけれども、ヤマユリというのは、3年でだんだんなくなってしまうというのが定説になっていますよね。それで、ヤマユリというのは根っこがありますので、イノシシだとか何かの害にもすぐなりやすいということなので、もしやってみて、実験してだめだったら、素直にやめたほうがいいというような案でございます。

それから、長瀬町で、なぜこんなに花の長瀬と昔からの名所地なのに観光客が少ないかというのは、違うところに遊びに行きますと、桜の下でお弁当でも、屋台で買って来たものを座って食べられるという場所がないのですよね。何しろ長瀬へ来ても、ただ、歩くだけ。野土山とかなんとかに桜の植樹とかいっばいしておりますけれども、その辺お金がかかってもいいですから、その辺を整備して、その下で防火とかということも考えるとできなくなるかと思っておりますけれども、そのようにお弁当を持って行って、座って食べられる、遊べる場所というのがなくて、不謹慎な言い方ですけども、うちなんか見るときは、いつも幸手の土手、権現堂だとか、あとは熊谷の土手だとか、みんなお弁当を持ってったりしてゆっくりできるところに行くのが多いわけです。

収入面からいきますと、観光客が減少しているということで、今地域整備観光課長が言われましたよね。これが増加の一途をたどっているということを知りましたら、何も申し上げることはないのですけれども、それでは町民税の税金、普通徴収の税金が少ないのではないのということを言おうと思ったのですけれども、それは素直に言っていただきましたので、それは質問というのではないのですけれども、言わないでやめようと思います。何しろこれからみんなでやっているようなことも考えて、観光地だからということで、普通いつでも、どこでも考えれば、長瀬の観光というのは通り抜けの観光なのですよね。通り抜けの桜と同じように腰をおろして休めるところがないというのも、来る方にとっては、あそこは自動車を置く場も少ないし、それから家族で行ってもピクニックみたいにシートを敷いて、そこでお弁当を広げて楽しいというひとときが得られないというのも、観光地、役場のほうでもいろいろと努力はしていますけれども、そのようなことをどう考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大島議員の桜を活用したお花見ができるような場所を整備したほうがいいのではないかとこのふうなご提案のご質問にお答えします。

現在県の緊急雇用創出交付金を活用しまして、権田山と野土山周辺の下刈り作業もあわせて行っているところです。長瀬近辺に行かれますと、わかると思うのですけれども、秩父プラスチック工場さんの山側の一部分ではありますが、下刈りがかなりされまして、簡単な遊歩道等もできている状況はおわかりかと思えます。野土山についても、昨年度桜の間伐というのでしょうか、立木が多いので、数を減らしてというような事業を行っております。その結果、かなり人が歩いて、桜の木の下で花見ができるような状況にはなっております。ただ、緊急雇用の事業を活用しておりますので、事業の期間が限られております。その後どうするかというのは、また別の問題だと思いますけれども、今回の事業でお客さんが、かなりその周辺に足を運んでいただけるような状況が今後確認できるようであれば、また引き続いて同様の事業を活用して、下草等の除草をしまして、お客さんが入れるような状況を確認する必要があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 大島議員の質問に地域整備観光課長の補足をさせていただきます。

町長とよく話をしているのですけれども、夢のような話になるかもしれませんが、南桜通り、ご承知のとおり町道にも認定してないで、秩父鉄道の軌道敷を今現在道路として使用させていただいているわけなのですが、そこを観光の道路として整備しようではないかという話を町長とは常々しております。そこに老朽化した桜があるので、あれがまた自然でいいのだという人と、危険だという人と、いろいろあると思えますけれども、あそこを整理して、例えば土曜日、日曜日の桜のシーズンにおいては10時から3時まで歩行者天国にして弁当を広げられるような桜の名所というのですか、そんなようなことも町長とは今考えているところなのです。ただ、町の財力からして道路構造令に基づいた道路にしますと、13メートルの道路が必要なのです。あそこが13メートルの道路になっても全然きれいではないと思うのですよ、景観にマッチしなくて。だから、4メートルの道で200メートルぐらい行ったら待避所だとか、そんなことで、今町長といろいろなところで、補助がないかということで相談しているところですから、夢のような話かもしれませんが、そこにそれこそ桜の下に敷物を敷いて、桜を見ながら食べられるようなところにしたらどうだろうという話をさっきもしていたのですけれども、地域整備観光

課長の補足として、ちょっとお話をさせていただきました。もちろん秩父鉄道の敷地ですから、鉄道の協力が得られなければ、そこはそういう形にはならないと思いますけれども、検討は何年もしていますので、そう遠からず実現するのではないかと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 今地域整備観光課長に引き続き副町長から、夢のようだというけれども、夢は大きく、希望は高く、そして熱意、努力だと。そうすればどうにかなると思いますので、それを期待して、1番はそれで結構です。ぜひ頑張ってください。そしてまた、税金アップにつきましても、みんなで頑張って何かいい案で、交付税を少なく、税金が上がるように頑張っていけたらいいなと私は思っております。

次に、2番にいきます。民生児童委員の人選について伺います。民生児童委員は、それぞれの地区から信頼のある方が選ばれているようですが、多選の委員も多く見受けられます。人選についての経緯を伺います。健康福祉課長、お願いします。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大島議員さんのご質問にお答えいたします。

民生児童委員は、民生委員法並びに児童福祉法にその設置が定められており、任期は1期3年間となっています。体調不良などにより任期前で退任される方もいることがありますが、その場合もかわって選任された委員の任期は在任期間となっています。そのため、全国一律で昨年11月30日が、前回の民生委員の任期満了日となっており、12月1日からの新たな委員の委嘱を行うために全国一斉に改選が行われたところですが、民生児童委員の選任に当たっては、町に設置された民生委員推薦会により、その選考が行われ、埼玉県知事に推薦されます。町の推薦会は、町議会議員、民生児童委員、社会福祉や教育関係者、行政機関職員等で構成されております。埼玉県知事は、町で推薦された方々について、県に設置された地方社会福祉審議会の意見を聞いた後、厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。今回の一斉改選に係る県の説明会では、地域によっては単に地区の役職の交代で、1期のみで退任してしまったり、地区の役員の機械的な割り振りで選任してしまったりするので、余り適任でないと思われる方が選ばれてしまうことや、地域の実情がよくわからないうちに交代となってしまうなどの問題も起きているとの指摘があり、各市町村で推薦会を開催する際には十分注意するようにとの説明がありました。

町では、以前より民生委員推薦会を開催し、新任の方を選任する際には、推薦会委員さんから適任と思われる候補者を出して選考していただくことを基本としておりますが、推薦会委員さんから候補者が出ない場合などには、前任の民生委員さんなどから適任者の情報をいただいた候補者案を提案して選考するなどしております。また、再任の民生児童委員さんにつきましても、町として地域の実情に詳しい経験豊富な方に続けていただくことが重要と考えておりますので、定年に達する方以外は再任を依頼し、ご承諾いただけた場合には、再任の方も新任の方と同様に推薦会において再任が適当であるか、審議をしていただき、推薦しているところでございます。全国的にも話題になりました、所在不明高齢者問題などを未然に防ぐためには、行政の力だけではなく、住民とのパイプ役となっている民生児童委員さんの役割が、今後ますます重要となってまいりますので、町としては、今後も民生委員として適任の方に長く務めていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 健康福祉課長、ありがとうございました。民生児童委員さんが定年まで、いつで

もということになって、そこまで引き継いでずっとやっていただくということは、本当に人格円満で、温厚な方になっているということで、すごく喜ばしいことなのですけれども、要するに1期は3年間、大体12年やると会長表彰がありますよね。そういったのも、その時点で12年やりますと、ご本人さんも、ちょっと昔の話になりますけれども、老人のほうの給食なんかもらいながらも民生委員ができるというようなこともあったようにお聞きいたしました。それで、各地域によっては、回り順番になっているのだよとか、あとはお隣からお隣でというようなこともありますので、人選について多選とか多いというのですけれども、会長表彰の12年でも過ぎたら、この地域でというのは、改めてもう一度人選をやってみていただけたら、地域の人から、おれの地区のほうにもあるのだよと、行政区とかなんとかというのは、1班から3班まで、4班から7班までとか、いろいろあるのですよね。今度はあれになったから、おれのほうではあの人になってほしいなというようなことも中にはあるのですけれども、そして推薦会の委員さんなのですけれども、有識者とか、会長さんとか、何かとお忙しい方も多くて、地域の実情をよくわからない方もその中には入っております。それをフォローするのが、今課長が言いましたように地域のことがよくわかっていて人にやっていただいているということなのですけれども、おれがやりたいというような方もいるということがありますので、そのところはよく聞いて、そしてなるべく多くの人に役職をかわってやっていただいたほうが、1人の人がずっとやるのよりも、多くの人にやってもらったほうが、いろいろなことがよくわかりますので、そういうふうにしていただけたらと思います。これからそのようにできるかどうか、伺います。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大島議員さんの再質問でございますが、長瀬町には一般の民生委員さん22人と主任児童委員さん2人で24人おります。男の方が10人、女の方が14人ということで、確かに長い方もいらっしゃると思います。お願いするときに、一応1期3年で大丈夫ですということをお願いするのですけれども、これは余り長いと、いろいろ問題も出てくるかとは思っているのですけれども、3年1期だけですと、先ほど回答させていただいたように内容がよくわからない、町民の方もまだなじまない、顔がよくわからないうちにかわってしまうというふうなこともありまして、県のほうも、そこら辺は心配をされておりました。実際にそういうふうに秩父市などから聞くところによると、町会で大体決めてしまってやっていくということで、もちろんそういう方が全部問題だということではないのですけれども、いろいろあるようです。民生委員さんは、大変難しい立場の方です。新規になって一生懸命やるぞということで、地区内を回ったりしますと、逆に言われますし、だからといってほどほどで、見守りでいいかなと思っていると、何もしないということでは言われますので、本当に難しい立場です。

ですから、今はやり手がいなくて、長瀬町の場合は、今回の改選も5人の方がかわっただけで済んだのですけれども、県内では、ちょっと調べてみましたら、62市町村の中で43市町が、これは約70%に当たるのですけれども、欠員がおります。この間の12月の一斉改選に間に合わせるためには9月ごろの申請だったので、それに選任できないで、欠員が生じた。郡内でも秩父市、それから横瀬町、小鹿野町あたりで欠員が生じている状況です。おかげさまで長瀬町の場合は、すぐすんなりというわけにはいかなかったのですけれども、それぞれの方がお引き受けいただき、やっていただいているのですけれども、定年が75歳ということですので、それまでできれば3期、4期、先ほど議員さんからご提案ありました、12年ぐらいでというふうに考えておりますので、ご本人の体調と、それからいろいろな実績、状況などを勘案させていただきながら、推薦会の委員さんのご意見も聞いて実施をしていきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 75歳までと、50歳のときだと23年間、更新更新で、それで最後75歳だからと。だから、あとは74歳まではいいのだからということになると、30年近く、昔はそういう人がよくいましたよね。何々表彰だから、今度知事表彰もらわなくてはやめられないということになってくると、その地域の方でも、今度あの人によしたら、おれのところに回ってくるから、おれは頑張るぞとかというような、頑張り過ぎると、またよくないということもありますし、民生委員さんはすごく難しいと思うのですよね。母子家庭のところに男の人が行くと、玄関から一步も入らないで話をしてくるとかという、そこまで考えなくてはなんてすごく大変なお仕事で、給料も民生委員協議会交付金から出している給料を見ますと、すごく少ないものですから、これはということで、重々知っているのですけれども、でも余りにも多選というのですか、12年とか、20年というのは、ちょっとよくないかなとも思いますので、次のときに、そういうことも頭に入れといていただいて、ぜひそのようにしてほしいなと思います。

それでは、次に3番にいきます。薬物対策について教育長にお伺いします。新聞、テレビ等で麻薬や覚せい剤などに関する事件が報道されています。当町では、青少年に薬物の怖さを認識させるための教育や指導はどのように考えているのか、伺います。教育長、お願いします。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） ただいまの大島議員の薬物対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり薬物に関する事件、特に最近テレビ等で報道されております。青少年の間でも、この薬物濫用の問題が広まっていて、非常に心配されているところでございます。長年これに関しましては取り組みがされているわけなのですけれども、なかなか完全になくなったと、そういうところまでいっていないということが現状でございます。

そこで、小中学校ではどんな指導が行われているかということでございますが、ここ数年、平成15年ぐらいから各小中高校、県下ほとんどの学校で薬物濫用防止教室という形で取り組まれております。平成17年からも県内の小中高100%実施になっております。長瀬町ではどんな形で行われているかと申しますと、昨年度の場合、第一小学校では12月14日に5、6年生を対象に皆野病院の薬剤師さんをお招きして教室を行っております。それから、第二小学校は12月6日に6年生の授業として樋口駐在所の清水巡査さんに指導をしていただいております。中学校のほうは早くて7月2日に、これは全校生徒、それから保護者も含めて、同じく樋口駐在所の清水巡査さんに指導していただいております。ことしからは保護者の参加もということで、呼びかけをしてもらってはいるのですけれども、それほど多くない参加のわけですけれども、これからは保護者の参加もぜひふやしていければなというふうに考えております。こういった薬物濫用防止教室のほかにも県のほうで、これは小学生保護者用というパンフレットなのですけれども、こういったような啓発のチラシ等がつくられて、こういったものも保護者には配布をさせていただいております。これは小学校児童用、中学校生徒用、小中学校PTA用ともございます。

こういったものも見ていきますと、薬物と一口で言うてしまうのですけれども、実は今子供たちに飲酒、喫煙、この辺のところで飲酒、喫煙を許さない、飲酒や喫煙はいけないのだということを子供たちがわかることが、将来の薬物濫用防止につながっていくのだということが強調されております。ですから、小学校の児童に薬物とは何ぞやということ言うのではなくて、薬物をしてはいけないのだよ、でもその前にたばこやお酒はみんなの体に悪いのだよ、してはいけないのだよということの指導からスタートしており

ます。ですから、皆様方も子供たちの飲酒や喫煙につきましても、厳しく指導していただければというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 教育長、ありがとうございます。年に1回は必ず、これは学校で指導しろということで、県や何かから話が来ているとは思っているのです。ですけれども、薬物というのは、昔はよくシンナーで、ラリってたというのが、長瀬町にもそういう人がいました。そういうことがありましたので、隣近所でも、あそこで、物置の中でやっているのだよねという話もありました。ですけれども、シンナーではなくて、テレビでやっていますように覚せい剤とか何かに染まるのがすごく早いのですよね。その回数を2回、3回と多くしまして、小中学生が大きくなったときに、友達からどうだと言われたときに、教育長、おれは友達にやってみないかと言われたのだけれども、あのとき何回も何回も言われたから、それを思い出して踏みとどまったのだよというような話を聞いたときに教育長冥利に、教育次長冥利に尽きると思いますので、ぜひそういうことにつきまして回数を多くふやしてやれるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 先ほど薬物濫用防止教室ということでお話をしたわけですが、薬物についての指導は、この教室1回だけではなくて、日常の道徳の時間ですとか、学級指導の時間ですとか、そういった場も使って、あるいは保健体育のほうの授業の時間ですとか、そういうところも活用して使っておりますので、年に1回の指導ではなくて、折に触れ、それぞれの教科や道徳等の時間を使って指導しておりますので、回数的に何回というふうにはちょっとはつきりつかめないですけれども、相当な回数を繰り返し、繰り返し指導しておりますし、日常の生徒指導の中では、喫煙とか飲酒とかの指導につきましては、特に中学生あたりが該当してくると思うのですけれども、かなり厳しく指導しております。ですから、学校でそういったものの情報が入ってきますと、多分保護者の方も学校に行かれて一緒に指導というような形が多いかなというふうに思っております。現在も飲酒や喫煙がゼロではありません。毎年具体的な指導もしておりますし、授業を通しての指導もしておりますので、これからもそういったことにつきましては、引き続きしっかりと指導していくように、また話をしていきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 今教育長からの話によりますと、折々にそういう話をしているということでございますので、安心しました。今後も青少年の健全育成のために十分な、そしてまたより一層ご尽力していただくことをお願いいたしまして質問を終わります。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 次に、8番、梅村務君の質問を許します。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） まず初めに1番目として、町への提案についてお伺いしたいと思います。

町への提案制度や議会の一般質問等で提案されたものはどのように処理されているのか、伺います。先

ほど1番議員からの質問の中にもありましたけれども、多少リンクすることはあると思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 梅村議員の一般質問にお答えいたします。

まず、町への提案制度につきましてのご質問でございますが、お答えさせていただきます。町への提案制度の目的でございますが、町政の効率的、効果的な運営に役立てるため、町民の皆様にごろから思っている提言や要望などを伺い、まちづくりに反映させていくため、平成17年6月にスタートさせたものでございます。

次に、実績でございますが、平成17年度27件、平成18年度12件、平成19年度5件、平成20年度14件、平成21年度13件、平成22年度3月1日現在でございますが、12件の提案、要望をいただいております。ご提案、ご要望等に対しましては、速やかに対応、回答することを心がけておまして、ほとんどのものにつきましては数日、遅くとも10日程度で文書や電子メール等で回答させていただいております。こうしたご意見をどのように処理しているかということでございますが、郵送、ファクス、提案箱、メールで提案等をいただきますと、まず総務課で町長までその内容を見てもらい、回答できるものにつきましては、あわせて担当課も決め、担当課で回答を行っております。また、まちづくりの全般の提案等につきましては、総合振興計画等の見直しの際に参考とさせていただきます。そのほか、町内部で処理できないご提案もございしますが、これらは機会あるごとに関係機関に要望などを行ってまいりたいと考えております。

なお、提案の内容についてでございますが、広く周知する必要があるものにつきましては、提案者の承諾を得て、「広報ながとろ」で、その内容を公表しております。

続きまして、議会答弁後の対応についてのお答えをさせていただきます。これは先ほどの町長の答弁と同様でございますが、議会では一般質問や質疑の中で、議員の皆様からさまざまな提案、ご意見をいただいております。これらの提案や意見を整理するため、議会終了後いただいた提案や意見と、その対応策について調査を実施しております。この調査は、提案の概要、対応策について担当課から報告を受け、総務課でまとめて、またメール等で各所属長へ周知しております。特に複数の課にまたがるなどしているものや共同の認識とすべき提案などにつきましては、課長会議等でも取り上げることがございます。また、町長決裁時等で進捗状況等も聞かれることもございます。提案された内容によっては、関係機関との連絡調整が必要となるものもありますので、時間を要する場合もあり、実施されていないものもございしますが、いただいた提案などを実現できるよう担当課を中心に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今の件数については、町の中の提案箱も含まれているわけですね。インターネット等でメールで送られるようなものについては、現在名前を出してほしいというふうに書いてありますけれども、特に業者に関係するような事項については、そういうものについては、過去にどのようなものがありましたか、ちょっとお伺いいたします。

それと、我々が一般質問の中で、私がちょうど12年で47回、臨時は別として47回質問したのですが、議員の資質としては余り優秀でないから、提案したものについては実行してもらえないというような感じもするのですが、結構な数に上ると思います。特に今各課の検討で、また課長会議等で、そういうものが検討されてとおっしゃいましたけれども、現実にそうなのか、ちょっと疑問を感じるのですけ

れども、いや、そうではない、やっておりますというのなら別なのですけれども、きょう町長の答弁をずっと聞いておりますと、本当にいい意見を聞きました。早速検討に入りますというような、すべてそれだったですね、最後の答弁のほうは。これをひとつ機に、提案というのは、私は町民と行政との協働だと思うのですよ。ボランティアばかりが協働ではなくて、こういう提案して町政をいかに変えていくか、いかによくしていくかということが一番大事ではないかと思うのです。後ろで傍聴されている方も含めてまじめな方ですから、恐らく相当いい提案事項を持っていると思うのです。そういう中でいろいろな行政に反映していくということが、議会だけではなくて、議会というのは非常に狭まれたものなのです。皆さん広くと思いますけれども、いわゆる空間的にも非常に狭まれた中でやっているわけですから、私は何人かの代表者としておりますけれども、果たしてそれが反映されているかどうかということが、私自身も思うし、12年間やってきて非常に疑問に思っております。

そういう中で、町長さんが一番最初に出るときに、町民に対しての思いがポスターの中に書かれておりましたけれども、町民の目線に立った行政をしてもらうということが第一かと思うのです。それで、例えばこの一般質問等我々がしたときに、前向きにとか、いいことですねというものが必ずいっぱい出てくるのです。まさに数にあれば大変な数になります。しかし、それが果たして、あれっ、できたのかなと、できているのかなというふうに、私の中の感覚としてはいいのですよ。具体的にこれだけの10人が出しているわけですから、相当の数があると思うのですよね。それで、代表的なもので、これはよかったですねというものがあつたらば、ひとつ教えていただけますか。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 梅村議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の件数ということだったかと思いますが、平成21年度の提案の件数でございますが、13件ございました。提案箱が5件、郵送が3件、メールが2件でございます。その中でメールの提案はどのような内容だったかということだと思いますが、このメールの具体的な提案については、今手持ちに資料ございませんので、わからないところでございますが、平成21年度につきましての、先ほども最初に回答いたしました。広報でその結果、提案の内容等ほぼ毎年の7月号広報でお知らせしております。今その広報の写しを持ってきておりますので、幾つかお話しさせていただきます。これがメールで来たかどうかというのは、ちょっと定かではないのですが、まず1点目の観光地の安全についてということで、平成21年度はございました。それから、2点目の町主催の集団お見合いの企画について、それから中央公民館の入り口に標示板設置をという、この3点について提案、または回答させていただいております。この内容については、詳しくは広報等、もし必要であれば、今ここにお持ちしておりますので、言っていただければ、すぐお示しはできます。また、平成22年度の状況でございますが、現在12件ということで、先ほどお話ししました。提案箱が3件、郵送が7件、メールが1件、ファクスが1件となっております。

それから、大きい2点目といたしまして、議会での皆様方からのご提案等実行されているのか疑問だということでございます。どんなものが実行されているのかというお話でございますが、これについても細かい資料は今手持ちにございませんので、私の思いつくものを幾つかご紹介させていただきます。総務課の関係になりますが、防災の関係で避難訓練、これにつきましては来年度、区長さん等の了解をいただきながら、できるところから進めたいということで、進みつつあるのではないかとということでございます。

それから、やはり防災の関係でございましたが、備蓄品の分散というような形の提案もいただいております。それにつきましては、一部分散化も実施してございます。それから、幾つかの補助金をというよう

なご提案、要望等いただいておりますが、今回平成23年度当初予算にも、その辺が幾つか、皆様のご議決をいただければ実行されるものというのが幾つかございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 件数を見ると相当来ているのですね。平成22年度、いまして終わるわけですが、この1件というのは、これはインターネットのメールだろうと思うのですね。この間引いたら、まだ届いておりませんというコメントが出てきたので、その後これは多分出てきたのだろうと思います。ファクスはわかりません。提案箱のあれもわかりません。それから、この7件についてもよくわかりませんが、このインターネットのメールについては、多分これだろうと思うのです。業者に対する一般的な提案については、差しさわりがなければ名前は匿名でも結構ですよというような文言があったのですが、実名でやっている方は結構あるかと思うのですが、実際問題として実名でやるということは意思決定の相当強い方だと思うのですね、いろいろな提案についても。そういうことで、そういうものがあるのかどうか、ひとつ伺います。

それと、今防災の問題で、平成23年度に実行のための予算、いろいろなことに予算が組んであるということなのですが、これは1番議員が長い間言ってきたのですね。本当に近いからよく聞こえるのですよ。長い間言ってきて、それでやっとなら平成23年度で区の方と相談の上ということで、区のほうで必要なければ多分やらないのだろうと思うのですね、そういうことだろうと思います。この防災というのは、地震や何か地球的な規模でいろいろなところに発生していますので、せんだって、ここゆうべからけさにかけて宮城沖の地震も相当大きな地震ですね、非常に浅い地震ですから。そういうものがあると、それは場所を変えて、もっともっと近いところに来る可能性は十分あるということでもあります。これはぜひともやっていただきたいと思います。

それと、私がかちょっと難しい話をして、また副町長さんに怒られると困るので、ひとつお話をしておきますけれども、結構です、すぐやりますというようなことで、もう4年ぐらいやっていないものもあるのですよ。何かというのが1つ。財政について、私はよくわからないから質問するわけですが、答弁のほうもわからないのですよ。質問しないわけ。そうすると、我々が質問したということは、私はアマチュアとプロフェッショナルという表現をするのだけれども、皆さんはプロフェッショナルなのですね。だから、そういうものについて答弁するのは当たり前だというふうに私は考えているのです、皆さんは別ですよ。私は、そう考えている。それに対して答弁がない。それでは、時間を幾らか置いて、いや、こうですよという話もない、次の議会のときもない、何もなし、4年過ぎてしまう、5年過ぎてしまう、10年過ぎてしまうのですよ。例えば今言った財政については、大まかなもので結構ですから、日々再々にわたるいろいろな問題を全部覚えろというのではなくて、我々がわかる程度には答弁できるように主幹以上はやってくださいと言ったら、あ、結構ですねという答弁が返ってきた。即やりましょう、すぐやりますと言ったけれども、その後何もやっていない。それが1つです。

それと、そういうときに答弁できなければ、結局みんな専門、専門にやっているわけですよ、行政というのは。総務課の中で企画財政があるわけですから、そういう中で専門の人を、もし答弁できなければ参考人として置いてくれといったら、はい、そうですね、すぐ検討しますと。それから、次の議会が始まる前に、どうなっているのだねとある課長さんに聞いたら、いや、言っていましたねというのですよ。それは課長会議にかかったのか、町長の胸三寸に入っているのかわかりません。しかし、そういうことは

ありましたねと。では、予算、決算のときぐらいは必要ではないのかねと、そういう考え方を持っていました、その人は。それでは、その予算、決算のときにやるのかなと思ったら、それから3年、4年過ぎてしまうわけですね。だから、我々が、今副町長さんが言われた、法を勉強してください、皆さん、そのぐらいのことは勉強してくださいと言われて、我々がわからないから専門家に聞くわけですよ。このことも勉強しなくてはいけない。しかし、なかなかできない部分がある。でも、副町長さんが言われた、別に言葉じりをとっているわけではないのですよ。私の質問については、そういう質問をしようと思って書いたわけですから。

そういう中で、議員諸氏がどう考えているかわかりませんが、そういう質問が出たときに我々だって実際問題として財政の何たるかがわからなくて予算なんか承認できませんよ、本来はつきり言って。そういう問題点の中で私は質問しているわけ。なぜならば、またこれは予算のときに細かく質問しますので、時間が過ぎてしまいますから、できないけれども、そういうものについて思い当たるのが課長さん、旧参事さん、副町長、それから町長、何かそうだなというものがありますか、ちょっとお答えください。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 予算だとか、決算だとか、そういうものについては議会で議論していただいて、それを可決していただくことが前提条件で、それを我々は執行するわけでありまして。ですから、当然皆さんも、その予算だとか、決算の討議をしていただくときにご理解をいただいて、賛成とか反対ということをやっていただけるのだというふうに思います。ですから、もしわからないときには、担当の課、総務課の財政担当になると思いますが、そういうところに聞いていただくなり、担当の課にお聞きいただくなり、電話でも多分わかると思います。ですから、そういうことを遠慮なくやっていただくほうがよろしいのではないかなと私は思います。議会の中で空論をやっているわけではなくて、現実の数字を出して予算を組み、そして予算の繰り越しがあったり、補正を組んだり、そういうことを皆さんにご提案申し上げて、議論していただいて、可決をいただいたものから執行するということが私たちの仕事でありますから、その辺は、ぜひご理解いただかないと話が前に進まないのではないかと思います。

そのほかに、例えば約束してできなかったことというのはいっぱいあると思いますが、そういうことについては、折に触れてご指導とご指摘をいただきたい、そういうふうに考えます。私たちも、例えば財政的な問題からいえば、学校の耐震補強・大規模改修というのが大きなテーマであり、直前の仕事でありました。それが平成22年度の補正、今度お認めいただければ、平成23年度に繰り越して事業をいたしますが、その予算については、もう終わるわけでありまして。そういうことから考えますと、いろいろなことが、可能性としては出てくるというふうに考えておりますので、皆さんのご提案をいただいて、いいところについては、それは担当の課におろして、そこで動いてもらうような形をとりたいというのが、例えば1番議員のご質問の中で出てきたことにつきましても、よければ、その予算が組めれば、言われたことはいいということはわかっている、なかなか予算が組めない場合がいっぱいありました。そういうことを考えまして、今まで延び延びになっていた部分というのはいっぱいあると思いますが、そういうことも含めた、これからの状況は多少緩みが出てくると考えますので、ご提案については真摯に受けとめさせていただき、可能なものから手をつけていくというふうなことについては、今まで以上に可能性が出てきたというふうなことを申し上げたわけでありまして。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今予算、決算に限ったことではないのですよ。いろいろの提案されたことが、まさ

に人数の中で無数にある、無数というのと、とめどもないということですから、相当の数という意味です。しかし、その提案が、これは予算のときにまた質問しますから、置いておきますけれども、その予算の数字とかなんとか、あるいは目的とか、事業内容とか、そういうことだけではないのです。これで3回目は終わっていますから、これは質問しませんので、また予算審議のときに、これは改めてやる場面がありますので、そのときに質問いたします。

次に移ります。2番、観光協会と観光振興について、これはたしか前回は、前々回かな、お聞きした問題でもありますが、観光協会が法人化されて2年が経過しようとしています。3年間の期限で年間500万円という金額を観光協会に支援しているわけでありまして、残り1年となったわけです。その後、あと1年でひとり立ちするという、一本立ちするというので、約500万円ですけれども、3年間ということで支援しているわけですが、その現段階の状況と、それから1年先の予測、それによってそれができるかどうか、あらかじめ軌道に乗っているはずなのですよ。前回の町長の答弁からいくと、ほとんど軌道に乗っているという感じなので、その予測がつかますかどうか。

それから、実際の観光振興というものに対しての町、あるいは観光協会も含めて商工会も入るでしょう、観光部の人たちがいるわけですから。そういう人たちの中長期的な観光振興への町としての取り組み方について伺います。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、梅村議員のご質問にお答えいたします。

観光協会の法人化に伴う補助金につきましては、平成21年3月議会で大澤町長から3年をめどとしているとの答弁をいたしております。また、当時、参事でもあった平副町長も基本的には3年間と考えているとの同様な答弁をいたしております。繰り返しの答えになりますが、この3年間というのは3年限りというのではなく、観光協会の設立に対して法人化後、スムーズに運営ができるよう当面3年を目安に町として援助を行うという説明内容であったと理解しております。

観光協会への支援については、現在県のふるさと雇用再生補助金を活用しまして、人件費に充当しております。また、観光協会法人化事業補助金につきましては、平成21年3月議会で、当面3年間は毎年500万円補助するとの説明をさせていただいておりますが、実際には平成21年7月からふるさと雇用再生補助金を充当したことにより、人件費に充てるべき費用の相当部分を削減することができ、町から実際に補助金として支出した額は平成21年度は115万円、平成22年度はなしとなっており、平成23年度当初予算では法人化当初に予定しておりました年500万円の補助金を初めて計上を予定させていただいているところでございます。

次に、観光協会の運営状況につきましては、現時点では、まだ余裕が見られる状況にはないと考えられます。現時点では財政的な面、人材育成の面など多面的に検討しますと、あと1年でひとり立ちするのは難しいのではないかと考えております。しかし、観光協会でも自主財源を確保するため、昨春から電動レンタサイクルなどの事業も行っております。限られた収入にしかかかっていないと思われまので、安定的な財源に結びつくような事業展開を早期実現を図っていただかなければならないと考えております。

続いて、町の中長期的な観光振興の取り組みについてお答えいたします。梅村議員もご存じのとおり、町の観光振興につきましては、第4次総合振興計画に基づき毎年度の見直しの中で、その時々の観光動向を踏まえ、必要度の高い事業、緊急性のある事業を優先的に実施したいと考えております。特に近年、中国人を初めとするアジア系の外国人観光客が増加傾向にありますので、外国人向け観光パンフレットや

サインの整備など受け入れ態勢の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今の答弁ですと、端的に言って、ちょっと難しいのではないかなというような話でありますけれども、去年の平成21年度の決算を皆さんは見ておりますか。町長さんは多分見ておられると思うのですけれども、地域整備観光課長、決算を見ておりますか。その決算の分析はやってみましたか。わかったら教えてください。

それと、中長期的な取り組みということについては、いろいろな側面があると思うのですよ。例えば宝登山の開発、あれなんかも中長期的なというような表現の中に入るわけですよ。いいですか。それで、私が常に申しておることが1つあるのです。投機、投資、そういうものに対する費用対効果というものの方が大事であろうと思うわけでありまして。なぜならば、観光立町として長瀬町が本当に成り立つかどうかということになると、生半可な支援ではできません。いわゆる観光立町ということは、これから名前をずっと大事にするのですよという意味だけならいいです。しかし、行政の財政に影響を及ぼすようなものをつくるとすれば、費用対効果が当然言われるわけです。その費用対効果について、先ほどプールの問題で10番議員から言ったときに町長は、費用対効果が見込まれないのという表現をいたしました。ということは、あれは町民の楽しみでプールはやっていたわけですよ。そういうものに対する費用対効果と観光に対する費用対効果というのは意味が違います。片や住民サービスなのです。そういうことによって、その言葉が、そこで錯綜するということになると、何が何だかわからなくなってしまうということになるわけですね。

それで、観光というものが、これから日本一の観光協会をつくるという名のもとに法人化して発足したわけですが、日本一というのがどういうのだから意味はわかりませんが、そういう言葉の中から察するに、いわゆる単独で十分にやっていけるということなのか。いや、今はちょっと難しいから、またというような今のニュアンスが残っているということは、来年度平成23年度で終わるわけですが、これは平成24年度も補助団体になるのではないかなというふうに思われるのですよ。その可能性はあると思うのですよ、今の言葉からいうとね。要するに今観光がどういう立場に立っているかということを考えたときに、3番議員からお客さんが非常に少ないのではないかなというさっき表現をしていました。私もそう思います。丸2年たって観光客がふえないということは、一体何なのだろう。いや、そんなに簡単にいくものではないですよと言われるかもしれない。少なくとも減っていますよ、多分。

なぜなら、家の前を通るからわかるのです。平日は、ほとんど船は通らないから。必ずあそこで上げて、家の前を通るのだから、わかるわけですよ、車の音で。3そう積んでいるときと2そう積んでいるときと4そう積んでいるときがあります。土、日は4そう積むのですよ。それが平日ですと、4そう待てないから2そう運搬する。そんな細かいことを言ってもしょうがないけれども、いずれにしても長瀬観光というものが、本当に長瀬町の生命線をつかんでいるような財政にするためには、町としては思い切った施策が必要だと思う。船を何そう持っているということで、ごちゃごちゃしている問題ではないのですよ、はっきり言って。いわゆるライン下りの許可の問題もそう。だから、その辺を中長期的な観光振興についてというのは、そういう意味で言っているわけです、早く言えば。今の話の中で、町長、ちょっと考え方を教えてください。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 長瀬町が観光立町ということテーマに掲げているというのは、皆さんご存じのとおりであります。観光というのは、1つのところだけで観光が成り立つかということ、必ずしもそうではないというふうに私たちは考えています。例えば冬の観光というのが、今まで長瀬町は秩父のお祭りが終わる前後からシャッター通りになっていたわけでありまして、それが1つのロウバイという花だけで、冬の観光でお客さんをお招きして商売ができるような状況になりました。そういう状況でありますから、いつ何が起きるかというのは、観光の一つの大きな楽しみであり、危険である。そういう考え方を私たちは持っております。当たればいいけれども、当たらないときは大変だ。例えば西武グループが観光で箱根からいろいろなところで手をつけました。池袋から秩父まで来ました。これも観光をテーマにして路線をつくるとは言っておりませんが、実質的には観光目的で軽井沢まで行くというような、そういう将来構想があったわけでありまして、しかし、それは完全にストップしました。そういうような状況で、いつどういふ変化があるかというのは、我々にもよくわからない。ただ、まちおこしをしっかりとやろうという気持ちを捨てたときに、その企業がだめになるのだろう、町もだめになるというふうに私は考えています。

ですから、観光協会が法人化されました。それは当然やるべきことを私たちはやったわけでありまして、そのために補助金を町から出すということは当然でありまして、そのことについて最初に議会でいろいろな議論をいただきました。そのことを参考に私たちもとりあえず3年間という話を申し上げました。ご理解をいただけたというふうに思っておりますが、しかし3年間で必ずしも独立できるというふうな目安があったわけではございません。しかし、今担当課長から話をしますと、500万円が115万円だったり、ゼロであったりするということがあったわけでありまして。それは比較的良好な方向に動いたということが前提で、そういうことが起きたのだというふうに結果的に思います。結果がよければすべていいわけですが、将来の構想、将来を私たちが考えるということになって、いろいろなことを考えて、観光協会と別で、町自体で四季の丘というのをつくってやりました。これも今9つの団体と企業が宝登山に8町歩以上の土地を植栽しております。そのことにつきましては、町のほうでは、お金は多少かかりますが、100万円ぐらい以内で済むような状況で済んでいます。例えばこれが5年なり、10年たったときに、素晴らしい山になるだろうということは、皆さんにお認めいただいて、大きな企業、例えば三菱UFJ信託だとか、埼玉りそな、そういうところも手を挙げて協力をしていただいております。そういうところからおいでいただくということは、大きな衝撃的な観光の発展につながるような形になるのではないかと期待しております。それから、ロウバイ園の隣にまたロウバイを県のほうで、ぜひ植えてくださいというお願いをされたということではございませんが、あそこはロウバイしか植えないでくださいというお言葉をいただいて、ロウバイを中学の卒業生も含めて植栽をいただいたわけでありまして。副知事にもわざわざおいでいただいて、記念植樹をしていただきました。そういうようにつながりというか、そういうものがだんだん広がってきております。

そういう中で観光協会も、その中の一員としていろいろ頑張っているわけでありまして、観光協会は、私は組織としては出始めてまだ2年たつわけですが、よくやっているというふうに私は評価しております。そういうものを頭からたたくのではなくて、しっかりとやっていただくために後ろから押すような、そういうことをやるのが町の仕事ではないかというふうに考えております。例えばシルバー人材センターにしても、お年寄りが一生懸命頑張っています。それを国は事業仕分けと称することで予算を削りました。その削った分は、私たちはお年寄りが元気で働ける、そういう場所をなくすための一つの大きな見間違いだというふうに思っております。国で予算を削りました部分は、町で全部フォローして、負担を

町のほうでやって、シルバー人材センターがうまく回るように補助金を予定しております。

そういうことで、お金を出すべきところというのは、出すときにはけちってはだめだという思いを持っております。そして、その担当の人たちが、それにこたえて一生懸命やっていただくということが、いろいろな事業の成功に導くことであるというふうに思います。ですから、町の関係以外のところで、町が協力している大きな組織としては商工会、シルバー人材センター、社会福祉協議会、それから観光協会、この4つが大きなポイントになると思いますが、そういう中で一つでも落ち込むようなことがあってはいけません。そのために金をうんと出すということではなくて、応分の負担を町でして、それで協力をし、町の活性化につなげていただくということは、私は悪いことではないというふうに考えております。先ほどから何回も申し上げておりますように学校の耐震補強・大規模改修が、今年度お認めいただければ、その予算で平成23年度に事業を繰り越しても仕上げるという形がとれましたので、その後のことについては、そういうところにもしっかり目を向けて、子供のしっかりした育成とお年寄りの安心、安全を守るためのこと、それから観光に対して我々もサポートしていきたいというふうに考えて、基本的には予算を組ませていただいたところでございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今の話でよくわかるのはわかるのですが、私は今まで質問した中に費用対効果ということは何回使ったかわかりません。しかし、その費用対効果についての町の考え方というのは、さっき出た回るプールの話だけです。費用対効果というものが、例えばですよ、500万円、1,000万円、2,000万円、1億円出してもいいのですよ。出さなければいけない場面もあると思う。しかし、その効果がどうやって返ってくるかということを中心に試算していないで投資する人はいないので、町の名前長瀬は、確かに今も業者は非常に悩んでいますよ、お客が少ないということで。今少ないのはしょうがない。でも、だんだん少なくなっている。例えばケーブルへ行くと、並んでいるのは土、日だけという話。最盛期ですよ、2月なんか。ちょっとことしはロウバイの花が気候的なあれでうまくいかなかったという話は聞いていますけれども、いずれにしてもヒノキや杉を伐採して、そこへ植える。これは恐らく中長期的な観光開発については非常に効果的だと思います。ただしですよ、これは私はずっと以前に申し上げたのですが、今ヤマザクラを植えました、カエデを植えましたと言っていますよね。町長さんはあれですか、どういふふうなレイアウトで植えたということはわかっていますか。向こうにお任せしているわけですよ、植栽のほうは。

それで、大体の植栽の図面というものは多分もらっているだろうと思うのですよね。それをCGにかけて、それでレイアウトして、カラーでぽんと簡単に出るのですよ。パソコンをいじくっている方はできるのです。そういうふうなことをやってほしいと言ったのだけれども、それはやらない。時間もかからない。金もかかりません、インク代だけです。そういうものもやってもらって、長瀬町は中長期的にこうなるのだという設計がなければ、底なしに資金をつぎ込むというようなことになりかねないジオパークではないけれども、奥が深い、深いと、どのくらい深いのかかわからないから。隣の方が言いましたけれども、底なし沼では困る。そういうことも含めて、本当の長瀬町はどうすべきだということが、本当にそれを真剣に考える、職員も含めてですよ、あるいは観光協会、そういう関係者も含めて真剣に討議する場が果たして過去にあったらどうかというようなことの反省に立ってもらったほうがいいような気がするのです。私の感触ではね。それはひとつ希望しておきます。

それで、3番目、職員研修について、毎年相当多く実施されているようでありまして、先ほどか

ら資質向上、資質向上、これも飽きたのですよ。資質向上にどのように、こんなのでされてしまうと本当に困ると思うのですけれども、それを結局実際どういうふうに使っているのか、どういうふうに使っているのか。我々もさっき副町長さんの言われたように法律の勉強しなくてはなりません。そういうことがわからずに質問されるということは非常に不愉快でありますけれども、早速自治法を持ってきたのですよ、昼休みに行って。それでいろいろなところ、関係あるところをずっと見てみました、泥縄式ではありませんけれども。そういうことで、この職員研修というものが、どんな研修をして、実際どんな役に立っているのか。八木橋の件も出しました。私は何回も出しました。あれも県のあっせんですよ。総務課長、そうでしょう。県のあっせんによってスケジュールが全部組んである。県に行くこともあるでしょうからね。それをひとつ総務課長。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、梅村議員の職員研修についてのご質問にお答えさせていただきます。

その前に、一番最初のときに若干勘違いされているのかなと思ひまして、2点ばかりお伝え申し上げます。

まず、1点目でございますが、提案制度について、実名入りがほとんどでございます。匿名ですと、回答するのができませんということで、この案内文にも書かれております。

それから、予算の関係でございますが、小中学校のエアコンの整備とか、肺炎球菌とか、そういう提案もいただきまして、それが補正予算とか、それから当初予算に反映されているということで、特に防災の関係では、区長さんにお頼み申し上げまして、他市町の状況等を見ますと、それほどかかっているような予算にはなっております。それなので、まず区長さん等にご了解いただいて進めていくということで、ご理解いただきたいと思います。

それでは、職員研修についてのご質問にお答えいたします。職員の研修につきましては、町民全体の奉仕者として求められる職員となるよう、その能力を身につけるため、いろいろな研修の場を与え、職員の育成を図っております。その主なものでございますが、職場外研修として、先ほどもお話に出ましたが、彩の国さいたま人づくり広域連合で実施されている研修でございます。その中には新規採用、係長、課長補佐、課長などの階層別基本研修や地方公務員法クレーム対応、文書力向上、業務改善、コーチング、メンタルヘルス、交渉力向上などの階層別の選択研修というものがございまして、そちらにつきましては階層ごとの研修で全員に受講させることにより、職務執行に必要な基本的な知識や応用力を習得させるものでございます。

また、接遇などの講師養成研修等は、職務執行能力や技術を高めるものでございまして、民間企業研修、人づくりセミナーなどの特別研修は、さらにその資質、教養の向上を図るものとされております。また、専門研修としての土木研修は、設計業務等の日々の専門的な業務に直結するものでございます。このように日々の職務を執行する上で役に立つようにするためのきっかけづくりとして研修を受講させておりますが、住民の信頼と負託にこたえていくためには、さらに職員一人一人が常に目的意識と高い意欲を持って、みずからの能力開発に努めることが必要となります。そのため、組織は自己啓発に取り組みやすい職場の環境づくりや自己啓発に取り組む職員を支援することが必要となります。職員育成には時間とコストがかかりますが、一朝一夕には効果があらわれませんが、引き続き各種研修を計画的に実施し、多くの職員に多くの研修を受講してもらうことにより資質向上を図り、日々の業務に役立たせていきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 随分早口で言われたので、私の消化能力がないのか、ちょっとわからない部分もありますけれども、まず広域連合でやっているということは全部お仕着せですね。独自の研修方法というのはないのですか、長瀨町の。それは法規制の中で違法なのですか、それが1つです。例えば例を申し上げます。これは有名な村だから、皆さんご存じだと思いますけれども、前回は申し上げました。傍聴の方々は、新しい方が結構いらっしゃいますので、下條村、飯田市の近くです。議長さん、副議長さんは飯田市に行ったからよくご存じだと思いますけれども、下條村は4,150人ぐらい、人口はほとんど減っていません。村長さんがどこをやったかという、忙しいホームセンターに全員研修に出したのだそうです。それから、すごく変わったと言っています。町村会誌の中で、平成17年にそのあれが出ているのです。町長さんは町村会のあれに属しているから読んだことはあると思いますけれども、その下條村の。そのことがずっと書いてあるのです。意識改革から始めて、当然数年かかったらしいですけれども、これは何回も申し上げました、これは、60人いたのが今は36人でやっているのですね、現実問題として。ほかに人を雇っているのですかと聞いたら、退職した専門の方をパート的に雇ったりして補充していると。何か障害はありませんかと聞いたら、全く遜色ないと言っていましたね、行政に対しては。では、なぜなのだろう。すごい能力の方がいるのでしょうかということになるわけですよね。36人の少人数で、少数精鋭ですから。そういう中で村の行政を運営しているということ。

長瀨町は80人、また90人になるでしょう。どうも80人が限界だと町長さんに言われてしまうと、あ、そうですかということしかないのですよね。なぜならば、我々にはないのですよ、その決定権が。町長さんしかない、いわゆる執行権が。だから、人事の問題ですから、全部町長さんにあるわけです。時には嘆き悲しむようなことも言いましたね、町長さんは。分限処分もできない。もちろん懲戒というのは過去にあったような気もするけれども、分限の問題もできない。ということになると、常に町長さんが、必ず言っている言葉が1つあるのですよ。前任者の採用の問題を必ず言っています。これは私は言わないほうがいいと思う。本当にそれだけが原因なのか。だれが判定するのですか。できない、今の職員の資質。私は、こういうことを申し上げたのですよ。みんなそれぞれのポテンシャルを持っている。それをどう引きずり出してやるかが問題なのですよ。そういう努力をどの程度したかということが我々の目に出てこない。よろしいですか。

1つ聞きます。要するに町長さんの資質の問題について、私が質問した中で、幾つかの答弁を頭の中で覚えているのです。1つ、平成18年か平成19年だと思います。教えても教えてもどうにもならないのですよということが1つ。そういう答弁をしているのですよ。わかりますか、教えても教えてもだめなのだと。次、これは去年かおとしあたりかな、いいですか。一つの問題について、職員の考える能力の問題なのですね。それは町長さんが、いわゆる行政も含めて事業家だったのだから、そういう一つのマネジメントはできるはずなのですよ、いろいろな面で。そのあれが発揮されていないのではないですか。町長のマネジメント力が発揮されていないのではないかと私は思うわけ。よろしいですか。それで、ちょっと長くなりますけれども、参事制をしかれた、3人が参事になった、その参事が教育します、現実問題として教育していますか、今は3人いなくなってしまったから。そういう問題を一つ一つ細かにやっていけば、職員の皆さんの能力というのがどこにあるかということがわかるわけですよ。私は、個々には能力をすごく持っていると思う。ただ、それをつぶして、あるいは押しえつけてしまったような場面があるのではないかというふうな危惧がある。疑いがある、疑いですよ。私の考え違いかもしれません。

しかしながら、そういう中で、1つの問題点を探るときに、いいですか。1つの問題点を探るときに、この人の能力は、この問題は大丈夫だという、さっき言ったポテンシャルなのですよ、みんな持っている、それぞれの。事務はあれだけれども、パソコン打つのはすごくあれだとかね。そういうものを持っているのですよ、潜在能力を。だから、そういうものを引き出してやらなくてはいけないのですよ。それでもだめだ。教えても教えてもという言葉と、こういうことまで言いましたよ。また後で質問しますけれども、交付税の問題で質問したら、交付税というのは難しくってと、こういう言葉の中で、いいですか。24時間勉強してもわからないですよと議事録に載っているのですよ。もしそうだとするならば、法そのものが難し過ぎるのだとすれば、そこでストップしてしまうわけですよ。そうではないと思う。よく見れば法、よく読めば法、わかるのですよ。これはまた予算のときにも質問しますから、置いておきますけれども、一応そういうことで、私は答弁された幾つかの問題点が頭の記憶の中にあるのですけれども、どうですか。今でも職員に対して教えても教えても、24時間、そういう問題は、町長さん、今でも持っていますか。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えになるかどうかわかりませんが、24時間かけて交付税のことを考えたなんて言った記憶はございません。

「[「そうですか。私の考え違いかもしれません。後ほどあれしますから。

では、一応それはしないことにしてください」と言う人あり]

○町長（大澤芳夫君） それから、資質の問題については、確かに何回か申し上げました。これは私が直接職員の指導、教育をしている暇はありません。小さな町のいいところというのは、そういう状況にあるのかな、うらやましいなと思いました。しかし、対外的な問題等々がございまして、町にいて職員の仕事の状況を見て、あれはこうだ、これはこうだということではなくて、ただ、私が最初から申し上げているのは、90人いる中で、実質的に働いているのは65人ぐらいですよということを何回も言っています。そのことについては、私は今でもそういうふうに思っておりますから、そういうことは実現の問題としてある。ただ、先ほど言ったように本人が、未成年ではありません。役場の職員として採用されて仕事をしに来ているのが、こちらから言わなければ勉強ができないような状況の人は不適格者であります。それは企業で一生懸命努力しても赤字になるときもあります。つぶれるときもあります。そういうことをクリアしてやっていくというのは、それなりのバイタリティーがなければできない。役場の職員が、そういうものを考えてやってくれるように私たちは側面から応援をするということが、私たちの仕事だと思っています。一々その職員の能力を、私が、そういうことを勉強してくださいというお願いはします。しかし、それ以上のもではありません。それはご理解いただけないと話が前に進まないと思います。

ですから、優秀な人材を集めるということにつきましても、当然そういうことを私たちも考えて職員を採用します。しかし、それが必ずしもイコールではないという事実も私も経験しました。しかし、努力をするということは、いずれ花が開くということが前提であります。努力してもだめな人もいっぱいいます。そういう状況を考えたときに、人間のさまざまな資質、それから性格、そういうものがあって、例えば町役場というのが、活力がないとか、そういうことであれば、それは話は別であります。しかし、私が今まで就任してからことしまで、単年度で赤字になったことはありません。しかし、中期財政シミュレーションという状況を国のほうから言われたときには、長瀬町は平成23年度の予算が組めないというような、そういうシミュレーションがありました。しかし、それを職員が乗り越えてきてくれました。赤字になった年はない。そういうのは、やはり努力だというふうに思います。特別よそから金を持ってきたわけではな

い。小泉内閣の三位一体の構造改革とあって、毎年1年間に1億円ずつ交付税が減らされました。一番多いときが多分13億8,000万円だと思います。一番少なくなったときは7億8,000万円まで減りました。今は10億円を超えています。そういう国のやり方についても、私たちは非常に大きな問題を抱えながら、地域の財政を預かっているわけであります。それには皆さんも議員の数を減らしていただいた。私も給与を40%カットしたというような苦しい状況をくぐり抜けて、初めて財政がどうにかなりそうだと、なったというわけではありません。なりそうだという状況までなりました。

先ほどから何回か申し上げていますような学校の大規模改修と耐震工事が来年で終われば、これは今度は中に住んでいる人間の福祉のために使うべきではないかなということのを再三にわたって申し上げているわけであります。ですから、8番議員の優秀な能力を、ぜひ町のほうにもお助けをいただいて、お力添えをいただければありがたいと思います。いろいろなことについて提案していただく、そのことについて、私たちは、それを拒否したり、否定したりするものではありません。それだけは申し上げておきます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君に申し上げます。

一般質問の制限時間を経過いたしましたので、これで終了いたします。

〔「4番ですね……」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時32分

再開 午後4時45分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（齊藤 實君） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第1号から議案第12号までの12件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第6、議案第1号 長瀬町住民生活に光をそそぐ基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第1号 長瀬町住民生活に光をそそぐ基金条例の提案理由を申し上げます。

新たに創設された国の交付金を活用し、これまで住民生活にとって大事でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に対する取り組みの強化を図るため、長瀬町住民生活に光をそそぐ基金を設置したので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第1号 長瀬町住民生活に光をそそぐ基金条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由にもありましたように、平成22年度の国の補正予算により創設されました地域経済対策、住民生活に光をそそぐ交付金を活用いたしまして、平成23年度、平成24年度の2年間まで取り崩して使用できる基金を、国の参考例をもとに新たに設けさせていただくものでございます。

条例案を見ていただく前に、お手元にお配りさせていただいております参考資料（議案第1号）というものを見ていただきたいと思います。けさお手元に配らせていただいております。

まず、要綱が最初にあるかと思いますが、その要綱の第1の住民生活に光をそそぐ交付金の目的の括弧内でうたわれております地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、また知の地域づくりが、その……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（大澤彰一君） ホチキスでとめた、左側に参考資料という形で、お手元にご配付させていただいてあるかと存じます。そちらの第1、住民生活に光をそそぐ交付金の目的という欄の、先ほども言いましたけれども、真ん中あたりに、光が十分当てられてこなかった分野ということで、括弧で、地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくりが対象となります。

また、最後に添付されておりますA4の横の表が交付金を利用した事業の一覧でございます。上段の5番目が今回基金に積み立てる事業でございまして、平成23年度、平成24年度で取り崩すものでございます。その事業の内容が下段のほうの2つの事業となっております。

それでは、条例案のほうを見ていただければと存じます。まず、第1条の目的でございますが、提案理由で……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（大澤彰一君） この左のほうの上に参考資料（議案第1号）というのが、朝一番最初あたりに配らせていただいておりますが、それが要綱なのです。3枚が左ホチキスでとじてあるものです。よろしいでしょうか。この要綱の真ん中に第1、住民生活に光をそそぐ交付金の目的という括弧の中が、今回の対象事業という形になってございます。それで、一番最後についている、このA4横の資料が、今回住民生活に光をそそぐ交付金の当町で行う事業でございまして、上段から5番目が光をそそぐ交付金基金事業という形で1,200万円でございます。今回その1,200万円を基金に積み立てようというものでございます。下段にありますのが、その事業の内訳でございます。学習・生活補助員配置事業と子育て相談（光基金）事業となっております。

それでは、第1号議案の条例案を見ていただきたいと思います。まず、第1条、目的でございますが、提案理由でも申し上げましたように、新たに創設された国の交付金を活用して、これまで住民生活にとって大事でありながら、十分に光が当たっていなかった分野に対する取り組みの強化を図るため、基金を設置するものでございます。

第2条、基金の額でございますが、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするものでございます。

第3条、管理でございますが、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理するものでございます。

第4条、運用収益の処理でございますが、基金運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入するものでございます。

第5条、処分でございますが、第1条の目的に当てはまる場合に処分することができる規定でございます。

第6条、委任では、このほか必要な事項は、町長が別に定めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。また、平成25年3月31日限り、その効力を失うもので、その場合、残余財産があるときは予算に計上して国庫に返納するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。



◎会議時間の延長

○議長（齊藤 實君） ここで会議時間を延長いたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 議会運営委員会でも聞いたのですけれども、このすばらしい名前ですね、長瀬町住民生活に光をそそぐ基金条例というので、このお金1,200万円は、学習・生活補助員配置、子育て相談事業ということで説明されたのですけれども、この説明の中には自殺予防等の弱者対策、自立支援、DV対策とか、いろいろ書いてありますけれども、1,200万円というのは、実際は人件費にかかってしまうのではないかと思うのですが、教育相談とか、子育て支援なんかというのはですね。だから、そういうことで、私は賛成なのですけれども、具体的には、どういうふうにするかというのは、もっと報告できますか。交付金というと、大体人件費とかにかかってしまうのが多いので、実際の問題としては、今子ども手当なんかの問題を見てもいろいろ問題になっていますけれども、要するに子育て支援というと、要するに子ども手当を考えたり、そういうことなのですけれども、大体が人件費で、だれがどういう形でやるかというのは、これから決めるのだろうけれども、その辺について質問します。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 渡辺議員さんのご質問にお答えいたします。

どんな事業かということですが、先ほど言いましたように、先ほどお配りした、下の2事業で
ございます。これは当初予算に出てきますが、基本的に人件費でございます。この基金に充てられる事業
がソフト事業という形になってございまして、この事業が当たるものでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 議会運営委員会のときには、小中学校の図書室の充実と公民館の図書、それとも
う一つ、子育て支援の車を買いますというような説明をいただいたと思うのですが、これは光をそ
そぐではなくて、きめ細かな交付金ということだったのでしょうか。この間の説明ですと、光をそそぐ交
付金を、それに使うのですよというお話をいただいたわけですが、きょうは、この出された事業内
容の内訳を見ましたらば、前回とは違っているわけなのだと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 大澤議員のご質問にお答えいたします。

この間につきましては、議案1枚だけだと、よくわからないということで、当日につきましては、参
考資料ということで、今回つけさせていただいてありますが、いろいろ説明したものとしましては、こ
の後の補正予算のほうの一覧表で説明したものでございます。それで、そのときにまた細かいご説明を申
し上げますが、この第1号議案であります基金条例につきましては、光をそそぐ交付金が上段の1、2、
3、4、5、これが対象事業、充てている事業でございまして、一番下の5番目だけが基金に積み立てて、
平成23年度、平成24年度に充てる2事業でございまして、

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ということは、また補正予算の中で細かい説明をしていただけるということだ
ね。そういう理解でいいのでしょうか。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） お答えいたします。

先ほどの1番から5番につきましては、上の表につきましては、補正予算で上がってきます。そのとき
またご説明申し上げます。具体的な事業となりますと、下の2事業につきましては、平成23年度の当初予
算に入ってきます。とりあえず5番目につきましては、平成22年度に基金のほうに積み立てて、今度実際
実行する上では下の事業をやるわけなのですが、それは平成23年度の基金から繰り入れて、その事業を行
うということでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第1号 長瀬町住民生活に光をそそぐ基金条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第7、議案第2号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第2号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

低所得世帯等に対する国民健康保険税の軽減措置を充実させたいことから、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） それでは、議案第2号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおり、低所得世帯等に対する国民健康保険税の軽減措置を充実させるため、軽減割合の変更を行いたいことや、字句の改正などから所要の改正を行う必要が生じたので、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。また、先ほどご配付させていただきました参考資料（議案第2号）その2につきましては、関係条文のとき、あわせてごらんいただければと思います。

最初に、第2条第1項中「以下「後期高齢者支援金等」を「以下この条において「後期高齢者支援金等」に改め、適切な引用にするものでございます。

次に、第5条の2でございますが、特定世帯を引用している第3条の条文は、条例にはございませんので、削らせていただくものです。

次に、第13条第4項でございますが、国民健康保険法第6条の適用除外の条が改正されておりますので、「第5号」を「第8号」に改め、適切な引用の号とするものでございます。

次に、第23条の国民健康保険税の減額の条文でございますが、低所得世帯や中間所得者層等を対象とした国保税の軽減措置を充実させたいため、現行の被保険者均等割額、世帯別平等割額を6割、または4割減額するものから、軽減割合を7割、5割に変更し、新たに2割軽減を新設したいものでございます。

先ほど配付させていただきました、その2もあわせてごらんください。なお、その2の資料につきましては、軽減後の額を記載させていただきましたが、条例につきましては、軽減額を記載しておりますので、

ご了承くださいと思います。具体的には、第1号につきましては6割から7割、第2号につきましては4割から5割、均等割と平等割を軽減するものでございます。新たに2割軽減の号といたしまして、第3号としまして、前年の世帯の総所得金額等が33万円に被保険者及び特定同一世帯所得者1人につき35万円を加算した額以外の世帯を設けまして、減額する額として均等割2,000円、平等割2,800円と1,400円、高齢者分と介護の均等割分1,440円を加えるものでございます。なお、特定同一世帯所得者は後期高齢者医療制度に移行前の医療保険が国保に入っていた方を指すものでございます。

次に、第23条の2の課税の特例の条でございますが、第23条の税の減額の号が第2号から第3号までに改められますので、「次号」を「次号及び第3号」に改めるものでございます。

次に、適切な字句の改正として、第24条中の「被保険者が同項ただし書」の次に「(法附則第35条の2の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、「同項ただし書の条例」を「法第317条の2第1項ただし書の条例」に改め、第27条の漢字の「外」を平仮名の「ほか」に改め、長瀬町税条例の次に引用条例の番号でございます「(昭和63年長瀬町条例第21号)」を加えるものでございます。

最後に、議案に戻っていただきまして、施行期日につきましては、平成23年4月1日から施行するものでございます。

なお、改正後の長瀬町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今どこの自治体も国民健康保険税が高くて、滞納がふえております。それで、皆さんもご存じのように大変な税負担で、今国民健康保険税は、民主党政権は、要するに国保会計を都道府県単位にしよう。私もこの前言ったように、今後期高齢者医療保険が、議員定数が20名で、埼玉県で20人で後期高齢者の会計を審議するのですよね。そして、今度は後期高齢者ではなくて国民健康保険の会計も都道府県の20名の議員でやろうとする案が出ているのですよ、これはすごい反対はありますけれども。長瀬町でも、そういう意味では、我々の税金が遠いところで審議されて、そして決めていかれるということで、本当に私は、これ以上国保会計が高くなって、年金暮らしの人がほとんどの中で、すごい税負担だと。今までは払いに来たのですけれども、今度後期高齢者なんかになりますと、年金から天引きされるのですよ。そうすると、いざ手元に来た年金が余りにも少ないので、みんな感じている人もいるのではないですか。だから、私は、この問題で、今度案が出たということで、はっきり言って国民健康保険税の一部を改正する条例第23条の改正概要ということで、国民健康保険税は均等割、平等割、あと所得割とか、いろいろありますけれども、これは時間の関係であれですけれども、国民健康保険の加入者は、今長瀬町では何人で、そしてこの条例は、我々国保加入者にとってはどういう状態なのかについて、いいか悪いかについて、ちょっと報告をお願いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 最初に申し上げたいと思うのですが、年金からの天引きにつきましては、国保税はございませんので、後期高齢者医療制度ですとか、介護保険ということで、ご了解いただきたいと思っております。

〔「はい」と言う人あり〕

○町民課長（福島 勉君） では、ご質問にお答えさせていただきます。

長瀬町の若干古い予算時点の被保険者数ですけれども、約2,500名、世帯数で1,300強の世帯ということでございます。一応今回の軽減割合を受けている方、予算上の段階でございますけれども、現制度ですと、6割、4割軽減の方が3割弱、新たに2割軽減の世帯を含めていきますと、4割程度の世帯の方が均等割、平等割を受けるようになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第2号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第8、議案第3号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第3号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

平成23年4月から施行される健康保険法施行令等に規定する出産育児一時金の支給額引き上げに伴い、関係規定を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第3号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を説明させていただきます。

その前に、国民健康保険税、年金からの天引きはないということで申し上げたのですけれども、本人希

望によっては年金もあるということで、特別徴収の方で希望があるということで、済みません。

○税務課長（野原寿彦君） 先ほどの国保の、渡辺議員さんの、一応国民健康保険で年金特徴があります。ただし、滞納のない方で、差し引いても差し支えない方、過去に滞納のない方については口座振替で引き落とすことも可能です。訂正させていただきます。

○議長（齊藤 實君） だめだよ、勝手に言っでは。

○町民課長（福島 勉君） 大変失礼いたしました。以後気をつけます。済みません。

それでは、提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおりでございますが、緊急の少子化対策等の位置づけで、平成23年3月31日までに暫定措置とされておりました出産育児一時金を恒久的な措置とするため、健康保険法施行令等の一部改正が行われますので、本則の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。出産育児一時金の規定でございますが、本則の第7条第1項の「38万円」とあるのを「42万円」とするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 出産育児一時金というのは、国保会計の人は、出産するのに4万円アップだと大変喜んでおりますけれども、ただ、私は4万円アップするということについては大賛成ですけれども、先ほど私が質問したことに答えられていないのがあるのです。というのは、国保会計を広域連合でして、それで都道府県単位にしようという動きが、どういうふうなことなのかというのが答えられなかったので、この問題で都道府県でどういう動きがあるかについて、ちょっとお知らせ願いたいと思いますけれども。

○議長（齊藤 實君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） まず、出産育児一時金、現行は経過措置として、ことしの3月まで42万円、特に金額の変更は4月以降も予定されておりませんが、本則のほうで改正をさせていただきたいというものでございますので、ご了解いただきたいと思います。

それから、国保の広域化ということでございますが、昨年12月の定例会等でもご質問等いただいたと記憶してございますが、都道府県単位で行うということになっていくかと思っております。広域連合で行うということには、まだ決まっていらないかと思っておりますが、全国知事会等、またその他いろいろな有識者等の会議等で今後詰まってくかと思っておりますが、後期高齢者医療制度の見直しにつきましても、今国会でも法案等が出されていない状況と私も理解しておりますので、国の動向等を見るような状況かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第3号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎延会について

○議長（齊藤 實君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（齊藤 實君） 次会の日程をご報告いたします。

あす11日は、午前9時より本会議を開きますので、定刻までには会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。



◎延会の宣告

○議長（齊藤 實君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

延会 午後5時18分

平成23年第1回長瀬町議会定例会 第2日

平成23年3月11日（金曜日）

議事日程（第2号）

- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、議事日程の報告
- 1、議案第4号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第5号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第6号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第7号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第8号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第9号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第10号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第11号の説明、採決
- 1、議案第12号の説明、採決
- 1、閉会について
- 1、町長あいさつ
- 1、閉 会

午前9時開議

出席議員（9名）

| | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|----|---|---|-----|----|
| 1番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君 | 3番 | 大 | 島 | 瑠美子 | 君 |
| 4番 | 齊 | 藤 | | 實 | 君 | 5番 | 野 | 原 | 武夫 | 君 |
| 6番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 | 7番 | 大 | 澤 | 夕キ | 江君 |
| 8番 | 梅 | 村 | | 務 | 君 | 9番 | 染 | 野 | 光 | 谷君 |
| 10番 | 渡 | 辺 | | 強 | 君 | | | | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|---|------------|---|---|---|---|---|
| 町長 | 大 | 澤 | 芳 | 夫 | 君 | 副町長 | 平 | | 健 | 司 | 君 |
| 教育長 | 新 | 井 | 祐 | 一 | 君 | 会計 事務代理 | 染 | 野 | 真 | 弘 | 君 |
| 総務課長 | 大 | 澤 | 彰 | 一 | 君 | 税務課長 | 野 | 原 | 寿 | 彦 | 君 |
| 町民課長 | 福 | 島 | | 勉 | 君 | 健康福祉 課長 | 浅 | 見 | 初 | 子 | 君 |
| 地域整備 観光課長 | 中 | 畝 | 健 | 一 | 君 | 出納室長 | 染 | 野 | 真 | 弘 | 君 |
| 教育次長 | 大 | 澤 | 珠 | 子 | 君 | | | | | | |

事務局職員出席者

| | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|--|---|----|---|---|--|---|--|--|
| 事務局長 | 若 | 林 | | 実 | 書記 | 野 | 原 | | 徹 | | |
|------|---|---|--|---|----|---|---|--|---|--|--|

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長(齊藤 實君) 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きまして、ご出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(齊藤 實君) 本日の会議に、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長(齊藤 實君) 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思いますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、日程に従って議事に入ります。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長(齊藤 實君) 日程第1、議案第4号 平成22年度長瀬町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤芳夫君) おはようございます。よろしく申し上げます。議案第4号 平成22年度長瀬町一般会計補正予算(第4号)案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,105万7,000円を増額いたしまして、歳入歳出の総額を36億9,676万円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、町民税、地方交付税、国庫補助金、町債の増額、負担金、国庫負担金、基金繰入金の減額、歳出は、企画総務費、社会福祉総務費、社会保険費、観光費、教育委員会事務局費、公民館費の増額、一般管理費、児童福祉費、し尿処理費、予防費、道路新設改良費、公債費、利子の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） おはようございます。それでは、議案第4号 平成22年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,105万7,000円を増額して、歳入歳出予算の総額を36億9,676万円とするものでございます。

第2条、第3条につきましては6、7ページをごらんください。第2表、繰越明許費でございますが、表の一番上の基幹系システム整備事業、それから1つ飛びまして訪問指導推進事業、その次の宝登山並木参道観光トイレ改修事業、それから下から6番目の学校施設改修事業、1つ飛んで下の中央公民館施設改修事業、それと一番下の総合グラウンド改修事業、こちらが国の補正予算により創設されました地域活性化交付金・きめ細かな交付金、こちらを利用した事業でございます。

それから、2番目の子育て相談事業、下から5番目の小・中学校図書室図書充実事業、1つ飛んで下の中央公民館図書購入事業、続いてすぐ下の郷土資料館資料収集事業、こちらにつきましては、地域活性化交付金のきめ細かな交付金を活用した事業でございます。

それと、真ん中の上から5番目の第一小学校屋内運動場耐震補強事業、それから続いての第二小学校校舎耐震補強事業、第二小学校太陽光発電導入事業、それから第一小学校大規模改修（空調設置）事業、次の中学校大規模改修（空調設置）事業、こちらにつきましては、安全・安心な学校づくり交付金を利用した事業となっております。

それでは、一番上からご説明申し上げます。第1番目の基幹系システム整備事業につきましては、基幹系のパソコンやプリンター等の配線が老朽化したことに伴う配線の布設がえのための経費でございます。

2番目でございますが、子育て相談事業でございます。相談員が訪問するための軽自動車1台を購入するものでございます。

3番目の訪問指導推進事業につきましては、訪問指導者用車両の1台の更新と新規1台の購入費用でございます。

4番目の宝登山並木参道観光トイレ改修事業につきましては、築19年が経過し、老朽化していることや身体障害者トイレが男女別に1カ所ずつありますが、付添人との性別で利用しにくい状態であるため、改修するものでございます。

5番目の第一小学校屋内運動場耐震補強事業及び6番目の第二小学校校舎耐震補強事業でございますが、それぞれ耐震補強のための工事請負費及び工事監理業務委託料並びに引っ越しに必要な消耗品などでございます。

7番目の第二小学校太陽光発電導入事業及びその下の第一小学校大規模改修（空調設置）事業、その下の中学校大規模改修（空調設置）事業でございますが、それぞれのための工事請負費及び工事監理業務委託料でございます。

その下の10番目の学校施設改修事業でございますが、古くなった第一小学校校庭フェンス張りかえ工事及び中学校体育館ガラス飛散防止フィルム設置工事を行うものでございます。

次の小・中学校図書室図書充実事業でございますが、小中学校の図書を充実するものでございます。

次の中央公民館施設改修事業でございますが、建設時に設置した消火栓用ポンプや水道受水槽が老朽化したことにより、取りかえや塗りかえを行うものでございます。

次の中央公民館図書購入事業でございますが、中央公民館の図書を充実するものでございます。

次の郷土資料館資料収集事業でございますが、郷土資料館の資料を充実させるものでございます。

最後に、総合グラウンド改修事業でございますが、総合グラウンドの防球ネットを設置するものでございます。

以上が、繰越明許費の関係でございます。

続きまして、その下の第3表、地方債補正でございますが、学校関係事業の増額や事業の確定により、それぞれ補正するものでございますが、その結果、補正前の3億7,351万6,000円が5億8,801万6,000円となるものでございます。この道路新設改良事業及び河川改良事業でございますが、事業確定等による減額でございます。

一番下の学校施設整備事業につきましては、先ほども説明いたしました、3校の耐震補強や大規模改修事業に伴います増額となっております。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。12、13ページをごらんください。款1町税、項1町民税、目1個人につきましては、当初見込みに比べ、普通徴収現年課税分、特別徴収現年課税分、普通徴収滞納繰越分が増額、年金特別徴収現年課税分が減額となっております。

目2法人につきましては、当初見込みに比べ、現年課税分が増額となっております。

項2固定資産税につきましては、滞納繰越分が減額となっております。

また、項4たばこ税につきましては、消費量の増加により、当初見込みに比べ、増額となっております。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税の普通交付税につきましては、普通交付税の交付額が決定いたしましたので、増額するものでございます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金につきましては、保育所の利用者の減少により減額となっております。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金の社会福祉費国庫負担金につきましては、当初見込みに比べ、対象者の増加等により増額となっております。また、保険基盤安定国庫負担金につきましては、補助金決定に伴うものでございます。児童保育費国庫負担金につきましては、対象者の減少により減額となっております。また、子ども手当国庫負担金につきましては、見込みより金額、人数とも減少したことに伴い、減額となっております。

項2国庫補助金、14、15ページになりますが、目1民生費国庫補助金の児童福祉費国庫補助金につきましては、対象者の減少により減額となっております。

また、目2衛生費国庫補助金の環境衛生費国庫補助金及び公衆衛生費国庫補助金につきましては、対象基数や対象者の減少に伴う減額でございます。

目3教育費国庫補助金の学校費国庫補助金につきましては、今回補正して行う第一小学校屋内運動場と第二小学校校舎耐震補強事業及び第二小学校太陽光発電導入事業並びに第一小学校と中学校の大規模改修（空調設置）事業に対する安全・安心な学校づくり交付金でございます。また、幼稚園費国庫補助金については、園児数の減少による減額でございます。

目4総務費国庫補助金の地域活性化・きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、国の平成22年度補正予算により創設されたもので、採択されたため、補正させていただくものでござ

います。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金の社会福祉費県負担金につきましては、当初見込みに比べ、対象者の増加等により増額となっております。また、保険基盤安定負担金につきましては、補助金の決定に伴うものでございます。児童保育費県負担金につきましては、対象者の減少により減額となっております。被用者児童手当県負担金から非被用者小学校修了前特例給付県負担金まで並びに子ども手当負担金は、児童手当と子ども手当の財源の増減となっております。

項2県補助金、目1民生費県補助金につきましては、補助金の決定に伴い、増額するものでございます。

16、17ページをお開きください。目2衛生費県補助金につきましては、実績に基づき、ほぼ決定となったため減額するものでございます。

目2労働費県補助金につきましては、埼玉県緊急雇用創出事業補助金の額が、事業費のほぼ確定したことによる減額でございます。

項3県委託金、目1総務費県委託金の徴税費県委託金につきましては、個人県民税徴収県委託金の増額に伴うものでございます。また、選挙費県委託金につきましては、決定に伴う減額でございます。

款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金につきましては、ふるさと納税に係るふるさと長瀬応援寄附金で、7人の町外の方からいただいたものでございます。

款19諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金につきましては、見込額が増額するための補正でございます。

款20町債、項1町債、目1土木債につきましては、実績による減額でございます。

また、目4教育債につきましては、今回の補正による学校関係事業の増加に伴う起債額の増額による補正でございます。

款21繰入金、18、19ページをお開きください。項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算で歳入が歳出を上回っておりますので、財政調整基金に戻すものでございます。

また、項2老人保健特別会計繰入金、目1老人保健特別会計繰入金につきましては、老人保健特別会計の廃止に伴うものでございます。

以上が、歳入の補正の内容でございます。

次に、歳出の補正の内容についてご説明いたします。20、21ページをごらんください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の給料及び職員手当等共済費並びに退職手当負担金につきましては、職員の人事異動等、退職等による減額でございます。

また、目2広報広聴費は、入札差金でございます。

目6財産管理費の需用費につきましては、執行残が見込まれるため、減額するものでございます。また、委託料及び工事請負費につきましては入札差金でございます。

目12ふるさと長瀬応援基金費につきましては、ふるさと納税に係る寄附金を応援基金に積み立てるものでございます。

項2企画費、目1企画総務費の委託料につきましては、国の平成22年度補正予算による創設された地域活性化・きめ細かな交付金を利用して、老朽化となったための電算室から各フロアへの配線の布設がえ等を行うものでございます。また、使用料及び賃借料でございますが、執行残が見込まれるため、減額するものでございます。また、積立金の1,200万円につきましては、先日ご議決いただきました議案第1号の条例設置した基金に住民生活に光をそそぐ交付金を活用して積み立てるものでございます。

項3徴税费、目1 税務総務費でございますが、執行残が見込まれるため、減額するものでございます。
目2 賦課徴収費の役務費につきましては、執行残が見込まれるため減額するものでございます。また、委託料につきましては、入札差金や執行残が見込まれるための減額でございます。

項5 選挙費、目2 参議院議員選挙費につきましては、次のページにもまたがりませんが、事業完了に伴い確定されたため、減額するものでございます。

22、23ページのほうに移ります。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費につきましては、サービス単価の改正や利用者負担軽減額の決定に伴い、不足が見込まれるための増額でございます。

また、目2 老人福祉費につきましては、利用者の減少により減額するものでございます。

目3 社会保険費の扶助費につきましては、不足が見込まれるための増額でございます。また、繰出金につきましては、決算見込みに伴う国民健康保険特別会計繰出金の増額でございます。

目4 老人保険費につきましては、負担金の決定に伴う後期高齢者医療に係る負担金の減額でございます。

また、目5 介護保険費の扶助費につきましては、実績見込みによる減額でございます。また、繰出金につきましては、決算見込みに係る介護保険特別会計への繰出金でございます。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉費、次の24、25ページにもまたがりませんが、節7 賃金のマイナス、三角の93万6,000円と節13 委託料、三角の1,500万円、25ページのほうになりますが、節19 負担金、補助及び交付金の三角の100万円、節20 扶助費の三角の4,500万円につきましては、実績見込みにより減額となっております。また、23ページのほうに戻りますが、節12 役務費 8万2,000円と、次のページの節18 備品購入費の120万8,000円、節27 公課費6,000円につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金を財源に車1台を購入するものでございます。

24、25ページの款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 保健費につきましては、訪問指導用の車2台、1台は更新でございますが、その購入に係るものでございます。きめ細かな交付金を活用したもので、平成23年度に繰り越しをするものでございます。

項2 清掃費、目2 し尿処理費につきましては、合併処理浄化槽補助の確定により減額するものでございます。

また、項4 公衆衛生費、目1 予防費の節11 消耗品費、三角27万円と被服費三角9万5,000円、委託料の一番下になりますが、三角396万円につきましては、新型インフルエンザ対策に係るもので、制度改正等による減額でございます。また、節11 医薬材料費、三角の25万円につきましては、予防接種者の減少による減額でございます。また、新型インフルエンザ予防接種分以外の委託料につきましては、各種がん検診の受診者や妊婦健診の受診者の減少による減額でございます。

款7 商工費、項1 商工費、目2 観光費につきましては、宝登山並木参道観光トイレの工事請負費及び設計監理委託料でございます。きめ細かな交付金を活用して行うもので、繰り越しとなるものでございます。

款8 土木費、項1 道路橋梁費、次の26、27ページになりますが、目2 道路維持費及び目3 道路新設改良費は、いずれも入札差金等による減額でございます。

目4 まちづくり推進費及び項2 河川費、目1 河川総務費につきましては、入札差金による減額となっております。

款10 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費の給料及び職員手当、共済費につきましては、人事異動等に伴う減額でございます。また、委託料のうちの校内防犯対策事業委託料、三角の36万円につきましては、埼玉県緊急雇用創出基金を活用した学校内防犯対策事業で、休業日数の減少による減額でございます。ま

た、工事請負費の学校施設等改修工事、一番上になりますが、三角の96万円につきましては、入札差金による減額でございます。また、工事請負費の28、29ページになりますが、第一小学校校庭フェンス張りかえ工事167万8,000円と、その下の中学校体育館ガラス飛散防止フィルム設置工事79万5,000円につきましては、きめ細かな交付金を活用したもので、平成23年度に繰り越すものでございます。

次の備品購入費、図書購入費の250万円につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金を活用して、3校の図書室を充実するものでございますが、こちらも繰り越すものでございます。

恐縮ですが、前の26、27ページもごらんいただきたいと思います。こちらに残った需用費や役務費、委託料、工事請負費、備品購入費につきましては、安全・安心な学校づくり交付金を活用した第一小学校屋内運動場と第二小学校校舎の耐震補強事業や第一小学校と中学校の大規模改修（空調設置）事業、第二小学校の太陽光発電導入事業に係る経費でございます。いずれも年度内に完了しないため繰り越すものでございます。

28、29ページに移らせていただきます。項3第二小学校、目2教育振興費につきましては、特別支援学級の新設に伴う備品購入費でございます。

項5幼稚園費、目1幼稚園費につきましては、園児数の減少による減額でございます。

項6社会教育費、目2公民館費の需用費41万9,000円と工事請負費244万1,000円につきましては、きめ細かな交付金を活用しての施設修繕と消火栓ポンプ取りかえ工事を行うものでございます。また、備品購入費につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金を活用しての子供用図書を充実させるものでございます。なお、この工事請負費及び備品購入費は、繰り越しを行うものでございます。

目3文化財費につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金を活用して資料館の資料収集を行うものでございます。この事業も繰り越しさせていただくものでございます。

項7保健体育費、目2体育施設費の工事請負費のうち三角52万3,000円につきましては、入札差金で、下の339万2,000円につきましては、きめ細かな交付金を活用して総合グラウンドの防球ネットを設置するものでございます。これも繰り越しさせていただくものでございます。

目3学校給食費の賃金につきましては、執行残が見込まれるため減額するものでございます。また、備品購入費につきましては、入札差金による減額でございます。

款12公債費、項1公債費、目2利子につきましては、借入金額の減少等に伴う減額でございます。

以上が、今回補正させていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 2点ばかり質問したいと思います。

25ページの、これは1つは、子ども手当が4,500万円減額されたと、補正ですけれども、今子ども手当については、国会では修正するとか、いろいろ野党に言われまして、民主党政権が考えているわけなのですけれども、まず子ども手当は1人に1万5,000円を出すということなのですよ。

〔何事か言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） 1万3,000円です。失礼しました。1人当たり月額1万3,000円と。それで、この減額については、4,500万円というのは大金ですけれども、どういうふうな内訳なのかについて、年度末なので、減額ということで、もっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

あと、もう一つは、宝登山並木参道観光トイレ改修工事設計監理業務委託料が150万円、観光トイレ改修工事が1,000万円ということで、それで質問なのですけれども、この1,150万円という金額で、皆設計から改修で終わってしまうのか。私は、宝登山の参道の入り口ですよね、宝登山に入るところの便所の箇所は。あのトイレについては、先ほど19年と言いましたよね、たったと。私は、便所の改修というのは、今まで相当のお金が、町の予算が費やされて、長瀬駅前を今度もまた改修して、これからつくるわけですよ。この問題で、私が前に議員をやっているときに……

〔何事か言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） 議員で、初めてあそこ19年前にできたときに、宝登山神社からも応分の負担をしてほしいということ言ったら、あの当時、大澤町長も議員だったかな。そしたら、私は大分憎まれたのですよ。というのは、栃原議員というのが宝登山参道のところにいまして、おい、渡辺君、横田宮司が呼んでいるから行けよと、私は用がないのに行く必要もないのに、そういう圧力がかかったのですよね。だけれども、宝登山神社は、あのとき100万円寄附したのですよ。ですから、宝登山神社参道のトイレというのは、あれから直しているのですよ。あそこに水がたまるとか、こっちからおしっこしている姿が見えるとか、だから設計に当たっては、町のお金で、補正でまた直すなんてことのないようにしてもらいたいのですよ。私は、別に宝登山神社に何だかんだ言うというのではなくて、宗教界は今どういう状態かというのと、いろいろな宗教がありますけれども、宗教法人は無税なのですよね、税金がかからない。そういう中では、我々今度の宝登山神社の改修では1軒当たり3万何がしの金を個人が寄附しているわけですよ、何億という金を。ですから、宝登山神社に対しては、神様のことだからと何も言わないのではなくて、負担の問題でももっと言ってもいいのですけれども、あと今後公衆トイレ改修については、やはりきちんと後から補正を組まないような設計で工事してもらいたい。1,150万円の金額で、ぜひやってもらいたいのですよけれども、その考えについてお願いしたいと思います。この2点についてよろしくお願いします。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） おはようございます。渡辺議員さんの子ども手当の減額についてのご質問に答えさせていただきます。

子ども手当は、今年の4月から、実際には支払いは6月からということで、予算のほうとしましては、児童手当の2、3月分から組ませていただいて、ことしの1月分まで2月払いで支払いのほうを終了いたしました。それで、実績がきちんと出ましたので、この分、差額を減額させていただいたわけなのですけれども、平成22年度からの新年度の子ども手当につきましては、一応1万3,000円ということで、中学3年生までということで、対象者も拡大しましたし、金額も伸びましたので、ちょっと見込みを多目にとっておきました。その関係で実績が総人員ですと延べで1万499人、支払額が、これは2月現在ですけれども、1億2,711万2,000円ということになりましたので、実績に基づきまして残額を、多少の余裕はまだとってありますけれども、減額補正をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、渡辺議員の並木参道観光トイレの改修工事についてのご質問についてお答えします。

並木参道観光トイレにつきましては、先ほど説明がありましたようにトイレを利用する場合、参道周辺からトイレの中が見えてしまうというような苦情ですとか、身障者の方にご利用いただくトイレが、男性、

女性ともに1カ所ずつ設けられておる状況にあります。この身障者用のトイレは、多分設計当時は体にご不自由な方がお一人で使われるというような考えのもとに設計をされたというふうに考えておりますが、現在は付き添いの方が一緒にトイレを利用される場合が多くなったというふうな状況で、女性の方に付き添って男性の方が女性のトイレに入るといような不便さというのですか、そういうような状況がありまして、その辺を解消するために今回改修工事を全面的に行うものです。今後補正とか、予算をかけずにといようなご要望もありますので、担当としましては、掃除がしやすいかどうか、そういう維持管理がしやすいかどうか。それと、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、利用者の方が利用しやすいかどうか、その辺を踏まえまして、改修に当たっての設計に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 答えてもらえなかったのは、要するに本当に言いづらいことですが、宝登山神社というのは、長瀬町にとっては大事な神社ですし、町民も宝登山神社があるために観光の名所として相当役に立っております。しかし、先ほど言いましたように宗教法人に対しては、我々はなかなか言いづらいことなのですけれども、応分の負担をとということで、100万円寄附してもらったことがあるのですよ。私が言いたいのは、そういう問題も頭に入れてもらいたいし、どういう行動をするかということについては、執行部に任せますけれども、あともう一つは、あそこの便所は、正月は神社の参拝に来る人がたくさんいて、岩畳のところの便所というのは、確かにすごく立派ですけれども、船玉祭なんかについては、やはり予備のものをつくらなくてはならないので、そういう問題も、どう考えているのかについてもやってもらいたいのですよ。

あと、もう一つは、あそこの便所は、私は何回も見ているのですけれども、水道の出しっ放しは何回かあったのですよ。私、なぜそういうことを言うかということ、新聞配りで、あそこでトイレを借りたことがあるのです。とめようがないのですよ、下がごうごう、ごうごう流れているのですから。だから、そういう問題とか、あと鏡も何回も盗まれているのですよ。だけれども、この鏡といたって我々の税金ですからね。そういう問題も取られないような鏡をつけていかないと、だったら壊されて、盗まれるのならつけられないとか、そういう考えも必要なのではないかと思うのですけれども、その点について考えてもらいたいのです。我々は大変な思いで税金を納めても、水道の出しっ放しや、せっかくつけた鏡が盗まれたなんていうのは何回も私見えていますよ。長瀬駅前でも、あっちの南桜通りの博物館の近所の便所だってもうとっくにないですよ、鏡のいいのをつけても。あと、センサーの問題でも、電気をぱっとついて、ぱっと消えるというのも、今度の中学校の便所なんかすごくいいですよ、無駄がなくて。それもみんな積み重ねれば相当の金額になるので、これについて答弁してもらいたいのですよ。よろしくお願いします。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、並木参道観光トイレの関係で幾つかご質問がございますので、答弁させていただきたいと思っております。

初めに、宝登山神社に応分な負担の考えがあるかどうかというふうなご質問の趣旨かと思っております。現在応分の負担を神社さんをお願いする考えはございません。神社さんの近くにトイレがあるというふうなお考えがあるかと思っておりますけれども、現在あのトイレをご利用いただく方は、特に神社関係ということではなくて、最近はお客さんも多うございますし、車で立ち寄って利用しやすいというふうなこと

もありますし、一般の利用者の方を対象にさせていただきたいというふうに考えておりますので、そのような理由から応分の負担をお願いするというようなことは、今のところ考えてはおりません。

それと、管理上盗難がありますとか、水道の垂れ流しがあるというようなお話ですけれども、設備の部分につきましては、これからの設計を行うというようなスケジュールになっておりますので、その際に今ご提案いただいたような鏡が盗難しづらいような、そういう設備があれば採用していきたいというふうに考えます。また、水道の垂れ流し等のお話ですけれども、もし水が出ているようでしたら、その場でとめていただくということもお願いしたいと思いますが、全くそういうことができないような状況でしたら、トイレの管理については長瀬町の観光協会に委託しておりますので、そちらにお話をいただくとか、設置者は長瀬町になっておりますので、町のほうに直接お話をいただければ、すぐ確認して対処していきたいというふうに考えております。

〔何事か言う人あり〕

○地域整備観光課長（中畝健一君） トイレの照明関係ですけれども、宝登山トイレの照明は、自分でスイッチを入れるわけではなくて、感知式のトイレとなっておりますので、人が入ったときにつきまして、いなくなれば消えるというような、そういうシステムを採用しております。

以上でございます。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 補正の中で住民生活に光をそそぐ交付金もろもろで出てまいりましたけれども、これは昨日いただきました交付額の1,701万円、この中の509万6,000円が今回の補正に出てきたということで、理解してよろしいのでしょうか。残りの1,200万円を基金ということでよろしいわけですね。その中で中央公民館図書購入事業50万円というのが出てまいりましたけれども、図書を買っていただくのは非常にありがたいことなのですけれども、それ以前に視聴覚室のカーテンですとか、会議室のカーテンですとか、非常に劣化が激しいというような状況の中で、こちらのほうを優先させてもよいのではないかなという思いがしております。これはまた公民館のほうで予算を組んでいただければ、それはそれでいいのですけれども、それとあと図書室の隣に子供さんの部屋がありますね。あそこあたりも使い勝手が非常に悪いということで、いつ行っても開放していただけてあって、子供が遊ばせられるような状況にしているだけとありがたいというお話をいただいています。今の状況ですと、ふだんは閉まっていますね。図書室もしかりなのですから、図書室も使い勝手が非常に悪いというお話もいただいておりますけれども、そういった部分、本当に光が当たらない部分に光を当てるといったような文言で書いてありましたので、そちらのほうにもうちょっと目を向けていただけたほうがありがたいのではないかなという思いがしております。あとは、車が合計3台になりますね、買われるということですから、予算を組むときに、そちらのほうも念頭に入れながらやっていただけたらありがたいなと思うのですけれども、どうなのでしょうね、これから中央公民館のカーテンを新しいのに取りかえるとか、そちらの子供さんの部屋ですとか、そちらのほうにも手を入れるというようなことは今後考えているのでしょうか。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、大澤議員の質問にお答えいたします。

中央公民館の図書室、今回住民生活に光をそそぐ交付金をいただき、図書の充実を図りますのは、それよりもということですが、それも加えて、ただいまご提案いただきましたので、今後の検討課題にさせて

いただきます。また、コミュニティ室の開放についても検討させていただきます。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） このところ新設の子育て支援ということで、そちらのほうにちょっと目が向き過ぎているかなという思いがしております。既存のものも上手に活用しながら子育て支援もしていくべきではないかと思っておりますので、検討ではなくて、ぜひそちらのほうも実行に移していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 繰越明許費の中で、これは当然補正予算を組んで繰越明許費として可決されれば、当然来年度予算に組み込まれ、予算は通ったというような感じになりますけれども、ひとつそのことについてお聞きしたいと思います。

まず、この中で一番興味があるのが耐震事業です。第二小学校の耐震補強事業2億1,640万6,000円、細かいですね。ということで、中学の大規模改修の中で非常に安くできた経緯がございますけれども、参考までに申し上げますと、ご承知の方もいらっしゃると思いますので、2億3,500万円で、落札額が当初1億2,750万円で落札したわけでありまして。私議事録を見ましたら、どこだか忘れてしまったので、一生懸命調べたら、町長は51%と言っていますが、これは54%ですね。3%の違いは大きい。それから、追加がありました。設計ミスだか何だか知らないで、それが1,600万円ぐらいですか、そうすると六十数%になるのですよ。それで、来年度予算に組み込まれた幾つかの問題について総務課長にお伺いいたします。

1つ、この入札時期はいつごろになりますか。当然小学校ですから、夏休みにかけてやるのが普通だろうと思います。過去にもそうですから、第一も中学も。それがいつごろ入札して、第1・四半期になるのか、第2・四半期に入札するのか、それが1つです。

それと、今の指名委員会のメンバーは各課長さんということでございますけれども、指名委員長はだれなのか、それも私は知りませんので、ひとつ公表してください。

それと、指名する業者の委員会で決めることだろうと思うのですが、企業努力を一生懸命やっている企業には、やはり当然指名せざるを得ないというふうには私は考えますが、前回の竹並工務店、これは非常に企業努力で、結果的には六十数%という形になりましたけれども、一番最初の予算審議のときには54%というふうなことで落ちたわけですね。それで、今言った業者指名に対して、我々が口出すことはできないのですよ。ただ、関心は持たなくてはいけない、そういうことに。それで申し上げるわけですが、そういう業者に対して、今度は指名から外された場合には、外した理由ということになりますから、その整合性を説明するにも非常に難しいだろうと思う。だから、今その2点をとりあえず答えてください。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 梅村議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の入札の時期でございますが、工期が夏休み中心ということでございますので、その前になろうかと思っております。

それから、指名委員会の委員長ということでございますが、副町長に現在やっていただいております。副町長になられて、ですからことしからという形になってございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） それで、関連がありますので、入札のことについて若干お聞きしたいことがございます。

委員長にちょっとお伺いしたいと思いますが、我々が聞くことに対しては聞き取りやすく答弁できると思いますので、我々がわかりやすく、わかりにくい説明ですと、また質問しなくてはなので、わかりやすくひとつ説明していただきたいと思います。

この入札結果の公表について、私が今ここ2年ぐらいですかね、資料がインターネットとか、そういうものになってしまったということで、議会に結果が出てこないのですね、このところ。何年ごろから出てこないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それで、この議員さんの中でインターネットをやっている方が何人いるか。あるいはそういうものを見ている人が何人いるかということが問題だろうと思います。なぜならば、知るべきがないのですから、ここへ出てこないから。紙の節約ということであれば話は別です。例えば1枚印刷して60銭ぐらいですよ、紙が。そういうことで節約しているのだというのなら別だけれども、全部インターネットをやっていて知っているということ、あるいは掲示板に、役場の前の掲示される場所に皆さんが見に来ているのであれば、この問題は問題にしないでください。

それで、ちょっとお伺いしたいことなのですが、最低制限価格について前回質問したのですけれども、一般質問で時間がなくてできなかったのですけれども、町長の説明するのと若干違うところがあるので、それについてお聞きいたします。1つ、ここに80枚ぐらいの入札結果を持っています、ここ1年ちょっとぐらいの。それで、制限価格制度を設けたのが、耐震も含めて、ここで7枚ぐらいですかね、入札の結果がここにあります。その結果が、例えばさっき言った中学の耐震補強・大規模改修事業については、結果的には六十数%になったというふうに理解してもらっていいのですけれども、最低制限価格を設定することによって、いいですが。設定することによって、それより低く入れた方は失格するということが相当出ておりますという表現をしたような記憶があるのですよ、前も今回も。そういう中で、私がプリントアウトしたのが76項目の入札です。その中で七、八枚、1割弱の最低制限価格を設けた数字が、ここにあるのです。

それで、私は一応分析してみました。設けた中で失格者が出たというものが、この1年ちょっとの間で、そういうものは公表していないのか、あるいは辞退というのは何件かありましたけれども、公表していないのだとすれば知る由もないですよ。要するに最低制限価格を設けたことによって脱落者が出る可能性があるという、そういうことで、これをやめたということでもありますけれども、私が分析した結果によりますと、この最低制限価格を設けないほうが、入札落札率がすごく高いのですよ、九十何%です。いいですか。そういうものが現実にあるわけです。80%、90%。それで、この最低制限価格を設けると80%ぐらいが大体上限なのです。

それと、2件ありました。最低制限価格を設けないで、その下へいったのが、非常に小さい事業です、五、六十万円です。それは2件ありました、その中に。ということがありますので、予定価格は公表する、最低制限価格は公表しないということだと思うので、ただ、施行要領の中に10分の7から10分の9というふうな一つの縛りみたいなものがありますよね。そうすると10分の7が最低制限価格であろうというふうには私は感じているわけですが、その70%に1円も狂わずに落札している業者もいるのですよ、2件ばかり。最低制限価格を公表していないということについて投げかけたら、その数字が出てきたのでし

よね、それで落札せずに。最低制限価格を設けないほうが落札率は高いのですよ、平均が。それで、その最低制限価格を設けてした場合のほうが低いのですよ。トータル的に見て、平均的に見て。その辺総務課長でも、あるいは副町長でも結構ですから、その入札についての、後からの検証、データみたいなものはありますか。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 梅村議員のご質問にお答えいたします。

終わった後の検証ということは、特にはしてございませんが、結果的なものというのは、当然把握できております。

それから、前回のときもそうだったですけれども、最低制限価格につきましては、予定価格の直接工事費の100分の95を乗じた額、それから共通仮設費の100分の90、それから現場管理費の100分の70、一般管理費の100分の30というものがあまして、トータル的に予定価格に10分の7から10分の9までの範囲で町長が定める割合を乗じて得た額という形になってございます。検証しているかどうかということであれば、特には今のところしてございません。

以上でございます。

〔「何か答えてくれるものがあったら答えてください。ないですか」と言う
人あり〕

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今言ったことが、最低制限価格に対して、重ねて申し上げますけれども、設けないという、整合性がないというふうに私は解釈します。皆さんは別ですよ。私は、そういうふうに解釈します。なぜならば、数字が示せるわけですから。その後の最低制限価格で、いわゆる辞退者もそういうふうに、でも辞退者というのは、最低制限価格を設けてないのが多いのですね、分析した結果。そうすると、それも整合性がなくなった。ちょっと控えて後で見てください。それで、今私が緊急に申し上げたいことは、最低制限価格がわかっているということですよね。というのは、中には、言ったけれども、70%というのが、この中に2件ある。ぴたり70%。最低制限価格を設けた数字と一致しています。そうすると、私この最低制限価格を設けたことによって町長が言われる、施行要領の中で言われている、ダンピングとか、下請に対するしわ寄せとか、粗雑な工事とかということが、かえっていいのではないかなと思うのですよ、トータル的にいいわけですから。

だから、それは設けてやってもらったほうがいいと思うけれども、それ以下の件数はないのですよ、これを見たら。7掛けより下のほうというのはないのです。66%、65%というのが2件あるだけ、それも五、六十万円の、数十万の事業です。だから、最低制限価格制度を試行の段階でやってみて、町長が言われた、いわゆるもっと安くできるのに、それが設けてあるために安くできないではないかと、そういう事業者がいるのに、技術のいい人、研究熱心な事業者、技術の優秀な企業、そういうところがあるのにというふうなことが、今私のこの資料によって、分析した結果によっては、整合性は失われていくのではないかなというふうに考えるわけですよ。

それで、これは数十枚、80枚近くなっているのですけれども、資料が。いずれにしても、私が思うのは最低制限価格が、試行段階でやめてしまったと、確かに今はやっていません。やっていないのだけれども、結果として最低制限価格を設けて、それ以外の業者は資格がないということでやったほうがいいのではないかなと思うのですが、これは3回目だから、町長に答えてください。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 最低制限価格を設けなさいというのは、県のほうの指導の中にはありました。長瀬町も、それではやってみようということで、何回か最低制限価格を設けてやりましたが、最低制限価格よりも下で入札したことが、たしか2回あったと思います。そういう人たちは企業努力によって最低制限価格とか、そういう問題ではなくて入札したのか、それとも最低制限価格、今計算すると計算式が出てくるという話であります、競争入札ということからいって、私はそぐわないと思います。ですから、私たちが入札するとき企業を選ぶ、それはつぶれそうな企業だとか、そういうことを考えて、その中に地元だからいいやとか、だれだれだからいいやとかというようなことで考えて入札をしているわけではありません。企業的には安心、安全にその事業が遂行できるということが前提で、業者として選定委員会で選定したものを私のところに持ってきて、それで予定価格をつけるわけであります。その予定価格が90%台という今お話がありましたが、そういうことで、90%以上で予定価格をやったことは、私の記憶ではありません。ですから、90%以上の98%とかというお話でございましたが、そういうことは、私の経験ではありません。

ですから、どういう資料で、どういうふうなご発言をしているかわかりませんが、私たちとしても県のご指導によって最低制限価格を設けた、そういう入札をしたことはございますが、私たちとしてみれば、小さな町ですから、それぞれの業者が一生懸命努力して値段を下げて、こっちから値段を下げてくださいますようお願いしているわけではございませんから、それで最低制限価格よりも下がったということについては、その人たちの落胆というか、そういうのはかなり大きいのではないかと思います。自由な競争ということが、今現世界的にそれが普及しておるわけですから、そういう中の一つとして、私たちも業者の企業努力ということを重く受けとめさせていただいて、最低制限価格の入札を中止しているところでございます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 県の指導でやったということよりも、長瀬町に必要なかどうかということが問題だろうと思う、最低制限価格を設けることが。

〔何事か言う人あり〕

○8番（梅村 務君） まず聞いてください。近隣、近隣というと、秩父市は必ず出るのでですね。小鹿野町がどう、皆野町がどう、横瀬町がどうというようなことが。全部やっているのですよ。最低制限価格を設けて、それで入札しています。非常に高い落札率、九十数%はざら。ということの中で、いま一回、私が計算を間違えたかもしれませんので、どうか総務課長、ここ1年ぐらいのやつを調べて、平均パーセント、2つに分けてやってみてください。それで、私は改めて検証します。私は、これはプリントアウトして、これを計算したのが大体四、五時間です、全部したのが。だから、課長は忙しいでしょうけれども、できるだけ早く、合間を見て。実際やれば1時間です。いろいろな仕事をしながらですから、私は、事務所で。それでできますから、課長、ひとつ調べて、後ほど報告いただければ報告いただくし、必要ないと思えば結構です。町長も、そう言われているのだから、私は時々間違えますから、もしかして間違っていたら、これは大変なことになります。ちゃんと議事録にも残るしね。それで、予定価格に対しての、今落札率を言っているわけで、設計価格ではありませんので、設計価格は、私たちは知る由もないのですよ。あくまでも予定価格に対する落札率を言っているわけですから、例えば最低制限価格を設けない案件についての、いわゆるパーセントを私は出してみただけけれども、私が間違っているのかもしれない。きのう1番議員も

おしかりを受けたようですから、私が間違っているかもしれませんが、そういうふうなことで、ぜひともひとつお願いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 過ぎておりますので。

○8番（梅村 務君） 別に1つよろしいですか。太陽光発電の、これは何キロぐらいのといっただけ聞いていたらよくわからないので、わからなかったのですよ、議運で。今はどうですか、次長、わかりますか。発電力、発電のキロ数。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、第二小学校太陽光発電導入事業についてご説明いたします。

第二小学校につきましても、既に実施しました第一小学校、中学校と同じく10キロワットを予定しておりますが、今現在設計中です。場合によっては15キロワットも考えておりますというお話をいただいています。設計が来週あたりにでき上がるということです。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 先ほど言いました、8番の梅村務君の質問に対して総務課長から、後で連絡するよういたしますが、よろしいですか。

〔「はい。ちょっと太陽光について」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 2,150万4,000円という、さっき細かいと言ったのですけれども、これが15キロだか10キロだかわからないでどうするのですか。15キロになるかもしれないから、こういう数字をのせたというのなら、私も話は理解できるのだけれども、10キロですと言った後で、15キロになるかもしれませんが、言葉の表現としては非常に適切でないと思います。別に次長をいじめているわけではないので、その辺が、わからないけれども、のせましたといったほうが、まだ私は理解できるのですよ。10キロで第一小学校の落札が、基礎は別で800ちょっとなのですよ。ここに入札の結果を私持っていますから、中学校はそれよりもちょっと高いぐらい。だから、その辺は何を基準に、こういうことを書いているのかというのがほとんどわからなくなってしまう。

〔何事か言う人あり〕

○8番（梅村 務君） いや、能力の欠如かもしれませんが、私の、はっきり言って。だけれども、もっとわかりやすく書いてほしいのですよ。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） ただいまの梅村議員のご質問ですが、私も同じような感想を持ちますが、担当に聞きますと、今設計中ということです。

〔何事か言う人あり〕

○教育次長（大澤珠子君） はい。設計を担当している設計屋さんの、これは予算ですから、これから入札等が行われるわけですので、予算はご案内のようにちょっと膨らませてあるかと思いますが、今までの一小、中学を参考にして、さらにまた二小バージョンでの予定の価格でございます。先ほど10キロか15キロかわからないのかと言われたのですが、まだ設計段階なので、控えていたのですが、15キロを考えているという話はいただいております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 終わりました。

〔何事か言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） もう5回やっていますよ。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今の梅村議員の関連で、私きのうの一般質問でも言いましたけれども、今の教育次長の答弁だと、これは納得ができないですよ。出すほうが、まだ言われたことだけうのみにして、まだわけがわからない。今、梅村議員の質問で、私関連でやるのだけれども、今の答弁が出てきたので、これは納得するわけにはいきません。執行部のほうがしっかりと考えをまとめて補正を出してきたのであれば、私は認めざるを得ないと思いますけれども、今のような答弁をするのであれば、認めるわけにはいかないと思うのですけれども、教育次長、もう一度、しっかりとした説明をお願いします。

〔何事か言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 言葉が足りなくて申しわけありません。梅村議員が思うようなことを私も思いましたという言い方に変えます、では。同感というのですか、そういうことは私も担当として思いますということです。ですので、伺ったということです。第二小学校の太陽光発電については、しっかりと答えよということです、それではしっかりとお答え……。一小、二小と同様の15キロワットで、済みません。二小については15キロワットの太陽光発電設備で現在設計中でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 太陽光発電については、容量がよく計算されて、例えば中学校なんかでいえば、もっと大きなやつをつければ、中学校は夜間の電気を使えると。中学校は、結構遅くまで部活をやったり、職員室も電気がついている。小学校のほうは教職員室等は電気を使うけれども、ほかはそんなに使わない。そうすると容量が全然違ってくるので、中学校のときもそうだったのだけれども、設計よりも、もうちょっと多目にしておけば足りるのというような容量だったわけです。今の小学校の梅村議員が言っているのに、それが梅村議員と同感だという話であるから、私は質問をしました。

〔何事か言う人あり〕

○1番（関口雅敬君） いつも教育次長はそうなのだけれども、ちゃんと音声にもとれているから、後で聞いてください。そういう答弁が来たから、私はまた質問しているのだから、そこを間違えないように。では、間違いなく、その15ので大丈夫なのですね、計画は、それに沿ってやってきた補正予算をここへ出しているのかどうかをもう一度お聞きします。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 現在設計を行っております。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） そんな難しいことはやらないで、本当、何でもそう。はやりごと、風邪でもそう、こんな難しいことやらないで、もう少し違う考え方を起こしたほうがいいよ。

以上だ。

〔「どうということだ」と言う人あり〕

- 9番(染野光谷君) だから、やらないのだよ、そんなことは。やらないのがいいのだよ、そんなことは。
- 議長(齊藤 實君) 町長。
- 町長(大澤芳夫君) 太陽光発電の設置についていろいろなご意見が出ているようでございます。基本的には私から太陽光発電をつけようということをお願いして、中学と第一小学校にはつけました。

〔何事か言う人あり〕

- 議長(齊藤 實君) お静かにしてください。
- 町長(大澤芳夫君) 中学の場合は、設計が終わってしまった後に太陽光をのせるという計算でいきましたら、耐震の問題等いろいろな兼ね合いがあって、15キロはつかないということで、上があいていますよね。だから、本当は15キロぐらいつけられると思ったのですが、多分10キロで計算していると、今調べています。第一小学校もそうです。第二小学校は、これから耐震の強度の計算と、それから太陽光をつけるのに15キロがつけば、そういう方向でやってくださいという話は私が申し上げました。何で太陽光発電をつけるかということは、太陽光発電がそのままプラス・マイナスで町の財政にプラスになるというようなことがあるかどうかという問題については、私もそれは非常に疑問だと思うのです。ただ、私がNHKの村山さんという天気予報士から講演を2回聞きました。そのときに過去100年で地球の温度は3度高くなった。これから100年、かなり努力をしても地球の温度は2度以上上がるでしょうと。そうすると、埼玉県はほとんど海のそこに沈みますよという、そういうお話をいただいたのです。

そのとき、ではどこが埼玉県で一番住みよくなるか、皆さんおわかりですかという話で、だれも答えなかった。そしたら秩父ですと、秩父は間違いなく残りますと。ただ、私ははっきりは言えませんが、熊谷とか東松山ぐらいまでは海の底に沈むでしょうと。そういう状況を今の人たちは危機感を持っていません。だから、とにかく太陽光だとか、固有名詞を出してはまずいですけれども、電気を使ったエコキュート、そういうものを今一生懸命やっていますと。それをやっても地球の温暖化がとまらなければ海水はどんどん上がって、国技館の2階の軒のところまで上がりますと。そうすると、計算をすると、埼玉県が半分以上海の底に沈むという計算になるのだから、今からそれを皆さん一生懸命やってくださいと。それは私の遺言ですという村山さんのお話を聞きました。2回聞いたのです。1回聞いて、その後のパーティーで直接お会いして聞いたら、私の言っていることは冗談ではなく、これはかなり緩やかな話をしています。本当はもっときつい話をしたかったのですという話まで聞きました。ですから、太陽光のことにつきましては、私が校舎の上につけて、それで子供さんにも、そういう太陽光をつけた理由とか、それから電気がどういうふうに流れるか……

〔「いいよ、そんな話は」と言う人あり〕

- 町長(大澤芳夫君) そういう問題については、ちょっと聞いてください。そういうことをやって、子供に危機感を持ってもらう。特に今の親は危機感を持っていないと。ですから、危機感の共有をしてもらうために、それがプラスになるか、マイナスになるか、よくわかりませんが、私はそれをやって、教材にしたいということが、私の基本的な考え方で、お願いをしたわけでありまして。

以上でございます。

- 議長(齊藤 實君) 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長(齊藤 實君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございません

か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第4号 平成22年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第2、議案第5号 平成22年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第5号 平成22年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,790万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を9億2,366万5,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、一般会計繰入金増額、療養給付費交付金、共同事業交付金の減額、歳出では、療養諸費、高額医療費の増額、後期高齢者支援金等共同事業拠出金の減額のため、歳入歳出をそれぞれ減額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） おはようございます。よろしくお願いたします。議案第5号 平成22年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,790万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ

れ9億2,366万5,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては説明書によりご説明申し上げます。8、9ページをごらんいただきたいと思っております。最初に、歳入でございますが、款5国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費負担金、同じく目2高額医療費共同事業負担金は、負担金決定に伴い、それぞれ増減するものです。

次に、項2国庫補助金、目1財政調整交付金は、レセプト審査支払システム等の最適化に係る経費、レセプト点検、人間ドックの実施等に対する特別調整交付金が交付されるものでございます。

次に、目2高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、70歳から74歳の自己負担分の凍結延長に伴います高齢受給者証差しかえ費用に対して交付されるものでございます。

次に、款6療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金から退職被保険者分の医療費分として交付されるものですが、給付実績等が減り、当初予算に比べ大幅に交付額が減額となったものでございます。

次に、款8県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金は、1件80万円を超える高額な医療費に対応するため、国保連合会で実施する高額医療費共同事業に拠出しておりますが、その財源として県から交付されるもので、実績に基づき減額するものでございます。

また、項2県補助金、目2都道府県財政調整交付金につきましては、特別調整交付金の決定に伴い、増額するものでございます。

次に、款9共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金及び目2保険財政共同安定化事業交付金につきましては、交付額が減額されることが見込めますことから、減額させていただくものでございます。

10、11ページをごらんいただきたいと思っております。次に、款11繰入金、目1一般会計繰入金の節1と節2の保険基盤安定繰入金につきましては、国、県の負担金決定に伴い、それぞれ増額をするものでございます。次に、節3職員給与費繰入金につきましては、給与改定に伴う給料及び期末勤勉手当等の減に伴いまして減額するものでございます。節5財政安定化支援事業繰入金につきましては、繰り入れ基準額の決定に伴い、増額するものでございます。節6その他一般会計繰入金の財源化医療費繰入金につきましては、国や県などからの交付金などの決定に伴い、医療費の財源不足を補うため、一般会計から繰り入れさせていただくものでございます。

款13諸収入につきましては、70歳から74歳の被保険者の1割負担軽減に係る負担金でございます。

続きまして、歳出の補正内容についてご説明いたします。12、13ページをごらんください。最初に、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、給料、職員手当等、共済費、負担金、補助及び交付金につきましては、職員の給与改定に伴います給料、職員手当等、それらに付随いたします共済費、退職手当負担金の減額でございます。節12手数料につきましては、国保連共同電算処理手数料の減額でございます。

次の目2連合会負担金、節19負担金、補助及び交付金でございますが、9月の際にも増額補正をさせていただきましたが、平成23年度からレセプトの請求方法が原則電子化されますことから、レセプト審査支払システム等の最適化に移行する経費を国保連合会に負担するものでございますが、システム機器等国庫補助金の対象となりますことから、追加交付されますので、増額させていただくものでございます。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費から項2高額療養費、目3一般被保険者高額介護合算療養費までは、実績に伴い変動が生じたので、それぞれ増減させていただくとともに、国庫支出金や療養給付費交付金、繰入金の変更により財源の組み替えを行うものでございます。

14、15ページをごらんいただきたいと思います。次に、款3 後期高齢者支援金等、項1 後期高齢者等、目1 後期高齢者支援金及び目2 後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、給付金の決定に伴い、それぞれ減額するものでございます。

次に、款4 前期高齢者納付金等、項1 前期高齢者納付金等、目1 前期高齢者納付金及び目2 前期高齢者関係事務費拠出金でございますが、医療保険制度の安定を図るため、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、年度当初決定した納付金が変更となり、減額するものでございます。

次に、款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費拠出金及び目3 保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、1件当たり80万円や30万円を超える高額な医療費に対応するため、それぞれの団体の規模に応じ拠出するものでございますが、拠出金額が決定いたしましたので、減額をするものでございます。

以上で今回補正をさせていただきます予算案の説明を終わります。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第5号 平成22年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第3、議案第6号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第6号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ529万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を5億8,542万1,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、支払基金交付金の減額、歳出では、介護保険給付費支払基金積立金の減額のため、歳入歳出をそれぞれ減額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 議案第6号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ529万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,542万1,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容についてご説明いたします。8、9ページをごらんください。まず、歳入でございますが、款1保険料の目1第1号被保険者保険料の特別徴収保険料は、死亡や転出による減額、普通徴収保険料は65歳到達者の増加等により増額となったものでございます。

次に、款3国庫支出金と款4支払基金交付金、款5県支出金につきましては、実績により国や県等の交付見込額が変更となりましたので、それぞれ増減額するものでございます。

次に、款6財産収入でございますが、介護保険給付費支払基金利子が10万6,000円ございましたので、予算額との差額を補正するものでございます。

次に、款7繰入金、項1一般会計繰入金の目1介護給付費繰入金でございますが、居宅介護サービス費などの保険給付費の見込額が増額となったため、町負担分の繰入額を増額補正するものでございます。

また、目4その他一般会計繰入金につきましては、総務費の認定調査事務費等に充てるため、繰り入れを行うものでございます。

次に、項2基金繰入金でございますが、目1介護保険給付費支払基金繰入金は、保険料やその他の補助金等で介護費用を賄うことができるため、基金からの繰入金を減額するものでございます。

次に、款9諸収入でございますが、10、11ページをごらんください。目4第三者納付金は、交通事故等による第三者行為に係る損害賠償金として国保連合会から納付されたものでございます。

次に、歳出補正予算の内容についてご説明させていただきます。12、13ページをごらんください。款1総務費の項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、介護保険システムサーバーの入れかえに伴い、入れかえ時期や予定より安価で契約できるため減額をするものでございます。

次に、項3介護認定審査会費の目1認定調査費でございますが、前年度に比べまして、要介護認定申請者の増加により主治医意見書作成料に不足が生じるため、増額補正をするものでございます。

次に、款2保険給付費の項1介護サービス等諸費から項2介護予防サービス等諸費につきましては、要介護者や要支援者への居宅サービス、施設サービス等の利用に係る給付費等がほぼ確定し、当初に比べ変動がございますので、それぞれ補正をお願いするものでございます。

次に、14、15ページをごらんください。項4高額介護サービス等費につきましては、サービス利用額が高額となった場合に一定額を超えた分を支給するものですが、予算に比べ対象者が増加し、不足が見込まれるため増額するものでございます。

次に、項6特定入所者介護サービス等費につきましては、財源の組み替えを行うものでございます。

次に、款5基金積立金、目1介護保険給付費支払基金積立金でございますが、歳入の減額により積立額

も減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第6号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第4、議案第7号 平成23年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第7号 平成23年度長瀬町一般会計予算「歳入歳出予算」「債務負担行為」「地方債」「一時借入金」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ30億5,710万5,000円となり、前年度予算と比較し、1,878万8,000円、0.6%の増額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、各課長、教育次長の説明を求めます。

初めに、総務課長をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、議案第7号 平成23年度長瀬町一般会計予算につきましてご説明いたします。

まず、表紙に平成23年度長瀬町一般会計、特別会計予算書とあります、こちらの厚い本でございしますが、こちらの1ページをお開きください。第1条の規定でございしますが、平成23年度一般会計予算といたしまして30億5,710万5,000円を計上いたしました。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債の説明の前に、第4条の一時借入金でございしますが、借入金の最高限度額を定めるもので、1億5,000万円とするものでございます。

それでは、6、7ページをごらんください。まず、6ページの第2表、債務負担行為につきましては、表の左にありますように、農業近代化資金利子補助には平成23年度融資分までを、下の中小企業経営対策資金利子補助には平成22年度の融資分までについて設定するものでございます。

7ページの第3表、地方債につきましては、表の左の事項にありますとおり、それぞれ限度額の欄の金額を記載するもので、道路新設改良事業、辺地対策事業、河川改良事業の建設事業に充てる起債と臨時財政対策債の借り入れを合わせて合計3億320万円を予定しております。

それでは次に、当初予算の内容と主要事業等につきまして資料を使ってご説明いたします。今度は、お手元の平成23年度当初予算の概要という左ホチキスでとめた資料をごらんください。そちらの1ページでございます。表の一番上でございますが、一般会計は30億5,710万5,000円で、平成22年度と比べて1,878万8,000円の増額、0.6%の増加となっております。

また、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を合わせた4会計の合計は45億8,761万円で、平成22年度につきましては老人保健特別会計も含まれますが、その5会計に比べ661万8,000円の増額、0.1%の増加となっております。

次に、2ページをごらんください。一般会計の歳入につきましてご説明申し上げます。まず、表の左の区分で、町税でございますが、平成23年度は8億1,170万9,000円で、町民税の個人、法人税や固定資産税の減額などにより、平成22年度に比べ4,263万2,000円の減額、5.0%の減少となっております。

次に、2番目の地方譲与税から19番目の諸収入までは、平成22年度の実績見込みや平成23年度の事業規模などから見込まれる額として計上したものでございます。

3番目の利子割交付金、5番目の株式等譲渡所得割交付金から7番目のゴルフ場利用税交付金につきましては、平成22年度と同額としております。

10番目の地方交付税につきましては10億400万円で、平成22年度と比べ6,100万円の増額、6.5%の増加となっております。これは国の平成23年度地方財政計画の地方交付税の増額を考慮し、平成22年度より増額を見込んでおります。

次に、12番目の分担金及び負担金につきましては、保育園保護者負担金などの減額により3,589万6,000円で、平成22年度に比べ297万5,000円の減額、7.7%の減少となっております。

次に、13番目の使用料及び手数料につきましては、町営住宅使用料などの減額により2,890万6,000円で、平成22年度に比べ175万円の減額、5.7%の減少となっております。

次に、14番目の国庫支出金につきましては、新設の地域住宅支援総合交付金など増額となっているものもあるものの、保育所運営費国庫補助金や次世代育成支援対策交付金などの減額により2億2,257万1,000円で、平成22年度に比べ741万1,000円の減額、3.2%の減少となっております。

次に、15番目の県支出金につきましては、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金や子宮頸がん等予防ワクチン接種緊急促進事業交付金、県知事選挙費県委託金の新設、緊急雇用創出事業県補助金などの増額があるものの、保育所運営費県負担金や子ども手当事業県交付金、埼玉県子育て支援特別対策事業補助金などの減額により2億6,643万8,000円で、平成22年度に比べ2,786万4,000円の減額、9.5%の減少となっております。

次に、16番目の財産収入につきましては、宅地分譲用地売却収入の減額により847万9,000円で、平成22年度に比べ300万7,000円の減額、26.2%の減少となっております。

次に、20番目の町債につきましては、恐れ入りますが、こちらの予算書の128ページをごらんいただき

たいと存じます。地方債に関する調書でございます。表の一番下の合計欄でございますが、平成22年度末現在高が27億2,272万円で、平成22年度末現在高見込額が28億7,024万9,000円となっております。平成23年度中の起債見込額が5億4,880万円で、平成23年度中の元利償還見込額が2億3,199万7,000円でございますので、この結果、平成23年度末現在高は31億8,705万2,000円となる見込みでございます。

なお、この表の3番目の減税補てん債、4番目の臨時税収補てん債、5番目の臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額に、その元利償還金が全額算入される地方債でございます。また、1番目の普通債の中の辺地対策債や2番目の災害復旧債などの元利償還金につきましても一部普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債でございます。

それでは、また恐縮でございますが、先ほどの当初予算の概要の資料のほうにお戻りいただきたいと存じます。2ページの表の21番目、一番下になりますが、繰入金でございます。住民生活に光をそそぐ基金繰入金の新設などにより1億6,513万4,000円で、平成22年度に比べ9,098万6,000円の増額、122.7%の増加となっております。

以上が、歳入の概要でございます。

次に、歳出につきまして、4、5ページでご説明申し上げます。まず、4ページの目的別歳出でございますが、1番の議会費につきましては、議員共済会負担金の増額などにより5,002万4,000円で、平成22年度に比べ1,423万4,000円の増額、39.8%の増加となっております。

2番、総務費につきましては、参議院議員通常選挙事業や国勢調査事業、公有財産台帳電子化整備事業などは減少しているものの、防犯灯LED化事業委託料や町憩の家センター改修事業補助金、ちちぶ定住自立圏専門家招聘経費負担金、航空写真撮影土地家屋現況図等修正業務委託料、県知事選挙費の新設などによりまして7億8,938万1,000円で、平成22年度に比べ7,372万2,000円の増額、10.3%の増加となっております。

3番の民生費につきましては、特定障害者特別給付費負担金等の新設や国民健康保険特別会計繰出金の増額などがあるものの、児童保育委託料の減額や高砂保育園園舎増改築工事費補助金の減少により7億8,601万1,000円で、平成22年度に比べ8,372万2,000円の減額、9.6%の減少となっております。

4番、衛生費につきましては、秩父広域市町村圏組合清掃費負担金などが減額したものの、秩父広域市町村圏組合定住自立圏分負担金や子宮頸がんワクチン予防接種委託料、ヒブワクチン予防接種委託料、小児用肺炎球菌予防接種委託料等の新設により4億9,515万9,000円で、平成22年度に比べ2,667万8,000円の増額、5.7%の増加となっております。

6番、農林水産業費につきましては、矢那瀬と唐沢の集落農業センター改修工事や園地「四季の丘」整備事業委託料の新設などにより3,033万9,000円で、平成22年度に比べ591万8,000円の増額、24.2%の増加となっております。

7番、商工費につきましては、観光案内所建設工事の減少などにより7,413万7,000円で、平成22年度に比べ2,311万1,000円の減額、23.8%の減少となっております。

8番、土木費につきましては、地理情報システム更新事業委託料などの新設があるものの、町道及び法定外公共物境界査定資料デジタル化委託料の減少により1億4,694万円で、平成22年度に比べ263万円の減額、1.8%の減少となっております。

9番、消防費につきましては、秩父広域市町村圏組合消防費などの増額により1億4,969万6,000円で、平成22年度と比べ291万4,000円の増額、2.0%の減少となっております。

10番、教育費につきましては、第一小学校校舎床修繕工事や中学生通学補助金、小中学校給食費補助金などの新設があるものの、第一小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事設計業務委託料の減少などで2億5,533万7,000円で、平成22年度に比べ197万9,000円の減額、0.8%の減少となっております。

歳出の合計が30億5,710万5,000円でございます。

それでは次に、5ページの性質別歳出の表をごらんください。主なものについて概要をご説明いたします。

まず、1番の人件費につきましては、議員共済会負担金の増額などによりまして7億5,141万1,000円で、平成22年度に比べ1,689万9,000円の増額、2.3%の増加となっております。

次に、2番の物件費につきましては、防犯灯LED化事業などの埼玉県緊急雇用創出事業県補助金を利用した事業の増加によりまして4億5,688万4,000円で、平成22年度に比べ6,398万8,000円の増額、16.3%の増加となっております。

3番の維持補修費につきましては2,149万1,000円で、平成22年度とほぼ同額となっております。

4番の扶助費につきましては、児童保育委託料などの減額により4億1,904万円で、平成22年度と比べ1,848万4,000円の減額、4.2%の減少となっております。

5番の補助費等につきましては、皆野・長瀬上下水道組合し尿処理費負担金などが減額となっているものの、秩父広域市町村圏組合定住自立圏分特別負担金や小中学校給食費補助金などの新設によりまして5億6,901万5,000円となり、平成22年度に比べ679万1,000円の増額、1.2%の増加となっております。

次に、6番の普通建設事業費につきましては、高砂保育園園舎改築工事費補助金や観光案内所建設工事の減少などにより1億2,991万2,000円となり、平成22年度に比べ1億91万5,000円の減額、43.7%の減少となっております。

少し飛びまして、13番の繰出金につきましては、皆野・長瀬上下水道組合下水道負担金などの増額により4億1,958万8,000円で、平成22年度と比べ4,616万8,000円の増額、12.4%の増加となっております。

以上が、平成23年度の一般会計予算の概要でございます。

それでは次に、各担当課の主要事業の説明を行います。まず、総務課関係でございますが、この資料の6ページをごらんください。

まず、許認可等処分事務データベース化事業でございますが、行政手続制度により整備しなければならない許認可等処分事務における審査基準、標準処理期間及び処分基準を整備し、データベース化することで迅速かつ正確な窓口サービスの充実を図るものでございます。

続きまして、広報紙発行事業でございますが、行政と町民の相互理解を深めるため、また町の施策や方針、各種事業を紹介し、町民の行政への理解と参加を図るため、「広報ながとろ」を引き続き発行するものでございます。

次の防犯灯LED化事業でございますが、町内の防犯灯をLEDに取りかえるものでございます。なお、あわせて設置箇所の見直し等も行うものでございます。

次の町憩の家センター改修事業でございますが、袋区にあります商工会の憩の家センターの老朽化による雨漏りなどの改修にかかる経費を補助するものでございます。

次の区長会事業でございますが、正副区長等の協力により円滑に行政事務を推進するものでございます。

次の県知事選挙事業から町議会議員一般選挙事業まででございますが、平成23年8月に任期満了の埼玉県知事選挙、平成23年4月に任期満了となる県議会議員一般選挙及び町議会議員一般選挙の執行に係る費

用でございます。

その次の非常備消防事業でございますが、消防防災の中核として重要な役割を果たしている消防団の円滑な運営を図るものでございます。

次に、県消防協会秩父支部消防操法大会事業でございますが、3年に1回開催される消防操法大会出場に係る費用でございます。

次に、消防施設維持管理事業でございますが、消防詰所、コミュニティ消防センター、防火水槽等の維持管理を行うものでございます。

防災無線維持管理事業でございますが、町の防災行政無線及び県防災情報システムの維持管理を行うものでございます。

財産管理事業でございますが、公有財産の維持管理を行うものでございます。

庁舎管理事業でございますが、役場庁舎の維持管理のため、庁舎の施設修繕、機械設備の保守点検や環境衛生管理などを行うものでございます。

次に、物品管理事業につきましては、役場で使用する物品、事務用品等の購入、管理や庁用車の燃料の購入、庁用器具の修繕、コピー機や電話機のリースなどを行うものでございます。

情報系システム事業につきましては、各種ネットワークシステムの運営管理を行うものでございます。

7ページの基幹系システム事業につきましては、町内の住民・税務・財務等の電算処理システム、サーバー、クライアントやソフトの保守管理を行うものでございます。

次に、第4次総合振興計画後期基本計画策定事業でございますが、平成23年度で終了する前期に引き続く後期の基本計画を策定するものでございます。

次のちちぶ定住自立圏構想事業でございますが、ちちぶ定住自立圏構想を推進するため、専門家の招聘を行うものでございます。

最後に、借入資金償還事業につきましては、町債の元金及び利子の償還を行うものでございます。

以上が、平成23年度当初予算の概要と総務課の主な事業でございます。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 實君） 次に、税務課長、お願いたします。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 続きまして、税務課の関係につきましてご説明申し上げます。

初めに、町税の歳入関係についてご説明いたしますので、製本されております平成23年度当初予算書の12ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、款1町税、項1町民税、目1個人町民税でございますが、本年度予算額が2億7,243万円で、前年度当初予算額と比較いたしまして3,471万4,000円、11.3%の減となっております。個人町民税については、現在確定申告を行っておりますが、平成22年度の個人所得の減少が見込まれることから、減額で見込ませていただきました。

次に、目2法人町民税でございますが、本年度予算額3,107万6,000円で、前年度に比べ493万4,000円、18.9%の増となっております。法人町民税につきましては、昨今の経済情勢をかんがみ、また町内企業の業績見通しの結果、一部企業において業績が回復基調であることから、税割りベースで49%程度の増を見込み、このような増額で見込ませていただきました。

次に、項2目1固定資産税でございますが、本年度予算額が4億6,081万1,000円で、前年度と比較いたしまして720万円、1.5%の減となっております。平成23年度は、平成21年度評価替えの最終年度に当たり

ますことから、土地については、依然として地価の下落が続いておりますことから、4%の減額を見込ませていただきました。家屋につきましては、在来家屋分が据え置きされることから、2.5%の増額で見込ませていただきました。また、償却資産につきましては、設備投資を若干見込むとともに、減価償却分を考慮いたしました結果、4.5%の減額とさせていただきます。

次の目2 国有資産等所在市町村交付金でございますが、本年度予算額が142万7,000円、前年度と同額を計上させていただきます。

次に、項3目1 軽自動車税でございますが、本年度予算額が1,706万4,000円で、前年度に比べ46万2,000円、2.8%の増額を見込ませていただきました。これは当初予算の調製時点で登録台数をもとに見込ませていただきましたが、軽乗用車への乗りかえの需要の増加を考慮に入れたものでございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと存じます。項4目1 たばこ税でございますが、本年度予算額が2,890万円で、前年度に比べ611万4,000円、17.5%の減となっております。喫煙環境が年々厳しくなりまして、消費本数が減少傾向にありますことから、平成22年度の実績に基づきまして減額で見込ませていただきました。

次の項5 鉱産税につきましては、科目の存置でございます。

恐縮でございますが、12ページに戻って、一番上の欄をごらんいただきたいと存じます。町税の合計額でございますが、本年度予算額が8億1,170万9,000円で、前年度当初予算額と比較いたしまして4,263万2,000円、5%の減となるものでございます。

次に、歳出関係についてご説明申し上げます。恐縮でございますが、資料の平成23年度当初予算の概要の7ページをごらんいただきたいと思っております。

税務課の主要事業でございますが、税務総務事業は、税務事務の管理的業務のほか、町税等徴収嘱託員の設置や固定資産評価審査委員会の設置などを行う事業でございます。

次の賦課徴収事業は、町税の適正、公平な課税と徴収を行い、自主財源の確保を図るための事業でございます。

次の固定資産鑑定評価事業でございますが、依然として地価の下落傾向が続いておりますことから、今年度についても適正な時価を算定するために鑑定を委託する事業でございます。

固定資産税評価替え事業でございますが、3年に1度行われる評価替え事業でございます。

次のインターネット公売事業でございますが、既存の不動産ばかりでなく、動産の差し押さえに伴うインターネットを利用した公売事業でございます。

次のコンビニ収納システム事業でございますが、今年度から町税の納税に関してコンビニによる支払いを実施するものでございます。

次に、長瀬町納税推進コールセンター設置事業でございますが、納税コールセンターを設置することにより、納期内納付の充実を図り、滞納を未然に防止するものでございます。

以上で税務課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（齊藤 實君） 次に、町民課長、お願いいたします。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 続きまして、町民課関係の主要事業につきまして説明させていただきます。

8ページをごらんいただきたいと思っております。初めに、給付関係の国民健康保険事業でございますが、国民健康保険事業に要する経費について国民健康保険特別会計に繰り出しを行うものでございます。繰り出

しの主なものは、保険基盤安定繰出金、職員給与費を含みます事務費繰出金、出産育児一時金繰出金、財政安定化支援事業繰出金、財源化医療費繰出金などとなっております。

次に、重度心身障害者医療費支給事業でございますが、重度の障害がある方に対しまして医療費の一部を助成し、福祉の増進を図るものでございます。

次に、ひとり親家庭等医療費支給事業でございますが、ひとり親家庭等に対する医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援するものでございます。

次に、後期高齢者医療事業でございますが、被保険者証の送付、埼玉県後期高齢者医療広域連合への負担金として医療費の法定分や共通経費の負担金、健康診査の受託、そのほか後期高齢者医療特別会計に事務費分や保険料軽減分の繰り出しを行うものでございます。

次に、こども医療費支給事業でございますが、昨年7月から支給対象範囲を中学生まで拡大いたしました。乳幼児及び児童生徒を対象として医療費の一部を支給し、対象者の保健の向上と経済的負担の軽減や福祉の増進を図るものでございます。

次に、環境衛生関係の廃棄物一般事業でございますが、ごみの減量化や再資源化の促進及び快適な生活環境を保全することにより、資源の有効活用や環境への負荷の軽減に資するものでございます。主に有価物回収事業の報奨金、空き缶回収事業、岩畳周辺清掃事業、廃棄物の撤去作業業務などの委託、生ごみ処理機の購入の助成でございますが、有価物回収事業の報奨金につきましては単価アップを、生ごみ処理機の購入補助につきましても補助率等の引き上げを予定しております。

次に、環境衛生事業でございますが、自然環境を保全するための事業で、環境審議会委員の報酬、空き缶回収を行っている長瀬町環境美化推進協議会への運営費の助成、生活環境保全のために必要な備品購入などでございます。

次に、温暖化対策事業でございますが、住宅用太陽光発電システムを設置する場合のほか、新たに高効率給湯器、いわゆるエコキュート等を設置する場合にも補助金を交付するものでございます。

次に、下水処理事業及びし尿処理事業でございますが、皆野・長瀬上下水道組合事業費を負担するものでございます。

9ページをごらんください。次に、合併処理浄化槽設置整備事業でございますが、公共下水道認可区域外の地域に合併処理浄化槽の設置や転換を行う場合に補助金を交付するものでございます。

次に、上水道事業でございますが、高料金対策補助金や簡易水道事業債元利償還金に対する負担金、宮沢地区簡易水道の統合に伴う整備事業に対する負担金でございます。

最後に、主要事業の一覧には載せてございませんが、老人保健事業につきましては、平成20年度からの新たな後期高齢者医療制度創設に伴い、平成22年度までは経過措置として特別会計を設けておりましたが、平成23年度より未請求分等の支出については、一般会計予算において処理させていただくものでございます。

以上で町民課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 次に、健康福祉課長、お願いいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 続きまして、健康福祉課関係の主要事業のうち主なものにつきまして説明させていただきます。

初めに、当初予算の概要の9ページをごらんいただきたいと思います。社会福祉総務事業でございます

が、これは福祉全般に係る関係機関等との連絡調整等に関する事務を行うものでございます。また、平成23年度は第2期障害福祉計画の改定時期でありますので、第2期計画を点検、評価し、障害者のニーズに即した第3期障害福祉計画を策定してまいります。

次に、心身障害者等補助事業でございますが、在宅の心身障害者等とその家族の精神的、経済的な負担の軽減を図るため、施設への通所サービスや在宅重度者手当、難病患者の通院費の助成など各種補助事業を実施してまいります。

次に、障害者自立支援給付費事業でございますが、身体、知的、精神の3障害の能力及び適性に応じ、自立した日常生活を送ることができるよう、必要な障害福祉サービスに係る自立支援給付費等の支給を行い、障害者福祉の向上を図るものでございます。

次に、社会福祉協議会補助事業とシルバー人材センター補助事業につきましては、それぞれ運営費等の補助を行い、福祉の増進を図るものでございますが、シルバー人材センター分につきましては、国の事業仕分けにより国庫補助金の大幅な減額があり、補助金のほとんどが人件費であることから、不足分について町補助金を増額するものでございます。

次に、世代間交流支援センター施設運営事業と世代間交流支援センター緊急雇用事業でございますが、世代間交流支援センター「ひのくち館」の設置に伴い、高齢者や児童、乳幼児などの利用を促進するため、緊急雇用創出基金を活用して支援員を常駐させ、支援業務や相談業務を実施するとともに、介護予防、子育て支援、世代間交流支援等の各種事業を行っていくものでございます。

次に、10ページをごらんください。老人福祉施設運営事業でございますが、特別養護老人ホーム「ながとろ苑」の敷地を借り上げ、貸与することにより、長瀬福祉会の円滑な運営を図るものでございます。

次に、老人保護措置事業でございますが、保護措置を必要とする老人を養護老人ホームへ入所させることにより、老人福祉の向上を図るものでございます。

次に、予防給付ケアマネジメント事業でございますが、在宅の要支援者に日常生活に関する相談やサービスの提供を行い、機能低下の防止、状態の維持、改善を図ってまいります。また、高齢者の生活状況の調査も行い、認知症等の要支援対象者を把握して必要な支援を提供していくものでございます。

次に、高齢者福祉計画・介護保険事業計画でございますが、今年度は平成24年度から平成26年度までの第5期計画の策定時期でございますので、高齢者福祉の充実、介護保険事業の円滑な実施のため、よりニーズに即した計画を策定してまいります。

次に、児童保育事業でございますが、核家族化や経済的理由により、女性の社会進出が増加しているため、保育ニーズも多様化しております。そこで、乳幼児の子育て環境の改善を図り、安心して働くことができるよう民間保育所等へ保育の委託を行い、児童福祉の向上を図ってまいります。

次に、放課後児童クラブ事業でございますが、公設児童クラブ2カ所の運営や民間学童保育所に対する運営費の補助を行い、放課後児童の健全育成を図り、働く親の子育てを支援してまいります。

次に、子育て支援事業でございますが、長瀬町内在住者が出産した場合に1人につき2万円を支給するとともに、絵本の贈呈も行い、長瀬町で誕生してくれたことに感謝し、児童福祉の向上を図ってまいります。

次に、子育て相談事業でございますが、地域活性化交付金の住民生活に光をそそぐ交付金を活用して、保育士等の専門職が子育て家庭を訪問し、子育ての悩みや相談を受けたり、子育て情報の提供を行うとともに、臨床心理士等による専門相談も実施し、子育て家庭が孤立することのないよう支援してまいります。

次に、子ども手当事業につきましては、昨年度に引き続き中学3年生までの乳幼児、児童生徒を養育する保護者に対し手当を支給することにより、次代の社会を担う子供たちの健やかな育ちを支援してまいります。

次に、11ページをごらんください。保健関係業務運営強化事業でございますが、緊急雇用創出基金を活用し、各種保健事業の充実及び保健センターの維持管理を図るものでございます。

次に、保健事業分析プランニング事業でございますが、看護師、助産師、栄養士等の有資格者に保健関連業務を分析してもらい、事業の見直しや新規事業の提案を依頼し、保健事業体制の強化を図るものでございます。

次に、成人健康推進事業でございますが、健康の維持と生活習慣病の予防を進めるため、各種がん検診や健康相談、ウォーキング等を実施し、疾病や生活習慣病の早期発見、早期治療を行い、町民の健康増進を図ってまいります。

次に、母子保健事業でございますが、母親や乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳児健診、妊婦健診や相談等を行い、子育て支援に努めてまいります。

次に、予防接種事業では、感染のおそれのある疾病の発症及び流行を予防するため、各種予防接種を実施してまいります。今年度も65歳以上の高齢者や中学3年生を対象とし、インフルエンザ予防接種を実施するとともに、日本脳炎予防接種の再開、75歳以上の高齢者に対する肺炎球菌予防接種費の補助も新規に実施してまいります。

次に、子宮頸がん等予防ワクチン接種緊急促進事業でございますが、疾病の発病や重症化の防止のため、子宮頸がん等の予防接種を新たに実施して公衆衛生の向上を図ってまいります。

次に、介護保険事業でございますが、介護保険の各種サービス費の法定負担分を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

以上で健康福祉課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 次に、地域整備観光課長、お願いいたします。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは続きまして、地域整備観光課の主要事業につきましてご説明いたします。

平成23年度当初予算の概要の12ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、農業委員会事業でございますが、農業委員会に関する法律や農地法等に基づきます事業運営を行い、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図るものでございます。

次に、農業振興対策事業でございますが、生産者団体の運営費や農産物の種苗費、病虫害防除費等に対して助成し、農業の振興を図るものでございます。

次に、集落農業センター整備事業につきましては、農業集落センターは、設置しまして既に数十年が経過しており、老朽化が目立ってまいりました。特に唐沢、矢那瀬地区の農業集落センターにつきましては、維持管理上修繕が必要となりましたので、工事を施すものでございます。

次に、花に触れ合う「花の里」管理事業でございますが、旧プラム園周辺にハナビシソウなどの草花を育て、花の里として整備し、地域振興を図る事業でございます。事業主体となります花の里づくり実行委員会に補助金を交付するとともに、花の育成や除草などの日常の維持管理業務を行うものでございます。

次に、園地「四季の丘」整備事業でございます。この事業は、平成22年度の事業として宝登山の山頂付

近の県造林伐採跡地にロウバイ等の植栽及び遊歩道などの園地整備を実施してまいりました。ロウバイの生育のため、必要不可欠となります下草刈りなどの維持管理を施すものでございます。

次に、美しい森づくり事業でございますが、長瀬の景観を形成しています松を松くい虫などの被害から守るため、マツノキに予防薬剤の注入を行うものでございます。

次に、林道管理事業でございますが、林道6路線の維持管理を行うものでございます。

次に、林道補修事業でございます。林道の機能保全及び交通の安全を確保、維持するため補修工事を行うもので、平成23年度におきましては、葉原林道においてのり面補修を施すものでございます。

次に、町商工会補助事業でございますが、商工業の振興と発展を図るため、小規模事業者の経営及び技術の指導に当たる商工会に対しまして助成を行うものでございます。

次に、中小企業経営対策利子補給事業でございますが、中小企業者が施設整備の拡充や経営改善等に必要資金を日本政策金融公庫から借り入れた場合に、規定に基づき利子の補給を行うものでございます。

次に、観光施設管理事業でございますが、この事業は、主に観光用公衆トイレの清掃や修繕、消耗品の購入等に充てるものでございます。

次に、魅力ある観光地づくり推進事業でございますが、魅力ある観光地づくりを推進するため、今後観光拠点となり得る権田山、野土山、通り抜きの桜周辺の下刈りやヤマユリの植栽などの環境整備、新たな観光事業でもある山歩きなどに対応するため、ハイキングコースの整備を行うものでございます。

次に、インフォメーション事業でございますが、観光案内所の業務委託を初め、観光パンフレット等の作成をし、観光情報の提供を行うものでございます。

次に、長瀬町観光協会法人化事業でございますが、法人化した長瀬町観光協会の事業が円滑に運営できるよう支援を行うもので、企画商品などの開発や多様なサービスに対応するため、埼玉県ふるさと雇用再生基金市町村補助事業を活用しまして、観光協会の事務職員を確保するとともに、各種事業が円滑に運営できるよう補助金の交付を行うものです。

13ページをごらんください。花いっぱい推進事業でございますが、町内を花とみどりで美しく保ち、年間を通じて花を楽しめるまちづくりを推進するもので、道路わきなどの植栽帯への花の植栽や花いっぱい推進団体への花や苗木、資材の提供等を行うものです。

次に、桜管理事業でございますが、南北桜通りを初め野土山、通り抜きの桜等に植えられている桜の維持管理を行うものでございます。

ロケーションサービス設置事業でございますが、ロケーションサービスを設置することにより、ロケ地に関する情報提供や公共施設の使用などの支援や撮影の協力体制を維持するもので、映像を通して長瀬町の情報発信をしていこうというものです。

次に、道路維持管理事業でございますが、この事業は、町道の危険箇所等の修繕、除草、除雪業務、境界ぐいの再現、未登記の処理等を行うものでございます。

次に、原材料等支給事業でございますが、改良が進んでいない町道で行政区が実施する道普請などで、地域住民みずから町道の補修をしていただく際に敷き砂利、生コンクリートなどの原材料を支給させていただき事業でございます。

次に、道路維持補修事業でございますが、歩行者や車両が安全に通行できるように危険箇所の修繕や小規模な維持補修工事を行う事業でございます。

次に、交通安全施設整備事業でございますが、歩行者の安全確保や自動車の事故防止を図るため、カー

ブミラー、ガードレール、道路照明灯などの安全施設を設置するものでございます。

次に、道路台帳作成事業でございますが、道路の適正な管理を行うため、道路改良などにより、道路の現状が変化した路線の道路台帳の図面、調書等について補正を行うものでございます。

次に、道路愛護保全管理事業でございますが、町内全域の町道の側溝清掃や補修作業、工作物の維持管理などの軽作業を実施してこうというものです。

次に、道路新設改良事業でございますが、地域住民の生活向上や観光などの産業振興を図るため、町道の道路改良工事を実施していくものでございます。道路工事は、本中18号線、本中87号線、本中93号線、本中142号線、野上下郷51号線の5路線を予定させていただいております。なお、実施箇所につきましては、お手元にご配付してあります平成23年度工事予定箇所の一覧をごらんいただきたいと思っております。

次に、辺地対策事業でございますが、辺地総合振興計画に基づき、風布地区の町道の道路改良を行うもので、昨年に引き続き町道風布2、3号線の道路改良を実施するものでございます。実施箇所につきましては、平成23年度工事予定箇所の一覧をごらんください。

次に、道路後退部分整備事業でございますが、埼玉県建築基準法施行条例により、道路後退が発生した場合、町の要綱に基づき用地測量、用地購入を実施してまいるのでございます。

次に、河川改修事業でございますが、水路の改修工事及び県で実施します急傾斜地崩壊対策事業費の一部を負担するものでございます。改修工事につきましては、平成22年度に引き続き馬内沢支流の工事を予定しております。なお、実施箇所につきましては、平成23年度工事予定箇所の一覧表をごらんいただきたいと思っております。

次に、町営住宅管理事業でございますが、既設の町営住宅の維持管理を行うものでございます。

次の14ページをお開きください。長寿命化計画策定事業でございますが、町営住宅を安全で快適な住まいとして長きにわたって維持管理するため、地域住宅支援総合交付金を活用しまして、長寿命化計画を策定するものでございます。

以上で地域整備観光課の主要事業の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、教育次長、お願いいたします。

教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 教育委員会関係の主要事業についてご説明申し上げます。

平成23年度当初予算の概要の14、15ページをごらんください。説明に入る前に、訂正を1カ所お願いいたします。上から3つ目の（新）第一小大規模改修（トイレ改修）事業の説明のところでございます。「トイレの様式化」を「トイレの洋式化」にご訂正をお願いいたします。

それでは、ご説明申し上げます。初めに、学校コンピューター整備事業でございますが、情報活用能力を育てる学習に資するため、小中学校のコンピューターを整備しているものですが、今年度は新規に中学

校の教師用のパソコンのリース契約と継続して活用しているパソコンやソフトのリース料等が主な内容のものでございます。

次に、学校施設等改修事業でございますが、小中学校施設の改修等を行い、教育環境の改善を図るもので、ご案内のように3校の校舎、体育館についての大規模改修は平成22年度補正対応をもってすべて実施する運びとなりました。ここでは、いわゆる施設を維持する上で必要な修繕や緊急対応の修繕に備えるためのものでございます。主なものは、第一小学校校舎床改修や遊具の交換、第二小学校石油庫の塗りかえや遊具の修繕、中学校剣道場の天窓の修繕等を予定しております。

次に、新規事業としまして、第一小学校のトイレの洋式化を実施するに当たり、その設計業務を委託するものでございます。なお、工事については、翌年度、平成24年度を予定しております。

次に、小中学生に対し、民間派遣会社と契約し、外国人講師による語学指導を行う英語講師派遣事業でございますが、例年同様、小中学校へ外国人講師を派遣し、英語の授業を行うものでございます。

次の国際理解教育事業でございますが、町内にあります4園の幼稚園、保育園を対象に、幼児期から外国人と触れ合い、国際社会に対する興味や理解を深め、異文化と共生できる資質や能力の育成を図るため定額補助金を交付し、4園がそれぞれ特徴を持った事業を実施するものでございます。

次のさわやか相談員等配置事業、次の特別支援教育学校支援員事業、次の新規事業であります学習・生活補助員配置事業でございますが、いずれも学校支援の一環で、国、県の交付金や補助金を積極的に取り入れ、活用することによって、さまざまな人的支援事業を実施するものでございます。

まず、さわやか相談員等配置事業、これにつきましては例年どおり実施、中学校へ配置しますが、小学校への週1回の訪問も行っておりまゝです。これは県の委託金を受けて実施するものでございます。

次に、特別支援教育学校支援員事業につきましては、事業内容のところで紹介してございますが、担任対複数の児童という形態では授業についていけないお子さん、マン・ツー・マン的指導が必要なお子さんに対して学習補助等の支援を行うため、いわゆる支援員が必要となっておりますが、これにより、きめ細かな就学指導の実現を図るためのものでございます。これにつきましては、県の補助金であります緊急雇用創出金市町村補助金を受け、実施するものでございます。

次の新規事業であります学習・生活補助員配置事業ですが、これも特別に配慮が必要な児童生徒に対し、一人一人の子に応じた学習や生活支援を行う補助員を学校に配置する事業で、これは国の行う地域活性化交付金であります住民生活に光をそそぐ交付金を受けて実施するものでございます。いずれにいたしましても、学校への人的支援事業については、国、県の交付金や補助金を積極的に取り入れ、児童生徒へきめ細かな対応のできる就学支援を実施してまいりたいと考えております。

次に、学校内防犯事業でございますが、これは第一小学校に整備しました玄関、職員室を起点に、校内防犯活動を行うため、人を配置することによって所期の目的を果たすためのものでございます。この事業につきましても、先ほどの事業同様、緊急雇用創出金市町村補助金を受け、実施するものでございます。

次に、14ページから15ページ上段にかけての一小、二小、中学、それぞれの施設管理事業についてでございますが、学校施設を維持管理していくために必要な光熱水費を初め経常的に必要な施設管理の委託業務等を実施するためのものでございます。

次に、15ページ、一番上の新規事業であります中学生通学費補助事業でございますが、子育て支援策の一環として新年度から導入する事業でございます。従来の遠距離通学者に対する定期代の一部補助の枠を拡大し、電車通学している生徒全員、おおむね約60人ぐらいになろうかと思っておりますが、全員の定期代の半

額ぐらいを補助する予定でございます。

次に、私立幼稚園就園奨励費補助事業でございますが、例年実施しておりますように私立幼稚園の保育料の減免措置に対し助成し、保護者負担の軽減を図り、幼稚園教育の普及、充実を図るものでございます。

次の人権教育推進市町村事業、3つ飛びまして、青少年健全育成事業でございますが、関係団体へ、その事業の推進のため補助金を交付するものでございます。

次に、2つ戻って公民館施設管理事業、次の旧新井家住宅・郷土資料館事業、最後から3つ目の学校給食施設維持管理事業については、それぞれ施設の管理運営、主催事業の実施、給食業務の管理運営を行っていくためのものでございます。

次に、旧新井家住宅改修事業でございますが、国指定重要文化財として後世へ引き継ぐために必要な施設修理のうち、平成22年度に実施した、じがらばの南側の続きで、平成23年度は北側部分の麦わら屋根のふきかえを実施するものでございます。また、引き続き新井家住宅活性化のための民間活力ということで、民間団体による新井家住宅にふさわしいイベントの開催等来年度も実施し、観光と連携した文化財保護、また文化財の公開事業においての誘客増の施策としてまいりたいと考えております。

次に、保健体育総務事業、次のスポーツ振興事業ですが、町民にスポーツを行う機会を提供し、スポーツを楽しみ、親しみを持つことができるよう、各種スポーツの大会や教室等を開催していくものでございます。

次の体育施設修繕事業では、本年度は岩田総合グラウンドのベンチの屋根の修繕を行う予定でございます。

次に、学校給食臨時職員等雇用事業でございますが、臨時職の調理員を採用し、給食業務を行うもので、常時働く六、七人の調理員がローテーションを組み、円滑な給食業務を実施していくためのものでございます。

最後になりましたが、新規事業で小中学校給食費補助事業でございますが、一般質問のところで教育長が説明したとおり、これは子育て支援策の一環で、平成23年度から新規の補助事業として実施するもので、学校給食費について一定の補助金を交付し、保護者の経済的負担の軽減を全児童生徒を対象に図るためのものでございます。

以上で平成23年度の教育委員会主要事業の紹介を終わります。

○議長（齊藤 實君） これで各課長、教育次長の説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、何点か質問をさせていただきます。

最初に、総務課関係でお願いいたします。安心、安全な町をつくるということで、私は細かい予算ではなくて全体のでいきます。長瀬踏切の交差点、あそこは上長瀬方面から来る車と、踏切で一旦停止して踏切を渡ってくる車が、ぶつかりそうになるのを私は散歩で何回も見て、本当に危ないというのがあるのですけれども、総務課長はその辺を今後どういうふうにするか。安全な地域をつくるということで、お考えをお伺いいたします。

それから、2つ目が、広報の発行についてお伺いをいたします。先日、町民課長ともちょっと話をしたのですけれども、ごみ袋が値下げになりましたという記事が載っていました。ごみ袋が、我々町民側からすれば、買うときは確かに値下げになっていたけれども、その値下げになった部分は税金から投入がある

のだという周知が、あの広報では正しく伝わっていないのではないかと私は思うのですけれども、見解をお伺いします。広報は、町民の方に正しく理解させるために発行するものだとは私は思っていますから、この発言をさせてもらいました。

それから、第4次総合振興計画をつくるということでもあります。絵にかいたもちにならないように、本当に真剣にできるものをやる、これはどうしてもやるのだというものを挙げたりしていただきたい。ただ、羅列して本が厚くなったりするだけにならないようにひとつお願いしたいと思います。

続いて、地域整備観光課にお伺いをいたします。観光協会のところで、観光協会にお金流れ、きのうの一般質問でも人件費はいつているときといついていないとき、補助金が少なくなっているとか、いろいろお答えがあったようですけれども、観光協会にはどの程度いつているのか。人件費の問題は、きのう出たようすけれども、私は、そういう税金投入をしているので、監督責任があるかないかを以前からやっているのですけれども、法人化になったから役場から手が離れたというお話を聞いたりするのですけれども、その監督責任、それに関連して、例えば決算書、私は、その決算書を手に入れさせてもらえませんでした。どうやったらいいのだということを知ったら、監査をする人がいるから、監査をやった人、農協関係者と秩父鉄道の関係者の方が監査をしているから、その人に聞いてくれと言ったけれども、私の立場からでは失礼で聞けません。そういうことで、監査等も徹底してできているのかどうか。それから、会員に対しての、例えば監督責任がないというのであれば別なのすけれども、私は監督責任があるような気がして言うのですけれども、後継者づくりができていないような気がするのです。先日、火祭りの会議があったときも、若い子は、こういうところへ出てきて、いろいろ習うべきではないかなと思っているけれども、我々と一緒にただ同席をしているだけというようなことなので、ぜひ早く観光協会、一本立ちさせるには、ああいう若い人の指導、育成を徹底してもらいたいということで、これは質問をさせてもらいました。

続いて、教育委員会にお聞きします。教育委員会では、以前、防犯ベル、非常に熱のこもった議論をした後、今はどうなっているかという状況をお聞かせ願いたいと思います。当時、防犯ベルではなくて、防犯笛にお金を使って子供たちに支給していると思うのです。現在はどういうふうになっているかをお伺いいたします。

それから、中学校の制服は、きのう私は一般質問でさせてもらいました。同じく中学校の関連で、補助授業になるのですよね。柔道と何をやっているのですか。例えば柔道を選択して、柔道着をいきなり買わせられたという父兄の方からお話を聞いて、柔道着を買って、授業でちょいちょいとやって、あとはそのままというような状況の中で、教育委員会は、何かそういうことで考えがないのかどうか。柔道着と違って安くないですからね。

それから、もう一点、さっき電車通学に対して補助事業が、今度新しくなるということで、私がいろいろ散歩していると、暗くなってから中学生が歩いて帰ってくるという状況の中、決まりはあるのでしょうかけれども、自転車通学、井戸、岩田は樋口がありますけれども、電車のところから遠い地域ですよね、井戸地域でも上郷地域は範囲内だから自転車で行けると。1本沢を挟んだだけで、かなり遠い方も自転車通学は許可にならないから、そこを歩いていくという子供がいます。白鳥団地、教育次長、あそこまで歩いて通ってみてください。電車があれば電車を多分使うと思うのです。たまたま井戸は、そういうラインがありませんから、みんな歩いたりしてきているのだけれども、自転車通学の許可がおりるのは、距離でやっているのだと思うのだけれども、何とかそういうのを認めてあげないと、夕方薄暗くなってから、とぼ

とぼ、とぼとぼ学生が歩いて帰っていく姿を見れば、自転車を許可して、暗がりだとか、そういうのも早く帰れると思うので、この補助事業はいいことで、電車の負担をしてあげるのであれば、そういう面にも考えが回るかどうかをお願いいたします。

総務課で1つ落としたのですけれども、これは総務課長が多分担当になるのかな。課長会議というのが一般質問でも結構答弁で出ていたので、課長会議というのは、活発な意見が多分出ているのだと思うけれども、どのぐらい開催して、どんなような活発な意見が出ているか、ちょっとお聞かせを願いたいと思うので、よろしくをお願いします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の長瀬駅のところの踏切の向こうの道の関係でということですが、こちらにつきましては、多分2月22日か23日ぐらいに議員さんのほうから連絡をいただいたと記憶しております。それで、秩父警察署のほうに担当者のほうからすぐに連絡をして見ていただいたということですが、先日も秩父警察署の確認をとっていただきました。そうしましたところ、秩父警察署のほうから本部のほうに要望することになっているらしいということで、そういう形で報告をもらっています。

それから、2点目の広報の発行ですが、通常原稿につきましては、担当の課とか、それから外部から直接いただく場合もございます。このとき掲載する原稿が、例えば広域のほうから来て、載ってくれというようなことだったのか、ちょっとその辺がわからないところなのですけれども、外部から来たような場合につきましては、それを尊重させていただいて、ほとんどそのまま載せさせていただいているような現状でございます。

それから、3番目の第4次総合振興計画ですが、できる限り、そのようにならないようにやっていきたいと思っております。この計画ですが、職員で作成するという形になってございますので、よろしくをお願いいたします。

それから、最後の4番目ですが、課長会議はどのくらいということですが、定例議会の前には必ず行っておりますし、その間にも随時で数回、その年度によっても違いますが、行っております。その中では担当課長から意見が出たり、課長会議には町長、副町長にも出ていただいておりますが、そういうところで疑問とか、そういうものを投げかけていただいたりして運営してございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

初めに、観光協会にいかほどの事業費が充てられているかというようなご質問になろうかと思います。補助金につきましては、観光協会の法人化事業に伴います補助金が500万円でございます。それと、観光協会の運営費に充てる補助金が180万円となっております。

続きまして、監督責任ということになりますけれども、補助金を交付していますため、監督責任はあろうかと思います。町に補助金の交付に関する要綱もございます。それに沿って監督をしていこうというふうに考えております。日常のやりとりにつきましても、観光協会の職員と日常的に良好なやりとりができておりますので、そういう中でも適正な運営について実施していただくように伝えていきたいというふうに考えております。

あと、観光協会の決算についてのご質問があったかと思っておりますけれども、決算につきましては、独立し

た法人でございますので、監査を担当する監査委員が、たしかお二人いらっしやったかと思っておりますけれども、総会も通常に行われておりますので、そこに提出する資料ができておりますので、監査については適正にされているというふうを考えております。

後継者づくりについてのご質問もありました。観光協会の後継者については、早急に育成する必要があるかと思っております。ただ、観光協会の職員についても、私のほうで考えていることには、人材的には調整能力がありましたたり、事務的な能力がありましたたり、事業を行いますから、企画能力がありましたたり、また独自の運営をしていくためには自主財源等の確保が必要であると思っておりますから、営業の能力ですか、そういういろいろな能力が必要になってくると思っておりますので、実際に事業を行っていただいた上で、経験していただいて、今お話しした能力を育てて身につけていただければというふうを考えております。その辺のところもふだんから協会の事務局のほうに伝えるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは初めに、防犯ベルの現状はどうなっているかということで、ご質問いただきました。ここ数年、埼玉県トラック協会というところから毎年新1年生に対しまして防犯ベルを寄贈していただいておりますので、今現在の何年生までが、これで補助されているかということは、ちょっと今現在把握しておりませんが、全員間違いなく持っております。また、補てんについては学校のほうで対応しています。教育委員会のほうから補充、補てんは、ここ数年しておりません。

続きまして、中学校の柔道着のご質問ですが、これにつきましては、私実態を現在把握しておりませんので、中学校のほうに伺い、要は柔道着等の高いというご質問でしたか。教育委員会について、そういったものについての補助があるかということについては、学校等と相談させていただきたいと思っております。

3つ目の電車通学の関係での、新しい補助事業に関連して自転車通学についてどうかというご質問ですが、自転車通学については学校で決まりを決めておりますので、本日ありました点について、あるいは改善の余地があるのか、または提案があったことについて学校のほうに伝えまして、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 再質問で、広報は、言われた原稿を載せているではなくて、課長、チェックしないとまずくないですか。私も齊藤議長と一緒に去年の暮れ、議長会の会議で、ごみ袋が今度安くなるのだよねという話、私そこで初めて聞いたのですよ、本当に12月の暮れでした。それで、広報を見たら、4月1日からごみ袋が値下げになりますだけしか書いてないのですよ。あの記事を見れば、町民の方は、ごみ袋が単に安くなってよかったねなのですよ。だから、その安くなった部分は皆さんの税金から補てんするのですよというのがなかったら、ごみの減量化につながらないですよ。町民の方は、大きな袋が小さい袋の値段で買えるのだから、では、うんとごみが出せらあという、そういう人がいました。だから、ある党からの圧力というか、熱を持ったお願いがあるというお話は私も聞いています。だから、それはそれでもいいのだけれども、ごみの減量化を訴えなかったら、ごみがどんどん、どんどん多くなって、税金でどういう補てんをしているのだから、一袋買うといっても、長瀨町で買った袋か、秩父市で買った袋かわからないから、税金がどうやっていっているかも私たちにはわからないから、町民の人だって、税金がどのぐらい使われているのかというのがわからないと思うのですよ。そういうのを知らしめるのが広報だと思うので

す。だから、私は議会報告やるのでも、決まった正確な数字が出たほうがいいから、そういうのは、わざと広報で見てもらおうようにしているのです。だから、広報のあり方、原稿を預かったから、それを載せているだけでチェックしていないのでは、今度はよくチェックしてくださいよ。あれを信用して我々は生活するので、それをもう一度お聞きいたします。

それから、地域整備観光課の観光協会の件なのですけれども、日本一の観光協会にするのだというお話で、3年間ということで、審議したときに観光協会の現事務局長が、日本一の観光協会にするのだという話をしてくれました。あと1年で3年来てしまうわけですよ。そうすると、私が見ていると、全然変わりがなく、さっき言ったように若い人は入っているのだけれども、そういう人が司会でも説明でも余りしなくて、今の事務局長が全部やっているから、あれでは育成にならないですよ。だから、どんどん育成して一本立ちできるようにさせてください。なるべくだったら、あと1年で観光協会には、我々の税金を使わないで、一本立ちで、日本一の観光協会にしてもらえるように地域整備観光課長が、監督責任があるのだということなので、言ってやってください。ついこの間、火祭りの日にある町民のお母さんに、この建物はだれの家なのですかという質問をされていました。私聞いていましたら、何と答えたかということ、これは観光協会なのだけれども、こんなちゃちい屋根じゃ普通の家に見えらいねって言っているのですよ。大事な税金を使って、あの観光協会の建物を建ててもらっているところが、おれにデザインさせれば、もっといい屋根のデザインして、こんなのではちゃちいと言っている。ありがたみをちっとも感じていないですよ。しっかり指導してやってくださいね。その答弁をお願いいたします。

教育委員会に再質問で、防犯ベル、これは子供たちの安全を守るのだとあって、私大規模改造、学校の玄関の入り口なんか一般質問を何回もさせてもらいました。そういう中で防犯上、子供たちにベルがいいか、笛がいいか。電池が切れないから笛がいいというので、あの笛を導入したわけですよ。そしたら、その年だけそういうふうにして、本気で、ここで笛のほうがいいのですよ、笛ならピーッと吹けば電池交換しなくても吹けるのですよという熱意のこもった説明だったから賛成して、防犯ベルが子供たちにいつているのだと思う。その後の状況は、トラック協会から毎年寄附してもらって、1年生にやっているからって、1年生から6年生まできちんと点検してやってくださいよ。預けたまま、あとは持ってこなかったのは自分のせいだということだったらしょうがないけれども、我々はあくまでも教育委員会を信じて防犯ベルをつけたほうがいいよということで、お認めして実行してもらっているのだから、その後もちゃんと子供たちが持っているのかやってくださいよ。不審者なんていつ出るかわからないのだから。ここ何年か、そういうのが出ていないから、防犯ベルも笛も要らないではなくて、この予算にも出てくるけれども、学校を守るためにとって多額な税金を投入しても学校は守ってやろうという町長以下一生懸命やっているのだから、きのうの一般質問で町長は、こうふうにするのだと言ったって、今の話では、教育委員会は違うほうを向いているように私は見えるのですよ。町長が、安全、安心を守るのだと言っているも、教育委員会は、そのときだけ。あとはトラック協会から来ているから、1年生には配ってある。そんな程度では困りますよ。きちんとやってください。

それから、今言う柔道着の問題、これは学校の先生がやっているから、教育委員会は知らないのだとしたら、もっとよく見てくださいよ、学校を。ある父兄の方は、女の子が柔道着を買うのだから、私も幾らという値段を聞いたのだけれども、今ちょっと忘れまして。その柔道着だって、そんなに安くないですよ。私が剣道をやるのと同じように使うのならいいですよ。買ったって中学校で毎日柔道をやるわけではないでしょう、授業でやるのだから。週に1回か2回使うために買いました、それが卒業してでも、例えば柔

道着でもふだん着になって買い物でもちょっと羽織って行けるのならいいけれども、あんな柔道着なんかでは何の役にも立ちませんよ。だから、子供たちが何をやっているかを把握してやってくださいよ、教育次長。学校の先生に預けっ放しでは困りますよ。町長、ちょっとこの件で町長の考え、安心、安全で子供たちを守ると一生懸命やっているのだから、このところにちょっと意見をください。

それから、教育委員会には、さっきの電車の負担の新しい制度を、何とか自転車通学というのも学校に全部ボールを投げて預けてしまわないで、教育委員会だててやってください。井戸の上郷は、沢を1本挟んだだけで、上郷分の人には自転車通学、沢を1本挟んだだけで自転車通学ではないのですよ。だから、血の通った行政をやってもらえれば、沢1本だから、ただ線を引くだけではなくて、子供たちがどうかというのを見て、おまえは自転車でもいいよとか、だめだよとかというのをやるように。ただ、学校の先生に預けてあって、距離が決まっているからではなくて、そうやって見てやってくださいよ。例えば白鳥団地、教育次長も同じ下郷で、白鳥団地から中学校まで歩くと結構ありますよ、本当に。私もずっと歩いて白鳥団地まで行ってくれば1万歩を過ぎるのだから。だから、結構な距離があるから、そういうのをちょっと学校の先生にぼんぼんと預けて、学校でラインを決めてあるから、それでいいやではなくて、しっかり見てやってくださいよ。それでは、お答えをまたいただきたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

ごみの減量化に伴う広報の原稿の関係でございますが、先ほどもお答えいたしましたように外部から来た原稿につきましては、広報のスペースの関係等もございます。また、相手との関係もありますので、当然配置を変えたりするぐらいで、あとは当然誤字、脱字とかのチェックはさせていただいてございます。それから、外部からでも基本的には役場の担当課を通して回ってくる原稿もございます。そのときには担当課のほうで決裁を受けた後に総務課のほうに回ってきているというケースも大変多いわけでございます。今のお話でございますので、また担当課とも調整して、総務課のほうでももう少し気をつけてやりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど観光協会の人材育成、それと自主的な運営について具体的なケースも含めまして、ご提案をいただきました。早速、協会ともやりとりをさせていただいて、しっかりした指導をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 3点について教育委員会としまして、しっかりやれということですので、きちんと対応させていただきます。毎月定例の校長会等もございまして、そこで情報提供等校長先生方とは毎月やっております。それに限らずふだんから校長を初め教頭等いろいろ教育委員会には出入りします。こちらも伺っている機会がございますので、そういった折に早速本日出ました件につきましては情報収集し、改善すべき点は改善するというので、前向きに対応したいと思っております。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問にお答えいたしますが、子供の安心、安全を守るというのは、私たちの当然責務でありますから、今までちょっと遅過ぎたなという思いはありますが、先ほどから申し上げます

ように耐震補強・大規模改修等々も終わって多少の財政的にゆとりができてくるような状況になってきておりますことを申し上げて、そのことにつきまして、子供の安心、安全を守る、お年寄りの生活を守るということは私たちの当然仕事だということをテーマにしてやっていきたいと考えております。今までやっていることにつきまして、私の知っている範囲で申し上げさせていただきますと、スクールガードリーダー、大前さんという方がおいでになって、子供の通学を毎日見守っていただいております。それに付随して、女の方、民生委員とか、そういう組織の方たちが、朝通学のときの見守り、それから踏切だとか、そういうところに立って見守っていただいております。ちょっと名前は忘れましたが、うちの女房なんかも1カ月に2カ月ぐらい……

〔「更生保護」と言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君） 更生保護ですね。お世話になって、子供さん、よくあいさつするなと喜びながら楽しみにしているようであります。そういうことを見守っているということ、それから今通学の自転車の問題がありました。これは今、平副町長にちょっと話を聞きましたら、児玉のほうではキロ数とか、そういうことではなくて、例えば基本的には1キロとかということで決まっているようではありますが、中学生になって部活をやる方たちは夕方遅くなります。そういうときに歩くのよりは自転車のほうが危険性が少ないだろうというようなことなのだろうと思いますが、特別な許可をいただいて、自転車で通学をしているというようなことも今聞かされました。ですから、長瀬町にも、そういうことができるのかどうかについても、遠いところで、ちょっと寂しいようなところへ、例えば女の生徒が帰るといようなときに、歩くのよりは自転車のほうがいいのかなと今話を聞いて思いました。そういうことについても教育委員会を通して検討していただくようお願いしていきたいと思っております。いずれにしても、子供にはいろいろな事故があります。そういうものを長瀬町からは1件も出さないようにしていきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 最後なので、今いろいろご答弁、各3課でいただきました。町長からも貴重な意見をいただいて、今町長が言ったように血の通った行政をやっていれば、そういう弱いところに、ただ、線を引くのではなくて、弱いところを見て歩けば、地域の人たちも、父兄の方も、あ、見てくれているのだなというきずなができますから、安心ができると思うのです。ただ、線でやるのではなくてね。先ほどから私が声に出している、課長会議というのは、今町長の言った意見が、そういう課長会議や、そういう責任者が集まったところで町長が、これはこういうふうにやろうよと言ったときに、みんながそれを向いて、安心、安全なら安心、安全の策をみんなで練っていく、そういう会を何とかしていただいて、私も今回の議会で、きょうも家を出てくるときにせんだみつおではないですが、相田みつをの「あれもこれも欲しがらな」という言葉、あれを3回読んで出てきたので、あれもこれも何でも欲しがらなのではない。本当に必要で、欠けている部分が結構あるので、ぜひ町長がリーダーになって、教育委員会でも何でもハッパをかけてでも、町民の安全を守る責任者になってください。

さっき1つ言い忘れたのだけれども、踏切の道路の件でも、私も長瀬駐在と課長、あそこを見ていて、ぶつつきそうで、上長瀬地内は何か道路認定にはなっているのだけれども、下が個人所有だからとかっていろいろ言っていました。あの長瀬駐在の人が本部に上げるよと、町長、言っていたので、もし無理でできなかつたら、あそこに立て看板でもいいから、向こうをとまれにしないと、踏切で来た車と、あそこは何回もぶつつきそうになっているのを私見ているので考えてやってください、課長会議で話してやって。

きのう一般質問で出たけれども、上長瀬にいい道路ができて、あれが夏になるとエンジンをかけっ放しで、かぎがかけてあって、氷屋さんに行っているのだと思うのですよ。あそこはいい駐車場になっているので、そういうのも安心、安全なためにつくったのだから、駐車場がわりにされないようにしっかり見てもらいたいと思います。では、今言ったのは、課長は答弁したのを次の議会、私、次の議会来るかどうかわかりませんが、来られるようなら進捗状況を聞きたいと思うので、以上で終わります。

○議長（齊藤 實君） 5番、野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 2つばかりお聞きしたいと思います。

総務課の防犯灯LED化の件についてお聞きしたい。約900基交換するというので、LEDにするということですが、電気代というのは、今まで町で全部負担していたわけですね、この防犯灯は。これによって、LED化することによってどのぐらい実際電気代が安くなるのか。投資効果の問題があるわけですよ。それと、1基当たりどのぐらいのコストがかかって、このLED化をするのか。個数からすると、大体4万円前後だというふうに察しはつくのですが、これだけのコストをかけて電気代を安くするというのは、相当またえらい時間がかかるような話だと思います。CO₂の問題で町長が協力するのはわかるのですが、余りにも長い時間をかけないとコストが回収できないという事業については、ちょっと考えものかなと思っています。というのは、商工会でも街路灯ということでもって約400基ぐらい設置してあります。この話が出ますと、恐らく商工業者からも街路灯を取りかえたらいいのではないかと話が出るのではないかと思います。投資効果が出るかどうかという問題で、役場ならできるけれども、我々の負担ではできないよというようなことが起き得るということで、その辺1基当たりどのぐらいかかるか。そして、どのぐらい投資効果があるかということをお聞きしたいと思います。

もう一つ、先ほどは中学生の自転車の問題で話が出ましたけれども、町で通学者に対して補助を出すというお話を聞きました。実は障害者自立給付金とか、こういった障害者へ優しくという気持ちはわかるのですが、元気で通っておる健康な子供たちに対する思いやり部分が、まあ元気だからいいやという部分があるのではないかとような思いがあるのです。ということは、この町内に学校に通うためにえらい時間をかけて通っている子供たちがいるわけです。そういった者に対しては、教育の機会均等という意味でも非常に問題があると思うのですが、スクールバスということもそろそろ考えていただきたい。というのは、この町に来る人たちが、学校へ通うのに物すごく時間がかかるのだよなということで、安いところの土地を買って家を建てても子供たちが大変だと。子供たちをふやす、人口をふやすという政策のためには、そろそろ長期的な考えで、その辺の町内のバスといますか、年寄りのためを含めて、そういった循環バスのこともそろそろ考えていただきたい。これは通学者のための補助金から比べると膨大な金額にもなると思いますけれども、そういった意味では、町の先行きを考えると、そういったことで自立支援についても考えていただきたい。そして、今8,000人を切った町の人口を何とかこれ以上おこさないとダメなためにも、人口をふやすために、子供ができて、親が送り迎えしなくて済むような経費のかからない、そういったことでは長瀬町に行ってみたいなという思いをぜひよその人たちに持ってもらいたい。そういった意味で、この辺はちょっと話が外れましたけれども、先行きのことについて町長さんにちょっとその辺についてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 野原議員のご質問にお答えいたします。

防犯灯のLED化の関係でございまして。1基幾らかということでございまして、こちらは機材をつけて、

それからそのほかに緊急雇用の補助金を利用しております。つける手間の人件費といいますか、それも相当あるわけなのですが、機材当たりですと、1万5,000円から2万円ぐらいになるのではないかと思います。それにまた人件費が入ってきますので、単純に900で割りますと4万5,000円ちょっとぐらいにはなるかと思えます。

それと、電気料でございます。今幾らかというのは、ちょっと手持ちの資料がないので、はっきりわからないのですが、消費電力も少なくなるということで、約60万円ぐらいは節約できるのではないかと思います。それと、こちらのものにつきましては、修繕、切れたり、電球を取りかえたり、電球だけではなくて、機械自体も古くなったりして、そういうものには修繕費がかかっております。それがしばらくはなくなるのではないかと思います。年間約80万円ぐらいかなと、自分なりにちょっと思っているところなのですけれども、以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

スクールバスというのか、循環バスというのか、時々ご提案をいただいております、私もそれなりに考えているわけでございます。これもずっと前から考えていたことございまして、本田技研が寄居に創業を始めたころあたりを考えて、若者の定住促進と一緒にやっという考えを基本的には持っています。寄居が2013年というようにお話を聞いておりますから、あと2年という状況になるわけですね。ですから、そういうことについても、そろそろ考えていかなければいけない。それと、定住自立圏でも交通の問題は取り上げております。ただ、長瀬町とよその町が多少違うというのは、谷津が余りないということで、フラットなところだけ動くということ、そういうものの整合性というのを、これから検討していかなければいけないだろうというふうに思います。ちょうどいい機会ですから、定住自立圏構想の中で取り入れて、長瀬町もその中に入れていただけるような形があれば、それをきっかけにしたいというふうに考えていますが、ほかのところと違うということが議論の中に出ておりますので、その辺の調整ができるかどうか。それで、時期が決まってくるのではないかと思います。

ただ、長瀬町独自としても、そういうことについて、必要性を皆さんが考えて要望があれば、これはお年寄りの買い物だとか、駅まで行く時間を、例えばだんなさんがどこか用事がないというようなときに、その辺も使うことがあるのではないかと思います。具体的なものではなくて申しわけないのですが、基本的には私の頭の中にずっとありまして、そのことについては、子供が多少ふえて、大勢の方が、それを利用する形がとれるのであれば、そのことについては試行錯誤を重ねながら、例えば試験的に1年間やってみるというようなことが必要ではないか。それで、運転をシルバー人材センターにお願いすれば、運転手のほうは資格を持っている方がおいでのようになります。私の車も就任以来、専門の運転手を外してシルバー人材センターから来ていただいておりますが、非常に気心を使っただいて、安く上がっておりますので、そんなことも含めて、これから考えていくことをお約束いたします。

○議長（齊藤 實君） 5番、野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 今町長から前向きなお話をいただきました。長瀬町に皆野の病院の車が走っているのですよ。これは皆さんが大変喜んで利用しているのですけれども、病気でないと乗れないということで、実際に健康な人で使いたいという人が結構いるのです。この辺を考えると、子供たちだけではなくて、長瀬町にはバスがないということから久しいのですが、そういった要望が相当あるということを入れていただいて、年寄りが買い物にも行けないというようなこともひとつ頭に入れて、早急な対策など考えて

いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） たくさん質問はありますけれども、なるだけ絞って質問したいと思います。

最初に、町長に質問なのです。それは来月から平成23年度が始まって、新しい人事体制を組まなくてはならない。そこで、副町長と町長にお願いなのですが、長瀬町の人事異動については、これから町全体の奉仕者として、役場職員が生き生きと働いて、そしてどこへ行っても少ない人数で働いて対応できるようにするためには、人事異動をある程度、5年ぐらいいれば人事異動するような体制を来年度から組んでもらいたい。そのことね。

あともう一つは、私は今度の副町長はよかったなと本当に思っています。というのは、参事方式は、町長はどういうふうに見ていたか知らないけれども、この間、私が議会の中で質問したように参事方式には職員が大分不満を持っていました。しかし、私が言ったときに「だれが言った」と言ったでしょう。結局そういうふうになると、1番議員がいいことを言ってくれたのですよ。だれが言ったということで、役場職員はいろいろな意見があっても出せない、出せば左遷される。それで、だれが言ったって……

〔何事か言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） いや、本当なのです。副町長は長く職員でいたからわかると思いますけれども、自分の長になった人に対して役場職員が気軽に意見を言ってやっていかなくてはならないので、そして今人事異動の問題ですけれども、長くいると、そのことは専門職でなくていいけれども、やはり育たないのですよ。向き不向きもありますけれども、結局うまくいかない面もあります。

〔「これは違う話」と言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） だから、そのことについてね。

あともう一つは、機構改革ですけれども、今地域整備観光課が観光、農業、商業等いろいろな意味でやって、これからは課を分割してもらいたいのですよ。あと、総務課も、できたら昔みたいに企画と財政と総務というふうに、そういう課の方向を分けることについて、今度の年度でどう考えているのか、意見を聞きたいのです。

次に入りたいと思います。総務課で今LEDの防犯灯を500基かえて4,486万円かけてやるわけですけれども、業者についてはどういうふうに考えているのでしょうか。この間、町のテレビを買うのに町内の業者を使ってくれとかという意見も出ましたね。ですから、その問題ではどういうふうに考えているのか、お願いしたいと思います。

次に、（新）第4次総合振興計画後期基本計画策定事業57万2,000円、これは町の基本計画をつくるのですから、私は、この基本計画というのは、本当にいい本でただつくるのではなくて、実質ある計画書をつくってもらいたい。特に私が言いたいのは、基本計画としては、きのう一般質問したように税金の問題とか、荒廃農地を少なくして町が活性化することの基本計画を導入してもらいたいのですけれども、これについてどういうふうに考えているのか、お願いしたいと思います。

今度は税務課なのですけれども、新しく固定資産評価替え事業ということで、きのう一般質問で3年に1度の固定資産評価替えに航空写真を撮って税金の評価替えをしますけれども、これについてどのような効果があって課税していくのかについて。疑問なのは、これは法律で決まっているから、必ず航空写真を撮って3年に1度評価替えするというよりは、評価替えというのは、これが決まったから、こういうふう

にしなくてはならないということではなくて、やはり話し合いなのです。雑種地を宅地並み課税するにも、その家の事情、事情はみんな違うのですから。何も3年に1度航空写真を撮ってやらなくてはならないということはないような気もして、毎年言っていると、歴代の税務課長は、これはしようがないのだ、そういうふうにはやらなくてはならないと。だけれども、私は、そんなに人口のない宅地なので、農業委員会なのです、農業委員会の15人が。農業委員会とタイアップしてやれば、雑種地をすぐにいろいろ関係すれば話し合いもできますから、この問題で農業委員会とタイアップして、何か考えられないかということで、私は言いたいと思うのですけれども、どう考えているのか、お願いします。

次に、9ページの健康福祉課のシルバー人材センター補助事業1,030万円、昨年は890万円。毎年、毎年年金暮らしの人がふえるよ、これから5年、10年。それで、我々も仕事がなくなったときに何かやれとなれば、家にこもっていないで外に出るということは精神的にも認知症にならないためには大事なことです。それにはシルバー人材センターの登録者をもっとふやして、いろいろな仕事に手伝ってもらおうということが大事なのです。だから、そういう問題で、このシルバー人材センターの予算をふやして1,030万円にしたことについてよろしくお願いします。

次に、10ページですけれども、高齢者福祉計画・介護保険事業計画ということで159万6,000円組んであるのですけれども、これには介護計画をつくるのですけれども、これについては業者が計画をやるのでしょうか、それとも町職員がやるのですか、説明願いたいと思います。

次に、子ども手当事業、これはことしも1人当たり15歳以下の人に月1万3,000円を補助するということなのですけれども、これについては大変喜ばしいのですけれども、今子ども手当の問題も含めて、これから子供の、きのう私が質問を出した給食費の補助、そういう問題も含めて、どうしていくのかについてお願いしたいと思います。

あともう一つ、地域整備観光課でお願いした問題ですけれども、魅力ある観光地づくり推進事業ということで2,486万5,000円組みましたね。これの内訳としてはハイキングコースとかなんかと言ったと思うのですけれども、いいですよ。それは今ロウバイがあって、うちの前の道路から三軒家に登っていく道路ですよ。私は、これは言ってくれと言われたから言うのですけれども、登り口に公衆便所が欲しいということと言われたのですよ。しかし、ハイキングコースの道路整備をするのはいいのですけれども、この問題で、その計画はあるのかについて、今長瀬町でロウバイというのは県北で物すごく人気がありますから、この問題はどういうふうを考えているのか。これは観光協会と地域整備観光課とタイアップして、どういうふうを考えているのか、ハイキングコースについて。よろしくお願いします。

次に、交通安全施設整備事業ということで、この問題については、私はきのうの一般質問と同じように、要するに今荒廃農地がふえて、きのうも言ったように桑の枝がうんと伸びたり、木が伸びたり、草が伸びたりで、もちろん交通安全の問題は、総務課が担当ですけれども、この問題については事故があってからでは困りますし、子供の安全のためにも通学路の整備のためにも草が生えないように見通しのいい通学路、見通しのいい交通安全、この問題について、どこが担当で、どういうふうにして教育委員会や地域整備観光課とタイアップしてやっていくかについて、こちらの仕事ではないから、向こうへ言ってくれというのではなくて、窓口というか、どうやっていくのかについてお願いしたいと思います。

あと、もうちょっとあるのですけれども、きのう小中学校の給食費補助の問題で、私は全額という形で言いましたけれども、この問題では、私は毎年言っていた修学旅行の補助なのです。ことしは同じような体制ですけれども、小学生2,000円、中学生が4,000円という値段については、もっとアップしろという

ことで言っています。最低小学生5,000円、中学生1万円という形で、なぜ私が言ったのがのせてもらえなかったのかについても含めて、今子ども手当が出るという、政権党が、民主党が、子供の問題については物すごく力を入れているのですよ。それでなくては、さっき言ったように子供が、要するにこれから人口がふえないということで、これについて教育委員会としてはどう考えているのか。

以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

人事異動のことにつきましては、話は承りました。これから検討いたしますが、いろいろな状況を勘案して、渡辺議員さんが5年でやれと言ったからやりますということ、ここでお約束するわけにはいきません。ご了解いただきたいと思います。

それから、課の分割につきましても、観光協会が独立して2年目が終わるところでありまして、これはもう一年様子を見てからどういうふうにするか、基本的に組みかえをする場合には、観光というものは、やはり町の大きなテーマでございますから、この辺も考えておりまして、来年度につきましては、地域整備観光課について分割をするかしないか、それとも名前を変えるのかということについて、来年結論を出していきたいというふうに考えております。

それから、シルバー人材センターの予算が、これは私のやったことですから、お答えさせていただきますが、例の民主党の蓮舂による事業仕分けがありました。シルバー人材センターに対する補助金が2割削られたわけでありまして。その2割削られた部分を長瀬町ではシルバー人材センターにそのまま補てんすることにしました。それが1,030万円ということになったわけでありまして。

それから、先ほど交通事故の問題、非常に深刻だというお話がありましたが、長瀬町もついこの間まで1,580幾日無事故で、埼玉県で2番、越生町が1番で、越生町はまだ死亡事故ゼロで1,700日を超えていると思いますが、長瀬町が50日ぐらいの差で追っておったのですが、たまたま1月の初めに事故があつて途切れました。まことに残念だと思いますが、そういうようなこと、それから交通キャラバン隊というのがあつて、長瀬町で最後の打ち上げをやりました。それも事業仕分けで、交通キャラバン隊は切られたということで、日本の交通キャラバン隊の隊長さんから私のところへ電話があつて、長瀬町が最後の打ち上げになったのですね。そのときに私は、必要なものを切るのは事業仕分けではないというごあいさつをしました。そうしましたら、そういうことを私は大澤さんの名前を使って内閣府だとか、そういうところへ話をしているけれども、よろしいですかと言うから、名前を使ってくださいということではありませんが、私の基本的な考え方はそうですという話を申し上げました。だから、弱いところを切るということ、今の内閣はやっているのではないか。シルバー人材センターの問題についても、交通キャラバン隊の問題についても、予算を切つて、それをなくすというような。交通事故というのはゼロがいいのですよね。1人だからいいとか、2人だからだめだとかということではなくて、ゼロを目的にやるというのが、私たちの基本的な姿勢でなければいけないというふうに考えておりますので、この辺につきましても、しっかりやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

LEDの業者の関係でございますが、入札を考えております。それですので、登録されているところが

指名されるという形になると思いますが、その条件に合えば、町内業者というのはあり得ると思います。

また、第4次総合振興計画の話でございますが、こちらは先ほども言いましたように町の職員が主体となってつくる計画でございます。当然各課の職員がメンバーになっていただきますので、ご指摘のものも取り上げられると思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 渡辺議員のご質問にお答えします。

その前に1点、きのうの渡辺議員の一般質問の中で、灌木の生えた畑を、切ったら、私がかえたというようなお話がありましたけれども、その方は最初は雑種地課税になっておりまして、1年間かけて農地に戻して、農地になった方でございます。その辺のことを訂正させていただきます。

航空写真の関係でございますが、3年の評価替えしなくてもいいのではないかというようなお話がありますが、税金は租税法律主義に基づいて、法律に基づかなければ税金がかけられないという大原則があります。それに向かって行うので、実際基準宅地とか標準値だとか、3年に1回、県に調査の資料だとか、全部見ていただくのです。そうではないと、知事平均価格というのを示していただけなくなります。それをしなければ、私は、この席には多分いないと思います。

農業委員会の関係ですが、農業委員会のほうでも、この航空写真を利用してパソコンで農地とか、地番図とか、そういうのを直していただいております。それと、2年前ですか、農林省のほうからも来まして、航空写真を活用していただけないかということで、地域整備観光課を通じて、うちのほうで一部貸し出したことがあります。

それと、固定資産税は継続性があるもので、ことしかけたから、3年前はどうだったかということになってきますと、どうしても課税資料の根拠というものが無いと困ります。長瀬町でも最近道路の規制とか、既存宅地とか、そういうことで、実際この場所の上に家が建っていたとか、そういうことが今後これから規制がだんだんかかってくると必要になると思います。そのときに平成5年度に家が建っていたかどうか、家があったかどうかというのが大変重要になると思うので、ここ1回の問題ではなくて、これからずっと続く問題なので、町民の方にも、補助金と違いまして、自分に恩恵が来るということではないですが、一般の町民の方で、もしそういうことがあった場合、さっきも言いましたけれども、平成何年はどのような状態だったかということが、この写真を撮ることによってわかってくると思います。それと、これがどうしても課税根拠の資料となりますので、3年に1回するには、課税客体の正確な把握にはどうしても必要なものでございますので、前回のときもお願いしましたが、今回もよろしく願います。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の関係でございますが、だれがやるのかということでございますが、一応委託もしますけれども、内容的には町の職員がかかわりまして、計画を立てていきたいと思っております。こちらの計画につきましては、平成24年度から平成26年度までの3年間の町の介護保険、高齢者も含めました計画ということで、一番重要なのは介護保険の保険料の算定が重要になってくるかと思っております。今のところ、大きな引き上げはしないで済むかと思っておりますけれども、いろいろなデータを収集させていただいたり、ニーズ調査やアンケート調査の結果を分析していただいて、町の職員も、それから町内の主な方々にも入っていただいて、計画を立てていきたいと考えております。

それから、子ども手当の関係でございますけれども、ご承知のように子ども手当につきましては、3歳未満月額2万円、それから3歳以上中学3年生まで月額1万3,000円ということで、今予算のほうは計上させていただいておりますけれども、国のほうの動向が、まだ定まっておりません。こちらを見ながら、これは町独自ということではございませんので、国の動向を見ながら決めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、渡辺議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

地域整備観光課関係では3点ばかりあったかというふうに思います。初めに、魅力ある観光地づくり推進事業の関係で、ハイキングコースの整備についてのご質問にお答えします。現在中高年の方は健康志向が高くなりまして、山歩きされるとか、若い人は、最近では山ガールと称しまして、テレビ報道なんかも多く出ている状況で、山を歩かれる方が多くなるという予想がされております。需要の高いコースを整備しまして、受け入れできるようにというふうに考えております。

2つ目の長瀬アルプス周辺のトイレについて設置するかどうかのご質問ですけれども、今のところ計画はしておりません。トイレをお使いになる方の数もあろうかと思っておりますけれども、長瀬町では秩父鉄道さんのご協力によりまして、各駅にトイレを整備しております。できる限り観光案内ですとか、印刷物等でトイレの表示をさせていただいて、歩く際には駅等のトイレを使っていただくように案内をしていきたいと考えております。

あと、3つ目の交通安全施設整備事業ですけれども、教育委員会の関係で通学路、そして交通安全で、総務課関係で道路に枝が出ているとか、そういう伐採の関係も含めてお話をいただいております。地域整備観光課では、カーブミラーですとか、安全施設、そういう工作物を設けて安全を確保していこうというような事業が主になるかと思えます。ただ、今お話ししたように通学路ですとか、立木を伐採するというようなお話は、地元の区長さんですとか、近隣の関係する方からのお話の要望が多くなると思えますので、こちらでは関係する担当もあるかと思えますけれども、その辺は連絡を密にさせていただいて、対処していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、修学旅行費補助について、なぜ補助額をアップしなかったのかということでございますが、来年度につきましては、新たな補助事業の導入を提案させていただきました。また、今議会で制服等を初めとする入学準備金のことも出ました。支援の充実をいろいろと図ってまいりたいと思えますので、アップしないということではなく、提案は承りました。今後も保護者の教育費負担の軽減策を考える全体の中で検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） 2点お伺いします。

小学校、中学校、改善、改修をするということでございますが、どういう業者がやるのか、私はいつも

言うのですが、できれば地元の業者にやってもらいたいという考えに変わりはありません。

あと、いま一点、中学校の通学に対して助成するというので、私も二十数年議員をやって、この問題は特にやって、これはようよう何とかやってくれるなと思うので、本当に涙が出そうです。あとは、これから本当に子供のこと、先ほど1番議員から自転車のことなんかでも、何キロなくてはだめだとか、ああたとかなんていって、本当にこれが私は二十数年の間に4回ぐらいやっていると思うのですよ。それで、これが初めて補助をもらうというので、私も本当に涙が出る場所。小学校改善、改修、いろいろするのは、だからお答えは、どういう業者にやらせるとか、それを聞けばよろしいです。

○議長（齊藤 實君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 染野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

基本的には、染野議員の地元優先ということで、今お話があったのですけれども、町にはランクづけがございまして、そのランクに入っていれば、町の業者につきましては、今までも指名をさせていただいております。ただ、ランクがあるものですから、中学校だとかの大規模なものは、そのときに果たしてそこに入れるかどうかというのは各推薦してくる課長の調査によって決まりますので、一般的にはランクづけがあることが1点、あとは企業努力で、もちろん営業にちよくちよく来ているところだとか、そういう基準等もございまして、それに伴って業者選定はさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時45分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） それでは、何点か質問させていただきます。

まず初めに、概要のほうでお願いいたします。6ページの町憩の家センター改修事業700万円というのが出ておりましたけれども、お聞きするところによりますと、こちらは商工会で使っている建物が町のものであったということ、その雨漏りがするので、そこに補助金を700万円投入して改修するというお話をいただきました。町のものであるということは、当然これは商工会から町に対して家賃をいただいているのかなという思いがしておりますけれども、それからあとは憩の家センターがなぜ商工会になったか、当初の目的は何のために憩の家センターというのができたのでしょうか。そこのところもちょっとお聞きしたいと思います。

それから、7ページのちちぶ定住自立圏構想事業の663万1,000円の中で、専門家を招聘するという文言が出ておりますけれども、この負担金は長瀬町だけではなくて、郡内市町村すべてが出すのだと思っておりますけれども、そうしますと、相当の額になると思っております。その中で、ただ、専門家を招聘するのに、そんなに大金がかかるのかなという思いがしておりますので、まだまだそのほかに、これは事業がいろいろ入っていると思っておりますので、そちらのほうを聞きたいと思っております。

それから、12ページの長瀬町観光協会法人化事業の2,414万5,000円、これは商品開発というお話をいただきました。商品開発ということは、当然食べるもの、食料品ですとか、そういうものを見越しての商品開発ということになりますと、調理室が必要になるのではないかと思いますけれども、今新しい建物を建てております。その中で町民の方からいろいろなお話を聞きます。私は、設計図も見せておりませんし、まだ中も見させていたっておりません。また、関係者のお話も聞いておりませんので、わかりませんけれども、何か……

〔何事か言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時46分

再開 午後3時01分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） それでは、先ほどのとちょっと重複するかもしれませんが、よろしく願いいたします。

7ページのちちぶ定住自立圏構想事業、こちらが相当な額になると思いますので、そのところを、専門家を招聘するだけなのか、それともまだほかにいろいろな事業が入っているのか、そのところをお聞きしたいと思います。

それから、長瀬町観光協会法人化事業2,414万5,000円です。これは町民の方がいろいろなことを言うのですけれども、設計された建物、今やっというらっしゃるようですけれども、中にシャワーの部屋があるのか、2階は長瀬駅前の人たちのコミュニティセンターになるとか、いろいろなお話を聞いていますけれども、実際のところどうなのでしょう。下が観光協会で、上をコミュニティに使うのでしょうか。そのところもお聞きしたいと思います。

それと、あと商品開発には調理室が必要になるのではないかと思いますけれども、こういうものも設計の中にちゃんと入っているのでしょうか、そこをお聞きしたいと思います。

それから、14ページの長寿命化計画策定事業380万1,000円ですけれども、これは町営住宅ということですけれども、計画を策定するための金額なのでしょう。あるいはまた、住宅を改修するためのお金なのでしょう。改修するとしたらどのような改修をされるのか、場所はどこののか、お伺いしたいと思います。

それから、本体に入りたいと思います。29ページのひのくち館太陽光発電設備からの余剰購入電力料金13万5,000円となっておりますけれども、13万5,000円、余剰金が出たということですね。しかし、使った電力も相当なお金を払っているのだと思いますけれども、その比率はどのくらいなのでしょう。ひのくち館は年間どのくらいの電気料金を払っているのか、お聞きしたいと思います。

それから、41ページの長瀬町コミュニティ協議会補助金18万円出ておりますけれども、きのうもボランティアの話の中でちょっと出させていただきましたけれども、このコミュニティ協議会、1年に1度総会があって、そのときのみお話があって、出ていきますというお話をいたしました。76団体入っていますね、

これは昨年度のを見ていますと。その76団体で18万円、昨年度これは20万円になっておりますけれども、この補助金の使い道として、コミュニティ掲示板を一昨年1基つくりましたというのと、防犯パトロール用資材、帽子を区長、副区長に配布いたしましたというのが出ております。それは昨年度の総会のときにもちょっと私取り上げましたけれども、毎年、毎年区長さんに帽子を配布しなくても、2年、3年とやっている区長さんもいらっしゃるの、そのところも考えるべきではないかなという話をさせていただきましてけれども、これが活動費なのかなという思いがしております。そういった中で、これから今後のコミュニティ協議会のあり方、これも考えていただきたいと思っております。特に労力ボランティアが年々減っていく中で76団体あるということは、1人が年2回出ていただければ、単純計算です、長瀬町もすごいきれいな町になると思っておりますので、これからそういうことも考えていただきたいと思っておりますけれども、町としてのお考えをお聞きしたいと思っております。

それから、49ページから51ページに選挙に係るポスター掲示場設置撤去委託料というのが出ておりますけれども、県知事選は34万円、県議選が12万8,000円、町議選が39万9,000円ということになっておりますけれども、これほど額に差があるというのはどういうことなのでしょう。

あと、49ページの県知事選挙費の有料道路通行料4,000円というのがあります。400円にして10回使うということですね。これはなぜ有料道路を使うのか、そこのお伺いしたいと思います。

それから、67ページに母子愛育会活動費補助金11万円というのがありますけれども、この母子愛育会というのが、町全体が多分そうなのだと思いますけれども、屋順で班長が回っているようです。私のところもそうですけれども、大体がそのようです。今少子高齢化の中で、1人でお年寄りが住んでいるとか、ご夫婦でいてもお年寄りになってしまったとか、そういうところに回ったときに、その人たちが非常に困るということを書いていらっしゃる方がたくさんいるようです。当然地区によっては、その人を外してということもやっているようですけれども、責任感のある人はやりますよということをやっている。また、特にうちのほうの地区で、今回こういう人がいたのですけれども、おばあさんと独身の息子さんと住んでいる。そうすると、おばあさんは年寄りだから出られない。ということは、息子さんが母子愛育会の班長さんとして出てくるわけですね。精神的に非常に負担だというお話を聞きました。これは長瀬町では母子愛育会がありますけれども、皆野町あたりはないのです、もう既にとっくにやめてしまってやっていない、この活動は。そのほかに今はいろいろな見守り団体さんがありますので、愛育会がなくてもやっていると、よその町は、そういう状況のようです。その中で長瀬町は、今後どのようにしていくのか、このままいくのか、それとも廃止を前提にこれからやっていくのか、そこのお伺いしたいと思います。

それから、81ページの魅力ある観光地整備事業のヤマユリの植栽1,562万4,000円というのがございました。当然労力も入っての1,562万4,000円だと思いますけれども、これほどのお金をヤマユリの植栽にける必要があるのかなという思いがしております。野土山に今ヤマユリを植栽して、その周りを囲ってというようになっていますけれども、あそこにあれだけのものがあって、今度またどこにやるのかわかりませんけれども、これほどのお金をかけてやる事業かなという思いがしておりますけれども、そこのお伺いしたいと思います。

それから、観光案内看板改修工事というのが82万1,000円のとってありますけれども、この場所はどこでしょうか、お伺いしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、今回の予算書には町有地の売却というののってなかったような

気がいたします。まだまだ町有地で、町が売ってくれるなら欲しいという人がいるのですけれども、平成23年度は、町有地を売却しようという計画はないのでしょうか、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 大澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

幾つかありましたので、ちょっと今整理ができていない状態なのですが、まず憩の家センターの関係でございます。こちらについてでございますが、これが岩田の工業団地の工業再配置のときだというお話を伺っていますが、そのときの財源をもとに、あそこに建てたというお話は伺っております。それで、商工会さんのほうで使用されたのが、昭和56年1月だと思っておりますが、そこから使用されているようでございます。それで、使用料でございますが、特に使用料はいただいております。

それから、専門家の招聘の関係でございます。こちらにつきましては、この金額でございますが、これは専門家の招聘だけの金額でございます。全体で3,500万円の専門家の招聘経費という形でございます。昨日もちょっとお話ししたかと思うのですが、医療、交通、情報、観光、交流、産業、環境、その他ということで、全部にわたるのだと思っておりますが、その分野ごとに専門家を招聘するというところでございます。こちらにつきましては、共生ビジョンに掲げる事業を推進するために平成23年度から3年間、外部の専門家を招聘して行いたいということでございます。この金額でございますが、秩父市が1,000万円強でございます。そのほかは協定項目の項目数に応じて負担金という形になってございます。こちらにつきましては、後で特別交付税の措置の対象となるということでございます。

それから、コミュニティ協議会補助金だと思いますが、今手元にその資料がないので、はっきりわからないのですが、毎年帽子ということ、どうなのかなというのは今思ったところでございます。

それから、ポスターでございますが、ポスターにつきましては、県議選につきましては、平成22年度で設置しておりますので、その額が異なります。

あと、有料道路の関係が、県知事選挙に計上されているということでございますが、そちらにつきましては、高速を利用して、すぐに届けなければいけない、開票録とかを届けるために計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

〔何事か言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時19分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大澤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、ひのくち館の電気の関係ですけれども、予算で計上してありますのは余剰電力ということで、1年分、13万5,000円を過去の実績に基づいて計上させていただきました。使用のほうなのですけれども、

予算的にはとりあえず月1万円ということで、年間で12万円、予算はとらせていただいているのですが、実際のところ、例えば平成22年度の実績が手持ちにございませんで、改めまして、またご報告をさせていただきたいと思います。

それから、愛育班の関係ですけれども、行革の中でも愛育班についてお話が出ていたということで、うちのほうでも担当保健師や担当と話し合いをちょっと持たせてもらいました。おっしゃるように各地区から出ていただいて、一応長瀨町の場合は150人の方に班員として活動していただいているわけなのですが、選出がかなり難しいということで、うちのほうとしても強制ということではないのですが、各地区それぞれの事情に応じて出していただいております。それで、愛育班は、ご存じのように昭和9年に昭和天皇が乳児の死亡率が高いということで立ち上げて、長瀨町の場合は、その後昭和35年にこの活動を始めたということで、確かに歴史が古いのでいいのですが、役員の関係では、皆さん大変な思いをされているということで、この活動の内容なども、これから見直しをさせていただいて、今は確かにいろいろな子育て支援事業もやれるようになりましたので、いいのではないかといいところは確かにあるのですが、見守り活動とか、担当地区の声かけ活動とか、それから全体での子育て支援事業とか、それから今は子供だけではなくて、お年寄りのほうへの訪問事業とか、愛育だよりの発行とか、幾つかやらせていただいているのですが、これはまた班員さんや班長さんたちとも相談させていただきながら、町としては続けていきたいというふうに考えております。郡内ですと、今やっているのは長瀨町と横瀬町と、あと秩父市の一部ということで、秩父市は一時下火というか、なくて、違う健康推進員さんみたいな形でやっている部分もあったのですが、今の市長さんになって、また復活の兆しがあるということでございます。いずれにいたしましても、他町の状況を見させていただいたり、地区の班員さんにご協力いただかなければいけない部分がございますので、いろいろと検討させていただいて、事業をいっぱいやるということだけではなくて、必要なところは引き続き続けさせていただくということで、検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大澤議員のご質問にお答えいたします。

最初に、長瀨町観光協会の法人化に伴います商品開発の質問がありましたが、内容はどのようなものかというようなご質問かと思っております。この商品開発につきましては、観光協会の収益面を上げるために旅行業を営むというような予定がありまして、地域型の旅行、長瀨町から発信できるような商品、地元の人でないといけないような、そういう商品を開発していきましょうというような内容になっております。説明がちょっと不足していたかと思っておりますけれども、特に食品等の開発をするようなものではございません。

続きまして、観光案内所の概要についてというようなご質問だったかと思っております。現在観光案内所は建設途中でございますので、3月下旬を完了予定で、鋭意事業を進めているところです。内容につきましては、木造の2階建ての案内所を予定させていただきまして、1階を案内所業務ができるような内容になりまして、2階は、名目上は物置というようなことで設置を予定しております。使い勝手については、物置ですので、ワンフロアということになっていきますから、場合によっては、そこで会議ができたり、物を置いたり、場合によってはイベント的なものとして使用ができるのではないかといいように考えております。

あと、近隣の方への貸し出しについてですけれども、今のところ具体的に実際には決まっておりません。観光案内所の案内業務も兼ねておるといようなことがありまして、夜間何時まで業務をやっている、案

内所を開設できるかというところまでは詰めておらない状況でありますので、できましたら、運営を行っていく中で、そういう手法というのですか、利用の方法を検討させていただければというふうに考えます。

それと、ヤマユリの……

〔何事か言う人あり〕

○地域整備観光課長（中畝健一君） 失礼しました。案内所の……

〔「トイレとかの設備」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（中畝健一君） トイレはついております。設備の関係で、シャワーについてはついております。理由としましては、町で観光トイレの業務ですとか、桜の維持管理等の業務を委託しております。そういう作業を行う必要がどうしてもありますから、お客様商売ということもありまして、汗をかいて窓口に出るのはどうかということもありますので、そういう対応のためにシャワーを用意させていただきました。

あと、ヤマユリの植栽につきましては、埼玉県緊急雇用の事業を活用させていただきまして、10分の10、ですから10割交付金を利用して事業を行うものです。平成23年度につきましては、ヤマユリを6,000球植える予定です。そして、ヤマユリのほかに防護さくですとか、そういうような経費も含めまして、植える手間ですね、内容をお話ししますと、ヤマユリに防護さく、電気さく、それと植栽の人件費、また周辺の整備費も含めた人件費を予算書にご提案させていただいた額ということで、ご理解をいただきたいと思います。それと、場所は、野土山周辺に平成22年度植えてある場所があるのですが、それに隣接して、あの周辺一帯にヤマユリを植えていきたいというふうに考えております。

それと、予算書の81ページにあります観光案内看板改修工事82万1,000円の内容について説明させていただきます。これは宝登山神社参道入り口に向かって左側にあります看板と、上長瀬駅乗降口を出まして左側に看板がありますけれども、その看板がいたずら等で見えにくくなっているというようなことになっておりますので、改めて表示をし直すという事業でございます。

それと、最後になるかと思うのですが、長寿命化計画についてご説明をいたします。長寿命化計画は、これは委託業務を行うものです。特に工事をするものではありません。この内容については、現在公営住宅については、建てかえを行うものに対して助成するというような政策を国のほうでとっているわけなのですが、既存の住宅の点検維持管理によって建てかえコストを削減するというような目的で長寿命化計画を立てるというような方針が変更になったということです。長寿命化計画を立てますと、町営住宅の維持改修についての補助が受けられるということもありますので、どうしても今後のことを考えますと、計画を策定する必要がありましたので、計上させていただきました。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 先ほどの総務課長のご答弁の中で、町有地の売却についてのご回答をいただかなかったと思います。

それから、憩の家センターの当初の目的というのですか、何十年もたっていますから、経緯がはっきりしていないのかなと思うのですが、家賃をいただいているというふうな話をちらっと聞いたのですけれども、町の町有物を貸すからには家賃をいただくべきではないかなと私は思うのですが、そういうお考えはないのでしょうか。

それと、定住自立圏構想ですけれども、全体で3,500万円をかけて、いろいろな分野があるからかもし

れませんけれども、専門家を招聘して、これだけのお金をかけて花火を打ち上げて、後に何も残らなかったということでも困るし、それなりのものを残してほしいなという思いがしています。わかりませんが、高橋参事さんが来年度からどこかへ行くのではないかなというような話も聞いておりますけれども、一生懸命やってきた人がぱっといなくなったりしてしまいますと、しりすぼみのような状況になってしまって、使ったお金がどこへいったのかというようなことにもなりかねませんので、これは相当しっかりやっていたかかないと困るなと思いますけれども、関係者の皆さんのお力をぜひ発揮していただいて、秩父谷がよくなるようなことをしっかりやってもらいたいと思います。

それから、観光協会の法人化事業の中で、商品開発は旅行業というお話でしたけれども、B級グルメに前に出ました、たらし焼きですか、ああいうものは、そのときだけの一過性のもので、後に続けていこうかという思いはないのでしょうか。それからあと、観光協会の建物、坪数としてはどのくらいあるのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

それから、本体のほうのコミュニティ協議会の話ですが、今後のあり方についてのご回答はいただかなかったような気がいたします。相当な数のボランティア団体でございますので、町の中が美しくなるような花植えですとか、そういうところにもちょっと協力していただければ非常にありがたいなと思います。労力のボランティアというのが一番大変なものなのですね。そういう中で、そういう団体さんがどんどん、どんどん欠けていく中で、そういうことも、これからご検討していただけたらありがたいのですが、そこをちょっともう一度お答えをいただきたいと思います。

それから、県知事選で、より早くということのようですけれども、4,000円で10回も行ったりと来たりということは、選挙は1日だけだと思うのですが、そうではなくて、期日前投票のものも持っていったりするのでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、愛育会の活動なのですが、毎戸というのは、これは理想でございます。しかし、意欲のある方に会員になっていただいて、その人たちにやっていただくというのも、これは手ではないかなと思っておりますけれども、そこをよろしくお願ひしたいと思います。

前後してしまいましたけれども、ヤマユリの植栽も、前回は緊急雇用を使って、たしか相当のお金を使ったと思いますけれども、今回もまた1,562万4,000円を使ってということでございます。前回と今回で合わせて相当の金額になると思いますけれども、長瀬町がヤマユリでお客様がどんどん来るような施策を講じていただかないと、これだけのお金を使って、最終的には結局イノシシにやられてしまったというような事態になっては困りますので、そこをどのようにする予定でいるのか、しっかりとご回答いただきたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） まず、幾つか落ちていたという件でございます。目的ということでございますが、憩の家センターの関係でございます。こちらは地域住民のコミュニティ活動と町民全体の福祉及び文化活動等の推進を図るため、地域に集会所を設置するというので、長瀬町集会所施設等設置条例というのがありまして、これは昭和55年でしょうか、そのときに設置されております。その中の一つに、この憩の家センターが位置づけられております。

それから、使用料につきましては、これから商工会と詰めていきたいと思っております。

それから、専門家招聘の関係でございます。こちらにつきましては、推進委員会というのが、町長、また議長等で構成されております会議がありますけれども、そちら等でも高いというお話はされておりました。

て、毎年成果を出しつつ、次年度に進んでいくというようなことで、極力その辺はしっかりやるようにということで、秩父市の事務局のほうにも伝えてあります。

それから、コミュニティ協議会につきましては、今資料がないのであれなのですが、今後検討したいと思います。内容を確認しながら検討させていただきたいと思います。

それと、選挙の関係でございますが、先ほどポスターのことをはっきり言わなかったと思うのですが、県知事選につきましては設置と撤去がございます。あとの町議選とそれから県議選につきましては、撤去のみという形、失礼しました。設置、撤去です。県知事選につきましては、2段の10区画を予定しております。それから、県議選ですが、2段の12区画、それから町議選が2段の14区画を予定しております。

それから……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（大澤彰一君） 県議選につきましては、今年度設置をしますので、あとは撤去だけになります。

先ほどの4,000円は高速料金でございます。

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（大澤彰一君） 花園から所沢まで、ですから幾らですか……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（大澤彰一君） 県のほうに持っていきますので、よろしくお願いいたします。

〔「町有地の売却」と言う人あり〕

○総務課長（大澤彰一君） 町有地の売却は、予算……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（大澤彰一君） 総務課関係ではなくて、ほかのところはあるかもしれません。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 町有地の処分につきましては、前々から考えていることがありまして、処分できるようなところがあれば補正でも当然対応できますし、果たしてその区画が処分できるかどうかという問題もありますので、検討させていただいて、処分できるようであれば、未利用地であれば処分したいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、大澤議員のご質問にお答えしたいと思います。

1点目は、観光案内所の建物の面積の関係ですけれども、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、もしよろしければ帰りまでにご提出させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ヤマユリの関係ですけれども、ヤマユリにつきましては、事業を始めるに当たりまして、2カ年の事業で計画を進めている経緯がございます。平成22年の事業と平成23年の事業で、合わせてヤマユリ9,000球を植えようということで、平成22年度は3,000球、平成23年度は6,000球を予定しております。ヤマユリの球根がイノシシの好物で被害を受けるというような想定がされまして、当初事業の予定ですと、ヤマユリを植えるのみで進めてまいりましたけれども、担当としまして、被害を最小限に防ぐということが課題となっておりますので、県の担当の方ともやりとりをさせていただきまして、緊急雇用の事業の中で、球根のほかにも防護さくや電気さくが、事業の対象になるというようなことも確認できておりますので、球

根とあわせて防護用の対策を行う予定としているところです。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

6 番、新井利朗君。

○6 番（新井利朗君） 幾つか質問させていただきます。

本書の71ページに新事業としてワクチン等の委託料がのっているのですが、旧のものにつきましても、今までどおりなのかと思うのですが、新規のものについて、その補助額といいますか、助成額、それについてお聞きしたいと思います。新規のものだけで結構です。

それから、長瀬町観光協会にもそれぞれの運営費等が出ているのですが、運営費ということは人件費なり、その人件費を払うということは、その仕事に対して払うわけですが、観光協会のホームページを見ていきますと、首をかしげるような記述があったりとか、記載漏れみたいな状況もあるので、せっかくの誘客を図るためのお知らせであったりすれば、もう少しきちんとした内容にするほうがいいのではないかと、いうふうなことで、ちょっと監督の立場のほうから言っていただきたいと思います。例えば花カレンダーというところがありまして、1月から12月までいろいろな花とか紅葉の状況のタイムラグというか、あれがあるのですが、4月の末から5月にかけて通り抜けの桜等がありますけれども、それは全然載っていません。

あとは、ハナビシソウといいますか、花の里につきましても一生懸命に事業に費用をつぎ込んで展開しているにもかかわらず、花カレンダーには花の里の花の一つも載っていないというような状況になっています。それから、ほかのこともありますが、あと記述にいたしましても、長瀬の桜というふうな紹介欄がありまして、記述を見ますと、宝登山神社へ向かう参道沿いに約400本に及ぶ桜が咲きますというふうなことが書いてあるのです。でも、大抵長瀬駅からの状況なのだと思うのですが、参道沿いに400本の桜というのはとても数えられない。それなのに、こういうふうな記述があるというのは誤解を招くし、がっかりさせるものがあるかと思えます。桜新道、北、南両方を合わせ、また宝登山道を合わせてそのぐらいなのかと思うのですが、そのような記述をもう少し正確にしてやらないと、お客さんに対して迷惑をかけたとか、不満を募らせたりすることもあるかと思うので、その辺の指導を徹底していただきたいし、皆さん方にも、その内容をチェックして、本当にいいものにしていただきたい。紅葉にいたしましても、11月中旬がいいというふうに書いてありますけれども、実際のところ見てみますと、11月23日が最高潮で、11月いっぱい見られるのが最近でありますよね。ですから、そういうふうな正確な情報で載せる必要があるのではないかというふうにも思います。ほかのことにしても、みんなそうなのだと思います。その辺のチェックをしっかりと正確な情報をできるだけ記載してもらい、記述してもらったようにしたほうがよいのではないかというふうに感じまして、この辺は地域整備観光課長のほうにお願いしておきます。これは回答は結構です。指導しないというのだったら回答してください。

あと、公民館運営事業で、先ほど図書の購入費がありましたけれども、図書といいますと、本ということ想定してしまうのですが、CDであったり、テープであったりすることもありました。最近是非常にいいDVDの映像がありまして、世界遺産であるとか、日本各地の名勝地、またお祭り等のDVDも結構安い値段でありますので、そういうふうな映像関係のものも少し収集といいますか、用意していただいて、貸し出すような展開をしてもらえればというふう思うのです。幼児から高齢者まで、いろいろな映像を借りてきて楽しむことができるように。今度テレビ等の買い替えがありまして、DVDなんかも

結構見られるような状況のテレビが各家庭におさまっているような、またそういう傾向にあるようですので、そういうふうな映像の準備等もお願いして、文化的な面での協力といえますか、そういうふうなものにもご努力していただきたいなと思いました。

それからあと、給食費の補助につきましての算出基礎を発表していただきたいのですけれども、888万7,000円の算出基礎ですね。お願いします。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 新井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

71ページにある予防接種の新規の分の単価ということでございますが、まず一番初めに三種混合予防接種ということでございますが、こちらは新規とありましても、個別で始めたのが新規ということで、もともとやっている事業でございます。個別になりますと、単価が1人当たり5,600円ということです。それから、下の二種混合も同じく5,600円です。それから、その下の高齢者肺炎球菌の関係につきましては、かかった費用の2,000円を補助させていただくものでございます。それから、次の子宮頸がん等ワクチン予防接種の委託料でございますが、1回当たり1万7,000円で3回の接種分を用意してございます。対象者は中学生ということです。それから、ヒブワクチンは1回当たり8,700円で130人分。それで、年齢によりまして打つ回数が違いますので、最高4回打つようになっておりますけれども、打ち始めた時期によりまして、ちょっと違いますが、単価が8,700円で予算計上させていただきました。それから、肺炎球菌のほうにつきましても、打つ年齢によりまして回数が違いますが、単価としては1万1,000円ということで、予算計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 2点お答えさせていただきます。

1点目は、公民館の図書について、最近では文字のものではなく、CD等もあるというお話でしたが、今回の事業を受けまして、子供用図書が大分古くなっております。カラー版の図鑑等高額なものが多い、またおはなし会の紙芝居等もかなり劣化しているということで、そういったものを新しいものに入れかえたいということで計画しております。

また、給食費の補助の算出基礎ですが、これも繰り返しになりますが、小学生1,200円、中学生1,500円を予定しておりまして、人数を掛けた数字が、この予算の数字、888万7,000円になっております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） お答えありがとうございました。ヒブワクチンについて、今死亡例等から中止といえますか、休止状態の状況があるようだけれども、その辺についての対応をどのように考えているか、お願いしたいのですが。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 報道されておりますように、今のところ報告いただいているのは5例ということでございます。厚生労働省のほうも検討しておりまして、今因果関係は認められないというふうなことになっておりますけれども、もう少し情報収集させていただいて、決定したいということですので、町としましても、そちらの許可というか、開始のゴーサインが出ないとできませんので、その状況を見きわめながらやっていきたいと思っております。

それから、子宮頸がんのほうにつきましても、4月からすぐ実施できるというわけではなくて、今ワクチンがかなり不足しているということで、秩父医師会のほうからも実施は7月ごろに、広報も7月ごろにしてくれというふうな話になっておりますので、そういう状況を勘案させていただいて、許可というか、ゴーサインが出ましたら、なるべく早目にやれるように体制を整えたいと思います。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 先ほど教育次長にお答えいただいたのですけれども、映像関係のあれは、用意というか、そういうふうなものについてはやっているのですか。取り組んでいる、またそういうふうな計上というものも含めて考えてくれているのですか。

〔何事か言う人あり〕

○6番（新井利朗君） DVDの世界遺跡であるとか、遺産とかですね。日本の紹介というか、そういうふうなものは。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 公民館については、まだ入っておりません。今回同じ事業で小中学校も図書を充実させていただきますけれども、学校の方では、既にそういったものは導入しているようです。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） まず、予算書における収入の問題、いわゆる歳入の問題についてお伺いいたします。

去年の10月1日に国勢調査があって、基準財政需要額が人口によって変わってくるだろうと思います。その中で8,000人を割るということは、5年間、8,350人が基準になっていたのですが、少なくとも400人ぐらい減っているわけですね。そうしますと、当然のことながら交付税の算定基準が変わってまいります。その算定基準が平成21年度、平成22年度においては微妙に変わっているのですね。これは総務省のほうで言っているのかどうかわかりませんが、微妙に変わっております。大したあれではないのですが、変わっております。少なくとも16項目ぐらいは人口比で全部出ております。

そこで、一番問題になるのが、段階補正という数字のところなのですが、これが以前課長に答弁いただいたときに聞いたら、人口でいろいろ変わるのではないですかなんて、そういう議事録をゆべ読んでまいりました。随分前の話ですけれども、これは段階補正というのは人口によって、人口の少ないところには厚くということで、段階補正值という数字が大きくなっているわけですね。例えば1.6、人口8,000人に対して1.6掛けるとか、あるいは1.5にするとか、1.1にするとか、そういうことでされているので、400人という数が減ったとすれば、恐らく交付税の算定基準が相当変わってくるだろうと思うのですよね。

それで、この予算書の10億4,000万円か、その交付税の収入額が、そういう基準に沿ってやったのか、あるいはそういうことをしないで、前年度どおりと、基準がですね。それで算出したのか、それをまずお伺いしたいと思います。総務課長、よろしくをお願いします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 梅村議員のご質問にお答えします。

まず、国勢調査でございますが、速報値は、この間発表されております。それが実際確定になるのが、

ことしの10月以降だったかと思います。それも人口と世帯数ぐらいに限ってのことなのではないかと思えます。それで、人口の400人というお話ですが、それが当初予算に計上されているのかということですが、最初にご説明申し上げましたように国のほうで示されている地方財政計画をもとに計上させていただいております。ですから、これを細かく積算しているということではございません。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 収入と支出のほうを別にやっておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

それで、今10月あたりに決定するということでございますけれども、恐らく総務省あたりの考え方ですと、極端に人口が減ったとか、そういうところというのは、緩和策みたいなものが、多分あるはずなのですよ。そういうことから今までずっと来ていたわけですから、それで今私が言った補正值、この補正值が当然変わってくるわけですね。段階補正值が変わってくる、多分そういうことだろうと思います。単純計算で400人減ると、この人口基準の算出によりますと、金額は相当減ってくるというふうに私は思うわけでありましてけれども、10月でないと決まらないということであれば、恐らく来年度からになると思いますけれども、それでしたら、今から聞いても、ちょっと無理な話かもしれません。それはひとつ待つことにしましょう。また、年度が新しくなって、もしかそういうものが出てくれば、またお聞きしたいと思えます。

今の答弁に対して、私がなぜかという、交付税について町長もきのうの答弁の中で言いましたけれども、私たちはわからないのですよ。わからないから聞いているわけだけれども、聞かれるほうもわからないのでは話にならないということで私は言ったのだけれども、それは直接担当に聞いてくれと言われたからしたのですけれども、課長は担当ではないわけですね。担当に直接聞いてくれと言われましたので、今後は担当に聞くことにいたしましょう。

それでは、これの中から幾つかお願いいたします。今度は支出のほうの問題です。まず1つ、さっきから防犯灯のことを聞いているけれども、どうもしっかりした答弁がされていない、聞くほうも聞くほうなのかもしれませんが。私は、防犯灯が4万5,000円ぐらいかかるということで、いわゆる照明器具類が1万円から1万5,000円ということになりますと、3万円から3万5,000円が取り付け費になるわけですね。それで、現在ある電柱に取りつけるのだと思うのですけれども、それで間に合うと思うのですけれども、その1つ取り付けの費用がそんなにかかるものかというふうに私は考えるわけなのですけれども、あくまでも予算ですよといったら、それでおしまいです。もっと安くできるかもしれません。

それで、入札の問題について午前中から質問しているわけですが、指名されたヤマダ電機が、あれだけ安く入れたということは、あそこは太陽光から何でもやっているのですね、今いろいろなことを。食品なんかにも手を出しますよ、そのうち。そんな予感がいたします。それは別としても、ああいうところが入札の中に、指名の中に、あれは指名願が出たので指名したのだらうと思いますが、行って入ってくださいと言ったのではないと思えますよ。指名願が出て指名したので、それで安く入れた、テレビも。そういうふうなことで、太陽光発電なんか多分安くできるだろうし、LEDの電球なんか量販店に行くと、普通の電球で60ワットクラスのが4,000円ぐらいするのですよね、私が買って来ると、メーカーのが、ナショナルあたりで。そうすると、今は半分以下で売っています。ホームセンターあたりで、同じようなものが。

だから、そういうものを入札の指名をすれば、同じものが相当安く入るのではないかと。そういう一つ

の努力が、行政の中に果たしてあるのかどうか。そういうふうなものの、入札のすべてにやったら、これは相当節約できますよ。データを出してくださいと言っておりますので、後で出してください。それを見て、私が間違っているかもしれないということを言いましたから、計算ができなかったら困るので、そのパーセントを出してもらい、入札率の。それをこれからのありとあらゆるものに、竹中さんがいい例ですよ。そういうふうな業者を選定すること。太陽光なんか1,850万円ぐらいのが880万円ぐらいできていますから、第一小学校なんかね。だから、そういうふうなものを今後指名するときに、そういう業者を入れてもらってやれば町長の目にもかなうわけです。要するに最低制限価格を設けなくても、それを割っても落とせるわけですから。恐らく業者が相当競ってきます、これからは。これはいろいろな業者に聞きますと、こういうふうな傾向にあります、電気一つにしても。ですから、そういうふうな傾向でひとつやっていただきたいということでございますので、これについて既存の電柱に設置するのか、新しく建てるのか、それも皆さん聞いていないから、ひとつ教えてください。これは総務課長にお願いいたします。

それと、商工会の憩の家センターというのは、私たちが役員のおきにそこへ移転したので、傾向としては、私は全部承知していますけれども、集約化のあれで、通産省の所管であればつくったものなのですよ。これはイスエードが最初の家を建てた、あれが800坪で、1坪1万5,000円の補助が出たのです。それで、町から1,200万円出して2,400万円で建てた建物なのです。あれは新しいうちから雨漏りしているのですよ。それは私がやっているからよくわかるのですけれども、2階のほうは。それはそれとして、家賃の問題ということを7番議員が申し上げましたけれども、その辺はひとつよしなにご配慮願いたいと思います。

それから、廃棄物一般事業というのがありますね、295万9,000円。これは例えばコンポとか、そういうふうなものだろうと思うのですけれども、生ごみの。今どの程度普及しているのか、まずお伺いしたいと思います。補助がどのぐらい出ているのか、何基ぐらい出しているのか。

それから、障害者自立支援給付費、これは今対象者が何人ぐらいいて、1億円という金が、具体的にどのようなものに使われているのか、教えてください。

それと、合併処理浄化槽の補助金、これは昔は単独のあれでやったけれども、今はすべて合併処理浄化槽で、これでいきますと15基で600万円、約40万円の補助金が1基出るというふうな感じもしますけれども、これがどのぐらいするのか、補助金が何%とか、そういうような基準があるのかどうか、教えていただきたいと思います。

それと、地域整備観光課です。道路新設改良事業5,111万1,000円、これは5路線というふうに本予算のほうではなっております。こっちは9,000万円になっているのですけれども、この概要のほうの5路線と、こっちの5路線とは違うのかどうか。全然違いますから、金額が。それを教えてください。

それと、本中の3路線については、消防署のところが入っているような感じがするのですね、37メートル、これがなぜ37メートルで2回に分けたのか、非常に非効率的ですよ。予算の都合だといえば、それまでですけれども、あとほんのわずかなのですよ、40メートルあれば向こうへ着いて、それで完成するのですよ。そしたら半分に分けるのだ、分けるのだというふうに担当の方が言うので、非効率的なことを1年我慢してもらえれば、ほかのものも予算がやりくりできるようなところはあるかと思うのですよ。そういう効率性も行政の中でひとつ十分に取組んでもらいたい、そういうふうに感じますが、この辺についてもお答えいただきます。

それから、住宅管理事業1,018万円、町営住宅の維持管理及び町営住宅入居者の選考を行う、この選考

というのはどういうもので、費用がかかるのかどうか。この中に入っているのか、この1,018万円という予算が。

それと、公民館管理運営事業1,151万2,000円、複合施設としての機能を生かし、より効果的に各種事業を実施するなど、地域住民の生涯学習意欲や余暇活動のニーズに対応できるよう公民館施設等の管理運営を行う。これはあれですか、管理運営というのは、例えば建物の管理とか、あるいはまた中へ入っている照明とか、そういうふうなもので、これだけの予算を組んだわけですか、これもちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 梅村議員のご質問にお答えいたします。

防犯灯LED化の関係でございますが、今までのものを使うのかどうかというご質問でございますが、基本的には、使えるものは今までのものを使うと。ただ、今各行政区のほうから、ほかにどうだという、要望があるかどうかというのを伺っておりまして、職員にも現場も見させていただいております。その辺がまだちょっとわからないところですけども、新規に設けるところもある程度出てくるのではないかと考えております。

それから、憩の家センターの関係でございますが、使用料につきましては、先ほども申し上げましたように、これから商工会さん等と詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 梅村議員のご質問にお答えいたします。

町民課関係、廃棄物一般事業の中の生ごみ処理機の補助件数ということかと思っております。生ごみ処理機につきましては、いわゆるコンポスターと言われるものが、昭和61年度から補助制度を開始いたしまして、1,222基、また電気式につきましては、平成13年度から制度を開始いたしまして、33基ということになっております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 梅村議員さんご質問の障害者自立支援給付費の関係でございますが、身体障害者の方で使っている方の人数と事業の内容ということだと思いますけれども、これは身体だけではなくて精神、知的の方々に使っていただいているものでございます。平成22年度の実績見込みが、延べですけども、879人、前年対比1.2近く伸びておりますので、そこを勘案させていただきまして、975人分の経費を見込ませていただきました。中でもお金の一番かかる施設などに入所している方の介護給付費が一応大きな部分を占めております。事業の内容としましては、施設の入所だけではなくて、在宅にいる方が援護施設へ通ったりする居宅介護や生活介護、それから児童が通う児童デイ、それからショートステイといいまして、一時的に施設に預けるものとか、ホームヘルパーさんに来ていただくものとかでございます。全体の障害者の関係ですけども、数値ですけども、身体障害者の方、今のところちょっとふえておりまして、今年度も昨年の3月と比べますと16人もふえております。中でも精神の関係の公費医療受給者のほうが、ちょっとふえが激しいというか、多いかなと思います。身障も今人工関節にする方もちょっと出てきておりまして、昔と違って、いろいろな控除の対象にもなりますので、手続をされて手帳をとられる

という方がふえております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、梅村議員のご質問にお答えします。

初めに、予算書86ページの道路新設改良の平成23年度予算要求額1億1,026万3,000円と予算書概要13ページ、道路新設改良部分5,111万1,000円の内容が違うのではないかなというご質問になろうかと思えますけれども、予算書86ページの道路新設改良部分には、概要書13ページの道路新設改良と、その下の辺地対策事業5,015万2,000円と合わせた額となりますので、ご承知おきいただければと思います。

続きまして、本中18号線の消防署から根岸地区に向かいます道路改良の工事内容についてのご質問であろうかと思います。平成23年度の18号線の道路改良の予算の見込額ですけれども、1,200万円程度見込んでおります。延長的には三十七、八メートル、40メートル弱なのですけれども、2年間分に合わせますと二千四、五百万円ということで、道路改良部分の大半が、この路線に予算を投入するようなことになりまして、ほかの路線の事業ができなくなる可能性もあります。効率的なところもありますけれども、道路改良の要望は多うございますので、その辺を配慮させていただきまして、2カ年ということで、事業を執行させていただく予定でおります。

それと、住宅管理事業のご質問で、この中に選考委員の費用が見込まれているかどうかのご質問ですけれども、住宅の入居に当たりまして選考委員会を設けておりまして、その委員の報酬ということで、費用を見込んでおります。年に2回開催する予定で予算を計上させていただいております。ただし、選考がある場合に委員さんにご参集いただくこととなりますので、例えば1棟の募集の際に1人の応募でしたら、選考委員会を行う必要はないのですけれども、1棟の募集の際に二、三名の希望があった場合に選考委員会を開催するというご承知おきいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 公民館管理運営事業について、どういうものかということですが、ここにございますように施設管理運営上の諸費用、経常的費用でございます。事業も含めての予算でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 一通り答弁もらったのだけれども、何かこの文書を読んで終わりにしてしまった方もいらっしゃると思いますが、感じとしてLEDが、何個電気をかえなくてはいけないかということは、多分まだ調査していないのですよね、件数については、予算を組んだ、いわゆる4,486万円という根拠というのはどこにあるのか、私はちょっとわからないので、それも教えてください。

それと次に、廃棄物、これはコンポがすごく伸びていますね。私が数年前にしたときは148基だった、さっき調べてみたら。そのコンポで生ごみ処理を相当しているということで、電気式は33基ということですが、こういうものがどんどん、どんどん普及している。当然生ごみは減量されるわけですから、処理ができてしまうわけですからね、家庭で。これの普及率と広域の負担金、こういうものも考えてもらったほうがいいのではないかと、私はそう思います。全く使っていないという町があったとしたら、それがいま少したつと、半分の家庭が使うということになりますから、2基ある家もあるでしょう。そういうことになりますから、これだけ減量されているということですから、間違いなく。そういうふうなこと

も必要だろうと思います。

それと、障害者自立支援給付費事業、これは私以外に思ったのが、879人、ことし16人ぐらいふえるだろうということで900人になりますよね。そうすると、人口10人に1人は、何らかの形の障害者になるということのですけども、その9人のうちに私なんか入っているということなのですよ。正直そうですよね。そうすると、こんなに障害者っているのかなというふうに思うんですけども、1億円という金で果たして足りるのかどうかわかりませんが、軽症の方もいるでしょう、恐らく重症の方もいるでしょう。例えば認知症の方もいるでしょう。だから、そういうことも含めてだろうと思いますけれども、いづれにしてもちょっと意外な感じがいたします。これがどのように手厚く介護されているのか。社会的に日常生活を営むことまでリハビリや、いろいろな面でやっていると思うんですけども、これだけはぜひやっていただきたい。どんどん予算をふやしてもやっていただきたい。我々だって認知症になる可能性だってあるわけですからね。

それとあと、一番最後の道路新設改良事業なんですけれども、地元の人が、家の前ができないよと言うんですよ。家の前はいつやるの。いや、2年もあれば、あそこは200メートルそこらだから、何とかなるよと言ったけれども、予算がなければしょうがない。それで、地域整備観光課長、一番最初からの、国道から何メートルで工事が幾ら、あるいはそれから2期目の工事が幾ら、それと3期、4期の工事が幾ら、下のほうが工事は大変だと思います。だんだん、だんだんに暗渠も変わってくると思うんですよ、上のほうへいくと、上流にいくと、浅いから。でも、あれは大体同じ1メートル50の暗渠を使うということらしいんですけども、掃除や何かがあるので。と思うんですけども、それがわかったら教えてください。

それで、これは町長、あるいは副町長にお願いしたいんですけども、あそこを始めるときに県の土木事務所のほうへ行きまして、堀内君だったか、だれだったかと一緒に行って、北沢の、あそこは堰堤が2つあるのですよ。行ってみたけれども、もう埋まってしまっていたわけです。とりあえず20立米だか30立米、土砂を吐きましよう。それで、あそこから土砂を掘ったのですね、一番下の堰堤のところ。それで、これで3年ぐらいもつでしょう。というのは、今度は暗渠になってしまいましたから、中で掃除するのも大変なわけですよ、流れ込んでしまうと、土砂が。結構大きな石が流れ込むのですよ、あれは急ですから。北沢というところは急なあれだから、流れが速いのですよ。それで、県のほうへ、危険性はない、問題ないよという答えであればいいのだけれども、今予算がないから、とりあえずこれでやっておいってくださいということで工事をしたいきさつがあるわけです。ですから、そんなところもひとつぜひ相談してもらって、県土整備事務所のほうへ。それで、例えば何かつかえたとき工事になる可能性もあるだろうし、しますので、相当の土砂が流れ込みますから、ひとつお願いしたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 梅村議員の再質問にお答えいたします。

防犯灯の関係でございます。積算上でございますが、今あるものを基本としてございます。それにプラス新規の分を幾つか見て900基という形になってございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 梅村議員の質問にお答えいたします。

コンポスターが非常に普及しているというお話をいただきました。補助で購入されている基数というこ

とで、先ほど申し上げましたけれども、件数といたしまして、1家庭で2基までという基数制限が現在の要綱ではございます。その辺で計算していきますと、約4割の方ということでございます。ただし、現在コンポスターはホームセンター等で5,000円前後ぐらいで、一般の大きさは購入できますので、補助を受けないで購入されている方も大勢いらっしゃるかと思います。また、経年劣化で、屋外に置いておくものですから、5年、10年経過いたしますと、壊れてしまっているものも、補助対象で購入したのものでもあるかと思います。そういうことも含めまして、現在来年度からは、その辺の基数制限、例えばの話として5年経過したものは再度また補助対象にするとかを検討しているところでございます。

また、広域の負担金への影響ということでございますけれども、参考に秩父市では電気式の生ごみ処理機の補助制度、横瀬町は長瀬町と同様、特にうたっていないかと思えます。皆野町もコンポスター式と電気式の補助制度等ございますので、同様に普及しているのではないかということです。ごみの減量化に資する処理機ということであるかと思えますので、ここ5年程度は、ちょっとコンポスターの補助は数基程度になっている傾向もありますので、また広報等で制度周知をしてみたいと思えます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、梅村議員のご質問にお答えをいたします。

本中18号線の全体計画についてのご質問になろうかと思えます。本中18号線は、ここ数年度に分けて工事を実施いたしましたという経緯がございますが、年度ごとの事業費については、ちょっと把握しておられない状況にありますけれども、平成22年度までの事業費については把握しておりますので、参考に説明させていただきます。平成22年度までの総事業費は4,536万1,000円でございます。そのうち工事費が4,000万円で、測量等が256万1,000円、用地費補助費が280万円を使用しております。平成23年度におきましては1,200万円の工事費を予定している状況になっております。

あと1点、カルバート、水路の部分についての規格がどうかというようなご質問になろうかと思えますけれども、平成22年度、今年度と来年度平成23年度、75メートルばかり工事を行う予定でおりますけれども、ここに敷設します水路部分のボックスカルバートになりますけれども、1,400ミリメートルだから1.4メートル、1.4メートルのカルバートを敷設する予定でおります。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○地域整備観光課長（中畝健一君） そうです。少し小さ目のものに……

〔何事か言う人あり〕

○地域整備観光課長（中畝健一君） そうということです。工事の手法につきましては、本中18号線の水路部分、以前から土砂がたまるというようなことも承知しておりますので、水路部分2カ所になるかと思えますけれども、土砂が排出できるようなところを設けて工事を施行する予定でおります。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 済みません。先ほどの障害者の人数の関係でございますが、先ほどの数字ですけれども、延べ人数ということになります。これは12カ月分の延べ人数ということになりまして、またサービスの種類は重複しているところがありますので、実人員がちょっと出ていないので申しわけないのですが、約30人弱ぐらいになるかと思えます。

それから、手帳の所持者としましては、3月1日現在で身体障害者手帳が285人、それから療育手帳が

48人、精神の手帳を持っている方が22人ということになっております。

以上でございます。失礼いたしました。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第7号 平成23年度長瀬町一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時34分

再開 午後4時50分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎会議時間の延長

○議長（齊藤 實君） ここで会議時間を延長いたします。

◇

◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第5、議案第8号 平成23年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第8号 平成23年度長瀬町国民健康保険特別会計予算「歳入歳出予算」「一時借入金」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ8億6,431万5,000円となり、前年度予算と比較して2,960万3,000円、3.3%

の減額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第8号 平成23年度長瀬町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

最初に、被保険者等の状況ですが、平成23年1月末現在被保険者数は2,505人、1,341世帯の方に加入をいただいております。

それでは、予算書、厚い冊子になっているほうの129ページをごらんいただきたいと思います。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,431万5,000円とするものでございます。

次に、予算説明書により説明をさせていただきます。134、135ページをごらんください。最初に、歳入予算の主なものについてご説明をさせていただきます。款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税でございますが、1億6,008万8,000円を調製させていただきました。節1医療給付費分につきましては、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額により算出した合計金額でございます。

節2後期高齢者支援金分につきましては、後期高齢者医療制度の財源として社会保険診療報酬支払基金に納付する後期高齢者支援金に充てるもので、所得割額と均等割額により算出してございます。

節3介護納付金につきましても介護納付金に充てるもので、所得割額、均等割額により算出した合計額でございます。

次に、目2退職被保険者等国民健康保険税でございますが、1,911万6,000円を調製させていただきました。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分も一般被保険者と同様に見込ませていただきました。

次に、136、137ページをごらんください。款5国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費負担金でございますが、歳出の一般被保険者療養給付費等負担金分や介護納付金負担金分、後期高齢者医療費支援金負担金分の法定割合を見込ませていただきました。

次に、目2高額医療費共同事業負担金でございますが、市町村国保財政の基盤強化のため、費用額で80万円を超える標準高額医療費拠出金の4分の1相当額が交付されるものでございます。

次に、目3特定健康診査等負担金でございますが、特定健康診査保健指導費用として国庫負担金を見込ませていただきました。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金でございますが、普通調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付されるものでございます。

次に、138、139ページをごらんください。款6項1目1療養給付費交付金でございますが、退職被保険者の療養給付費に充てるべき財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、款7項1目1前期高齢者交付金でございますが、65歳から74歳の前期高齢者の医療費の財源として加入者数に応じて社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、款8県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金でございますが、市町村国保財政の基盤強化のため、県から負担金として交付されるものでございます。

目2特定健康診査等負担金も国庫負担金と同様、特定健康診査費用等に充てるために交付されるものでございます。

項2 県補助金、目1 都道府県財政調整交付金でございますが、普通調整交付金として平成22年度の療養給付費負担金の一定割合が、また特別調整交付金として人間ドック等健康診査に要する経費等に対して交付されるものでございます。

次に、款9 項1 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金につきましても、国、県と同じく国保連合会から交付されるものでございます。

目2 保険財政共同安定化事業交付金につきましては、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、30万円を超える部分の一定割合が国保連合会から交付されるものでございます。

次に、款11 繰入金の項1 目1 一般会計繰入金でございますけれども、140、141ページをごらんください。節1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）と節2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、節4 出産育児一時金等繰入金、節5 財政安定化支援事業繰入金は、それぞれ法定負担分を繰り入れるものでございます。

節3 事務費繰入金につきましては、国保担当職員3名分の給与費を含みます事務費として繰り入れるものでございます。また、節6 その他一般会計繰入金は、医療費の支払いに対しまして、財源の不足が見込まれることにより繰り入れをさせていただくものでございます。

次に、款12 繰越金、目2 その他繰越金でございますが、前年度繰越金として2,400万円を見込ませていただきました。

続きまして、歳出でございますが、144、145ページをごらんください。款1 総務費、項1 総務管理費は、国民健康保険事業を運営するに当たりましての職員の人件費、国保連合会に対します共同電算処理の手数料やレセプト点検業務委託料等でございます。

項2 徴税费は、国民健康保険税の収納に要する諸費用でございます。

次に、146、147ページをごらんください。款2 保険給付費、項1 療養諸費は、一般被保険者や退職被保険者の医療費や療養費として一定割合を保険医療機関等に支払うものでございます。

次に、項2 高額療養費は、被保険者が同一の月内に病院、薬局等で受けた診療に係る一部負担金が限度額を超えた場合に支給するものでございます。

次のページをごらんください。項3 葬祭諸費は、被保険者の方が亡くなられた場合、その葬祭を行った方に5万円を支給するものでございます。

次に、項5 出産育児諸費は、被保険者の出産に対しまして、その世帯主の方に1人当たり出産育児一時金として42万円を支給するものでございます。

次に、款3 後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者医療制度に係る費用のうち4割相当額を支援金として社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。

次に、150、151ページをごらんください。款5 老人保健拠出金でございますが、平成20年3月で老人保健制度は廃止されておりますが、月おくれ分に係る医療費の給付費等に対しては経過措置により継続されておりますので、必要額を拠出するものでございます。

次に、款6 介護納付金でございますが、介護保険第2号被保険者、40歳から64歳の方から納入いただいた介護保険料等について、介護給付費納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

款7 共同事業拠出金でございますが、保険運営基盤の安定化を図るため、国保連合会で実施している高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の財源に充てるため拠出するものでございます。

款8 保健事業費でございますが、保険者に義務づけられている40歳から74歳までの被保険者の方を対象

とした特定健診、特定保健指導等の費用や人間ドック費用の一部助成経費等でございます。

最後に、154、155ページをごらんください。款12予備費でございますが、平成22年度と同額の300万円を調製させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第8号 平成23年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第6、議案第9号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第9号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ5億8,300万6,000円となり、前年度予算と比較し、1,861万4,000円、3.3%の増額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 議案第9号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の163ページをお開きください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,300万6,000円とするものです。

次に、168、169ページをごらんください。主なものについてご説明させていただきます。初めに、歳入

でございますが、款1 保険料、目1 第1号被保険者保険料でございますが、特別徴収及び普通徴収を合わせまして1億1,351万7,000円を見込ませていただきました。

次に、款3 国庫支出金、項1 国庫負担金でございますが、これは保険給付費の財源として法定割合分が国庫から支払われるものでございます。

次の項2 国庫補助金でございますが、保険給付費や介護予防の地域支援事業、包括支援センターの運営事業費等の費用として、同じく法定負担分が補助されるものでございます。

次に、款4 支払基金交付金でございますが、第2号被保険者分として社会保険診療報酬支払基金から保険給付費や地域支援事業の財源として交付されるものでございます。

次に、款5 県支出金、項1 県負担金でございますが、歳出の保険給付費の法定割合分を県から負担金としていただくものでございます。

次に、項2 県補助金でございますが、各種介護予防事業や啓発事業、また介護予防ケアマネジメント事業や任意事業実施のための交付金として、同じく県から交付されるものでございます。

次に、170、171ページをごらんください。款7 繰入金、項1 一般会計繰入金でございますが、目1 介護給付費繰入金から目3 地域支援事業繰入金は、介護サービスの実施に要する保険給付費や地域支援事業の各種介護予防事業、任意事業実施のための財源として法定負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

また、目4 その他一般会計繰入金につきましては、認定調査や認定審査会などの事務費に充てるための財源として繰り入れをさせていただくものでございます。

項2 基金繰入金、目1 介護保険給付費支払基金繰入金でございますが、介護保険事業に要する費用に不足が生じるため、介護保険給付費支払基金から繰り入れを行うものでございます。

また、目2 介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は、介護従事者の処遇改善を目的とした介護報酬の改定に伴って上昇する介護保険料を抑制するため、臨時特例基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、款8 繰越金は、前年度と同額の100万円を見込ませていただきました。

続きまして、歳出でございますが、174、175ページを見ていただきたいと思います。款1 総務費でございますが、項1 総務管理費は、介護保険事業に係る被保険者証の発行や標準負担額減額認定証の発行事務、介護保険システムの保守点検委託料などの介護一般の業務を行うための諸費用でございます。

項2 徴収費は、保険料の賦課徴収のための諸費用でございます。

項3 介護認定審査会費は、介護保険サービスを受けるための認定調査費用や認定審査会の経費に充てるための費用でございます。

176、177ページをごらんください。款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費でございますが、介護サービス計画に基づき、在宅の要介護者が訪問介護、通所介護、短期入所、生活介護等のサービスを利用した場合や、特別養護老人ホームや老人保健施設等へ入所してサービスを利用した場合の9割分、また福祉用具の購入や住宅改修した費用の一部を支給するものでございます。

次に、項2 介護予防サービス等諸費でございますが、在宅の要支援者が指定介護予防サービスを受けたときの費用や認知症対応型の共同生活介護や通所介護を利用した場合の9割分、また福祉用具の購入や住宅改修費用の一部を支給するものでございます。

次に、178、179ページをごらんください。項4 高額介護サービス等費でございますが、要介護者が居宅サービス及び施設サービスを利用して支払った自己負担額が一定の上限を超えた場合に、超えた分を支払

うことにより利用者の負担軽減を図るものでございます。

項5 高額医療合算介護サービス等費でございますが、医療保険や介護保険の費用が著しく高額となった場合に、一定の上限を超えた額について支給するものでございます。

項6 特定入所者介護サービス等費でございますが、施設サービス等を利用する要介護者のうち市町村民税非課税等の低所得者の食費、居住費について負担限度額が定められており、その額と基準額との差額について介護給付費を支給するものでございます。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費でございますが、65歳以上の要支援該当一歩手前の特定高齢者を対象に、運動機能の向上のためのリハビリや栄養改善指導を行うとともに、通所型の介護予防事業などを実施してまいります。また、一般高齢者向けの介護予防事業として認知症予防、うつ予防等の講演会や元気モリモリ、口腔、栄養教室等を実施してまいります。

180、181ページをごらんください。項2 包括的支援事業・任意事業費でございますが、高齢者が住みなれた地域で安心して生活していくことができるよう、要支援者のケアプラン作成やサービス支援、各種相談業務を行う地域包括支援センターの設置費用や紙おむつ支給事業などを行うものでございます。

次に、182、183ページをごらんください。款7 予備費でございますが、不測の事態が生じた際の財源とするため、300万円を計上させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第9号 平成23年度長瀬町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第7、議案第10号 平成23年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第10号 平成23年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算「歳入歳出予算」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ8,318万4,000円となり、前年度予算と比較し、107万5,000円、1.3%の減額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第10号 平成23年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

この制度の運営は、埼玉県内の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっております。町では、その財源となる保険料の徴収や保険証の引き渡し、制度の啓発等を行うものでございます。平成23年2月末現在の被保険者数は1,201人となっております。

それでは、予算書の193ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,318万4,000円とするものでございます。

次に、予算説明書により、主なものについて説明をさせていただきます。198、199ページをごらんください。まず、歳入でございますが、款1項1目1後期高齢者医療保険料でございまして、6,263万円を見込ませていただきました。この保険料につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合に関する条例に基づき、所得に対する所得割額7.75%と被保険者均等割額4万300円の合算額でございまして、年金からの特別徴収保険料は4,804万2,000円、普通徴収保険料は1,438万8,000円を見込ませていただきました。

次に、款3繰入金、項1目1一般会計繰入金でございまして、保険料徴収等に係る経費に充てる事務費繰入金、保険料の還付や低所得者の保険料の軽減分の補てん財源等として繰り入れる保険基盤安定繰入金として1,954万3,000円を見込ませていただきました。

次に、款4繰越金でございまして、平成22年度からの繰越額として100万円を見込ませていただきました。

続きまして、202、203ページをごらんいただきたいと思います。歳出でございまして、款1総務費でございまして、後期高齢者医療制度に係る医療費適正化のためのパンフレットの購入や後期高齢者医療システムの保守点検委託料、後期高齢者医療保険料の収納に要する費用に充てるものでございます。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金でございまして、これは被保険者の方からいただきました保険料と一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

次に、款3諸支出金の保険料還付金でございまして、被保険者の死亡や所得の変更などにより生じた過年度分の保険料の還付に充てるものでございます。

最後に、款4予備費でございまして、不測の事態が生じた場合の財源とするため、100万円を計上させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第10号 平成23年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の説明、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第8、議案第11号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（齊藤 實君） 提案理由の説明を町長に求めます。
町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第11号 長瀬町公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町公平委員会委員、小池廸男氏におかれましては、平成11年から3期12年にわたり大変ご苦勞ただいておりましたが、平成23年4月30日で任期満了となり、本人より辞任の申し出があったため、後任候補者の推薦について同意をお願いするものでございます。

大野氏は風布区にお住まいで、昭和37年に役場職員として公務につかれ、総務課長等町幹部職員として活躍され、平成11年には収入役となり、平成15年に退職され、現在70歳です。人事行政に精通された方であり、長瀬町公平委員会委員として大野氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第11号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり同意されました。



◎議案第12号の説明、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第9、議案第12号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。
事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（齊藤 實君） 提案理由の説明を町長に求めます。
町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第12号 長瀬町公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。
長瀬町公平委員会委員、滝上利彦氏の任期は平成23年4月30日で任期満了となりますが、引き続き滝上氏を候補者として選任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） お諮りいたします。
本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。
よって、質疑、討論を省略して、これより議案第12号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。
本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第12号は原案のとおり同意されました。



◎閉会について

○議長（齊藤 實君） お諮りいたします。
今期定例会に付議された議事はすべて終了いたしました。
会期日程はまだ残っておりますが、本日をもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。
よって、本日をもって平成23年第1回定例会を閉会とすることにいたします。



◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほどより大きな地震があったようでございます。地震で被害に遭われることのないように祈るばかりでございます。

それでは、ごあいさつ申し上げます。今議会では、平成23年度当初予算を初め、当面する町政の重要議案を提案いたしました。慎重にご審議いただき、議決等をいただき、まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じております。

平成23年度は、長瀬町にとって、卯年にちなみ、飛躍の年になるよう、職員全員で気持ちを引き締め、「町民が主役」のまちづくりを進めてまいるとともに、また町民の皆様が安心して暮らすことのできるための施策を進めてまいる所存でございます。

さて、議員の皆様におかれましては、今議会が任期最後の定例議会となったわけでございます。顧みますと、この4年間は、長瀬町にとって大変重要な時期であり、義務教育施設の耐震化など諸問題を執行部とともに果敢に取り組んでいただき、感謝申し上げます。

来月24日には、町議会議員一般選挙が予定されており、立候補を予定されている方々につきましては、明るく、公平な選挙を心がけていただき、また悔いのない選挙戦を進めていただき、再び、この場でお会いしたいと存じます。

新年度も当面する事業・課題等に対し、議員の皆様のご指導、ご協力をいただき、引き続き町政の円滑な運営へのご協力をよろしくお願い申し上げる次第でございます。大変ありがとうございました。皆様のご健闘をお祈りいたします。



◎閉会の宣告

○議長（齊藤 實君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、平成23年度当初予算を初め条例の改正等、町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第であります。

また、町長を初め執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦労に対し、深く敬意を表します。

なお、執行部各位におかれましては、各議案の執行に当たりましては、適正な運用をもちまして、町政進展のため一層の努力をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成23年第1回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後5時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年 6月 9日

議 長 齊 藤 實

署 名 議 員 新 井 利 朗

署 名 議 員 大 澤 夕 幸 江

署 名 議 員 梅 村 務